

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（11月26日）（月曜日）

開 会 .....	9
開 議 .....	9
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	9
日程第 2 会期の決定 .....	9
日程第 3 諸般の報告 .....	9
日程第 4 行政報告 .....	9
宮路市長報告 .....	9
日程第 5 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	10
宮路市長提案理由説明 .....	10
日程第 6 承認第 6 号 専決処分（平成 30 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号））につき承認を 求めることについて .....	10
宮路市長提案理由説明 .....	10
日程第 7 議案第 66 号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について .....	11
宮路市長提案理由説明 .....	11
満留市民福祉部長兼市民生活課長 .....	11
黒田澄子さん .....	12
満留市民福祉部長兼市民生活課長 .....	12
黒田澄子さん .....	12
満留市民福祉部長兼市民生活課長 .....	12
黒田澄子さん .....	12
日程第 8 議案第 67 号 市道の路線の認定について .....	12
宮路市長提案理由説明 .....	12
瀬川産業建設部長 .....	13
日程第 9 議案第 68 号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について .....	13
日程第 10 議案第 69 号 日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日 置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について .....	13
宮路市長提案理由説明 .....	13

休 憩 .....	1 3
山口初美さん .....	1 4
有村福祉課長 .....	1 4
山口初美さん .....	1 4
内山企画課長 .....	1 4
山口初美さん .....	1 4
内山企画課長 .....	1 4
日程第 1 1 議案第 7 0 号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について .....	1 4
日程第 1 2 議案第 7 1 号 日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定 について .....	1 4
日程第 1 3 議案第 7 2 号 日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について .....	1 4
日程第 1 4 議案第 7 3 号 日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について .....	1 4
日程第 1 5 議案第 7 4 号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特 産物直売施設に係る指定管理者の指定について .....	1 4
宮路市長提案理由説明 .....	1 5
黒田澄子さん .....	1 5
小園副市長 .....	1 6
城ヶ崎農林水産課長 .....	1 6
黒田澄子さん .....	1 6
小園副市長 .....	1 7
城ヶ崎農林水産課長 .....	1 7
山口初美さん .....	1 7
城ヶ崎農林水産課長 .....	1 7
山口初美さん .....	1 8
城ヶ崎農林水産課長 .....	1 8
山口初美さん .....	1 8
日程第 1 6 議案第 7 5 号 日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について ...	1 8
日程第 1 7 議案第 7 6 号 日置市地区公民館条例の一部改正について .....	1 8
宮路市長提案理由説明 .....	1 8
堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 8

黒田澄子さん	19
橋口地域づくり課長	20
黒田澄子さん	20
橋口地域づくり課長	21
黒田澄子さん	21
橋口地域づくり課長	21
黒田澄子さん	21
橋口地域づくり課長	22
日程第18 議案第77号 日置市伊集院都市農村交流施設 chests 館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正について	23
日程第19 議案第78号 日置市都市公園条例の一部改正について	23
宮路市長提案理由説明	23
瀬川産業建設部長	23
休 憩	23
池満 渉君	23
城ヶ崎農林水産課長	24
池満 渉君	24
日程第20 議案第79号 日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	24
宮路市長提案理由説明	24
堂下選挙管理委員会事務局長	25
日程第21 議案第80号 平成30年度日置市一般会計補正予算(第6号)	25
日程第22 議案第81号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	25
日程第23 議案第82号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	25
日程第24 議案第83号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	25
日程第25 議案第84号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)	25
日程第26 議案第85号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	26
日程第27 議案第86号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)	26

日程第 28	議案第 87 号	平成 30 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	26
日程第 29	議案第 88 号	平成 30 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	26
日程第 30	議案第 89 号	平成 30 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	26
	宮路市長提案理由説明		26
	池満 渉君		28
	満留市民福祉部長兼市民生活課長		29
	長倉健康保険課長		29
	宮下建設課長		29
	池満 渉君		29
	満留市民福祉部長兼市民生活課長		30
	佐多申至君		30
	満留市民福祉部長兼市民生活課長		30
	松田教育委員会事務局長兼教育総務課長		30
	佐多申至君		31
	満留市民福祉部長兼市民生活課長		31
	佐多申至君		31
	松田教育委員会事務局長兼教育総務課長		31
	田畑純二君		31
	有村福祉課長		32
	田畑純二君		32
	有村福祉課長		32
日程第 31	陳情第 7 号	情報通信環境 (ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消) の整備促進を求める陳情書	32
日程第 32	陳情第 8 号	「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書	33
散 会			33

---

第 2 号 (12 月 6 日) (木曜日)

開 議		38
日程第 1	一般質問	38
	黒田澄子さん	38

宮路市長	3 9
奥教育長	4 0
黒田澄子さん	4 0
有村福祉課長	4 0
黒田澄子さん	4 0
有村福祉課長	4 1
黒田澄子さん	4 1
有村福祉課長	4 1
黒田澄子さん	4 1
長倉健康保険課長	4 1
黒田澄子さん	4 1
有村福祉課長	4 1
黒田澄子さん	4 2
有村福祉課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
有村福祉課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
城ヶ崎農林水産課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
城ヶ崎農林水産課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
城ヶ崎農林水産課長	4 3
黒田澄子さん	4 3
城ヶ崎農林水産課長	4 3
黒田澄子さん	4 3
城ヶ崎農林水産課長	4 3
黒田澄子さん	4 3
城ヶ崎農林水産課長	4 3
黒田澄子さん	4 3
城ヶ崎農林水産課長	4 4
黒田澄子さん	4 4
城ヶ崎農林水産課長	4 4

黒田澄子さん	4 4
城ヶ崎農林水産課長	4 4
黒田澄子さん	4 4
城ヶ崎農林水産課長	4 4
黒田澄子さん	4 5
城ヶ崎農林水産課長	4 5
黒田澄子さん	4 5
城ヶ崎農林水産課長	4 5
黒田澄子さん	4 5
城ヶ崎農林水産課長	4 6
黒田澄子さん	4 6
長倉健康保険課長	4 6
黒田澄子さん	4 6
有村福祉課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
有村福祉課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
有村福祉課長	4 7
黒田澄子さん	4 8
有村福祉課長	4 8
黒田澄子さん	4 8
宮路市長	4 8
黒田澄子さん	4 8
奥教育長	4 9
黒田澄子さん	4 9
豊永学校教育課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
豊永学校教育課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
宮路市長	5 0
黒田澄子さん	5 0
奥教育長	5 0

	黒田澄子さん	5 0
	橋口地域づくり課長	5 1
	黒田澄子さん	5 1
	橋口地域づくり課長	5 1
	黒田澄子さん	5 1
	橋口地域づくり課長	5 1
休	憩	5 1
	漆島政人君	5 2
	宮路市長	5 2
	漆島政人君	5 3
	上財政管財課長	5 3
	漆島政人君	5 4
	上財政管財課長	5 4
	漆島政人君	5 4
	上財政管財課長	5 4
	漆島政人君	5 5
	上財政管財課長	5 5
	漆島政人君	5 5
	上財政管財課長	5 6
	漆島政人君	5 6
	宮路市長	5 6
	漆島政人君	5 7
	上財政管財課長	5 7
	漆島政人君	5 7
	宮路市長	5 8
	漆島政人君	5 8
	宮路市長	5 9
	漆島政人君	5 9
	橋口地域づくり課長	6 0
	漆島政人君	6 0
	宮路市長	6 1
	池満 渉君	6 1

休 憩 .....	6 2
宮路市長 .....	6 2
池満 渉君 .....	6 3
宇都上下水道課長 .....	6 3
池満 渉君 .....	6 3
宇都上下水道課長 .....	6 3
池満 渉君 .....	6 3
宇都上下水道課長 .....	6 4
池満 渉君 .....	6 4
宇都上下水道課長 .....	6 4
池満 渉君 .....	6 4
宇都上下水道課長 .....	6 4
池満 渉君 .....	6 4
宇都上下水道課長 .....	6 4
池満 渉君 .....	6 4
宇都上下水道課長 .....	6 4
池満 渉君 .....	6 4
宇都上下水道課長 .....	6 5
池満 渉君 .....	6 5
宇都上下水道課長 .....	6 6
池満 渉君 .....	6 6
宮路市長 .....	6 6
池満 渉君 .....	6 6
内山企画課長 .....	6 7
池満 渉君 .....	6 7
内山企画課長 .....	6 7
池満 渉君 .....	6 7
宮路市長 .....	6 8
池満 渉君 .....	6 8
協商工観光課長 .....	6 8
池満 渉君 .....	6 8
協商工観光課長 .....	6 9
池満 渉君 .....	6 9
協商工観光課長 .....	6 9

池満 渉君 .....	6 9
内山企画課長 .....	6 9
池満 渉君 .....	7 0
内山企画課長 .....	7 0
池満 渉君 .....	7 0
内山企画課長 .....	7 0
池満 渉君 .....	7 0
上財政管財課長 .....	7 1
内山企画課長 .....	7 1
池満 渉君 .....	7 1
内山企画課長 .....	7 2
池満 渉君 .....	7 2
宮路市長 .....	7 2
西園典子さん .....	7 2
宮路市長 .....	7 3
奥教育長 .....	7 4
上財政管財課長 .....	7 4
西園典子さん .....	7 4
宮路市長 .....	7 4
西園典子さん .....	7 4
宮路市長 .....	7 5
西園典子さん .....	7 5
宮路市長 .....	7 5
西園典子さん .....	7 5
内山企画課長 .....	7 6
西園典子さん .....	7 6
宮路市長 .....	7 6
西園典子さん .....	7 7
内山企画課長 .....	7 7
西園典子さん .....	7 7
宮路市長 .....	7 7
西園典子さん .....	7 7

長倉健康保険課長	77
西菌典子さん	78
長倉健康保険課長	78
西菌典子さん	78
長倉健康保険課長	78
西菌典子さん	78
長倉健康保険課長	78
西菌典子さん	78
長倉健康保険課長	78
西菌典子さん	79
宮路市長	79
西菌典子さん	79
宮路市長	79
西菌典子さん	80
豊永学校教育課長	80
西菌典子さん	80
豊永学校教育課長	80
西菌典子さん	80
有村福祉課長	81
西菌典子さん	81
奥教育長	81
散 会	81

---

第3号（12月7日）（金曜日）

開 議	86
日程第1 一般質問	86
桃北勇一君	86
宮路市長	86
奥教育長	87
桃北勇一君	87
内山企画課長	88
桃北勇一君	88

有村福祉課長	89
桃北勇一君	89
有村福祉課長	89
桃北勇一君	89
福山介護保険課長	89
桃北勇一君	90
福山介護保険課長	90
桃北勇一君	90
福山介護保険課長	90
桃北勇一君	91
宮路市長	91
桃北勇一君	91
宮路市長	91
桃北勇一君	91
内山企画課長	91
桃北勇一君	91
内山企画課長	92
桃北勇一君	92
豊永学校教育課長	92
桃北勇一君	92
豊永学校教育課長	92
桃北勇一君	92
豊永学校教育課長	92
桃北勇一君	93
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	93
桃北勇一君	93
橋口地域づくり課長	93
桃北勇一君	94
橋口地域づくり課長	94
桃北勇一君	94
橋口地域づくり課長	94
桃北勇一君	94

	橋口地域づくり課長 .....	9 5
	桃北勇一君 .....	9 5
	内山企画課長 .....	9 5
	桃北勇一君 .....	9 5
	宮路市長 .....	9 6
	是枝みゆきさん .....	9 6
	宮路市長 .....	9 7
	奥教育長 .....	9 8
休	憩 .....	9 8
	是枝みゆきさん .....	9 8
	有村福祉課長 .....	9 9
	長倉健康保険課長 .....	9 9
	是枝みゆきさん .....	9 9
	有村福祉課長 .....	9 9
	是枝みゆきさん .....	9 9
	有村福祉課長 .....	1 0 0
	是枝みゆきさん .....	1 0 0
	有村福祉課長 .....	1 0 0
	是枝みゆきさん .....	1 0 0
	有村福祉課長 .....	1 0 0
	是枝みゆきさん .....	1 0 0
	豊永学校教育課長 .....	1 0 1
	是枝みゆきさん .....	1 0 1
	豊永学校教育課長 .....	1 0 1
	是枝みゆきさん .....	1 0 1
	有村福祉課長 .....	1 0 1
	是枝みゆきさん .....	1 0 2
	有村福祉課長 .....	1 0 2
	是枝みゆきさん .....	1 0 2
	有村福祉課長 .....	1 0 2
	是枝みゆきさん .....	1 0 2
	有村福祉課長 .....	1 0 2

是枝みゆきさん	1 0 2
宮路市長	1 0 3
是枝みゆきさん	1 0 3
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 3
是枝みゆきさん	1 0 3
協商工観光課長	1 0 3
是枝みゆきさん	1 0 3
宮路市長	1 0 3
是枝みゆきさん	1 0 3
橋口地域づくり課長	1 0 3
是枝みゆきさん	1 0 4
橋口地域づくり課長	1 0 4
是枝みゆきさん	1 0 4
橋口地域づくり課長	1 0 4
是枝みゆきさん	1 0 5
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
内山企画課長	1 0 5
是枝みゆきさん	1 0 5
内山企画課長	1 0 5
是枝みゆきさん	1 0 5
堂下総務企画部長兼総務課長	1 0 6
是枝みゆきさん	1 0 6
内山企画課長	1 0 6
是枝みゆきさん	1 0 6
内山企画課長	1 0 7
是枝みゆきさん	1 0 7
堂下総務企画部長兼総務課長	1 0 7
是枝みゆきさん	1 0 7
豊永学校教育課長	1 0 7
是枝みゆきさん	1 0 8
豊永学校教育課長	1 0 8
是枝みゆきさん	1 0 8

	豊永学校教育課長 .....	1 0 8
休	憩 .....	1 0 8
	山口初美さん .....	1 0 8
	宮路市長 .....	1 1 0
	奥教育長 .....	1 1 1
	山口初美さん .....	1 1 1
	松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	1 1 1
	山口初美さん .....	1 1 1
	松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	1 1 2
	山口初美さん .....	1 1 2
	松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	1 1 2
	山口初美さん .....	1 1 2
	奥教育長 .....	1 1 2
	山口初美さん .....	1 1 2
	奥教育長 .....	1 1 2
	山口初美さん .....	1 1 2
	奥教育長 .....	1 1 3
	山口初美さん .....	1 1 3
	奥教育長 .....	1 1 3
	山口初美さん .....	1 1 3
	奥教育長 .....	1 1 4
	山口初美さん .....	1 1 4
	奥教育長 .....	1 1 4
	山口初美さん .....	1 1 4
	宮路市長 .....	1 1 4
	山口初美さん .....	1 1 4
	宮路市長 .....	1 1 5
	山口初美さん .....	1 1 5
	宮路市長 .....	1 1 5
	山口初美さん .....	1 1 5
	城ヶ崎農林水産課長 .....	1 1 5
	山口初美さん .....	1 1 6

城ヶ崎農林水産課長	1 1 6
山口初美さん	1 1 6
城ヶ崎農林水産課長	1 1 7
山口初美さん	1 1 7
宮路市長	1 1 7
山口初美さん	1 1 7
城ヶ崎農林水産課長	1 1 7
山口初美さん	1 1 8
宮路市長	1 1 8
山口初美さん	1 1 8
宮路市長	1 1 8
山口初美さん	1 1 8
宮路市長	1 1 8
山口初美さん	1 1 8
宮路市長	1 1 8
山口初美さん	1 1 8
宮路市長	1 1 9
山口初美さん	1 1 9
宮路市長	1 1 9
山口初美さん	1 1 9
宮路市長	1 2 0
山口初美さん	1 2 0
宮路市長	1 2 0
山口初美さん	1 2 0
宮路市長	1 2 0
山口初美さん	1 2 0
宮路市長	1 2 1
休 憩	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
宮路市長	1 2 2
奥教育長	1 2 3
坂口洋之君	1 2 3
宮路市長	1 2 4
坂口洋之君	1 2 4

内山企画課長 .....	1 2 4
坂口洋之君 .....	1 2 4
内山企画課長 .....	1 2 5
坂口洋之君 .....	1 2 5
橋口地域づくり課長 .....	1 2 5
坂口洋之君 .....	1 2 5
内山企画課長 .....	1 2 6
坂口洋之君 .....	1 2 6
有村福祉課長 .....	1 2 6
坂口洋之君 .....	1 2 7
有村福祉課長 .....	1 2 7
坂口洋之君 .....	1 2 7
有村福祉課長 .....	1 2 7
坂口洋之君 .....	1 2 7
宮路市長 .....	1 2 7
坂口洋之君 .....	1 2 7
協商工観光課長 .....	1 2 7
坂口洋之君 .....	1 2 8
宮路市長 .....	1 2 8
坂口洋之君 .....	1 2 8
奥教育長 .....	1 2 9
坂口洋之君 .....	1 2 9
豊永学校教育課長 .....	1 2 9
坂口洋之君 .....	1 2 9
奥教育長 .....	1 3 0
坂口洋之君 .....	1 3 0
豊永学校教育課長 .....	1 3 0
坂口洋之君 .....	1 3 0
豊永学校教育課長 .....	1 3 0
坂口洋之君 .....	1 3 0
奥教育長 .....	1 3 0
坂口洋之君 .....	1 3 1

豊永学校教育課長	1 3 1
坂口洋之君	1 3 1
豊永学校教育課長	1 3 1
坂口洋之君	1 3 1
豊永学校教育課長	1 3 1
坂口洋之君	1 3 2
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 2
坂口洋之君	1 3 2
橋口地域づくり課長	1 3 2
坂口洋之君	1 3 2
宮路市長	1 3 3
散 会	1 3 3

---

第4号（12月10日）（月曜日）

開 議	1 3 8
日程第1 一般質問	1 3 8
富迫克彦君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
富迫克彦君	1 4 0
上財政管財課長	1 4 0
富迫克彦君	1 4 0
上財政管財課長	1 4 0
富迫克彦君	1 4 1
上財政管財課長	1 4 1
富迫克彦君	1 4 1
上財政管財課長	1 4 2
富迫克彦君	1 4 2
上財政管財課長	1 4 2
富迫克彦君	1 4 3
上財政管財課長	1 4 3
富迫克彦君	1 4 3
上財政管財課長	1 4 3

富迫克彦君	1 4 4
橋口地域づくり課長	1 4 4
富迫克彦君	1 4 4
橋口地域づくり課長	1 4 4
富迫克彦君	1 4 4
橋口地域づくり課長	1 4 5
富迫克彦君	1 4 5
橋口地域づくり課長	1 4 5
富迫克彦君	1 4 5
橋口地域づくり課長	1 4 5
富迫克彦君	1 4 5
橋口地域づくり課長	1 4 5
富迫克彦君	1 4 5
橋口地域づくり課長	1 4 5
富迫克彦君	1 4 6
橋口地域づくり課長	1 4 6
富迫克彦君	1 4 6
橋口地域づくり課長	1 4 7
富迫克彦君	1 4 7
橋口地域づくり課長	1 4 7
富迫克彦君	1 4 7
田畑純二君	1 4 8
休 憩	1 5 0
宮路市長	1 5 0
恒吉農業委員会事務局長	1 5 1
田畑純二君	1 5 1
宮路市長	1 5 1
田畑純二君	1 5 1
内山企画課長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2
内山企画課長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2
内山企画課長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2

内山企画課長	1 5 3
田畑純二君	1 5 3
内山企画課長	1 5 3
田畑純二君	1 5 3
内山企画課長	1 5 3
田畑純二君	1 5 3
内山企画課長	1 5 4
田畑純二君	1 5 4
内山企画課長	1 5 4
田畑純二君	1 5 4
恒吉農業委員会事務局長	1 5 4
田畑純二君	1 5 4
宮路市長	1 5 5
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
佐多申至君	1 5 6
宮路市長	1 5 7
佐多申至君	1 5 7
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 7
佐多申至君	1 5 7
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 7
佐多申至君	1 5 7
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 8
休 憩	1 5 8

佐多申至君	1 5 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 9
佐多申至君	1 5 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 9
佐多申至君	1 5 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 9
佐多申至君	1 5 9
宮路市長	1 6 0
佐多申至君	1 6 0
橋口地域づくり課長	1 6 0
佐多申至君	1 6 0
橋口地域づくり課長	1 6 1
佐多申至君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
佐多申至君	1 6 1
宮路市長	1 6 2
佐多申至君	1 6 2
宮路市長	1 6 3
散 会	1 6 3

---

第5号（12月21日）（金曜日）

開 議	1 6 9
日程第1 議案第67号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）	1 6 9
日程第2 議案第77号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬萊館条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	1 6 9
日程第3 議案第78号 日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	1 6 9
留盛産業建設常任委員長報告	1 6 9

池満 渉君 .....	170
留盛産業建設常任委員長 .....	170
日程第4 議案第68号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について (文教厚生常任委員長報告) .....	171
日程第5 議案第69号 日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日 置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について (文教厚生常任委員長報告) .....	171
黒田文教厚生常任委員長報告 .....	171
山口初美さん .....	173
富迫克彦君 .....	173
山口初美さん .....	174
樹 治美君 .....	174
日程第6 議案第70号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について(産業建設常任 委員長報告) .....	174
日程第7 議案第71号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定 について(産業建設常任委員長報告) .....	175
日程第8 議案第72号 日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について (産業建設常任委員長報告) .....	175
日程第9 議案第73号 日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について (産業建設常任委員長報告) .....	175
日程第10 議案第74号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市 特産物直売施設に係る指定管理者の指定について(産業建設常任 委員長報告) .....	175
留盛産業建設常任委員長報告 .....	175
山口初美さん .....	176
福元 悟君 .....	177
山口初美さん .....	177
福元 悟君 .....	178
山口初美さん .....	178
福元 悟君 .....	178
山口初美さん .....	178
福元 悟君 .....	179

山口初美さん	179
福元 悟君	179
休 憩	180
日程第11 議案第80号 平成30年度日置市一般会計補正予算(第6号)(各常任委員長報告)	180
下御領総務企画常任委員長報告	180
黒田文教厚生常任委員長報告	182
留盛産業建設常任委員長報告	184
日程第12 議案第81号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	186
日程第13 議案第86号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	186
日程第14 議案第87号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)(文教厚生常任委員長報告)	186
日程第15 議案第88号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	186
黒田文教厚生常任委員長報告	186
日程第16 議案第82号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)(産業建設常任委員長報告)	189
日程第17 議案第83号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)	189
日程第18 議案第89号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)	189
留盛産業建設常任委員長報告	189
休 憩	191
日程第19 議案第84号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)	191
日程第20 議案第85号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)	191
下御領総務企画常任委員長報告	191
日程第21 陳情第5号 日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書のうち「2、学校や地域におけるヘル	

	プマークの周知の徹底を求めます。」の部分（文教厚生常任委員長報告）	192
日程第22	陳情第6号 日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情（文教厚生常任委員長報告）	192
日程第23	陳情第8号 「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）	192
	黒田文教厚生常任委員長報告	193
	桃北勇一君	197
	黒田文教厚生常任委員長	198
	桃北勇一君	199
	黒田文教厚生常任委員長	199
	桃北勇一君	200
	黒田文教厚生常任委員長	200
	山口初美さん	201
	黒田文教厚生常任委員長	201
	山口初美さん	201
	黒田文教厚生常任委員長	201
	山口初美さん	202
	坂口洋之君	203
	山口初美さん	204
休	憩	204
	西菌典子さん	204
日程第24	陳情第7号 情報通信環境（ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消）の整備促進を求める陳情書（総務企画常任委員長報告）	206
	下御領総務企画常任委員長報告	206
日程第25	議案第90号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	207
日程第26	議案第91号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	207
	宮路市長	208
	堂下総務企画部長兼総務課長	208
	山口初美さん	210

日程第 27	議案第 92 号	平成 30 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）	210
日程第 28	議案第 93 号	平成 30 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	210
日程第 29	議案第 94 号	平成 30 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）	210
	宮路市長		210
	田畑純二君		211
	上財政管財課長		212
	田畑純二君		212
	上財政管財課長		212
	田畑純二君		213
	上財政管財課長		213
	山口初美さん		213
日程第 30	閉会中の継続審査申し出について		214
日程第 31	閉会中の継続調査申し出について		214
日程第 32	議員派遣の件について		214
日程第 33	所管事務調査結果報告について		214
閉 会			215
	宮路市長		215

---

平成30年第4回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月26日	月	本 会 議	決算報告、予算・他議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月27日	火	委 員 会	委員会審査（補正予算関係等）
11月28日	水	委 員 会	委員会審査（補正予算関係等）
11月29日	木	委 員 会	予備日
11月30日	金	休 会	
12月 1日	土	休 会	
12月 2日	日	休 会	
12月 3日	月	休 会	
12月 4日	火	休 会	
12月 5日	水	休 会	
12月 6日	木	本 会 議	一般質問
12月 7日	金	本 会 議	一般質問
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	本 会 議	一般質問
12月11日	火	休 会	
12月12日	水	休 会	
12月13日	木	委 員 会	議会運営委員会
12月14日	金	休 会	
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	休 会	
12月18日	火	休 会	
12月19日	水	休 会	
12月20日	木	休 会	
12月21日	金	本 会 議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
承認第 6 号	専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
議案第66号	南薩地区衛生管理組合規約の変更について
議案第67号	市道の路線の認定について
議案第68号	日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
議案第69号	日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について
議案第70号	日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について
議案第71号	日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
議案第72号	日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について
議案第73号	日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について
議案第74号	日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
議案第75号	日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について
議案第76号	日置市地区公民館条例の一部改正について
議案第77号	日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正について
議案第78号	日置市都市公園条例の一部改正について
議案第79号	日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
議案第80号	平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）
議案第81号	平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第83号	平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第84号	平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
議案第85号	平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
議案第86号	平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
議案第87号	平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第88号	平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 89 号 平成 30 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 90 号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 91 号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 92 号 平成 30 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 93 号 平成 30 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 94 号 平成 30 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 陳情第 5 号 日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書のうち「2、学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求めます。」の部分
- 陳情第 6 号 日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情
- 陳情第 7 号 情報通信環境（ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消）の整備促進を求める陳情書
- 陳情第 8 号 「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書



第 1 号 ( 1 1 月 2 6 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 6	承認第 6号 専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
日程第 7	議案第66号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について
日程第 8	議案第67号 市道の路線の認定について
日程第 9	議案第68号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
日程第10	議案第69号 日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について
日程第11	議案第70号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について
日程第12	議案第71号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
日程第13	議案第72号 日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について
日程第14	議案第73号 日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第74号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
日程第16	議案第75号 日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について
日程第17	議案第76号 日置市地区公民館条例の一部改正について
日程第18	議案第77号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正について
日程第19	議案第78号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第20	議案第79号 日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
日程第21	議案第80号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第22	議案第81号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第82号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第83号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 25 議案第 84 号 平成 30 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 85 号 平成 30 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 86 号 平成 30 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 87 号 平成 30 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 88 号 平成 30 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 89 号 平成 30 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 陳情第 7 号 情報通信環境（ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消）の整備促進  
を求める陳情書
- 日程第 32 陳情第 8 号 「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書

本会議（11月26日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	<small>総務企画部長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長</small>	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君  
社会教育課長 梅 北 浩 一 君  
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君  
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君  
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから、平成30年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、坂口洋之君、大園貴文君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（並松安文君）

日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの26日間をしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は  
本日から12月21日までの26日間と決定  
しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結  
果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。  
議会報告につきましては、お手元に配付い  
たしました資料のとおりです。  
次に、監査結果の報告であります。平成  
30年8月分から平成30年9月分までの例  
月現金出納検査結果報告及び10月9日から  
10月19日まで実施された定例監査の報告

がありましたので、その写しを配付しました。  
以上、ご報告いたします。  
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。  
市長から行政報告の申し出がありましたの  
で、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

8月12日から、主な行政執行についてご  
報告申し上げます。

8月17日に姉妹都市である南大隅町から、  
町長、議長、各種団体の代表の方々や児童の  
皆さんなど60人の皆様をお迎えして、第  
30回姉妹都市交流交歓会を開催し、事業を  
継続、充実させ、さまざまな分野において交  
流をさらに深めていくことを確認いたしました。

また、同日、郵便局のみまもりサービスを  
ふるさと納税の返礼品とすることに関する協  
定を締結いたしました。

次に、9月8日に、昨年9月に着工いたし  
ました、ことし8月に完成した伊集院北小学  
校の新校舎完成記念式典を開催いたしました。

次に、10月17日、みのだ食品有限会社  
と来年4月に操業を開始し、新規雇用6人を見  
込んだ冷凍保管設備工場の増設に関する立  
地協定の調印を行いました。

次に、10月26日に川内原子力発電所に  
関する地元関係者及び事業者との意見交換会  
に出席し、市民の安心安全の確保のため、原  
子力規制委員会や事業者と意見交換を行いま  
した。

そのほか、主要な行政報告につきましては、  
報告書に掲載してございますので、ご確認を  
お願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで、行政報告を終わります。

---

△日程第5 諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第5、諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第5号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成29年9月30日をもって解嘱した前委員の後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。下御領伸一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから諮問第5号を採決します。

お諮りします。本件について、下御領伸一氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、下御領伸一氏を適任者として認めることに決定しました。

---

△日程第6 承認第6号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第6、承認第6号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第6号は、専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

平成30年9月の台風24号による災害の復旧に伴う災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,602万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億7,917万2,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金で歳入歳出予算の調整のため、財政調整基金繰入金を1,602万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農道、水路の施設維持修繕

料等の増額、公共土木施設災害復旧費で、市道、都市公園の施設維持修繕料の増額、厚生労働施設災害復旧費で、ゆすいんふれあい健康センター屋根補修の工事請負費の増額、文教施設災害復旧費で、小・中学校の施設維持修繕料の増額、吹上浜公園テニスコート観客席屋根補修の工事請負費の増額、そのほか公共施設・公用施設災害復旧費で、地区公民館の施設維持修繕料の増額などにより、1,602万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第6号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第7 議案第66号南薩地区衛生管理組合規約の変更について

**○議長（並松安文君）**

日程第7、議案第66号南薩地区衛生管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第66号は、南薩地区衛生管理組合規約の変更についてであります。

南薩地区衛生管理組合が共同処理する火葬場の設置及び管理運営に関する事務に係る市の区域を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

それでは、議案第66号南薩地区衛生管理組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

今回の規約変更は、本組合が共同処理する火葬場の設置及び管理運営に関しまして、平成31年3月31日をもって、南九州市の知覧町及び川辺町が離脱することによるものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

南薩地区衛生管理組合規約の一部を改正する規約。

南薩地区衛生管理組合規約の一部を次のように改正する。

第3条の表中、左の欄は、共同処理する事務を規定しております。その第4項、火葬場の設置及び管理運営に関する事。この項の

右の欄、市の区域を規定する内容となります。  
この部分を、枕崎市、日置市（日置市吹上町の区域に限る）、南さつま市に改めるものであります。

附則としまして、この規約は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（黒田澄子さん）

すみません、通告は出していなかったのですが、今回、ここが抜けることでの本市の負担金については何か変動があるのでしょうか。その点だけ、お尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

本件の火葬場に関するものにつきましては、日置市は該当しておりませんので負担金には影響ございません。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

わかりました。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。

○12番（黒田澄子さん）

火葬場のところに枕崎市、日置市と書いてあるんですけど、吹上地域は入っているんですが、関係ないということで、再確認ですがもう一度お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

今回の火葬場につきましては枕崎市の火葬場でございます。日置市の吹上町の該当するものにつきましては、南さつま市の火葬場を使っております。以上のことから今回は該当ないということでございます。

○12番（黒田澄子さん）

はい。了解いたしました。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号南薩地区衛生管理組合規約の変更につ

いては、原案のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第67号市道の路線の認定について

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第67号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第67号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い1路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

**○産業建設部長（瀬川利英君）**

それでは、議案第67号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回、市道認定をしたい路線は、民間の開発造成工事に伴い、市に寄附採納されたものであります。

南田良迫中央線の延長、起点・終点は、別紙資料のとおりでありますので説明は省略いたします。

資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。市道認定路線を朱色の実線で表示してあります。

南田良迫中央線の具体的な場所は、ニシムタ伊集院店の東側に位置し、民間開発により造成された団地内の1路線になります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第9 議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第10 議案第69号日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定

管理者の指定について

**○議長（並松安文君）**

日程第9、議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について及び日程第10、議案第69号日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第68号は、日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市東市来総合福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第69号は、日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上2件、ご審議をよろしくお願ひいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから議案第68号及び議案第69号の2件について一括して質疑を行います。

2件について発言通告がありますので、黒田澄子さんの……。

ここでしばらく休憩します。

午前10時19分休憩

---

午前10時19分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

○14番（山口初美さん）

私は通告をしておりませんでしたけれども、指定管理料の変更についての説明がなかったもんですから、その点について伺いたいと思います。

68号のほうは、指定管理料が32年度から2万2,000円上がります。それから、69号のほうは、指定管理料が32年度から8万4,000円上がることになっておりますが、この指定管理料の値上げについてのご説明をお願いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

上昇部分につきましては、来年度から想定をされております消費税のアップを積算に入れておりますので、その分のアップということになります。

以上です。

○14番（山口初美さん）

もう一回だけ。

消費税の増税というのは、まだ決まったわけではなくて、国内にも相当反対の声がありますので、このまま実施されたときには、そのときに指定管理料の値上げとか、そういうふうに検討するべきではないかと思うんですが、その点についてはいかがなんでしょうか。前もって上げないといけないということなんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

○議長（並松安文君）

どっちですか。

○企画課長（内山良弘君）

予定という形で、今のところ含めた形で指定管理を結ぶということになります。

以上です。

○14番（山口初美さん）

この消費税につきましては、値上げされない場合もあると思うんです。いろいろな情勢の変化によってです。この値上げ分をあらかじめ今回値上げされる議案になっておりますが、もし値上げが中止になった場合はどういうふうになるんでしょうか。その点もお聞きしておきたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

消費税の値上げがなされなかったとした場合には、再度、また中身の内容のほうを見直すという形になると。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議題第68号、議案第69号の2件は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第11 議案第70号日置市江口蓬萊館に係る指定管理者の指定について

△日程第12 議案第71号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

△日程第13 議案第72号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について

△日程第14 議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について

△日程第15 議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日

置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について

**○議長（並松安文君）**

日程第11、議案第70号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定についてから、日程第15、議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についての5件を一括議題とします。

5件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第70号は、日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市江口蓬莱館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第71号は、日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第72号は、日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市農産物直売所城の下物産館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第73号は、日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市農産物直売所ひまわり館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第74号は、日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上5件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから議案第70号から議案第74号の5件について一括して質疑を行います。

5件について発言通告がありますので、黒田澄子さんの発言を許可します。

**○12番（黒田澄子さん）**

今回、指定管理の議案がたくさん上がっております。私は、この指定管理制度に反対するものではないのですが、今後いろいろと検討していかなくてはならない時期に入ってきているのかなという視点で、今回は質疑させていただきたいと思います。

市は、公有財産の削減を目標としておられる中、もちろん公有財産、市の施設としての指定管理について、今後どのようなことを考えておられるのか、お考えをお持ちなのかお尋ねします。

また、副市長を会長とする選定委員会では、この点についての意見はなかったのか、今後ずっとこうやって指定管理制度でやっていくということに対するご意見がなかったのかについてお尋ねをします。

次、2点目に、指定管理者となる団体から管理料を受け取っておられる2団体について、今後、民間譲渡をしていかれる計画等はお持ちでないのかお尋ねをします。

また、3点目として、物産館、直売所と言われるものが市内には各所に現存いたしてお

ります。指定管理されているものの、基準は何なのか。全てが指定管理ではございませんので、その点お尋ねします。

4点目に、今回計上されているもので指定管理料が年間幾らとなっておりますが、月額にすると1万円とか2万円にも満たない、そういった低額であるものまでも指定管理料として設定をされていますが、今後、このままこういう低額の指定管理料を支払って、指定管理制度の中にのせていくお考えなのかについて、4点お尋ねをいたします。

#### ○副市長（小園義徳君）

指定管理者候補者等選定委員会の委員長としての答弁をさせていただきます。

選定委員会では、それぞれの施設ごとに所管課の考え方を確認しまして、存続か廃止か直営か、また指定管理か民間移管か、公募か非公募かと。そしてまた、民間移管の可能性があるのかどうかといったようなことからの視点で協議を行ってきております。

市としましても、この公共施設マネジメントの計画はもちろんございますけれども、こういった観点からの協議というのはいたしておりません。ただ、この制度の究極は民間移管ということだろうと思っておりますので、今回、提案しております指定管理中の中でも、民間移管が可能なものという施設もございますので、その辺については積極的に施設と協議を進めていくような形で意見を取りまとめているところでございます。

ほかにつきましては、所管課のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

2つ目のご質問でございます。

納付金を徴収いたしております chests 館と蓬萊館につきましては、まず chests 館でございますけれども、県営事業で建設された施設でございますして、市に無償譲渡をされる際、譲渡契約に民間などへの譲渡禁止条項が

明記されておまして、現状では民間譲渡が厳しい状況でございます。

一方、蓬萊館につきましては、今回の第5期の指定管理満了後につきましては、民間譲渡の方向で検討いたしているところでございます。

3番目のご質問でございます。

指定管理の基準でございますが、農家の販路拡大や都市農村交流などを目的に地域からの要望があつて、それに市や県が応えて整備した公設の施設を指定管理として運営しているところでございます。ですので、残り6つほど直売所につきましては、民設民営という形になっているところでございます。

4番目のご質問でございます。

指定管理料が低額の施設におきまして、先ほどの副市長からありました選定委員会の中でも、もう自主運営ができるんじゃないかというような協議もいたしたところでございますが、収支状況などを精査して、また、管理者側と協議する中で、今回、第5期までについては必要であるということで判断いたしております。

ただ、6期に向けましては、収支状況を改善していただくことによって、一定規模の修繕費を除きまして自主運営の方向を目指していきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

副市長からも、この管理者制度について、最終的に究極的には民間移管だというお考えを市はお持ちだということがございましたので、やはり計画的にこういったことをもっと協議をなされていかれたと思います。

今後、この指定管理者制度は、何年間、3年間とか5年間とかございまして、一斉に全ての21施設がこうやって上がってくるわけではないわけなんですけど、その辺は、今後計画的にという調査の中の、この選定委員

会というものは、上がってこないと選定委員会はできないわけなんですけれども、その辺はどういった計画にお考えなのかをちょっとお尋ねしたいということと、あと、チェスト館は、県からの無償譲渡のときに民間への委託を禁止されているので、今後、ここは指定管理制度か直営以外はできない施設だということで認識をしましたが、蓬莱館についてはそうでないということ。あと、物産館や直売所は公設の施設として補助金を入れてつくったところは、ここもできないということなんですか。今後、民間の移設ということが、民間譲渡ができなくなるんですか。その辺を再確認したいと思います。

そして、私は今回指定管理制度は本市のホームページに、「この制度は、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを広く活用することで、住民サービスの向上、さらには管理経費の縮減など、地域の振興・活性化及び行政改革の推進効果が期待されております。」。

スタートした時点ではそうだったのかなと思います。ここまで続いてきている流れの中で、若干、行革の部分が薄いのかなと思ったりもします。そして、市がお持ちの公共施設等総合管理計画の中の基本方針の中に、保有総量の縮小による将来的負担額の軽減、これは減らすかふやさないと書いてございます。

減らすという部分は、廃止となった……すみません、これはちょっと違いました。ごめんなさい。ここは次のところでしたけれども、ごめんなさい、ここは削除いたしますが、今、お伺いした点について再度お尋ねをいたします。

#### ○副市長（小園義徳君）

指定管理の期間につきましては、今回、非公募施設ということで3年間という期間で提案してございます。また、ほかの施設では

5年間ということをしているところもございましてけれども、この移管のタイミングというのは、その期間が満了する前に、もちろん進めていかなければならないわけですので、今後、その期間内に、次期指定管理者の選定をするタイミングで検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

直売所の公設と民設の指定管理の関係の民間譲渡の関係だと思っておりますが、今のところ、この5施設のうちに民間譲渡が厳しいなと思われるものは先ほどの理由によりますチェスト館だけでございます。

ただ、赤字の大きい、指定管理料の大きいものについては、なかなか民間譲渡というのはどうかというふうに考えております。ただ、先ほど申しあげました蓬莱館と、あと指定管理料の少額なところにつきましては、収支状況等によっては民間譲渡は十分可能性があるというふうに考えております。

以上です。

#### ○議長（並松安文君）

ほかに質疑……。

#### ○14番（山口初美さん）

私、通告はしておりませんでしたけれども、ご説明がなかった分について伺わせていただきます。

議案第74号なんです。ここは3つの施設を山神の郷管理組合が運営するということでのご提案でございますが、すみません、指定管理料が、ここは32年度に5万6,000円上がる、そういうことで議案が提案されているわけですが、この5万6,000円上がる根拠はどういうことなのかを伺います。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど福祉関連の施設にもございましたように、消費税の増税分を勘案して設定しているところでございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

実際、上がるということが決まったわけではないのに前もって上げるということは、ちょっと私もどうなのかなというふうに疑問に思うわけですが、この5万6,000円に、この消費税が上がった分を考えての5万6,000円になるということは、どういふふうに計算されてこの数字になったのかを伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

指定管理料の積算の中に、消費税対象外のもの、もしくは消費税対象になるもの、細々あります。その中で、精査をする中で、消費税対象のものにつきましては、10%に上がる分を積算してはじいた額がこの増額分だといふふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。

○14番（山口初美さん）

はい。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号の5件は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第16 議案第75号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について

△日程第17 議案第76号日置市地区公民館条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第75号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について及び日程第17、議案第76号日置市地区公民館条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号は、日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。

地域再生法の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第76号は、日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市住吉地区公民館、日置市日新地区公民館及び日置市吉利地区公民館を移転し、並びに日置市扇尾地区公民館の使用施設の範囲を見直すため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件、内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第75号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地域再生法の一部改正に伴い、企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充として、地方交付税による減収補填措置の拡充等が追加されたことに伴いまして改正するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

今回の地域再生法の一部改正によりまして、東京23区にある本社機能を対象となる地域

に移転し、業務等を管理、統括、運営する業務施設を整備する移転型事業におきまして、事業者への課税免除が適用となったことから、第1条から第8条中に、課税免除を受けられるよう必要な文言を追加、修正等を行い、第5条中の表につきまして、移転型事業の不均一課税適用の削除や字句の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成30年6月1日以後に、新設または増設した特別償却設備等に対する固定資産税について適用するものでございます。

なお、これまでこの条例に基づきまして対象となった事業者は日置市には該当ございません。

続きまして、議案第76号日置市地区公民館条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成30年3月に閉校となった日吉地域の住吉、日新、吉利の3小学校の旧校舎を地区公民館として活用するため、使用する部屋と部屋ごとの使用料を設定するための条例改正、及び扇尾地区公民館が使用する部屋を縮小することに伴います、部屋の名称変更等の改正となります。

それでは、別紙をごらんください。

別表第1につきましては、地区公民館の位置の変更となります。

今回、地区公民館の位置が変更となるのは、日新地区公民館が、「日吉町山田320番地3」から「山田308番地2」に、吉利地区公民館が、「日吉町吉利3067番地1」から「吉利4329番地」に変更となります。

なお、住吉地区公民館は、これまでの学校敷地と同地番であるため変更はございません。

別表2は、住吉、日新、吉利地区公民館における各部屋、体育館及び照明施設の使用料となります。

この使用料につきましては、他の地区公民館と同様に施設の規模や部屋の広さ等を勘案し、地区公民館の全体の均衡を図って使用料を設定しております。

それぞれ地区公民館ごとに使用料を設定する会議室等及び照明施設を定め、左から順に、午前8時30分から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後10時までのそれぞれの使用料で、右端の欄は、冷暖房の1時間当たりの使用料で、いずれも100円となります。体育館と体育館及び館庭の照明施設につきましては、1時間につき210円で設定しております。

別表第2の扇尾地区公民館につきましては、これまで3階部分までを地区公民館の部屋として使用料の設定をしておりましたが、使用範囲を縮小し、今回2階部分までを地区公民館として使用することとしたため、講座室1から講座室4を削除し、「講座室5」を「講座室」と名称を改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日より施行するものでございます。

以上2件、ご審議をよろしくお願いたします。

#### ○議長（並松安文君）

これから議案第75号及び議案第76号の2件について質疑を行います。

議案第76号について発言通告がありますので、黒田澄子さんの発言を許可します。

#### ○12番（黒田澄子さん）

地区公民館条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

まず1点目に、廃校の地区公民館活用となるわけですが、条例化されるのは、この廃校の全てなのか一部なのかお尋ねをします。

2点目に、現在あります既存の地区公民館は、今後どのような計画になるのでしょうか、お尋ねをします。

3点目に、廃校跡地利用の提案というのがまだないわけですが、そういった中で計上されていますが、廃校全てを購入したい、そういった事業者が今後出てきた場合、それは断ることになっていくのでしょうか。

その3点をお尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

それでは、まず1点目でございます。

今回新たに使用料を設定する住吉地区、日新地区及び吉利地区につきましては、体育館や一部調理施設を含め、3地区とも旧校舎の1階部分のみを地区公民館として使用することとなります。

住吉地区公民館は、校舎1階部分9室のうち、事務室、倉庫、トイレ等の専用・共用部分を除く3室を、日新地区公民館は、1階部分9室のうち専用・共用部分を除く5室を、吉利地区公民館は、1階部分8室のうち専用・共用部分を除く3室を、いずれも研修室、講座室、会議室等として使用及び貸し出し可能なスペースとして今回使用料の設定を行っております。

2問目、閉校後の校舎の空きスペースにつきましては、これまで庁内の関係課で組織する閉校校舎活用検討会で協議をしまして、ところでございます。

その中で出された活用策といたしましては、本市の保存文書の保管庫や防災物資等の保管場所、埋蔵文化財の史跡資料の保管場所など、市で活用するスペース。そのほか、大学、民間、団体等への貸し出しや市の新たなプロジェクトを進めるためのスペースとしての活用など、いろいろな活用策が出され、協議してまいりました。4地区とも、ある一定の活用策の方向性が決まりつつあるところでございます。

今後も、市の関係課及び関係団体等と協議を進めつつ、地区公民館にも説明し、理解をいただいた上で空きスペースの有効活用を図

りたいと考えております。

3点目でございます。

これまで、閉校後の学校跡地の活用については、日吉地域内の各地区とも協議をしてまいりました。結果的に、小学校跡地に地区公民館が入り活動する考えは4地区とも同じでございます。それを受け、本年度地区公民館の公民館機能としての施設改修も行っている最中でございます。

公民館として特に使用しない空きスペースの活用についても、先ほど述べたように、ある一定の方向性が出せるようでございますので、現時点で、今回対象となっている4地区においては、学校全体を購入する話には対応できないというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ほぼほぼ1階部分の限られたお部屋に対して、今回条例をつくって、研修とか、市民が使えるようになるということで確認をいたしました。

また、今まで使っているところは、今後いろんな保存だったり、埋蔵物だったり、災害のときの、そういった準備をするものが入るかもしれない。また、民間や大学などにも貸し出すかもしれないが、まだ決まっていないということでございました。

たしか、扇尾の地区公民館、そもそもあるところは、今でもそこを使っているというふうに聞いています。研修だったり調理の関係のところを使っていると聞いていますが、そこは地区公民館としてそのまま存続をされるということになるのか、そこを1点お尋ねすることと、あと、学校を利用したい企業が出て、それはできないんだという確認をさせていただきました。

すみません、さっき間違っ言っちゃたんですけど、公共施設等総合管理計画の中に、

基本方針で、本市では、保有総量の縮小による将来的負担額の軽減を行っていく。それは、どのようなことかという、減らす、ふやさない、こうやって公共施設を削減していくということが計画になっています。

減らすというところでは、廃止となった施設は積極的な売却、除去等を行いますというふうに計画にうたってございます。今回、学校としては廃校となって、廃止となった、普通財産になった施設でございます。ここの整合性についてどのように市はお考えなのか。ここでは減らすということで、積極的な売却や除去等というふうにうたってございます。その点についての整合性のお考えをお尋ねをいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

最初のご質問でございますが、扇尾地区につきましては、今回の改正については3階部分のみを、もう使用しないという判断に至った経緯がございます。これにつきましては、扇尾地区公民館とも協議をしまして、現在、有効活用されていない部分については、今後、民間も入れる方向で協議を進めたいということでご理解をいただいているところでございます。

それから、公共施設の使用についてということでございますが、これまで日吉地域につきましては、プレハブで地区公民館の運営をしておりましたので、その点を考慮いたしますと、そのプレハブ自体も長くはもたないというふうなことでございますので、ある意味、校舎のほうに移って、恒久的な地区公民館運営をしていくというふうなことで、これまで運営をしていましたプレハブについては、譲渡もしくは撤去という形で対応していきたいというふうに考えているところです。

#### ○12番（黒田澄子さん）

漏れている。扇尾の。扇尾のこと言ったんですけど。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

申しわけございません。答弁が漏れておりました。

現在、扇尾地区公民館として使っている部分につきましては、集会所という形で、これまでどおり使っていくということになります。ある意味、サテライト、別館という扱いになります。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

すみません。先ほど、漏れているんですけど。たくさん。

もう一回。最後。三回目ですよ。すみません。

扇尾に関しては、現在あるそれはそのまま地区公民館としてのものとして、2施設認めていくということなんでしょうかということをお尋ねしたんですけど、その内容は集会所とか関係ないんだけど、学校を使うのになぜ集会所とか、そういった形で、もう一個別館みたいにして設けているのかなというのが、若干ちょっと気になる部分なので、そこを聞いたんです。そこをお尋ねいただきたい。

それと、先ほど言った公共施設の総合管理計画では、積極的な売却や除去を行うといった部分について、プレハブについては多分除去ということなんでしょうけれども、この私が聞いているのは、廃校になった学校、これは廃止になったわけですよ。市は、そこは除去か売却というふうに計画を立てておられるわけですけども、今回、公民館として使用していくわけなんですけれども、そこら辺の整合性は、こちらの計画とこちらの計画で、やっぱり一緒にならなきゃいけないんじゃないんでしょうかという私は考えを持っていますし、市はそういうことを考えて、こういう計画を立てられたのではないのでしょうか。

だから、こっちの計画では右に行くけど、こっちの計画では左に行きますよと、全然合

致しないというのは、若干ちょっとおかしい話かなと思うので、この計画があるにもかかわらず、このような選び方を地域との現状の中でされていることは致し方ないのかもしれないが、であるのならば、この公共施設に対する計画は、もっと丁寧に書きかえるべきでしょうし、積極的な売却なんていうことにはなっていない。絶対売りませんよと言われましたので。その辺のところの整合性について、どなたかわかりませんが、お尋ねをいただきたいと思います。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

扇尾地区の別館の件でございますが、現在も集会施設として活用しているということは、先ほどご答弁を申し上げました。扇尾地区につきましては、1階部分に会議室というスペースがない関係上、どうしてもご高齢の方が地区公民館に來られて集会等をされる、講座等をされるという場合には、階段を上らなければ2階のほうに行けないということでございますので、こちらは従来どおり広いスペースを有効活用するという意味では、別館の集会所のほうで講座等も行っている状況でございますので、地区の要望としては、引き続き、地区公民館として使用して行きたいという方向性でございます。

それから、公共施設のあり方の考えではございますけれども、あくまでも施設として使用が見込めないものについては、譲渡、撤去等々の考えもありますでしょうが、今回は地区公民館として活用をしていくんだという方向性が出ておりますので、そういう意味では、活用の方法が決まっているということでのご理解いただきたいと思います。

**○議長（並松安文君）**

補足はないのかな。補足はない。3回だから。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号、議案第76号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号及び議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第76号日置市地区公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第77号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬萊館条例の一部改正について

△日程第19 議案第78号日置市都市公園条例の一部改正について

**○議長（並松安文君）**

日程第18、議案第77号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬萊館条例の一部改正について及び日程第19、議案第78号日置市都市公園条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第77号は、日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬萊館条例の一部改正についてであります。

日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館及び日置市江口蓬萊館の利用率を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第78号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

寄附採納を受けた公園を都市公園として供用するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件、内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長（瀬川利英君）**

議案第77号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬萊館条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

現在、指定管理の直売所のうち、チェスト館及び蓬萊館以外の施設につきましては、市内及び市外からの各種目ごとの利用率の上限が統一されております。

来年度からの第5期の直売所5施設の指定管理者の指定に伴い、チェスト館及び蓬萊館の利用率の上限を改正して、指定管理施設の直売所における利用率の上限を統一するものでございます。

次に、議案第78号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

開発造成工事に伴い寄附採納を受けたもので、都市公園として管理するため、所要の改正をするものであります。

別紙をお開きください。

別表第1、サザンヒルズ猪鹿倉公園の項の次に「長松川公園、大字伊集院町猪鹿倉字南田良迫」を加えるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第77号及び議案第78号の2件について質疑を行います。

議案第77号について発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

チェスト館と蓬萊館の利用料の率の改正ということですが、つまり出荷者、生産

者の方々の出荷手数料を上げるという考えでいいんですよね。違うんですか。そこをもう一度説明をしていただきたい。

それから、利用率の改正に至った、その理由というものをお示しをいただきたい。なぜこのような改正に至ったのかということ。

それから、今回改正をすることで、利用料の総額そのものがどのように変化をしていくのか予想をされているのでしょうか。いかがですか。

そして最後に、この2つの施設自体が利用料の改訂をしたことによって、これからどのような運営に影響が出るのかどうなのかということを予測しての提案なのかということを質疑をいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

現在、指定管理で運営をいたしております直売所は市内5施設ございますけれども、このチェスト館と蓬萊館以外の施設につきましては、別表の、いわゆる出荷者の利用率の、あくまでも上限でございますけれども、上限がほかの3施設につきましては統一をされてございます。

今回、来年度からの第5期の指定管理者の指定に伴いまして、あくまでもこの指定管理5施設の利用率の上限を統一したいということでございます。また、上限が改正されましても、両施設ともに現行の生産者との出荷規定による利用率を維持して、変更する予定はございません。

よって、議員のおっしゃる利用料総額や両施設への全体的な影響はないものと想定をいたしております。

以上です。

**○21番（池満 渉君）**

わかりました。私の解釈が間違っていたのかもしれませんが。上限の設定をと、その上限を改正するということですが、もしかしたら今後の内容については、これからやっていく

中においては、そこら辺のところは出荷者の方々と、指定管理者と協議をされるという可能性はあるかもしれませんですね。了解をいたしました。

議長、終わります。了解しました。

**○議長（並松安文君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号、議案第78号の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第20 議案第79号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

**○議長（並松安文君）**

日程第20、議案第79号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第79号は、日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。

公職選挙法の一部改正に伴い、日置市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を無料とするため、条例の一部を改正したいの

で、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、選挙管理委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（堂下 豪君）**

議案第79号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法の一部改正に伴い、日置市長の選挙における候補者に限られておりました選挙運動用ビラの作成が、日置市議会議員の選挙における候補者にも認められるようになったことに伴いまして改正するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

選挙運動用ビラの作成の公営について規定した第7条中、「日置市長の選挙における候補者に限る。」という文言を削ります。

今回の改正で、日置市議会議員選挙の候補者においても、条例に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができず、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラで、1枚当たり7円51銭に4,000枚の範囲内で、作成枚数を乗じた額が公費負担の限度額となります。

附則としてまして、この条例は平成31年3月1日から施行し、改正後の規定は施行の日以後に期日を告示される日置市議会議員選挙について適用するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第79号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第79号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第21 議案第80号平成30年度  
日置市一般会計補正予算  
(第6号)

△日程第22 議案第81号平成30年度  
日置市国民健康保険特別会  
計補正予算(第2号)

△日程第23 議案第82号平成30年度  
日置市公共下水道事業特別  
会計補正予算(第3号)

△日程第24 議案第83号平成30年度  
日置市農業集落排水事業特  
別会計補正予算(第2号)

△日程第25 議案第84号平成30年度  
日置市国民宿舎事業特別会

- 計補正予算（第2号）
- △日程第26 議案第85号平成30年度  
日置市健康交流館事業特別  
会計補正予算（第2号）
- △日程第27 議案第86号平成30年度  
日置市温泉給湯事業特別会  
計補正予算（第2号）
- △日程第28 議案第87号平成30年度  
日置市介護保険特別会計補  
正予算（第3号）
- △日程第29 議案第88号平成30年度  
日置市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第2号）
- △日程第30 議案第89号平成30年度  
日置市水道事業会計補正予  
算（第2号）

**○議長（並松安文君）**

日程第21、議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）から、日程第30、議案第89号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの10件を一括議題とします。

10件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第80号は、平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,877万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億795万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、障害者自立支援給付費や障害児通所給付費等の扶助費の増額、小学校・中学校の空調設備設計業務委託料の増額などの予算措置のほか、来年度の施設維持管理業務等で、年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、国庫支出金で、

障害者自立支援給付費国庫負担金、障害児通所給付費国庫負担金、保育所運営費国庫負担金過年度分の増額など、1億2,483万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金、燃ゆる感動かごしま国体市町村有施設整備費県補助金の増額など、7,764万7,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金と指定寄附金を合わせて5,130万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の増額など、7,356万7,000円を増額計上いたしました。

市債では、学校教育施設空調設備整備事業債の増額などにより140万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、まちづくり応援基金積立金の増額、日吉地域の地区公民館改修に係るLAN整備の委託料の増額など、8,386万3,000円を増額計上いたしました。

民生費では、障害者自立支援給付費等の扶助費の増額などにより、2億5,494万3,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、第2次日置市環境基本計画策定支援業務委託料の執行見込みに伴う減額などにより、1,275万円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、吹上漁港タンク取りかえに対する補助金の増額、多面的機能支払交付金事業の交付金確定見込みに伴う減額などにより、874万5,000円を減額計上いたしました。

土木費では、大川橋橋梁災害に伴う河川等災害関連事業費の増額などにより、1,476万5,000円を増額計上いたしました。

消防費では、消防団員防火衣の執行額確定

に伴う備品購入費の減額などにより、144万9,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小学校・中学校の空調設備設計業務委託料の増額、吹上浜公園体育館空調設置工事の執行額の確定に伴う減額などにより、492万5,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧費の工事請負費の増額などにより、1,998万1,000円を増額計上いたしました。

公債費では、借入利率の見直しにより、1,695万1,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第81号は、平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,022万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、県支出金で、給付見込みに伴う保険給付費等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、保険給付費の療養諸費で、一般被保険者療養給付費の負担金の支払い見込みに伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第82号は、平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,648万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金で、受益者負担金の収入増に伴う増額、諸収入では、使用者協力金の増額などを計上いたしま

した。

歳出の主なものでは、事業費の下水道整備費で、納期前納付報償金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第83号は、平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,646万5,000円とするものであります。

歳入では、基金利子の増額を計上しました。

歳出では、非常勤職員報酬の増額、基金積立金の増額、予備費の減額を計上いたしました。

次に、議案第84号は、平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）であります。

温泉機械類保守点検委託等の、来年度の施設維持管理の業務等で、年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定の予算を編成いたしました。

次に、議案第85号は、平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,376万円とするものであります。

歳出では、経営費の管理費で、予算科目の組み替えを行い、既定の歳出予算のとおりとしました。

次に、議案第86号は、平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619万6,000円とするものであります。

歳出では、温泉給湯事業費の給湯管理費で、非常勤職員報酬の増額と予備費の減額を計上いたしました。

次に、議案第87号は、平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ702万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,103万円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料で、第1号被保険者保険料の実績見込みに伴う減額、国庫支出金で、地域支援事業交付金の実績見込みに伴う減額、支払基金交付金で、実績見込みに伴う減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、通所型サービス利用見込み者の減に伴う委託料の減額などを計上いたしました。

次に、議案第88号は、平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,846万6,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、一般管理費で、非常勤職員報酬の増額を計上いたしました。

次に、議案第89号は、平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8億5,080万4,000円に、収益的支出は、総額に67万3,000円を追加し、総額を8億3,563万3,000円とするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用で、漏水対応等に伴う時間外勤務手当の増額、一般職非常勤職員の報酬額改訂に伴う報酬の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を1億6,332万7,000円に、資本的支出は、総額に53万1,000円を追加し、総額を4億4,312万4,000円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費で、漏水対応等に伴う時間外勤務手当の増額などを計上いたしました。

以上10件、ご審議をよろしくお願いたします。

すみません、今の81号で、国民健康保険で、7,930万5,000円ということに訂正をお願い申し上げます。

#### ○議長（並松安文君）

これから質疑を行います。

まず、議案第80号について発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

#### ○21番（池満 渉君）

詳細については、委員会でのご論議がこれからあると思いますけれども、3つの点についてお伺いをいたします。

予算の中でですが、本市の総合計画の今年度のこの3年間の実施計画の中でありまして第2次の日置市環境基本計画策定業務、その委託料が当初予算で658万2,000円計上がされておりました。

今回の補正で、執行見込みとして571万8,000円を減額をしております。結果、86万4,000円で業務委託は終了したというふうに私は解釈をいたしますが、まず、多額の予算減額の理由をお示しをいただきたいと思っております。

それから、いわゆる減額をして86万円ほどの予算で業務が済んだと仮定をするならば、

当初に意図していた、この基本計画がしっかりできたというふうにお考えなのかお聞かせをいただきたい。

次に、自殺対策計画策定支援業務であります。これも、今年度の実施計画の中にも書かれておりますけれども、当初予算の減額を全て減額補正をして、いわゆる業務の委託はしなかったためというふうに書いてありますけれども、なぜそれをしなかったのかということをもう一度、その理由についてお示しをいただきたい思います。

それから、3番目ですが、道路建設改良費で、工事費の不足に伴いというふうに注記をしてありまして、委託料あるいは土地購入費、保証金などから組み替えをするということで補正が幾つか見られます。この組み替えに至った理由について、その要因はどういったものだったのかということをお示しをいただきたい。もしかしたら、何かの積算違いとか、あるいは手違いがあったのか、どういったのかということをお示しをいただきたいと思います。

以上3点、質疑をいたします。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

第2次日置市環境基本計画につきましては、平成31年度から10年間の計画を定めるものでございます。

ご指摘の同計画の策定支援業務につきましては、7月初旬に契約を締結し、現在、市民、事業所、小学生へのアンケート調査の実施後の集計分析作業を行っている状況でございます。

予算内容としましては、当初予算で一括業務委託ということで執行を予定しておりましたけれども、実際に執行するに当たりまして業務内容を見直し、また、成果品となる計画書等の印刷についても、需用費の印刷製本費での執行とするなど見直しを行なった結果、それと、競争入札の結果の両面におきまして、

契約金額が86万4,000円となったものでございます。

この金額であっても、十分に意図する計画を策定するための支援を受けられるものと考えているところでございます。

以上です。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

2番目の自殺対策計画策定支援業務についてでございますが、これにつきましては、実態調査を含め、業者にその策定支援を委託する予定でありましたが、昨年度、モデル事業で策定した市町村の計画書及び厚生労働省より通知された手引書等を参考にすれば、業者の支援なしで策定できると判断したため減額補正するものであります。

以上です。

#### ○建設課長（宮下章一君）

3番目の工事費への組み替えでございますが、用地取得や測量設計が完了しました工事着工可能箇所の整備を促進するために、委託料、土地購入費、保証金を事業費確定見込みによりまして工事請負費へ組み替えるものでございます。

委託料からの組み替えは補助事業分でございますが、3,034万6,000円と多いわけでございますが、入札執行により事業費が大幅に減額になったことによりまして、事業費が不足している工事請負費へ組み替えを行いまして、工事の進捗を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

#### ○21番（池満 渉君）

大体了解をいたしました。

道路建設の関係では、やっぱり予定よりも工事の進捗が進んだというような見方でよろしいんですか。いや、もう答弁はいいです。そんな感じでもよろしいんでしょうか。

この自殺対策の計画ですけれども、やっぱり当初の予算を組む時点で、もう少しさまざ

まな資料を検討していただきかったという気がいたします。

さて、質疑を続けますけれども、この環境基本計画であります。今、一部の作業中でありということでありましたが、十分計画どおり意図したものができらるうということでしたけれども、本当にそうなんでしょうか。もしかしたら、もう少し、例えば、来年度、31年度にやらなければならないこととかいったようなものはないんでしょうか。そのことだけをお伺いをいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

31年度からの計画でございますけれども、今、分析作業を行っておりますが、それができた段階で、市の職員によります策定委員会をつくっております。その策定委員で、それぞれ係長さんの皆さんを委員としておりますので、専門的なご意見を伺い、さらに環境保全審議会のご意見を賜りまして、第1次に見合う第2次の環境基本計画をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（並松安文君）**

よろしいですか。

次に、佐多申至君の発言を許可します。

**○2番（佐多申至君）**

さっきの議員の質問と一部重なるところがありますが、私の通告を読みます。

第2次日置市環境基本計画策定について。12月補正予算説明資料19ページ、04款01項03目環境衛生費13節委託料に、環境衛生総務管理費について、当初658万2,000円から86万4,000円に補正され、571万8,000円の減額がなされているが、その多額な減額補正の理由をとということで質問しますが、これについては、先ほど経緯についてはご説明を受けましたので省略したいと思います。

平成21年の3月に日置市環境基本計画に

策定し、期間10年の中で、平成25年度に中間見直しもしたと思います。その見直しも含めて、本市の目指すべき計画策定になっているのか。

この2件でしたが1件についてお答えください。

小中学校空調設備設計料について、説明資料34ページから35ページ。10款03項01目学校管理費13節委託料に、小中学校維持補修費について。小中学校特別支援教室を含む普通教室の空調設備設計料が計上されていますが、日吉小学校もそれに含まれているのか。3年後の義務教育学校開始までの対応はどうするのか。

2、全校一斉となると、エアコン機器の数量やその生産、設置業者等の工事工程に無理を感じ、不安を感じますが、設計業務が委託される今、子どもたちのためにも現場が滞りなく進む対策をどのように考えているのかお答えください。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

環境基本計画につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、31年度からの10年間を定めるものでございます。

本計画には、自然環境、生活環境等の環境保全に向けた基本的な方針を定めることになっております。第1次環境基本計画の成果を検証しまして、審議会、委員会等の意見を踏まえ、今後、それぞれの環境保全に向け、行政、事業者、市民がそれぞれの立場で協力していくことのできる計画を策定してまいります。

今回の予算の減額につきましては、専門的な支援を受ける内容の見直しと、競争入札の結果によりました減額になったものでございます。

以上です。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

お答えいたします。

日吉小学校の空調設備につきましては、今回の設計に含まれておりません。（仮称）日吉義務教育学校の校舎建設で設置をしていく予定でございます。

日吉小学校におきましては、義務教育学校開設までの間、スポットクーラーなどで対応をする計画でございます。

2点目でございますが、工事を発注しない以上、エアコン機器を確保する手立てはございませんので、国庫補助の内示があり次第、工事入札を速やかに行い、早期の設置ができるように努めてまいりたいと考えております。

#### ○2番（佐多申至君）

まずは、環境衛生費についてを質問いたします。

平成27年3月に、ここに日置市環境計画進捗状況報告書という冊子が手元にあります。これは、冊子になっているわけですが、この中に、自然環境保全、快適環境への創造、生活環境保全、最後に、協働による環境保全、さまざまな目標が立てられております。そして最後に市民のアンケートが事細かく掲載されております。私も時間をかけて読みましたが、厳しい意見が表記されています。この中に、環境基本計画は、当然市民生活課を初め、建設課、農林水産課、そして農地整備課、それぞれの課が協働しなければなし得ない計画だと思っています。

ただ、この基本計画となると、市民生活課のほうで中心となって動いていかれると想像しますが、今後、このいわゆる市民の意見をどのように捉えていくのか、そしてまた、この減額された中で反映されるのかどうも不安でございます。どうかその辺を市民に対してわかりやすいようにご説明をお願いします。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

まず、委託料の減額につきましては、全く全てが減額になったというわけではござい

ませんで、例えば、先ほどご回答しました成果品等の計画書等は、別に印刷製本費で今後予算措置をお願いしたいということでございます。

それからまた、例えば、アンケート調査で郵送する郵便代、それから返送する返信代、これも別に12節の役務費の郵便料で払っているということで、全て600万円が減額になったということではございません。また、改めてその分は予算措置をお願いすることになります。

それから、27年度に中間見直しでアンケート等をとったわけですが、その内容で、特に景観が悪くなったとかというようなアンケートの答えがございましたが、それ等を踏まえまして、今後2次の基本計画のほうに反映させていきたいという気持ちでいるところでございます。

以上です。

#### ○2番（佐多申至君）

教育委員会のほうに再度ご説明してもらいたいところがあります。

この最後の全校が一斉になると業者が重なるということは我々素人でも大体想像がつくわけですが、民間でいくと、例えば、メーカー同等品で配分していくのか、同じメーカーで統一するのか、公共的事業となるときはなかなか見解でいくと同じメーカーでいくのじゃないかとか、いろいろ想像するんですけども、その辺のまだ市の見解というのは出ているのでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

これから設計を行ってまいりますので、今のところ方針としてはございません。

#### ○議長（並松安文君）

次に、田畑純二君の発言を許可します。

#### ○20番（田畑純二君）

私は、私の所属する総務企画常任委員会に

属する以外の案件について、一点ほど質疑させていただきます。答弁する担当課長は、できるだけ細かく具体的にわかりやすく誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の15ページ、3款1項1目扶助費補助事業。その中に、障害者医療給付事業費、それから、障害者自立支援給付費、障害児通所給付費と。これは最初の当初予算の分と、これからこれだけ増額したということですが、この補正額の具体的内容と金額。この補正金額はどうして出てきたか、そこら辺を具体的にお伺いいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

まず、障害者医療給付費でございますけれども、主なものといたしまして、更生医療におきまして、生活保護にかかります過年度の心臓バイパス術2件、それから冠動脈バイパス術に伴う給付1件などの高額な給付が見込まれましたために、1,200万円ほどの補正をいたしました。

次に、障害者自立支援給付費につきましては、介護給付や訓練等給付にかかわる障害福祉サービス費において、利用者の増加、それから給付単価の改正等によりまして、1億1,000万円ほどの増加を見込んだものでございます。

最後に、障害児通所給付費におきましては、利用者の増加により、児童発達支援及び放課後等デイサービスの給付費が当初予算より20%以上伸びると見込まれたために、8,492万円の増額補正を計上したところでございます。

以上です。

**○20番（田畑純二君）**

今後は、こういう、今述べられた3種類の中で、今の時点では、この補正額で足りるのか、あるいはまた、今後こういう補正が出てきそうなのか。そこら辺はちょっと課長の意

見をお聞かせください。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

ただいま申し上げました3つの事業のうち、障害者医療給付につきましては、高額なものが今後また突然出てくる可能性はあると考えておりますが、あとの障害者自立支援給付、それから障害児の通所給付につきましては、ほぼ現状のこの補正の範囲内でいけるのではないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第81号から議案第89号までの9件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第81号、議案第86号、議案第87号、議案第88号の4件は文教厚生常任委員会に、議案第82号、議案第83号、議案第89号の3件は産業建設常任委員会に、議案第84号、議案第85号の2件は総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

---

△日程第31 陳情第7号情報通信環境  
（ブロードバンド環境、  
携帯電話の未受信地域解  
消）の整備促進を求める  
陳情書

**○議長（並松安文君）**

日程第31、陳情第7号情報通信環境（ブ

ロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消)の整備促進を求める陳情書を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第32 陳情第8号「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書

○議長（並松安文君）

日程第32、陳情第8号「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書を議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月6日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時51分散会



第 2 号 ( 1 2 月 6 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（12番、19番、21番、15番）
-------	-----------------------

本会議（12月6日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君  
社会教育課長 梅 北 浩 一 君  
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君  
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君  
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。平成最後の師走を迎えました。「昭和は遠くなりにけり」との言葉さえ幻となりそうですが、天皇陛下の譲位により、新たな天皇陛下が誕生されます。市民の中には、「私は、天皇陛下と同年なんだよ」と誇らしげに話される方が多くおられました。実は私も、新天皇陛下と同年なので、勝手に誇らしく思っています。これからも、平和なまち、市民の人権がしっかりと守られる優しいまちづくりのために、私自身も微力ながら頑張ってまいりたいと思います。

それでは、通行に従い一般質問させていただきます。

初めに、未婚のひとり親への支援の差別解消のための児童扶養手当法施行規則等の一部改正についてお尋ねします。

そもそも寡婦控除は、戦争未亡人を救うためにできたもので、国は、離別、死別の方を寡婦と呼んで、税の控除などを含めて福祉制度に配慮してきました。

しかしながら、当時から未婚のひとり親に対しては、別物扱いを長くしてきた中で、今回、その差別解消がなされることとなります。

そこで、1点目に、児童扶養手当法一部改正・母子及び父子並びに寡婦福祉法一部改正

により、適用される市民の数と適用される事業についてお尋ねします。

次に、対象者への法改正により、適用する事業等のお知らせ方法は、万全なのかお尋ねします。

2番目に、平成31年度、新たに創設される仮称、森林環境譲与税についてお尋ねします。

初めに、本市での計画及びこの効果をどう考えておられますか。

次に、対象となる森林面積及び市有林整備への活用等は、どのように考えておられますか。

3点目に、所有者不明の山林に対する対策をどうしていかれますか。

4点目に、森林整備を行う市内事業者の体制は万全でしょうか。

5点目に、平成31年度以降の仮称、森林環境譲与税の交付額の予想は幾らぐらいでしょうか。

3番目に、第2子以降の出産における切れ目のない産後ケア事業の推進についてお尋ねします。

初めに、産後見てもらえる環境がない妊婦より、産後の生活に不安を感じているとの相談を受けて、早速産後ケア事業をお知らせしましたが、その方は、この事業は私には当てはまらないと思っていましたと言われました。そこで、産後ケア事業を進めるために、妊婦さんへの説明における課題はないでしょうか。

次に、第2子以降の出産における、宿泊型の事業での課題はないですか。

3点目に、上の子供の対応を含めて、切れ目のない産後ケア事業を進める手だてを市はどう考えていますか。

最後に、利用しやすい特認校制度の推進に当たり、お尋ねをいたします。

初めに、特認校制度を利用する際の課題をどう捉えておられますか。

2点目に、現在は、通える子どもたちが地域を限定されていますが、小規模等の児童数増加等の効果を施策となるよう市内の子どもが誰でも利用できる制度にできないのかお尋ねします。

最後に、県内では、14市2町に特認校制度があり、本市を含む3市のみが、通学に保護者による送迎が規定されています。あとの11市2町は、スクールバス、スクールタクシー、民間バスや公的なコミュニティバスによる通学が実施されています。通いたい児童生徒における環境整備を、保護者任せではなく、他市町村のように、問題なく通えるように本市でも検討すべきと考えますが、いかがですかとお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の未婚のひとり親への支援の差別解消のための児童扶養手当法施行規則等の一部改正について、まず、その1でございます。

対象の方には、保育料の決定や高等職業促進給付金の給付額の決定、児童手当及び児童扶養手当給付に係る制限所得の計算、障がい者等の各種給付に係る利用者負担の決定において適用されることと認識しております。

現在、把握できる対象者といたしましても、児童手当給付対象者のうち、41人でございます。

2番目でございます。啓発につきましては、個別の対応を図れておりませんので、対象者には、現況届や各種給付申請時にお知らせをさせていただきたいと考えております。

また、新規申請のあった場合は、戸籍謄本等において実態を把握した上で、周知を図ってまいりたいと思っております。

2番目の31年度、新たに創設される仮称、森林環境譲与税について問うという、その1でございます。

森林環境譲与税の活用計画といたしまして、整備の必要な森林の把握や、その所有者の意向調査の実態とその情報を管理する森林管理システムの整備を予定しております。

さらに、森林整備に必要な林道や作業路網の整備を拡充するとともに、正確な情報を収集するための航空レーザーの測量などに備え、一部、基金積み立ても予定しております。

また、効果につきましては、管理不足となっている森林の適正管理や、木材生産を林業担い手に集約することで、森林経営の効率化と森林環境の保全に図られるものと認識しております。

2番目でございます。市内の総森林面積は、1万4,769haのうち、市有林を含む民有林の人工林は約8,000haを優先して整備する必要があり、市有林の整備の活用も可能であると考えております。

3番目でございます。所有者が不明であることが明らかになった森林には、経営管理権を設定できるとなっておりますが、まずは、整備の必要な森林のうち、所有者が特定でき、施業に同意される森林を優先的に整備してまいりたいと考えております。

4番目でございます。市内の林業業者は、個人の零細規模が大半で、唯一の担い手は鹿兒島森林組合であると認識しておりますが、その森林組合においても人手不足の状況にあり、今後の森林整備においても継続的な就業者確保が最大の課題となると考えております。

5番目でございます。本市への森林環境譲与税につきましては、県の試算によりますと、来年度からの3カ年間は、年間1,200万円で、その後、徐々に増額されることとなっております。

3番目の、第2子以降の出産における切れ目のない産後ケア事業の推進をと、その1でございます。

産後ケアについての周知は、妊娠届時の集

団講話内での説明や、産院でのポスター掲示による広報を行っております。

集団講話での説明やポスター等では、限られた情報提供になってしまうため、個別相談での対応も随時行っており、現在のところ、問題はないと認識しております。

2番目でございます。第2子の出産時の相談として、産院入院中や産後ケア利用時のきょうだい児の処遇について悩まれる方が多いようございます。産後事業は利用しやすいが、きょうだい児がいることが、利用を躊躇する方もおり課題があるというふうに思っております。

3番目でございます。産後ケア利用時のきょうだい児の受け入れに関しましては、産院ごとに受入体制が異なり、きょうだい児にかかる費用については実費費用となっております。きょうだい児も一緒に利用できるよう、きょうだい児における料金等助成を一律に実施している自治体もありますので、他自治体や産院等の状況を考慮しながら、事業を実施してまいりたいと思っております。

4番目の利用しやすい特認校制度については、全般的に教育長のほうに答弁させます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、4番目の利用しやすい特認校制度へについてお答えをいたします。

まず、1番目でございます。特認校制度を利用する際の課題としては、制度を利用する理由等について、学校、保護者間で共通理解を図ることや、保護者による安全な送迎、欠席等の連絡体制、学校行事、PTA行事、地域活動への参加・協力のあり方などが挙げられます。

2番目です。現在の制度の見直しは考えておりませんが、特認校制度の趣旨、目的を踏まえて、今後、研究してまいりたいと考えております。

3番目です。本市では、現在の路線バスやスクールバス等の運行状況から、通学に利用するのは難しい状況にあります。現在は、保護者の送迎を原則としております。

以上でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ご答弁いただきましたので、引き続き質問をさせていただきます。

今回の未婚のひとり親に対する一部改正の法律は、これまでひとり親は、最初、女性、母親のみ、そこから父親のひとり親にもということで、父親も入ってきました。そして今回、長く未婚の女性に対しては全く見向きもされず、実際のところ生計を立てる者としての年収としては、この三者の中で一番低かった未婚のひとり親に対して、大きく国が法改正をしてきた画期的なことでもあります。平成最後の年にこのような法改正ができたことは、いいことだったなと私は思っています。

そこで、市長は、今回のこの法改正についてどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

未婚のひとり親の方に対します今回の改正につきましては、みなし適用が受けられることになって、より幅広く給付とそれからサービスの適用が可能となるということでございますので、未婚のひとり親の方の暮らしを支え、一層強く支えられることにつながるのではないかとこのように考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

それで、今回みなし適用ということで法改正になっておりますけれども、全国ではもう既にそれを自治体において、いろいろところでみなしてサポートをしてきた市町村もたくさんございます。本市においては、そういった部分は全くなかったのか、若干あれば、そういった部分があったのかをお尋ねいたし

ます。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

未婚のひとり親の方として、給付等を受ける事業につきましては、先ほど市長が述べましたように、児童手当や児童扶養手当、高等職業促進給付金等の給付となりますけれども、これらにつきましては、現在、その適用を、みなし適用を受けなくても、現在のところ全員対象となっておりますので、先ほどご質問をいただきましたみなし適用を、現在はまだできていない段階ですけれども、その給付サービスは受けられている状況というふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

そういった部分は、優しいまちだということで認識をいたします。

今回、法改正では、児童扶養手当法施行規則の一部改正と母子及び父子並びに寡婦福祉法一部改正、福祉法施行規則の一部が改正されました。この法改正で、寡婦控除のみなし適用対象事業として、子どもの関係で10個、障がい関係で7個、健康関係で10個ありますが、これらの事業に対しての本市の体制は万全であるのかお尋ねいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

保育料や高等職業訓練促進給付金を初め、福祉課が所管しております各種給付金事業につきましては、該当があれば、今後の給付決定について、寡婦控除のみなし適用を行いながら、給付額や自己負担額を決定してまいります。

なお、先ほどのご質問でありました健康保険課所管の健康関係の10項目につきましては、鹿児島県が所管をしている事業でございますので、そちらにつきましては、こちらのほうで回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

今、健康関係については県の所管だというふうになっているんですけど、市は全くサポートされないんですか。そういうことがあったときには、県のほうにつなぎましようとか、そういうことはないんですか。もう何も全く、一切かかわらず、県へ行ってくださいという感じなんですか。その件、いかがですか。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

県への窓口への紹介はさせていただくことにしておりますけれども、今のところそういう実例がございません。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

今はないということですが、今後、あり得ると思います。申請に当たり、今後、未婚のひとり親になられる方は、既にもう法改正がされた後なので、戸籍等でも調べてちゃんとやっついこうということを答弁されておりますので、その辺は心配ないのかなと思いますが、既に未婚のひとり親であられる方には、丁寧な周知をしていかないといけないと思います。

今回、文書を出すときに、現況届や給付申請時にお知らせしたいということですが、41人が今回は対象ではなからうかという担当課の答弁でございますけれども、これは、しっかりと漏れのないようにやっていただきたいと思いますが、その辺についてはどのように丁寧な周知をされていかれるのか、お尋ねをいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えをいたします。

みなし適用により、自己負担や給付に影響を及ぼすおそれがございますので、先ほども申し上げました現況届や各種給付金の申請時に、戸籍等で実態を把握をしながら、適用の

漏れないように、その都度制度のお知らせをしたいと思います。

以上です。

**○ 1 2 番（黒田澄子さん）**

それをした上で、これは、かかわる人たちだけではなくて、市民にも広く、これまで未婚のひとり親は大変差別をされてきていますけれども、それはみなし適用で随分解消されるんですよということは、やはり広報啓発すべきだと思いますけれども、対市民に対しての広報啓発はどのようにお考えでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えをいたします。

市民の皆様におきましては、機会を捉えてお知らせ版、市のホームページ、それから福祉課で出しております保健福祉の手引き等に、その内容を紹介をいたしまして、関係の民生委員さん等にもつないでいきたいと考えております。

**○ 1 2 番（黒田澄子さん）**

ぜひ、そのように実施されたいと思います。

最後に、この法改正における相談窓口はどこになるのか、お尋ねをいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

既に手続がお済みの方につきましては、それぞれの所管が窓口になりますが、新規申請の方の場合は、ひとり親としての取り扱いが主となりますので、市民生活課窓口と連携をしながら、福祉課でワンストップができるように取り組んでまいりたいと考えております。

**○ 1 2 番（黒田澄子さん）**

ぜひ、そのように、いろいろな課をぐるぐる回らなくてもいいように、また、ひとり親の方は、皆さん、確実に働いておられるので、短時間でばっとやりたい、申請したいということであろうかと考えますので、その辺はワンストップ、しっかりと各課連携でやっていただきたいと申し添えておきます。

次に、森林環境譲与税、仮称についてお尋ねをいたします。

先ほどの答弁の中で、航空レーザー測量が、正確な情報を収集するために、そういったものがあるというふうにお答えなんですけど、一体これはどういったものなのか、何がどのように調べられて、どのように便利なものなのかについてお尋ねをいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

お尋ねのありました航空レーザー測量でございまして、航空機やヘリコプターに搭載したレーザー測量装置によりまして、地表の水平方向の座標、また、高さも含めた3次元で計測する方法でございまして、山林内の木で隠れている林道はもとより、山の尾根やら沢といった地形の判定もできます。さらに、杉、ヒノキなど樹種ごとの分布、それから樹高、いわゆる木の高さについても測定ができるような測量方法でございまして、

以上です。

**○ 1 2 番（黒田澄子さん）**

これは、本市が購入してするというものなのでしょうか。それとも、委託をして行うものなのでしょうか、お尋ねします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

これは、この測量技術を持っているところに市が委託をするという形になります。

**○ 1 2 番（黒田澄子さん）**

いわゆる3Dで、見えない山林の中を見ていくという画期的なそういったものが開発されていることで、びっくりいたしましたところですが、そういったものも使わないと、なかなか山の中に入るとわからないのかなというのが、皆さんの実感ではなからうかと思っています。

そこで今回、市有林の整備にも、いろいろこの税金使えるということで、ご答弁あっているんですけども、市有林への国県の補助金、補助事業というのはどのようになっております。

すか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

市有林の整備につきましては、市のほうが森林組合等へ、間伐等の委託をすることがございます。その際、間伐に対して、市ではなくて、実際にその間伐を施業した、いわゆる森林組合へ頼めば森林組合のほうに1ha当たり35万円から56万円、これは、搬出した間伐材の量によって補助金の設定がされているところでございます。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

今回のこの税金の新規のものの中に、市に経営管理権、林業経営者には経営管理実施権というのがあります。これは、具体的にどういふものなのか、お尋ねいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

経営管理権は、森林所有者の委託を受けまして、伐採や販売、それから造林、保育など、収益の受け取りも含めた形で市に設定される権利でございます。

一方、経営管理実施権は、その管理権を取得しました市が、民間事業者などにさらに実際の事業を委託する、その委託された方の事業を実施する権利というようなこととなります。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

よくわかりました。市内の山林所有者への意向調査を行って、みずから森林整備を行うのか、市へ森林整備を委託するのか、市へ山林を寄附するのかが決まるようでございますが、寄附は必ず市が受けなければならないのでしょうか。そうであれば、市有財産が一挙にふえてしまいます。寄附したいという市民は、たくさんおられるような気もいたしますので、この点についてお尋ねをいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

所有者からの寄附の希望に対しまして、市

が受け取るとは可能となっておりますけれども、所管部署との協議にもよりますが、今、議員がおっしゃったこともありますので、現況では寄附は受けない方向になると考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

今現在、森づくり推進協定を結んでおられる6団体というのがあるというふうに向っております。この団体が、今後、意向調査を受けたり、いよいよ始まっていくときに、頑張ってください団体なのかなと思っておりますが、この団体は、実際どのような仕事をされておられるのか、お尋ねします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

平成26年度に、日置市の森林、日置市内全部の森林におきまして、所有または管理を有する6団体で、日置市森づくり推進協定を締結いたしております。

これ、もちろん市も入っておりますし、国有林も入っておりますので、森林管理署、それから森林総合研究所、それから民有林の関係もございますので、県それから森林組合が、一般の方々からの管理を任されている分もありますので、この6団体、いわゆる日置市の森林に全て関連のある団体が、一つの共有を、意識を持って森林の管理をしていくということで、協定を結んだところでございます。

もちろん、今回の森林環境譲与税との絡みもありますが、森林経営管理法に基づく国の方向性に向かって、当然、この6団体で情報共有して一体的な活動をしていくというふうに向っております。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

民間のほうも入っているということで、今後、この方たちが我がまちの森に対して一生懸命働いてくださるということで、期待をしたいと思っております。

所有者不明の山林、現時点で、個人所有の

民有林というんですか、所有者不明の山林などとの所在というものは、もうはっきりとわかっておられるものなのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

はい、現在、日置市のほうにも、市の森林簿というものがございまして、その森林簿においては、いわゆる私有林、民間の方の所有される森林とその所有者というのは把握しております。

ただ、その中の相続未登記等によりまして、所有者が実際不明になっているというところについては、現段階では特定しておりませんので、今後、整備していきます森林管理システムにより、その辺も把握していきたいというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

先日お伺いした東市来のほうでは、旧婦人会が持つておられる山で、何か収入を得たものを、現女性団体のほうに寄附をされるというところに遭遇しました。何か、自治会所有のものとか、学校とか、子ども会とか、婦人会とか、そういった名前で所有している山があるのだなということ、私、知りませんでしたけれども、そういった山は今後どうなっていくのか、お尋ねをいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

今、議員がおっしゃるように、そういう団体で所有というところは、山がございまして、共同で利用するというところなんです。

ただ、あくまでも法人格を持ってれば別ですが、任意団体での所有というのは、ないというふうに考えておりますので、あくまでも個人の方もしくはほか何名という形での登記上の整理になっていると思います。

その中で、もうかなり年数を経過している中では、登記上の名義人が不在もしくは特定できないというようなことになれば、今回の法律に基づいた所有者が確知できない形での

取り扱いの手続になるというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

探索した結果、所有者が見つからない場合は、経営管理権が設定をされていきますが、その旨を6カ月間公示を行うというふうになっています。この公示の方法というのは、どのようにされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

もちろん書面によりまして6カ月間の公告もですが、非常に重要な案件でございますので、市のホームページや広報誌等も含めて、個人情報範囲内の中で、幅広くお知らせしたいと思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

公示というか、市役所のところにこんなちっちゃく、ぺっと張ってあって、私も、老眼鏡かけて見ないとわからないぐらいの、余り見られないものでございますので、今、安心しました。ぜひ、どんどんこういったことが今始まりましたよということで、自分の山はどうなっているかということに、気持ちを置いていただきたいなということで、ちょっとこの辺聞きました。

あと、市内林業事業者が足りないという現状の中で、予算がついても計画が進まない、そういったことも出てくるのかなと思います。林業事業の就業者は、減る傾向にはないでしょうか。また、この使い方には、人については人材育成や担い手確保、木材利用促進・普及啓発を行うと国は言っております。人材育成を含めて、今後、この辺はどのように想定をされて、市は考えていかれるのか、見ておられるのか、お尋ねをいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

市内の林業就業者数でございますけれども、平成22年から27年の5カ年間で、56人から43人ということで、約2割ほど減少い

たしております。

今後につきましては、一職業選択としての林業のいろんな広報活動や、新規就業希望者に対する知識それから技術の習得というところも含めまして、関係機関・団体と連携して支援をしてまいりたいと考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

市では、若者に対して、市の中にある企業が、どのような仕事をしていますよ、どういった人を希望していますよというのを最近やっておられますよね。そういった中にも、ぜひ林業部分もぜひ入っていただいて、今後、国の山をみんなでしっかり保全して、災害なども未然に防ぎたい。また、林業でももうけていただいて、生計が成り立つような林業者を育てていきたいという部分もあるかと思いますが、その辺また連携してやっていただくような計画はないでしょうか、お尋ねをいたします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林組合等も、いろいろハローワークとかに出しながら、何とかここ5年間、全般的には先ほど2割減っていると申し上げましたけれども、森林組合は何とかここ過去5年間、同じような就業者、いわゆる職員の数を確保していきのところでございますが、やはりどうしても長く続かなかつたりというようなこともあるようでございます。

その中で、自分で林業を個人経営としてやりたいという方も出てまいろうかとは思いますが、まずはやはり、いきなり林業を素人がやるといっても、できるものではございません。そういう森林組合等での研修もあります。あと、始良市のほうに県の森林技術総合センター、いわゆる昔の林業試験場というところがございますけれども、こちらのほうで、いろいろな知識なり、機械の使いも含めた技術の習得というようなものを行っております。

ので、こういうところと、先ほど申しましたけど、連携を図りながら進めたい。

また、市の単独の事業としまして、現在、農林漁業後継者もしくは新規の就業者の支援事業がございます。現在、農業と水産に関連しましては実績がございますけれども、林業におきましても、こういう希望者が、意向のある、やる気のある方が出てきましたら、ぜひ、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ぜひ、私も農と漁だけはよくわかっておりますけれども、林が入っていたということをつっかり見落としたぐらいですので、林業に対しても、新規就業に対して頑張っておられることもどんどんまたアピールをしていただいて、若者が林業につく人たちも、若干でもふえていただきたいな。そうしないと、私たちのまちの山は、なかなか保全されないということもありますので、努力されたいと申し添えます。

今回、前倒しで交付されて、私たち、使っていけるようになっていますが、37年度からは、36年度に森林環境税が1世帯1,000円、年間で国税として創設されますので、37年度以降の試算というのは、お考えでありましたら、お尋ねをいたします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど市長の答弁にありましたように、31年度から33年度までは約1,200万円ですが、それ以降、いわゆる34年度以降は約1,800万円、さらに今議員が申されました37年度以降になりますと、約2,500万円という試算が県のほうで示されております。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

最後のお尋ねですが、先ほど、基金も積み

るというふうに書いてございましたので、単年度のものではないのかなと思います。会計としては、どのような形をとっていかれるのでしょうか、お尋ねをします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

今回の譲与税の金額につきましては、単年度ごとに交付を受けるわけですけれども、全て単年度で、その年度で執行しなければならないということではございません。

よって、単年度で計画した事業以外に、先ほど申し上げましたようなレーザー測量等、高額な事業に備えた基金創設という形で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

私たちのまちも、本当に森林がたくさんあるまちです。全国では、森林がなくて、これをどうやって使おうかというところもあるようです。今回、国の税金を使って、しっかりまた保全されていくと、災害等に対応できるのかなと楽しみにしているところでございます。

それでは、次の産後ケア事業に移りたいと思います。

きょうだい児がいるということで、いろいろ市も、答弁の中ではちょっと課題もあるかなということもおっしゃっておられます。

市民の方から、初産のときに比べて、2人目だから大丈夫ですよねと言われることに、とても不安を感じるという方がいました。その方は、2人の子どもを育てる親になることは、私にとっても初めてなのに、大丈夫かどうか分からない、大丈夫なんかじゃない、突き放された感じがしたと言われました。

ささいなことかもしれないんですけど、2人目以降の妊婦さんの声かけにも配慮が必要なんだというのは、やはり妊娠は病気ではないが、大変に体に大きな変化がある時期で、気をつけなければならない時期だという

ふうに言われておりますので、そういう部分では、心の部分でも、2人目を妊娠したが、どうやって育てていけばいいんだろうという不安もいっぱいあるのではないかと思います。

私は、自分、4人子どもを産みましたが、2人目のときに、1人目がとっても、皆さんそうだと思います。最初の子どもさん、とてもかわいくて、この子と1日暮らしていたら、御飯も食べなくてもいいかしらというぐらい、みんなそうだったかなと思います。

そこに、2人目が妊娠したときに、私が思ったのは、この子を同じように愛せるのかなというのを、ばかみたいなんですけども、非常に心配したことがありました。生まれてみたら、そういうことはもう全然解消されていて、やっぱり子どもはかわいかったわけなんですけど、お母さんのほうの心情としては、そういうことがあるということをお話されました。この辺は、いかがお考えでしょうか。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

対応する職員は、妊婦さんに寄り添い、常に丁寧に対応しております。しかしながら、ご指摘のような発言があったとすれば、職員に突き放すという意図はなかったにしろ、そのように受けとめられたのは事実でございますので、改善していかなければならないと思います。

今後、より一層細心の注意を払い、妊婦さんの立場に立ち、支援していきたいと考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

私も、市の職員の方が、そういうふうな気持ちで言っていないということはわかるんですよ。もう一生懸命頑張っておられることもわかっておりますが、やはり妊婦さんの声というのは大事かなと思って、きょう、お伝えをしたところでございます。

この産後ケア事業を利用する場合、地元の助産院では、上の子どもと一緒に宿泊する際

に、格別なサービスが実施されておられておりまして、お布団代も要りませんよ、宿泊費も要りませんよという対応をしてくださっておられ、大変に評価されるところです。

その中で、母親の十分な休息をとるための事業ですので、上の子どもたちは、通常は幼稚園や保育園に通ってくださいということになっています。

そこで、土日は上の子どもを家庭で見ようになっていますが、土曜日は保育所もやっけていて、幼稚園もお預かりがあるので大丈夫。しかし、日曜日、夫がどうしても仕事がある、また、親族が見れる状況にない場合、本市ではどのようなサービスを考えておられますでしょうか、お尋ねします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えをいたします。

保育所等に通っておられるお子様であれば、休日保育事業を委託している保育所がございますので、休日のお昼間の保育につきましては、市が委託をしております保育所とご協議の上、お預けいただければと思います。

現在、市内で休日保育事業を委託しておりますのは、日吉地域の明信寺こども園でございます。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

保育所の場合はあるんですね。休日、日曜日に保育所はやっていないというようなことをちょっと聞いていたので、それはよかったです。

幼稚園に通っている人の場合は、そこは使えないんでしょうか、お尋ねします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

現在、公立の幼稚園、それから私立のいわゆるもう旧型の幼稚園につきましては、給付対象ではございませんので、この委託先とは事業はできないということになります。

**○12番（黒田澄子さん）**

今回、私がこれを質問したのは、その点です。切れ目があるわけです。切れ目のない事業として推進をしていただきたいというところで、こういう方を紹介したときに、鹿児島のりぼんかんがやっているのということで、そちらを紹介されました。ただ、りぼんかんも非常に人数が多くて、なかなか行けない状況もあるのかなというのも、ちょっと心配です。

本市では、社協でボランティア事業もっております。また、4市における連携中枢都市圏の構想において、本市にはファミリーサポート事業が行われていませんけど、他市においては行われております。

このようなところとの連携やお願いなど、今後できないものか。日曜日、子どもが見れない状況を改善しなければ、せっかく産後ケア事業があっても、切れ目があってしまうという部分で、実際使う方はそこを躊躇されてしまう部分もあるようでございますので、お尋ねをいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

今、ご提案がございましたように、鹿児島連携中枢都市圏連携事業の一環といたしまして、鹿児島市のりぼんかんを初めとするすこやか子育て交流館と言われる施設が5つございますが、この5施設の利用が可能となっております。

また、市内保育所には、平日になりますけれども、一時預かりという事業もございます。それから、先ほどお話がございました日置市社会福祉協議会のボランティアセンターで取り組む子育て支援体制づくりというものもございますので、広域的な視点で子育て支援を活用する方策を、メニューをいろいろ構築していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

妊婦さんが、とても困って来られたときに、こういったメニューが、どこに行ったらぽんと出していただけるのでしょうか。皆、知らないんですよね。今、一時預かりと言われましたけど、一時預かりも日曜日はやっていませんというふうに言われましたので、この辺、現状はあれなんですけど、今後、そういう妊婦さんが来られたときに、どっか1カ所窓口になって対応していただきたいと思うのですが、窓口はどのように、現状なっておるのでしょうか。また今後、どのようにしていただけるのでしょうか。お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。

現在のところ、窓口の一本化というものはしておりませんので、産むということに関しては母子の関係で健康保険課、育てるところになりますと福祉課の所管課ということになりますけれども、そういった窓口の一元化を含めまして、来年度に向けまして子育て世代包括支援センターというようなものを設置をしてみたいと考えておりますので、そちらのほうで一元化ができるような仕組みを構築をしたいということになりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思えます。

○12番（黒田澄子さん）

よくわかりました。子育て世代包括支援センターを計画予定なんですね。それでは、もうそこでぜひ賄っていただけたらと思います。

今回、ちょっと違うんですけども、要はお産をした後に子どもが2人いて、幼稚園児だともううるさくてとても、ほかにお泊りの方にご迷惑がかかることを気に病んで、そのお母さんはもう準備までされましたけど結果使っておられなかったです。

週1日の休みに夫に買い物に行ってもらって、あとはネットで食材をもうとるだけだっ

た。要は家事は一切誰からも補助してもらえなかったというお話を聞いて、非常に切ない思いがしました。

今、日本では産後ドゥーラというものがどんどん進んできています。買い物や調理、掃除、洗濯、子どもと遊ぶことやちょっと宿題を見てあげるなど、そういったことまでをやっておられる。

しかし、これはなかなか認定試験があったりして大変なんですけど、シルバー人材で、きょう朝のテレビでやっていたんですけど、女性のこういったニーズ、介護と育児に対するニーズが非常にふえてきているけど、女性のシルバー人材に登録していただく方の数が非常に少ないということでもあります。

この点、また本市においてもどんどんやっていただきたいと思うんですけど、この辺についてはいかがが市長お考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ちょうど鹿児島市のほうがこのシルバーセンターの女性登用ということでファッションショーをしておったのがテレビで映りました。今後、やはりシルバーの中におきまして、その女性の確保、特に60代以上の方を含めて、今後何か策をやっていきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

市長から力強いお話がありましたので、いろんな形を使って大切な妊婦さんと子どもたちをサポートできる体制を本市でもぜひとっていただける町に変わっていただきたいとも思えます。

最後に、特認校制度についてお尋ねをいたします。

まず最初に、この特認校制度、昨年6月議会、選挙が終わって最初の議会において、スクールバスの活用について教育長が今後研究したいと答弁をされました。その結果はどうだったのでしょうか。どのように研究をされた

のかお尋ねします。

○教育長（奥 善一君）

議員ご指摘のとおり、前回そのようにお答えをしております。

現状はなかなか変わっていないというのが、もうそのとおりでございます、今のままの状況ではなかなか難しいというふうに考えております。

原則として、保護者、自力で通学ということになっておりますので、バスが利用できれば一番いいわけですが、現状ではそうではないというところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

研究はしたが、なかなか結果が出なかったということと受けとめました。

市民と語る会の中でも、特認校制度で大規模校のない地域では実施ができないというふうな現状を言われましたけど、やはり大規模校がないところでは実施できないというお考えなのかお尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それではお答えします。

大規模校のない地域では、指定する学校へ転学することで、本来就学すべき学校の学級編成や教職員配置に支障が出たり、それから子どもの減少に伴い学校の教育活動やPTA、地域等の行事運営が厳しくなったりするなど、新たな課題が懸念されているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

これまで保護者の送迎が困難なために、実は特認校制度使いたいんだけどもといって使えなかったケース、諦められたケースがあればお尋ねをいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

現在、教育委員会のほうに特認校制度を申請された方で保護者の送迎等の理由で辞退さ

れたケースはございません。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

議長の許可をいただいて、ちょっと資料を渡します。市長や教育長のところにもお出ししております。

県はこのような調査を全然していなくて、ぜひやってほしいと思ったところです。もう1カ所、1カ所聞いてまいりました。

この中で、県内12市2町、合計16の町で特認校制度が行われています。市内全域としているところが7つ、これは通ってくる子どもたちを限定しないということです。

そして、限定している、うちのように限定しているところが9つ、また小規模校から小規模校への特認校制度が、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、複式学級にならないようであればそれも認めましょうというところも県内にはございました。

あと、いじめ等のこともあったりして、ちょっと環境を変えたいというのは、特認校じゃなくても認めていただけている部分でもあるのかもしれませんが、市民は余りそこをわからないので、特認校で通わせたいという人もいるのではないのでしょうか。

また、通学についても、保護者の送迎を限定しているところが本市を含めて3市ございます。本市は限定ではないんですけども、実際、民間バスと書いてありますが、調べましたけれど、その時間帯には走っていないし、えらい遠くの県道とか国道で、もう相当、毎日山登りをするような通学しかできない、そういう現状でございます。

また、スクールバス、スクールタクシーが無料で走り、コミュニティバスも無償化されていたり、民間バスにも補助があります。そういうところが多かったです。この現状を聞かれて市長はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

どうのお考えかと聞かれましても、今教育委員会のほうで実施していますので、その方向性を伺いながら、また教育委員会の会議の中で進めていきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

この制度は子どもたちが学ぶ環境における制度でございます。今先ほど未婚のひとり親等のお話もしましたが、今学校において、ひとり親の保護者が多くなっている傾向にあるということもちょっと耳にもしております。

子どもが行きたい、親も行かせたい、だけど親は仕事をしているから送迎ができない。お父さんをお願いをするわけにも、お父さんがいない。そういった子どもたちも皆平等に特認校制度を利用したいと思ったときに、利用できる環境をつくるのは大人の仕事だと私は思っています。

市内には、昨年もお話をしましたが、大規模校においても4キロや5キロというところから歩いてこななければならない子どもたちもいます。しかし、バスやタクシーを使って、実際日置市ではそういうスクールバスの運用もされています。

いったいこの整合性は何なのかということで、特認校制度のようなものにこそ、こういったサービスも入れてあげて、自由に行きたいと思った子どもたちが行ける制度でなくては小規模校は本当に不安に思っておられます。

もうこれ以上子どもが減ったら複式になる、もうちょっと減ると、うちの学校はどこかに統合されやしないだろうか。今回、日置市内ではたくさんの学校が統合されました。やはり地元で学校がなくなることの寂しさはもうどうしようもないものがあるということを私たちも感じています。

これ以上、我が町の学校を減らさない一つの大きな政策でもあり、大規模校のないところから通えないよりは、日置市全域から通えるような制度に改善すべきと考えますが、その点についてのお考えについてをお尋ねいたします。

○教育長（奥善一君）

現在の特認校制度につきましては、合併前の旧伊集院町のときにできた制度をそのまま日置市で引き継いでおります。

現在、合併して大分時がたちまして、学校の児童生徒数の状況等も大分変わってきておりますので、この特認校制度につきましては、正しくは小規模校入学特別認可制度といえますけれども、見直しについて検討すべき時期に来ているのではないかとすることは考えております。

○12番（黒田澄子さん）

教育長が本当にそういう時期に来ているという温かなお言葉をいただきましたので、期待をしていきたいと思っております。

それで市のコミュニティバスも今回結構使われておりました。本市ではコミュニティバスは、その時間帯通らないようになっているんです。私が調査したときに、そのコミュニティバスに子どもを乗せるところから、何でもそんなことになっているんですか、どうしてその時間帯、あえて走らないんですか、へえって言われたんです。ですから、このコミュニティバスももうちょっと改善されないのか。

今回、特認校制度を持っている飯牟礼小学校のすぐそばまでコミュニティバスがひまわり台から上まで上がれるようになりました。このことはある意味画期的なことかと思っておりますけれども、またその中には、例えば飯牟礼小学校がスタートだったときに、そこをスタートにする前に子どもたちを回送車で拾って、そして、ゼロ号みたいに拾って、子どもたちをおろしたらそこから始

発が、例えば8時15分とかから行きますよ、そういったやり方をしている市町村もございます。

本市でももうちょっと、特認校だけではないんですけども、コミュニティバスがもうちょっとこの市民の子どもたちの安全な交通のツールとして考えていただきたいと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

コミュニティバスにつきましては、誰もが自由にご利用いただける交通手段でございます。通学を主な目的といたしまして時間設定をいたしますと、利用する人や乗車する区間などが限定をされ、ほかの方が利用しにくい乗り物となってしまうことも考えられ、公共交通としては適切ではないというふうに考えております。

公共交通は、ニーズと採算性、費用対効果を考慮して運行することが現在における重要な視点であると考えております。小学校の通学に合わせた時間の設定をした場合、利用する方が限定され、学校に通う人のための交通手段となり、ニーズについては多くの利用は見込めず、採算性の面でも厳しいと考えております。

このような状況から、学校通学を主たる目的とするコミュニティバスの運行や時刻の見直しについては、公共交通の面からは非常に厳しい課題であるというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

コミュニティバスはそもそも民間バスが通らないところを通るように、たしか一番最初設定されていたはずですので、民間バスはほとんど通れないところであるのかと思います。

それと採算性とおっしゃいますけど、これは採算性だけではなくて、市民の利便性のためにつくられていると私は思っています。市民の中には子どももいていいんじゃないでし

ょうか。他市ではできていることがなぜ本市では検討さえされないのか、その点についてお尋ねをいたします。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）** 採算性の面だけではないんですけども、実際その利用をされるとなりますと、やはりほかの学校への利用の状況も考慮しなければならなくなるというふうなことがございますので、ある意味特認校に限らず、日置市内の学校での通学のあり方等も含めてご議論いただいたほうがよろしいかというふうにも考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

最後にしますけれども、この学校のことでだけ言っているわけではなくて、朝の時間帯に民間のバスがない地域において、コミュニティバスのその時間帯には通らないというのが今の現状ではないでしょうか。

私はそこに乗かって、ただ特認校の子どもたちも拾えるような体制をしても、市が財源を出して、バスも使っているわけですので、そこにちょっと福祉的な心持があってもいいのではないかというふうに考えます。

そういったご意見は、この地域の公共交通会議の中では出ていないのか、その点をお尋ねして最後の質問とします。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

今ご指摘がございましたような特認校、もしくはスクールバスとしての活用についてのご議論につきましては、交通会議の中では出していない状況でございます。

**○議長（並松安文君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番漆島政人君の質問を許可します。

〔19番漆島政人君登壇〕

#### ○19番（漆島政人君）

さきに通告していました日置市の将来を見据えた改革への取り組みについて、一般質問をさせていただきます。

日置市が誕生して間もなく14年が経過しようとしています。その間、旧4町間で異なっていた諸問題の調整、公立保育園の民営化、逼迫していく介護、国保財政への取り組み、滞納整理の問題、挙げればきりがないほど多くの課題を乗り越え、今なお日置市が存在していることに議員の一人として評価しております。

しかし、現実には合併で行政範囲が拡大した分、新たな課題や非効率的な部分も多いことから財政運営も非常に厳しい状況にあります。また、合併当時よく口にされていた均衡ある町の発展についても、思うようにいかないのが現状です。

そうした中、合併推進の目玉であった合併特例債の発行や交付税制度の優遇措置もあと2年で終わり、新たな歳入の確保が大きな課題となっています。

一方、老朽化施設の維持管理費の増大や子育て支援策の拡大、進行する高齢化等の影響で、福祉関連予算は右肩上がりでも推移しており、財政運営は年々厳しさを増していくことが予測されます。したがって、日置市の将来を見据えたスピード感のある行財政改革が今後の大きな課題となっています。

そのほか、合併した町はどこでも抱えている共通した課題ですが、中心部から遠く離れた周辺部においては過疎高齢化の進行が著しい状況です。今地域を支えているのは70歳前後の方々です。

しかし、周辺部においては後を引き継ぐ世代がいないうるしい状況です。このままだと、

国保、介護、環境対策など、さまざまな事業分野で影響が出てくることが予想されます。

周辺部においても一つ気になるのが、自分たちの地域は自分たちの手で興していこうと、そうする住民の気概や意欲が薄れていくことです。この問題についても、早い時期に効果が得られる対応策が必要と思われます。

そこで1回目の質問ですが、1点目は、現在と2025年度とを比較した歳入歳出及び国保、介護保険財政の見通しと、新たな財源確保への取り組みについてお尋ねします。

2点目につきましては、周辺部においては自治会運営も困難となっている地区も出ています。この問題にどう取り組んでいくのか、今後の方針をお尋ねして、1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

日置市の将来を見据えた改革への取り組みについて、その1のAでございますけれども、現在と2025年度を比較した場合の見通しでございますが、ご指摘いただいたとおりであると思っております。

歳入につきましても、合併算定がえ期間が終了し、一本算定への移行に伴う普通交付税の減少や人口減少に伴う市税や普通交付税の減少が予想されるところでございます。

歳出につきましても、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係の一層の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新費の増加が予想されているところでございます。

国民健康保険につきましては、医療費のほかに国や県の公費が大きく影響しますので、今の段階では見通しが立てられないところでございます。被保険者数の減少、医療技術の進歩や新薬の承認等による1人当たりの医療費の増加の傾向は、今後もしばらく変わらないと考えております。

介護保険制度につきましても、2025年

度の標準給付費を平成29年度から5億5,000万円ふえると見込み、約58億3,000万円と試算をし、介護保険料の月基準を7,581円と推測もしております。

イです。財源確保についてでございますが、これまで行ってきましたように、市税等収納率の維持・向上や債権管理の適正化、未利用財産等の有効利用・処分、使用料の見直し、ふるさと納税の推進など、引き続き自主財源の確保に取り組む必要があると思っております。

ただし、現行の制度におきましては、一定の限界もございますので、歳入に見合った歳出となるように財政運営を行うことが必要であると考えております。

2番目のことでございます。少子高齢化・過疎化の問題は、日置市のみならず全国的な地方が抱える大きな課題であります。

これまで地区公民館を中心とした地域課題解決に向けた取り組みとして、地区ごとに地区振興計画を策定し、本市の地域づくりを進めてまいりました。

今後においても、地域づくり推進事業を核とした地域づくりや共生・協働を活用した人材育成事業、地域おこし協力隊などの外部人材の登用も含め、幅広く取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○19番（漆島政人君）

ただいま市長のほうから答弁をいただきました。

答弁内容によりますと、今後、一般会計を初め、国保会計、介護保険会計はいずれにしても財政的に厳しい方向にあるのは間違いのないと思います。

そこで、3点ほどお尋ねいたします。

2025年度、これから7年後ですけれども、公債費が幾らで計画されているのか、これが今の時点でわかったらお尋ねいたします。

あと、合併特例債が使えなくなった後の代替となる起債、これについてはどう計画されているのか。起債充当率と交付税措置率までお尋ねいたします。

あと、もう一点、平成33年度以降、基金が積み増しされていく可能性は極めて低いわけですけれども、この基金を使って現在、一般会計、特別会計も含めて一時的に財政運営が厳しくなった、財政運営ができなくなったときに、この基金を活用して繰替運用されています。これが6年、7年後も自前の基金で資金繰りがやっていけるのか、この3つについてお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

公債費の関係でございますけれども、今現在、まず低金利の状況もやっぱり注視していかないといけないというふうには考えておりますが、約33億円程度で推移していくものと考えております。

また、2点目の合併特例債が使えなくなった後ということでございますけれども、今後、公共施設あるいは道路の修繕等、維持管理経費が多くなると思われれます。

今後は公共施設等の適正管理事業債というのがございます。充当率につきましては90%と。ただ、交付税措置が30から50というようなことございまして、合併特例債からいたしますとやや劣るところがございます。

3点目の繰替運用の関係でございます。

現在、29年度の決算では、例えば財政調整基金でございますと19億円程度、繰替運用を実際しておるところでございますけれども、5、6年先の関係でございますが、基金の繰替運用というのはまだ可能であるというふうに考えております。

ただ、資金が不足した場合には、金融機関等の一時借り入れで対応をしていかないといけないとそのように考えているところでござ

います。

#### ○19番（漆島政人君）

今後、基金も減っていきます。地方交付税、または有利な起債枠、これも先ほどの答弁でわかるように、今後の歳入環境は全て厳しい方向にあると思います。

一方で消費税率、来年の10月から上がります。学校のクーラー設置、またはブロードバンドの整備事業、こういった事業も、こういったものは財政計画に入っていない事業です。こういった歳出計画もなされています。

また、財政計画で見ますと平成32年度の経常収支比率が97.5%と非常に高いです。したがって、やはり新たな財源確保は急がれる課題ではないかと思います。

そこで、先ほども答弁されました新たな財源確保に向けた取り組みと、それ以外に今後の財政計画の中で示されている今後の財政運営の取り組みに対する考え方、そこに記載されてある具体策等も含めてお尋ねしていきたいと思います。

一般財源の枠配分方式による予算編成ということが書かれています。現在、来年度に向けた予算編成をされていると思いますけれども、現時点で歳入に対する予算要求枠というのは、こういった状況にあるのかお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

予算編成の作業につきましては、現在、一般財源枠配分方式という方式で行っております。予算の枠自体は260億円といたしますと、一般財源が160億円、国庫補助金等が100億円というようなことで、その160億円を枠配分に当てはめて、各課で要求をしていただいておりますけれども、現在20億円ほど財源が不足しているというようなところでございまして、予算編成作業におきましては緊急度の高いものから優先する考えでございます。

#### ○19番（漆島政人君）

皆さんどの課も総合計画の実施計画に基づく予算要求だと思います。国の補助金設定がどういう比率で出されているのか、その辺の問題もあると思いますけれども、いずれにしてもかなり大きな額がまだ飛び出している、そういった状況です。

あと、この新たな財源確保の中で、未利用地等の処分のことも先ほど答弁されました。そこで、今までの実績を見ますと、何年も同じ場所が販売広告されています。この中には、もう当然こんなのが売れるはずないというようなところもあります。こういうのも含めて、役所感覚では難しい判断だと思います。

しかし将来的なこと、今の時代背景を考えれば、やはり企業進出や住宅建設を条件に低価格での販売、こういったものも政治政策によって、思い切った改革も必要ではないかと思いますが、どうお考えなのか。

それと、もう一つ、今までに問い合わせがあつて値段が高いということの理由で契約に至らなかった、売却に至らなかった、そういう例があるのか。土地開発公社の部分も含めてお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

未利用財産の関係でございますけれども、財産処分に当たりますとは、やっぱり適正な価格というところを算出していかないといけないと。不動産鑑定に出したりというようなところで、そういった中で財産の処分を行っているところでございますけれども、29年度でいきますと、32筆、2,100万円ほどというような状況。

今の時点では、未利用財産が68筆、2万9,000平米有しているというような状況で、今後もその財産処分に当たりますとは、もう行政目的で使用しない場合にあっては、売却等を進めてまいりたいと考えております。

あと次に、値段が折り合わないところの部

分でございますけれども、そういった事例というのが今の時点では不動産鑑定に全部出しておるものですから、それが市場価格であろうと、時価であろうというふうに考えているところでございまして、そういったところできりやめになったとかという事例は今のところないところでございます。

#### ○19番（漆島政人君）

適正な価格をもとに販売していく、それが役所の、行政の基本的なスタンスだと思います。それが社会的に通用するのかと、それがやっぱり一番の改革の視点だと思います。その結果、今でも同じような形でされています。そして結果的に管理費が伴ってきます。また何年かした後は高いお金を出して不動産鑑定に出す、この流れが続いているわけです。

あと、引き合いがあって成立に至らなかった例はないということでしたけれど、私の耳では、細かくはこの件について一般質問しているわけじゃないですので、私の耳ではそういった引き合いがあって、価格の面で折り合いがつかなかったと、そういった話も聞いています。もうちょっとこの辺も情報共有して、真剣に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

次に、公共施設の使用料金の見直し等についても、これは今の先ほどの回答の中でもお話がありました。

例えば、運動施設整備に今年度から3年間で約18億円から19億円計画されています。また、運動施設全体の年間の維持管理費は約1億9,000万円から2億円です。これに対する全体の使用料金は約2,200万円程度です。

また、日置市の運動施設を利用している約7割は市外の方々です。当然、今後の改革の中で大きな対象となっていく部分だと思いますが、この件についてはどういうふうにお考えなのかお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

使用料の関係でございますけれども、ただいまご指摘がありましたように、維持補修などで2億円程度かかっておりますけれども、これは今後もそういった形で推移していくものというふうに思います。

ただ、使用料につきましては、建物を建設して、その後、維持管理費、人件費なりかかっていくと思います。そのランニングコストで使用料というのを見出していかなければならないというふうに考えているところでございますけれども、ただ、今後も維持更新の施設がふえてくるといっても懸念をされますけれども、使用料については適正な価格で設定をしてみたいと考えているところでございます。

#### ○19番（漆島政人君）

国体がある関係で、こういう18億円も19億円も出資されているんだろうと思います。しかし、やはり国体が終わった後は、住民のやっぱり皆さんのお金を預かってやっているわけですので、やはり維持管理費に最低でも、維持管理費の今1割です、これが3割、4割ぐらいは確保できるような、やっぱり料金体制に持っていく必要があるのではないかと思います。

次は、事務事業の効率化、これも今後の財政運営の考え方の中で出されています。そこで一つ、これについては、21番議員のほうからも、後で質問があると思いますので、詳しくは申し上げませんが、とにかくイベントが多いです。

また、拡大しているイベントも多いです。このことは、さきの議会報告会の中でも、いろいろ質疑がありました。

そこで、財源を確保していく、また、これに引き出される職員の労力、人件費、これを考えれば、また莫大なものです。今後、やっぱり新たな事業も出てきますので、職員の労

働力の確保というのも、非常に大事な課題だと思います。

こういったことも、イベントがどれだけの事業効果があるのか、将来的に必要なのか。その辺も具体的に精査した上で、整理整頓していく必要があると思いますけど、これについては、どういったお考えなのかお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

イベントの関係につきましては、今、当初予算の編成作業の過程の中でも、なるべく同じ種類のイベントに関して、一緒にあわせてできないものかと。そういうところを各課のほうに、検討していただいているところでございます。

#### ○19番（漆島政人君）

イベントについては、そのイベントをスタートするときのきっかけがあったわけですが、でも、そういうきっかけをわからずに、ずっと前例踏襲でやっているものだから、もう次の職員は、やっぱり続けていかないといけなと。そういう考え方になってしまうわけ。定着していく。そういうのが、やっぱり、大きな問題だと思います。

あと民間活力等を活用した職員の削減、職員数の抑制というのも書かれています。これ以上職員の方を削減されるのかなと思いますけど、しかし、削減するとなると、それだけのきちんとした改革を進めないと、とてもじゃないけど、今の状態では、市政運営も難しいのではないかと思います。

そこで、今の公共施設の状況についてちょっとお尋ねします。

吹上砂丘荘は、ありがた検討委員会が設置されて、間もなく3年が経過します。まだ、いまだに方針が示されていません。この件については、さきの議会でも質問がありました。あと、ゆーぷる吹上、健康交流施設、ゆすいん、B & G、これらの施設運営には、年間

8,000万円必要です。あと工事費が伴ってくれば、年間では1億円近くになることもあります。

営業の中身については、お風呂、プール、食堂、宿泊施設です。砂丘荘も含めて、民間に譲渡すれば当然、経営者の方は自己責任です。営業から経営管理、備品管理に至るまで徹底して努力をされていくと思います。営業活動も今の2倍、3倍されていくのではないかと思います。

一方、今のままの指定管理を続けていった場合、当然契約の範囲内での業務にとどまり、あとは採算性が合わなければ、今までの実績からして、指定管理料を上げてくれとか、撤退するとか、そういうふうになっていくと思います。

また、直営でやっている部分についても、やはり予算の枠の範囲ですよね。足らなければ増額補正を要求してくる。そういった流れで今後も進んでいくのではないかと。したがって、新たな投資をしてでも、民間に移していくのか。また、今までどおり、修繕をずっと続けながら、今の形をとっていくのか。これが公共施設、こういった管理の改革の焦点になっていくと思います。

それともう1つ指定管理者制度の導入。これも第三次行革大綱の中でも記載されています。それについても、図書館運営、あと運動施設、あと公営住宅の料金の徴収から管理まで、こういうものを指定管理に出している自治体は多いです。

そこで、こういったものも含めて、これらの施設運営に対する今後の基本的な考え方、市長は将来ビジョンをどうお持ちなのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今もう合併いたしまして14年たっております。

この間、それぞれ行革ということにおきま

して、いろいろな施策も打ってまいりました。特に、今、おっしゃいますとおりイベント、4地域、私も10月から回りますと、まだまだ依然として同じ行事がずっと永遠と続いているのも事実でございます。そのことも考えなければなりません。特に、今、この指定管理の制度の問題、基本的にいろいろなことの指定管理の中でやってまいりました。その中におきまして、指定管理したけど、受け手がなく直営になった部分もございましたし、また、今後やはりこの指定管理制度と、基本的に売却まで、こういう部分もやはりもう少し突っ込んだ形で、今後、やっていかなければならないというふうに思っております。そうでなければ、どうしても、この市政の維持管理におきます財政的なものもございまして、なるべくそういうふうにして民間にいただけるなら、民間にお願いするんですけど。

民間も、もし間違ったら、変な方向に行ってしまうと、取り戻しもつかない。こういう事例もあちこちで起こっているのも、裁判になっているのも事実です。ここあたりもきちんとお互いに見極めをしながら、進めていくには大変な情報力と、またそういう判断も必要でございますので、今、議員がご指摘したことは、本当に真摯に受けとめて、今後進めて行かなければならないというふうに思っております。

#### ○19番（漆島政人君）

公共施設の民間移管については、薩摩川内市、阿久根市等でも苦慮されている事実があります。そこで、今までこの新たな財源確保に向けた改革について、嫌われるようなことをいっぱい申し上げましたけど、でも感じたことは、やはり改革に向けての具体的な焦点が定まっていないと。あとその計画を進めていく上でのプロセス、これは本当にスピード感が、いつどうなっていくんだろうと。そういった感じです。

そこで、やはり一つ一つの事業の中身が日置市の将来にとって、どれだけの効果があるのか。また、必要性があるのか。その視点に立って、思い切った改革をしていかなければ将来に有効な改革には、つながらないし、また、新たな財源確保も難しいのではないかと思います。

また、先ほども言ったとおり、来年1年かけて仕分けをして、3年後は導入するぐらいのスピード感がある改革でなければ、意味のないのではないかと思いますけど、再度、この件についてお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

特に公共施設の関係でございますけれども、平成32年まで、来年度からでございますけれども、公共施設の個別管理計画というものを考えているところでございます。それにつきましては、更新なり、長寿命化なり、統廃合なり、設定をしていかないといけないわけでございますけれども、さしあたりましては、稼働率とか、あるいは老朽化度というのを同じ目線で慎重に調査いたしまして、計画策定をしてみたいというふうに考えているところでございます。

#### ○19番（漆島政人君）

次に、周辺部対策についてお尋ねします。

先ほどの答弁の中では、今後、現在実施している地域づくり推進事業、これを核にしてやっていきたいと。あと、また協力隊等も導入して幅広くやっていきたいと。そういった趣旨の答弁でした。そこで、地域づくり事業に対する私の率直な感想を申し上げますと、これは私だけじゃない、ほかの人も大体似たような考えを、地域の方もお持ちの方も多いわけですけど、ハード事業については、身近な生活環境整備については、すごく役立っている部分もあると思います。

しかし、やはり我慢できる部分も多くあるのではないかと思います。また、山間部にお

いては、今後、人がいなくなることで無駄になっていく整備も出てくるのではないかと思います。

一方、ソフト事業については、事業費割合が拡大したことで、事業計画もふえて、その分特に自治会の役員さんたちは、出方も多いようです。日常生活のサポート的な事業としてはいいかもしれませんが、制度からして、この事業が将来的に地域が活気づくものになるようなものではないと思います。

また、地域振興を起こしていくための地域振興策を推進していくための地域振興課です。これが各支所にあるわけです。本来なら、この課も当然そういった地域のいろいろな活動を支えていく役割だと思うのですが、実際やっているのはイベント事業に関する業務、自治会業務や自治会運営に関する業務、国際交流、それとか各種団体等の活動支援業務、こういったので、日々細々した業務に追われている印象を受けます。

市長は、この今の実態にどういった感想をお持ちなのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、地区館制度というのを導入いたしまして、約十数年たちまして、それぞれの地域振興計画というのをつくらせてまいりました。今、ご指摘のとおり、いろいろとよかった点、悪かった点。こういうものについて、私も再認識しております。基本的に細々した仕事は、もう大分この地域づくりのハード事業で終わったというふうには認識しております。

今後、やはり次の期の計画の中におきまして、特に私はこのハードという事業は、これでいいのかどうか。今、担当のほうで、それぞれ意見集約もしております。今後、ソフト事業の中においては、やはりある程度、地区間が運営していくにはやっていかなければなりませんけど、今後、このきめ細かな地域づくりのハード事業をやってきましたけど。今

後は、やはり大きな視点の中で、今、議員たちもおっしゃっておりますとおり、各旧町ごとのところの予算編成におきますあり方。こういうことも含めて、やはり、今後十分検討もしていきたいというふうに考えております。

#### ○19番（漆島政人君）

市長のお考えよくわかりました。

そこで、地域の実情について、1つ例を申し上げますと、吹上における昨年の出生数は19か20とかそれぐらいだと、20人だったと思います。こうした状況が二、三年続いていけば、今の伊作小でさえも7年後は複式学級になる可能性が出てきます。また、10年先には、自治会運営ができなくて消えていく。そういった自治会も出てくるのではないかと思います。

それと、地区館単位でのまちづくり、地域づくりということを言われましたけど、やはり、今は地区館単位で解決していけない問題も課題も多いです。今後は、地域全体で支え合っていく、また活性化策については、地域単位で取り組んでいく。そういった時期に来ていると思います。

そこで、合併前の例をちょっと申し上げますと、旧町単位で住民と行政が身近な関係で、まちづくりに取り組んできました。その結果、吹上にしろ、日吉、東市来、伊集院にしても、それぞれの町で特色のあるまちづくりができていたと思います。それと同じように地域の課題は、支所と地域住民が身近に語り合う。そういった場が必要ではないかと思います。

また、語り合った場でいろいろ出てきた、そういった意見は形に変えていくためにも、やはりここで支所に権限と財源を与えていく、このことが条件になるのではないかと思います。

そこで、市長にご提案ですけど、やはり地域づくり事業というのは、本来地域の末端のいろいろなそういった地域の自治会、地区に

関しては末端にかかわる事業ですので、本来なら、やはりこれにかかわる予算、人は制度を変えて支所に移していく検討も必要ではないかと思えますけど、このことについてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、この十数年間は合併してきめ細かい政策をやろうというのが趣旨でございました。ですけど、今、おっしゃいましたとおり、基本的にこの少子化という中におきまして、大変いろいろな政策を打ってきましたけど、現実的にその政策の割には、子ども出生というのが伸びなかったと。これは事実でございます。

今後、それをどう打破していくのか、死亡していくのは、もう自然社会の中で仕方ないのでですけど、この出生を今からどういう形で行政として、一般財源をつぎ込んで子どもたちが生まれてくる対策をとっていくのか。重点的な今後の予算配分というのはやっていかなきゃならないというふうに思っております。そういう中におきまして、今、地域づくり課ございまして、各支所に移す、それは別として、今、おっしゃいましたとおり、26地区館がございましたけど、やはり、今、地区館の中でも、それぞれに旧町ごとのそれぞれの特色をもう1回見直しをしていきたいという意見もございまして、また、そういう方向性にある程度、今回の、今は地域づくり課がその方向性を探っておりますので、年度内におきまして、今後、次の地域計画をつくるまでには、来年にはそういう方向性も示しをしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○19番（漆島政人君）

これからの時代は、出生していく、子どもさんが生まれる条件環境の整備もですけど、その人たちが大きくなって、高校、大学を卒業して外へ出て行かれる。また、今度はその

人たちが帰ってきていただくようなそこまでも一体的に取り組んでいかなければならない。これが地方に置かれている一番の課題だと思います。したがって、地域の、地区の課題改善も必要だと思います。でも、これに投じられているお金は、年間で支援員さんの報酬も考えれば、2億円以上ですから、このお金の使い方がいいのかということの部分が改革のやっぱり焦点になるのではないかと思います。

周辺部がさびれていく。これは合併の宿命的な部分もあるとは思いますが、私が一番心配しているのは、このままだと地域全体がまちづくりに対する意欲もですけど、意識、関心もなくなっていく。一つの例を上げれば、私自身もこのまま地域が衰退していけば、自分の存在が果たして必要なのか、そこが問われますので、変わらなければ、やはり議員を去っていくしかないのかなど。そういうふうに、私も思っているところです。やはり、そこで地域には、すばらしい地域資源もあります。

また、地域おこしについて、皆さんに声をかければ、皆さん協力を惜しまない人も地域にいっぱいいらっしゃいます。問題は、そういった資源や人材を生かしていく、そういった制度がないということです。お金にしても、声をかけるリーダーにしても、そういうのがない。そこで、やはり地域の活性化というのは、大きな何かハード事業を持ってくることではなくて、地域の方々が積極的に行政と一緒にあって、知恵や汗を出していく。そして、地域課題を解決していく。そういった環境づくり、制度づくりが地域に元気を取り戻していく一番の要因になると思います。

地域づくり事業を支所に移していくお考えがないのであれば、新たにそういった別枠の地域対策を、各地域のための対策を行っていく、そういった制度づくりが必要ではないかと、そんなお金をかけなくても、とりあえず

は500万円単位で4つで、どういう配分をするのかわかりませんが、そこへ1,000万円でもその程度でもいいと思います。とにかく住民の方が関心を持って、やっぱり行政経営に参与していただける。そういった制度づくり、環境づくりが必要だと思いますけど、再度お尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

地域づくりの主役は地区民という思いは、今も昔も変わっておりませんし、行政主導の地域づくりではだめだというふうに考えているところでございます。

地区公民館制度をスタートしてから、地域の課題解決に向けた取り組みや、地域の絆づくりのための行事やイベント、振興計画に基づいて実施をしてまいりました。何もやらなければ済むかもしれませんが、いろいろな取り組みを実施する中で少なからずとも、関心を持ってくれる地区民はあるというふうに感じております。そういう思いや人材を生かしながら、今後も地区公民館を中心に、地域づくりに取り組みたいと考えております。

確かに議員がおっしゃるように、市民みんながまちづくりに取り組む機運をつくり出すことは、とても大事なことだというふうに考えております。その反面、そのような機運づくりが一番難しいというのも実感として、思っているところでございます。制度を設けたから、機運が起き上がるというものではないと思いますが、そのような前向きな気持ちは、まちづくりを推進する上で、とても大事なことだというふうに認識をしております。

ぜひ、地域民の機運が上がるような取り組みや、先進的な事例があれば参考とさせていただきますながら、本市でも取り組めるかどうかについても、模索していきたいというふうに考えております。

#### ○19番（漆島政人君）

合併前、東市来では、この地区館制度ちゅ

うのがなかったわけですよね。でも、すばらしいまちづくりをされていきました。やはり、それは制度ではなくして、やはり、今、課長がおっしゃられたように、住民にどういったやっぱり元気づくり、活性化づくり、地域を担っていくための動機づけ、きっかけづくりがどうやっていくのか、それがやっぱり行政の役割だと思います。

今の地域づくりをもう既に始まって6年、8年ぐらいなるんですか、このまま、また続けていくということですが、やはり今実施している、やっぱり大きな問題は、まず地域づくり事業が云々じゃなくてして、この事業に大きな問題はないんだと。これでやっていけばいいんだという、その認識されているのに改革が進まない大きな理由があるのではないかと思います。

したがって、こういった事業がどれだけの効果があるのか、旧東市来のいろいろなそういうのに携わってきた方々の意見も聞いた上で、少なくとも外部によるこの事務事業の評価というのもしやっていく必要があると思います。

そこで、最後の質問ですけど、町全体を外部から見た評価の一例をちょっと申し上げたいと思います。

これ私、2年ぐらい前に切り抜いた新聞ですけど、日にちはちょっとわからなくなってしまいました。そこで、その新聞に記載されていた内容をちょっと紹介しますと、合併しなかった町は、将来的なことを案じ、早い時期から徹底した行財政改革に取り組んできた。

また、将来に向けたさまざまな取り組みも行っている例が多いと。一方、合併した町は、合併債を使って多くの施設整備を行っている。また、合併前の流れを断ち切れない部分も多く、今後のまちづくりや財政運営にも、不安を感じている自治体は多いと、こうした記事がありました。

たしかこれは前の総務大臣の片山さんのコメントだったと思います。でも、この評価は、やはりこれから市政運営を進めていく上で、大いに参考にしていく点がいっぱいあると思います。

そこで、市長にご提案ですけど、やはり、行財政改革チーム、また地域づくりチーム、以前まちづくり研究会というのがありましたね。ああいうものの実施版みたいなものですけど、こういったチームをつくって、職員に全てを任せたプロジェクトチームをつくって、その中で協議をしていただき、またそういった制度をつくって、市長はその外に出てその状況を見守っていく。そうすることによって、外部から見た評価ちゅうのも客観的にできるのではないかと。それと同時に、当然、職員に任せていくわけですので、職員のやっぱり連携体制も横の連携もとれていくだろうし、横、縦もとれていくだろうし、また職員の自立、自覚、責任意識も高まっていくと思います。それによって、無理のない無駄のない、その時代に即した、またそれぞれの地域に即したまちづくりができていくのではないかと思います。このことを最後にお尋ねして私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、そういう中でまちづくりしなければならない。一つだけ言いますと、地域づくりに関して、私、今、高山地区、これは今回、地域づくり、この地区館制度を活用した中において、大変伸びたところだと思っております。今まで、東市来でございましたけど、ここまで伸びなかった部分があったんですけど、この地区館制度を利用して、1回はNPO法人をつくり前向きに進んだ、こういういい例もあるということをご認識してほしいというふうに思います。

今、ご指摘のとおり、今後の地域づくりにつきましては、先ごろ、課長のほうにもうこ

としの4月に指示しました。今までの既定と、新しい、見据えたこの地区館制度というのを考え直してほしい。私はそういう部分の中で、私が指示するんじゃなく、やはり職員それぞれが集まって、特に補佐級が集まって、今回してきたことを見直しをし、またそのことを来年に向けて、それぞれに地区館の皆様方にもご説明していかなければならないということで、今はご指摘のございましたのは、早目に指示もいたしましたので、その報告はいただいておりますけども、そういう方向を職員が自発的に検討していただけることを臨んでおります。

以上です。

#### ○議長（並松安文君）

次に、池満渉君の質問を許可します。

〔21番池満 渉君登壇〕

#### ○21番（池満 渉君）

平成最後の12月議会、3つの項目について質問をいたします。

人口の減少は、あらゆる分野に多大で我々がかつて経験したことがない影響が確実に予想をされます。

まずは、その流れの中での水道事業会計の今後についてであります。ここ5年間は、給水件数は微増であります。基礎となる給水人口のこれからをどのように予測されているのでしょうか。我が国の水道事業は、昭和30年から40年代ころにかけて、急速に普及してまいりました。当然、本市の水道施設にも50年を超えるものもあります。その老朽化の程度をどのように認識されているのでしょうか。

今、国は水道事業は、公共の責務としてきた水道法の改正を議論をしております。恐らく可決されるのではないかと思います。本市における将来に向けた取り組みの計画について、お示しをいただきたいと思っております。

次は、もはや私たちの生活の一部である情

報化、その地域情報化計画についてであります。

はじめに本市における地域情報化整備計画の進捗状況とその重要性を、どう認識、評価をしているのか質問をいたします。さきの市民と議会の語る会においても、ブロードバンド環境の格差解消を求める声がありました。どのように対応されるかお答えをいただきたい。

最後に、厳しさが増す社会環境の中で、これまで以上に政策の効率化と厳選が求められます。本市は先ほども出ましたけれども、年間を通して多くの祭り・イベントなどが開催され、にぎやかな活気に満ちておりますが、高齢化、人口減少が進行する中で、これらは従来のもままでよいのか、検証も必要ではないでしょうか。

また、祭り・イベントも含め、そのほか行政が行う各事業の有効化のためのP D C Aサイクルは、十分に機能しているのか。その取り組み状況について、お示しをください。

最後に、財源、人材も厳しくなる中で、的を得た事業の遂行のためさまざまなデータの活用による政策の厳選、効率化を早急に進めるべきと思いますが、いかがですか。誠意ある答弁を期待をいたします。

**○議長（並松安文君）**

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時からとします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の人口減少の流れに向かう水道事業の今後について、その1でございます。平成29年度末で上水道の普及率が95.5とな

っております。上水道の普及率が高いことから、将来推計の人口の減少に比例いたしまして、給水人口も減少すると考えております。

2番目でございます。取水・配水池等の水源施設は約11%、配水管等については約18%が耐用年数を経過している現状でございます。耐用年数を超えた水道施設は、改築更新を計画的に進めています。

3でございます。今後も民間への事務委託や既存施設の設備の廃止、統合、性能の合理化や広域化による効率化を考えております。いつまでも安全で良質な水を供給するように、今後を見据えて機能診断による長寿命化を図り、新水道ビジョンの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の地域情報化基本計画と官民データ活用推進基本法にのっとり日置市計画の運用についてということでございます。

その1でございます。地域情報化整備計画の推進状況については、情報化の推進方法に基づき、計画の推進を図っています。全体的に大きなおくれはないものと認識しております。

2番目でございます。ブロードバンド整備については、市内全域の局舎は完了していますが、超高速ブロードバンドと言われる光ブロードバンドの整備は、中川と永吉の2局舎が未整備であることから、平成32年から33年度にかけて事業の着手を予定しております。

3番目の人口減少、高齢化など厳しさが増す中、これまで以上の政策の効率化、厳選が求められるという中におきまして、その1でございます。本市では、多くの祭りやイベントが実施されております。イベント等のあり方についても、類似する祭りやイベント等もあると思いますので、統合や合併などを検討し、イベントの方向性を考える必要があると考えております。

2番目でございます。計画策定については、その段階で最良の計画として策定を行っておりますが、計画を進める中であらわれた課題や問題点の検証、見直しを行いながら、計画策定に取り組んでいるところでございます。

3番目でございます。現在、総合戦略においても、国勢調査を初め、経済センサス、住宅・土地統計調査等の統計データを参考にしながら推進を図っているところでもあり、今後、次期総合戦略を策定する際にも、さまざまなデータを活用しながら作成作業を進めていくこととしております。

以上で終わります。

#### ○21番（池満 渉君）

私は、実は、ことしの9月の議会でも、人口減少に対する取り組みの姿勢をお伺いをいたしました。何かこの人口減少シリーズみたいになったような気もいたしますけれども、初めに、水道事業についてであります。

昨年の決算書、平成29年の決算書をいただきましたけれども、給水件数は5年前から600件ほど微増という形であります。ただし、有収水量、つまり水道料が収入に換算される部分であります。それは減少をしていると。当然、答弁がありましたように、この件数、水量は減っているけれども、個々の戸数は、軒数はふえてきたと。だけど、この軒数も、答弁があったように、当然減っていくだろうということは感じております。このことはもう明白であります。

冒頭に、今の水道事業会計、この特別会計の経営状況、まあ経営状況といいますか、数字的なものじゃなくてもいいですが、状態としてはどうなんだということを担当の上下水道課長にお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。今の率直な担当としての感想を、まずお聞かせいただきたい。

#### ○上下水道課長（宇都健一君）

お答えいたします。

本市の維持管理の経営運営については、類似自治体と比較した場合は、健全な状態であると考えておりますが、今後の老朽化施設の改築工事については、多額の費用を要すると考えております。

#### ○21番（池満 渉君）

市内のガソリンスタンド、もちろん市内だけではなくありませんけれども、廃業に追い込まれております。車の燃費の向上、それから、電気自動車などの台頭ですよね。そして、スタンド側の地下タンクの老朽化、取りかえに多大な費用がかかるといったようなこと。そして、何よりも人口減少、少子高齢化で運転する人が少なくなってきたということで、水道事業とも境遇は大変似ております。燃費の向上やら、あるいは節水などというのは大変喜ぶべきことでもありますが、一方の供給側にとっては逆風でもあります。

まず、施設の老朽化の程度についてであります。今、答弁の中で、11、18というそれぞれの耐用年数を超えた施設があると、パーセントでお示しをいただきましたけれども、では、最も古い施設、どのようなもので何年ぐらい経過しているものなんでしょうか。お示しをいただきたい。

#### ○上下水道課長（宇都健一君）

お答えいたします。

水道施設の中で、配水池でございます。上土橋コンクリートの配水池で、昭和30年度に建設したもので、63年が経過しております。法的な耐用年数としては、60年間の法定耐用年数ですので、約3年が経過したものでございます。

#### ○21番（池満 渉君）

もちろん耐用年数を過ぎたから、施設そのものが使えないということでもないと思います。あるいは、耐用年数以内であっても老朽化をしてきたということもありますので、一概には言えないと思います。

この、いわゆる古いもの、お示しをいただいた耐用年数が11あるいは18というパーセントの部分、順次改築更新を進めていきたいというふうに答弁がありましたけれども、もし、とりあえず一定のところまで結構です、古い設備を更新するとなると、細かくどこまでということは非常に厳しいですけれども、大体のところ結構です。今計画しているところを更新をしていくと、どれぐらいの予算がかかるのかお示しをいただきたいと思えます。

**○上下水道課長（宇都健一君）**

公共工事施設等総合管理計画では、上水道が40年間で834億円、1年間に21億円と試算しております。ですけれども、これはあくまでも法定年数を過ぎたものを改築するという計画ですので、長寿命化によるコスト削減を図ると、また幾分か安い形で試算できると考えております。

**○21番（池満 渉君）**

算定の仕様が非常に基準が難しいところもあると思えます。かなりの予算が必要だということは重々承知できます。

今、下水道のほうでは長寿命化計画を策定をして、それに沿って鋭意努力中でありませけれども、上水道においては、この長寿命化のための計画の策定というのは特にないのでしょうか。答弁の中では、新水道ビジョンの策定をしてというふうにありましたけれども、この新水道ビジョンの内容などについて、少しお示しをいただけませんか。

**○上下水道課長（宇都健一君）**

水道事業におきましては、現在、長寿命化計画は策定しておりませんが、今後、国が示す新水道ビジョンを策定し、その中において、機能診断により長寿命化計画を策定し、先ほども申し上げました施設の改築更新に努めていきたいと考えております。

**○21番（池満 渉君）**

この新水道ビジョンというのは、いわゆる長寿命化計画といったようなものと大体似たような内容と考えてよろしいですね。

**○上下水道課長（宇都健一君）**

はい。長寿命化計画を盛り込んだ新水道ビジョンでございます。

**○21番（池満 渉君）**

次に、職員の体制についてお伺いをいたします。

行政全体の本市の職員の数も削減をしてみました。この上下水道課における体制はどうでしょうか。技術職も含めてお伺いをいたします。

また、いわゆる水道事業、工事、いろんなこと民間にも委託をし、工事もお願いをしておりますが、それを支える、水道事業を支える市内の業者の数、資質など、その体制は今後も十分耐えられるのでしょうか。そこ辺についてお示しをいただきたい。この業者の数の推移、見込みなどについては、今後の見込みなども、どのように推測をされているかお示しをいただければと思えます。

**○上下水道課長（宇都健一君）**

職員については、職員の数も減少しております。それに伴いまして、料金等の徴収を2カ月に1回としたり、コンビニの支払いなどの事業の見直し等を図っています。

水道職員の1人当たりについては、県内では、給水人口も県内では上位となっております。少数精鋭の中で通常の業務、それから漏水、災害等の対応、本年度におきましては、広島の水活動に工務係を中心に頑張っております。

市内業者においては、合併の前と変わらず、伊集院地域が8業者、東市来が6業者、日吉地域が3業者、吹上地域8業者の計25の業者さんの数でございます。現時点では十分であるとと考えております。

**○21番（池満 渉君）**

今、国会で、先ほども申しましたけれども、水道法の改正案が審議をされ、恐らく可決だろうという話をいたしましたけれども、この議論をされている法改正の中で、本市にもこの内容やらに沿って、改正されたことに沿って議論ができること、あるいは、参考にできるようなことがあるでしょうか。ご承知のように、法改正では、事業の広域化や事業の民営化もできるというふうなことが焦点になっておりますが、浜松市あたりは公設民営化、コンセッション方式というんだそうですが、が適当ではないかと方向づけておりますが、今、新水道ビジョンの話もありましたけれども、ここ辺も含めて、今回の法改正の内容なども含めて、どうしていくかということの議論を加速させる必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○上下水道課長（宇都健一君）

お答えいたします。

今回の法改正につきましては、5つの事項がありまして、まず1点目が責務の明確化、それから広域連帯、資産管理、それから官民の連帯、これが民営化のことでございます。それから、5番目が指定工事業者の更新でございます。この中において、民営化については、うちのほうでは先進地等の自治体の動向を参考にして、日置市に合う運営方法を模索した中で取り組んでいきたいと考えております。

#### ○21番（池満 渉君）

いわゆる民間の参入をというか、民間にも委託できるという部分では、自治体の規模なども当然あると思います。参考にできるところがどれだけあるのか、ここ辺ははっきりわかりません。しかも、そして、広域化ということですが、全県でとか、あるいは、例えば、薩摩半島で隣接の自治体とということになると、どうも水道料金の違いがネックになったり、あるいは、コンパクトな人口密度の高い

自治体は水道料を低く、そして、効率の悪いところはどうしても高くなるといったようなこともありますので、そこ辺の広域化も非常に難しいだろうと思います。

しかしながら、人口が減少すればするほど、解決策が先送りになればなるほど、その傷は大きくなります。水道事業は企業会計であります。企業会計の基本は、収支のバランスと次期投資に備えた潤沢な蓄えであります。ところが、実情は老朽化が進み、人口減少による収入が減っていくことが見えてきているということであります。

日置市において、これから検討をされるんでしょうが、その結果、民営化が厳しい、あるいは、広域化も今すぐはできないかもというようなことであれば、ライフラインである水の供給を今後も行政が続けるとすれば、使用料の適正化なども視野に入れた検討は、やはり避けて通れない、もはやそのことを避けては通れないという気がいたします。また、採算がとりにくい地域の選別など、それなりの線引きも必要かもしれません。

先般、いちき串木野市が本議会に水道料の利用料の条例改正を提案をしているということが新聞に出ておりましたけれども、ぜひこういったことも議題の中に入れてほしいというふうに思います。

そのためには、水道事業の現状と将来の見通しですね。いわゆる水道というのは、日置市が、行政が持っていて、市民に提供しているけれども、市民から高い水道料を取っているとか何とかということじゃありません。水道というのは、市民のみんなのもんですから、一緒になって考えていただきたいと。厳しくなったら、みなさん一緒に何とか将来を負担しましょうというようなことを、その厳しい状態を早いうちから市民に周知を図ることが必要だと思いますが、そのようなことはどう取り組んでいかれるでしょうか。

## ○上下水道課長（宇都健一君）

まずもって、施設の改修については、特に配水管等の漏水等に伴う管については、改築更新を第一に考えていきたいと思っております。なるべく使用できる施設については、延命化を図った上で、最大限の使用ができる施設の検討をしていきたいと考えております。

今後の改築更新計画を策定し、先ほどから議員のほうでおっしゃられている料金の改定等を含めた経営計画を作成し、市民への周知を図り、安心して安全な良質な水を持続的に供給できるように努めてまいりたいと考えております。

## ○21番（池満 渉君）

本当に市民の安全な水を守るためには、民営化が、民間に移管することが心配という声もありますが、それなら、みんなで一緒に考えましょうやということでもあります。

ペットボトルに、今、名水ということで、まあ名水ということで高いんでしょうか、わかりませんが、お店のあたりで500mlで大体100円ぐらいでしょうか、売っています。水がですね。500mlで100円ぐらい。

本市水道の供給単価であります、 $1\text{ m}^3$ 、1 tです。1 tで138円で売っております。一般家庭で平均して1日使用量が1 tぐらいだというふうに聞きました。その1 tの一般家庭の1日の水道使用料が138円あります。原価は127円。11円の差がありますけれども、経費も出ないというような状態ではないでしょうか。一概にこのペットボトルの価格と比べることはよくないのかもしれませんが、これからも安心安全な水の供給をやめることはできないわけであります。

災害に遭ったところ、いろんなところで断水をしている。早くついてくれればいいという声を聞きますが、やっぱり私たちは、蛇口をひねれば、いつでも水が出るんじゃないかというふうに思っていますが、そのことをし

っかりと市民の皆さんも、大事な水なんだと、そのためにはいろんな努力が要るんだということ認識してもらいたいと思っております。変わらぬ担当課の努力に期待をして、次の質問に移りたいと思っております。

次は、ブロードバンド環境の整備についてであります、今議会にも陳情も出されております。その重要性については、市長も十分認識をされていることは答弁でも理解できます。中川、永吉、ここは総合計画では平成33年度の整備となっておりますが、答弁で市長は、32年から33年にかけてというふうであります、この答弁の内容を考えると、計画を少し前倒しでというか、努力して頑張るんだというふうにお考えなのか、そのように理解してよろしいのでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、中川、永吉につきましては、十数年前に1回は至ったんですけども、超高速ブロードバンドじゃないという部分で、先般も、特に中川地域におきます市民の皆様方が陳情に参りました。特に、そのときもお答えしたんですけど、どうしてもそういう居住といいますか、新しい人がもう入ってこれなくなる、それと、新しい使い勝手が携帯等が悪いんだ、そういういろんな実態もお話いただきました。そういうことも含めて、基本的に総務省のほうに、また国の補助金の申請も来年度上げていきたいというふうに考えております。そういう中において、32年、33年度に事業ができればいいのかな。その中におきまして、また新しい事業の組み立てでございますので、また事業の実施計画書にも入れさせていただきながら、進めていかなきゃならないというふうに思っております。

## ○21番（池満 渉君）

すみません、議長。

ここで、本市のブロードバンド環境の現況

について少し確認をしたいと思います。

今市長が、答弁がありましたように、平成20年に永吉、そして中川の2つの交換局がADSL化がなされました。また、平成25年の段階では、東市来と伊集院が高速ブロードバンド、いわゆる光ですね。光が使えるようになっている。昨年から日吉地域で光のサービスが開始された。そして、平成33年に、まあ32年から33年にかけて、残っている永吉、中川をADSLから光へやりたいというふうに予定をしていると。現状はこれで間違いはないですか。永吉を除く吹上地域、これは光が整備されていると理解してよろしいのでしょうか。吹上の整備はいつごろ終わったのでしょうか。お答えをいただきたい。

**○企画課長（内山良弘君）**

お答えをいたします。

現状のブロードバンド環境の認識につきましては、議員が申されたとおりでございます。永吉を除く吹上地域の吹上交換局につきましては、平成27年9月に、NTTの自主開局により光のサービス提供がなされている状況でございます。市内、この吹上局全域という部分では、カバー率としては100%ではないという部分をご承知いただきたいと思えます。

以上です。

**○21番（池満 渉君）**

私も採算性のない地域への独自の投資は行わないという、これは、いわゆる民間企業であるNTTなどの方針ということはよく知っております。つまり、東市来、伊集院、吹上の採算がとれる地域は、変な言い方ですが、NTT独自で、採算が難しいな、利用者が少ないかまなどという日吉、永吉、中川は、行政の補助を受けてNTTが工事をしてくれたということになります。

そこで、日吉地域での取り組みについて経

緯を伺います。平成28年5月に、民設民営の形でNTTと契約をして、29年1月から光のサービスが開始されました。市は、日吉地域の受益者負担分として8,700万円の過疎債を充当して、この事業に補助しました。では、この事業は、当初から総合計画か地域情報化基本計画に沿ったものだったのでしょうか、日吉地域は。また、この事業では、総務省あたりのいわゆる国庫補助事業などの導入は、このときにはなかったのか、いかがでしょうか。もちろん議会もこの予算を認めて完了した事業ですが、改めて内容について説明をいただきたいと思えます。

**○企画課長（内山良弘君）**

日吉地域の整備につきましては、総合計画また地域情報化基本計画に沿ったものでございます。しかし、実施時期につきましては、日吉地域の住民等より要望があったということで、その時期での整備に至ったという経過でございます。

以上です。

すみません。また、補助事業導入という面でなかったかということでございますが、当時の総務省の国庫補助事業につきましては、民設民営の負担金方式によるものについて補助対象の要件ではないということで、単独で実施し、過疎債を充当し、整備をしたところでございます。

以上です。

**○21番（池満 渉君）**

理解をいたしました。ただ、この計画に載っていても、例えば、住民の方から要望が強ければ、少し前倒しというか、少し早くなるんじゃないかという期待を私はしているところであります。

市長の答弁の中で、32年から33年、最悪整備をしていくという方法ですけれども、もちろんNTTの工事関係の都合もあります。スケジュールありますが、それは別として、

補助事業の採択がなかった場合、この補助事業の採択がされなかった場合でも、日吉地域と同じように、いわゆる負担金方式というんでしょうか。中川と永吉については取り組みをされるのかどうかお伺いをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり、日吉のほうもさせていただきましたので、国の補助金がなくても、特に合併債を使って、このことはしていかなくちゃならないというふうに認識しております。

**○21番（池満 渉君）**

了解をいたしました。人口減少が進む中で、それでも移住者・定住者をふやしていかないと努力も欠かせません。本市へのホームページのアクセス数を、月平均13万回にふやしたいんだという目標も立ててあります。そして、各種の制度とともに、都市部との格差がないように仕事ができる、そんな情報通信基盤の整備推進を図りますというふうにありますので、必須の社会インフラ、情報化はそうなんだということを認識されていると思います。13万の人は日置市にアクセスをするけれども、その人たちは当然日置市と相互アクセスができると理解をしていると思いますので、ぜひ市長の国への補助金、そして、NTTへの早期の工事着工を、いわゆる政治力、市長の力を使って努力をしていただけるように、期待を申し上げたいと思います。

さて、3番目でありますけれども、非常に厳しくなる中で、何かネガティブな質問、内容ばかりになるような気がいたしますけれども、私は、人が減るということで、社会全体がもう、まさに負のスパイラルに突入しているというふうに感じております。だからこそ、その負のスパイラルに合わせた取り組みも少しずつしていけないといけないというふうに思います。

さて、先ほどの同僚議員の中でも出ました

けれども、市内の祭り・イベントなどの件であります。私は、何も一生懸命取り組んでいることをやめろとか、縮小しろとか、強制的に言っているわけではありません。このような状況だからこそ、イベントなどを通して一生懸命町の元気づくりをするということは重々理解をしております。

しかしながら、一方で、同じ日にイベントや行事が重なると、あそこにも行きたいと思っていた市民の方で、参加できない場合もあるという声も聞きました。また、地域によっては、主催者側のスタッフの確保も大変だという声も私は聞きました。これはそれぞれありますので、当然でしょう。このような声は担当課のほうには届いていないんでしょうか。いかがですか。

**○商工観光課長（脇 博文君）**

お答えいたします。

イベントの実施につきましては、開催日が固定化されているものが多く、その時期になりますと、主催者スタッフの確保に苦慮しているという状況を伺っているところでございます。

なお、今後は、市民参加型のイベント運営というものが重要になってくるんじゃないかと考えております。

以上です。

**○21番（池満 渉君）**

もちろんいろんなイベントは、主催団体が地域の方々、民間の団体であったりとかして、行政のほうはどうと言うことはできないものもいっぱいあります。しかしながら、市が主催、あるいは市が補助、共催したりするものについては、幾らかやっぱり考えていく必要があると思います。ぜひこの市民の評判、そういったものを十分に嗅ぎ取っていただきたい。イベントに対する評価ですね。その評価というか、市民の声などを、どのような形で収集をされているのかお尋ねをいたします。

もちろんイベントそのものは毎年実績報告書とかいろんなものがありますけれども、その祭りの、いわゆる結果、反省をする記録というものには、どのようなことが記載をデータとして集めておられるのかお示しをいただきたい。そして、そのデータは、次の年にイベントをするとき、祭りをするとき、行事をするときに生かされているのでしょうか。どうでしょうか。PDCAサイクル、いわゆるプランを立てて、行動をして、評価をして、またそれをつなげていくという、このぐるぐるのサイクルはうまく回っているのでしょうか。どのようにお感じでしょうか。

○商工観光課長（脇 博文君）

お答えいたします。

実績や評価につきましては、運営組織と見える化による効果測定の必要性と共通認識を持った上で、イベント開催の周知方法、それから来場回数、交通手段、イベント内容などについて数値化することにより、地域性の強いもの、それから、市外からの誘客に効果が高いもの等を分析いたしまして、運営組織と情報を共有しながら改善方策、方向性を検討したいと考えております。

以上です。

○21番（池満 渉君）

わかりました。いろんなデータをしっかり実績として捉えていただきたい。まさに今のこの私たちの社会を考えると、私は今、開催時期のことだけ1つ申し上げましたけれども、それぞれのイベント、祭り、いろんな行事のことをしっかり検証をして、その結果をもとに、全体像について、年間のことについて、改めて俯瞰することが大事だろうと考えます。しっかりとイベントの方向性やら統合やら合併も検討してということですが、統合、合併をするときにもしっかりデータをそろえて、それをもとに俯瞰していただきたい。全体的に検証をしていただきたい

と。その年間を通しての検証や評価は、現時点ではなされているのでしょうか。いかがでしょうか。

○商工観光課長（脇 博文君）

お答えいたします。

参加者・来場者からのアンケート結果や、出店事業者等からの反省点、意見等の聴取を実施して検討評価を行っているイベントもありますが、全てにおいて実施できていない部分もございます。議員がおっしゃるとおり、全てのイベントにおいて検討評価を行い、今後のイベントのあり方を検討する必要があると考えております。

○21番（池満 渉君）

それでは、いわゆる市が取り組む、各課それぞれいろんな事業に取り組みます。その各種の事業を取り組んだこと、政策について、PDCAサイクルの活用をして検証をしたということで、結果的に取りやめたとか、検証したから大きく変更したといったような事例があるのでしょうか。もしそのような施策、事業があればお示しをいただきたい。そして、その根拠となるもの、なぜそのように取りやめたんですかということも含めて、二、三例をお示しいただけませんか。

○企画課長（内山良弘君）

PDCAサイクルの活用という面におきましては、本市に総合計画の実施計画を毎年見直していく作業におきましても、担当者への説明会において、事務事業の見直しを行っていただくよう毎回説明をしているところでございます。事務事業の縮小、あるいは統合、廃止、こういったものも見直し、民間で可能な事業は民間へ移行していただく、あるいは、事業の周期の設定、所期の目的が達成されているというものについては、事業周期の設定を考えていただくというような観点で、総合計画の実施計画においても、各課作成をしていただいているところでございます。

今ございましたそういう事例がなかったかという部分では、イベント的な部分でいきますと、お花見ウォークあるいは美味しいものチャンピオンシップというのが、それぞれイベントを数年間実施してきた中で、民間レベルでの類似イベントが開催されることや、参加者数の状況、意義、役割等を考慮し、廃止あるいは、ほかのイベント・行事との統合というものをしたところでございます。

また、縮小とかではなく、その他の事業で、マタニティボックスの配布というものもございます。アンケート結果、利用者からのご意見を踏まえ、マタニティボックスの内容をアンケート結果に基づいて、利用者が希望するものという形で見直したケースもございます。また、産後ケア事業につきましても、利用者の要望、利用しやすさを支点に、自己負担の軽減というか、日帰り型サービスを新たに導入した、そういう事例がございます。

以上です。

#### ○21番（池満 渉君）

わかりました。詳しくは、また委員会の席やらでいろいろと質問もしてまいりたいと思います。

2年前に官民データ活用推進基本法ができました。法に沿って、都道府県はその計画を策定することが義務化をされ、地方自治体は努力義務となっています。地域情報化計画、もちろんこれとリンクして、これをよりよくという感じはするんですけれども、日置市はことしの8月に、この推進計画を別に策定をいたしました。鹿児島県では、鹿児島市と日置市だけが今やっております。全国でも20団体ほどで、割と早かったほうだと思いますが、お伺いをいたしますけれども、この官民データ活用推進の計画ですね。計画を早くうちは全国でもつくったほうですが、このことは、さっき質問をいたしました地域の情報化に係る国の補助金の採択などには有利な

気がいたしますが、期待できないでしょうか。関係ないでしょうか。どうですか。

#### ○企画課長（内山良弘君）

今回8月のほうで、官民データ活用推進基本法に沿って計画を策定したところでございますが、先ほどブロードバンドに整備に係る総務省の高度無線環境事業に、採択条件の中に、この計画策定の有無についての記載がございませんので、計画策定が早いことが有利に働くというようなものではないと認識しております。

以上です。

#### ○21番（池満 渉君）

了解いたしました。該当しなくても、早くつくったということは、幾らか心象的にもプラスになると思います。

この計画の内容は多岐にわたっておりますけれども、今回の計画策定で最も期待されること、この情報化計画とリンクをして、これをさらに進化させたものだというふうに思いますけれども、この計画で期待されること、期待することというのはどのようなことなんでしょうか。計画の主眼と言えるものは何なのか、一言でお答えをいただければと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

今回の計画の主眼という部分でございますが、市の職員のデータの有用性に関する意識の、まず醸成を図ることが一つ大事だと思っております。また、官民データを活用した効果的かつ効率的な市政運営を推進していくこと、この2点を実現することで、よりよい市民サービスへの向上につながるものだというふうに考えております。

#### ○21番（池満 渉君）

了解しました。私も専門的な内容は理解できませんけれども、いわゆるデータの重要性ということであります。この法案作成にかかわった福田峰之衆議院議員は、その主眼を次

のように語っています。「少子高齢化で財源も厳しくなる中で、どのようなプラン、政策がよいのか、データをもとに検証をする」としています。つまり「無駄がない的確な政策の決定ができるし、そうでなければ、これから先、財源もあらゆる資源も持たない」とも述べております。当然政策には、政治的な判断もあります。また、首長のマニフェストなどの絡みもあります。そこら辺は別としても、しっかりとこのデータというものを活用できる、まずは、そのデータの積み上げが必要だと思います。イベントなどについても、そのもとなることをしっかりと収集をしておく、反省をしておくということが大事だろうと思います。

先ほど質問をした行事・イベントなどの選別には、もちろん感情もあります。住民からの批判もありますけれども、水道事業も同じことであります。利用料の改正などが議論が上がれば、やっぱりどこかで100%もろ手を挙げて賛成するという事はないかもしれません。そこで、過去のデータを参照に決まりをつけることで、客観的に判断ができると思います。ぜひそのようなことに取り組んでいただきたい。

本市の実態についてお伺いをいたします。新規事業を提案するとき、あるいは、新年度の継続事業の予算査定するときなどに、根拠となるデータの添付率、活用率、つまり、ことしの事業はこういったことでこの予算が必要ですよと言ったときに、なぜその予算が必要なんですかといったデータを、根拠を示すということがどれぐらいできているんでしょうかということ、大体の割合で結構でありますので、お示しをいただきたい。それから、自治体クラウドに加盟をしておりますけれども、本市のデータの蓄積、そのクラウドの中にやっぱりどんどん蓄積をしていくんですが、その蓄積程度といたしまししょうか。これまでの実

績などをしっかりとためておかないと参考にならないというふうな気がいたしますので、そのデータの蓄積の程度を、割合をどれぐらいと見ておられるか、あわせてお伺いをいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

新規事業の関係で、予算査定時というところでございますけれども、ほとんどの事業において、やっぱり根拠となるデータ、これまでの実績であったり、あるいは先進地の動向、事業の趣旨、目的も当然でございますけれども、導入すべき理由、費用対効果等、ほとんどの事業で提出していただくようお願いをしているところでございます。

#### ○企画課長（内山良弘君）

クラウドにつきましてでございますが、本市がクラウドを利用しているものは、基幹システムの、また単独クラウド方式でございます。ご質問のありました自治体クラウドに加盟しているかという部分では、現在加盟をしておりません。単独での方式で行っております。自治体クラウドと言いますのが、住民票あるいは税業務等の基幹システムをほかの自治体と共同で、利用、運用していくことで、導入あるいは運用費用のスケールメリットを生かして、経費を削減、縮減していくというものでございます。

データの蓄積という部分でも、用途は仕組みという部分も異なるということで、クラウドでのデータ蓄積は行っていないところでございます。

以上です。

#### ○21番（池満 渉君）

わかりました。私の勉強不足もありました。いろいろなほかの自治体とも一体となっていくことでありますけれども、やっぱり個人情報関係、機密性やらいろいろそこ辺は難しいと思います。単独でのクラウドということではありますが、もう1回お伺いしますが、そ

これらの単独のクラウドの中に各課は、これまでの事業実績をどれくらい蓄積をしていますか。「終わったが、もう済んだが、よかったが。晩に飲もかい」という、そんなつもりじゃなくて、こんな結果でしたということ、しっかりと次につなげるために、どれだけの蓄積をはっきりわからなくてもいいです。みんながうまくやっているよと。どうですよと、除々に上がってきていますよというような感覚でもいいですが、そこ辺の蓄積の程度、割合をどうお考えになりますか。

#### ○企画課長（内山良弘君）

データの蓄積、クラウドの活用という部分でございますが、先ほど言いましたが、基幹システム、システムの運用を行うためのものになる部分というふうにお考えいただければいいかと思えます。データの蓄積という部分では、職員の中のそれぞれ共有フォルダという、職員が誰でも見れるフォルダというのがございます、そこに人口のデータでありますとか、そういったものを随時、月あるいは年という部分で実績を積み上げている部分は、共同で利用しているというふうにご覧しておりますが、このクラウドにおいてのデータの蓄積というものは、少し性質が違うものとお考えいただければと思います。

また、現在同じシステムを扱う他の県内の自治体と、この自治体クラウドについて協議は進めているところでございます。

以上です。

#### ○21番（池満 渉君）

了解しました。私の勉強不足、理解不足がもちろんありますけれども、要はしっかりとってくれということであります。私が言いたいことは。さて、最後にいたしますけれども、感に頼らず歴史に学べということわざがあります。この場合、歴史とは、いわゆる過去の統計、データ、エビデンスと言うんです。根拠、これであります。これに学べというふ

うに言っているわけです。システムの確立には、大変な労力と予算が必要かもしれません。この計画を丸々、日置市の運用のために成し遂げるとするのは、大変だろうと思いますが、とりあえず行政内部で積み上げたこれまでのデータ、実績を十分に生かすことが先決であります。

多難な将来に向けて、市長の官民データ活用推進計画への取り組み意欲、最後にお伺いをして質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、今後地域課題の解決や地域経済の活性化、また行政の効率的な手段といたしまして、庁舎を横断的に実施部門との連携、協力関係を行って進めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○議長（並松安文君）

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

#### ○15番（西菌典子さん）

本日最後の質問になりました。今回の議会は、人口減少、この大きな課題に向けての意見がたくさん出ているようでございます。私は、子育てに関しまして、人口減少、妊婦加算その件なども織りまぜて、2つの質問をしたいと思えます。

日置市も早くから、子ども・子育て支援事業計画などで、妊婦から子育てに至るまでの支援に取り組んでおります。しかし、少子化に歯どめはかからず、子どもの貧困も含めて見えにくい形で課題は進行しているように思えてなりません。そこで、まず安心して産み、育てられる日置市を目指してお尋ねをいたします。

1番、日置市の出生の動向を伺います。

2番、新たな出席数をふやすために、どのような施策を考えておられるか伺います。

3番、本市の子育て世代の生活状況を伺い

たいと思いますが、年収がどのくらいの状況であるか、わかる範囲でお知らせください。

4番、市長は子どもの未来を応援する首長連合、子どもの貧困対策連合に加盟しておいででございますが、その動機や活動、成果を伺いたいと思います。

5番、平成30年10月首長連合では、子どもの貧困対策にかかわる制度の充実に関する決議をして、国への要望書を提出しております。その中で、子どもの養育環境の改善を図るために、周産期から義務教育後の進学、就職の段階に至るまで、対処療法的なアプローチだけでなく、予防的なアプローチによる途切れない支援制度を特に強く要請しております。

このことにつきまして、市長と教育長の見解を伺います。

6番、ことし4月から病院などの診療に関しまして、妊婦加算が導入されて話題になっております。子育て支援に懸命に取り組んでいる市として、このことに対してどのような見解をお持ちか伺います。

次に、子どもの虐待についてでございます。

1番、本市の近年における子どもの虐待の件数や相談件数、内容や状況などを伺います。

2番、子どもの虐待の発覚、認定といえますか、その基準についての考え方を伺います。

3番、民生・児童委員や学校、医療機関や地域など、子どもの虐待を改善、また予防するために、情報の共有や認識というものが大切であります。どのように図り、改善していこうとお考えになっていらっしゃるか伺います。

以上、2点、最後までよろしく願いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番、安心して産み・育てる日置市を目指して、その1でございます。

本市の過去3年の出生数でございますけど、平成27年が396人、平成28年が347人、平成29年が342人となっております。

2番目でございます。これまで総合戦略では、不妊治療や産後ケアの助成、マタニティボックスの配布等を実施してきており、一定の成果を得ていることから、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

3番目でございます。市全体の所得については、市町村所得推計により確認することができますが、子育て世代の年収については、統計データから算出できないところもあります。結婚・出産、子育てに関する意識調査については、子育て世代で保育料の負担軽減等を求める意見が一番多いことから、こうした意見を参考に現在、施策を実施しているところでございます。

4番目でございます。子どもの未来を応援する首長連合には、全国から181市区町村が加盟しております。広域的な連携を図りながら、貧困の連鎖を断ち切る具体的な施策を講じるという趣旨で賛同して加盟しております。連合では2カ年にわたり子育ての貧困対策に対する制度の充実に関する決議をして、国に要請をしております。

5番目でございます。ひと口に貧困の連鎖を断ち切ると申しましても、子どもの貧困を取り巻く環境も改善していく必要があります。予防的なアプローチが切れ目ない支援の第一歩であり、ケースの情報把握が予防に効果的です。関係機関や地域との連携を一層深めながら、連合を通じて引き続き取り組んでまいります。

6番目でございます。妊婦加算は、妊婦が医療機関の外来を受診した際、病名や診療科にかかわらず通常の基本検診料に上乗せされる制度でございます。

妊婦に対しての診療は、胎児の安全性を考

慮し、薬の処方や検査など慎重に判断されることが必要でございます。

今回の改正により、妊婦の負担増につながったとの意見があることも承知しておりますが、一方では、妊婦が安心して出産に望むため、より丁寧に診療してもらえるための体制が整ったと認識しております。

次に、子どもの虐待について、その1でございます。

関係部署に届いている相談等を総合いたしますと、平成29年度の実人員で8件でございます。虐待の内容は、暴力等による身体的虐待のほか、ネグレクトと言われる育児や監護の放棄、言葉によるのしりなど、世帯の環境によりさまざまでございます。

2番目でございます。児童福祉法に基づき、通告などにより、調査や診断を行うとともにケース検討会議等を通して対応しております。認定の基準につきましては、厚生労働省が策定した子ども虐待対応の手引きに沿って、関係者がその内容を検討、評価を行い、認定をしております。

3番目でございます。虐待は家庭内のさまざまな要因が複雑に絡んでいる場合が多く、実態が表面化するまで時間がかかる場合があります。児童の小さな変化を見逃さないように、関係先と連携を密にし、民生・児童委員等、地域の情報も把握しながら未然防止に取り組み、また、住民通告の啓発も図る必要があると考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それではお答えいたします。

1番目の（5）についてでございますけれども、将来を担う子どもたちが家庭環境によって学習の機会が十分に得られないことは、あってはならないことであり、教育委員会としましても、就学援助等で対応してまいりた

いと考えております。

それから、2の（1）でございます。先ほど市長の答弁にもございましたが、子ども支援センターのデータとして、子どもの虐待に関する相談は8件、身体的、心理的虐待やネグレクトなどが主な相談内容でございます。

（3）でございます。教育委員会といたしましても、虐待と思われる事案が発生した場合は、子ども支援センター、福祉課、健康保険課、及び県の児童相談所等と連携を図り、情報の共有や改善に向けての手だてを講じていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。

次の会議を14時10分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時10分開議

#### ○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○15番（西園典子さん）

先ほどからの同僚議員との質問とも重なる部分もあるかと思えますけれども、私なりに質問させていただきます。

1番でございます。日置市の出生の最近の動向を伺いました。まず、それに対しまして市長はどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほどの答弁のとおり、数字的に三百四、五十人の中で推移しておりますけど、恐らくまだこれがもう200人台になってくるとい状況も否めません。そういうことで、こういう統計的な数字もデータとして把握しながら、今後、やはりたくさんの子どもの産めるような政策をやっていく必要があるというふうに認識しております。

#### ○15番（西園典子さん）

私も、平成29年度の母子保健事業決算報告、その資料を見ながら調べてみたところでございますが、それにおきましては、全部で29年度は338人、増減を繰り返しながら減りつつあります。特に吹上、先ほども出ておりますが、減少が激しくて、平成20年度は53人生まれたのが14人となっております。日吉地域が17人、東市来で71人、伊集院は増減を繰り返しておりますけれども、236人というふうでありました。こういうような現在の状況から予測というのをすれば、先ほど市長がおっしゃいましたように、非常に厳しい現状ではないかというふうに思っております。

先日、南日本新聞に載っておりましたけれども、鹿児島県の人口減というものが平成の数字というののところにシリーズの中で載っておりました。鹿児島県の人口減は1年間に1万人ペースで進んでいると。全国の半数に当たる896市区町村が2040年までに消える危機にある。鹿児島は、30市町村がそれに指摘されているとありました。私もそれを調べてみたら、日置市はその絶滅のとかその危機にある30には入ってはおりませんでした。近隣の市は軒並み入っていて、これは非常に他人事ではないというふうに感じたところでございます。

この件について、もう記事などをごらんになっていらっしゃるかどうかと思っておりますけれども、ご意見を伺いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

2040年度のことでございますので、さっき新聞紙上等でしか私も理解しておりませんが、やはり人口が減っていくということは否めません。やはりこのことについて、近隣を含めまして、鹿児島県全体が減っていく状況でございます。鹿児島市の大きな町、都市すらふえないという状況でございますので、私どもの日置市も、本当にこの近年、今、

10年を振り返りますと約350名ぐらいで年間推移していたのが、今500名になっております。これだけ多くの1年間に減少してくることが大変大きな危機を感じておりますので、ここあたりの対策というのを今後していかなくちゃならないというふうに思っております。

#### ○15番（西園典子さん）

限界集落ということが問題になっておりましたけれど、私は、限界地域、吹上とか日吉とかというふうに限界地域、またこれから限界自治体という時代が始まっていくのかなあというふうに心配をしているところでございます。市長も同じ思いではないかというふうに感じてお聞きしているところでございますけれど、現在、今回も日吉小学校の附属小学校、存続問題などが人口減に伴って、子ども減に伴っていろんな問題が上がってきております。そのような問題が今後どんどん起こってくる可能性があるのではないかと思います。そのようなときにどのように対処をすべきかなという、その折々にあるかと思っておりますけれども、現在としてどのようにお考えかをまた伺いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、いろんな減少してくる中において、パイが小さくなりますので、いろんなことにおいて影響が出てくることは否めません。対策としていろいろとあるわけでございますけど、大変この対策もすぐ効果が出るような対策というのが、今の現状見当たらないのが実情でございます。ここあたりも十分認識しながら、それぞれの政策というのをそれぞれの関係機関と一緒に打ち出していく必要があるというふうに思っております。

#### ○15番（西園典子さん）

なかなか難しいと。もうそこでやはり一生懸命に取り組んでみてもなかなか結果があらわれないと悩んでいらっしゃるということは、

もう私どもも一緒でございます。もうそこで考えることに関しまして、産まないのか産めないのか、そういうことなども含めて原因というのを私なりにいろいろと考えたりしているところでございます。

そこで、お聞きしたいということで、子育て世代がどのような状況であるかということで、年収などもお伺いしたいということをお尋ねしたところでございます。先ほど、年収のことはわからないということではございましたけれども、いろんな形で推測をしていくという形で私なりに推測をしていきたいというふうに思っているところです。

そこでお伺いしますが、日置市民の1人当たりの平均所得というのは出ているんじゃないかと思っておりますので伺います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

日置市民の1人当たりの所得ということでございますが、市町村民所得推計による平成27年度の公表された数値によりますと、1人当たりの所得が211万3,000円と出ております。

以上です。

#### ○15番（西園典子さん）

これは住民1人当たりでございますので、その数字でございます。なかなかいろいろなこの統計は難しく、いろんな調べ方によって数字が幾らかは変わったりいたしますけれども、私が調べた年収ガイドということで、これは課税対象者の納税者数、それとの比較で課税者がどのくらい年収があるかということの2017年の世帯の所得が載っておりました。それで見ますと、2017年世帯の平均、課税者のです。249万円というので全国1,718自治体ありますけれども、ランキングが1,397番目ということでした。ということは、後ろのほうで断トツ近いというところでございます。また、その中でも日置市は300万円以下が納税者の中の54%で

あるというので、なかなか厳しい状況であるというのがありました。そして、先ほどからおわかりだと思いますが、鹿児島県は所得が低いほうから見て、全国の中でも3番目というのをご周知のことだと思います。

それから、一般の鹿児島県の労働者の年収というのを調べてみました。50歳の男性の働いていらっしゃる労働者、ちゃんとした、非正規ではなくてという方の年収でございますが、50歳代の男性が538万円、それに対して子育て世代の20歳男性は250万円、そして30歳が371万円と、明らかに子育て世代は低いということはもうこの数字でわかるんじゃないかと思っております。それだけでなく、県内の非正規雇用者、その割合が4割を、これは女性も含めてでございますけれども4割を占めているというのが現実であります。というふうに考えれば、子育て世代というのは決して楽な生活をしていないのではないかなという推測を私はいたしますが、市長はこの私の推測に関しまして、どのように市長はご判断いただけるか、伺いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、大変詳しく数字を調べていただいたようでございまして、基本的に月20万円としたときに240万円なんです。それが本当に20歳代後半の中で、今の私ども日置市、県内の事業所を考えたとき、大企業じゃないところ、恐らく20万円から25万円、それぐらいが精一杯の給料であろうかというふうに思っております。そういう中におきまして、今、おっしゃいましたとおりいろいろと子育てをする学費、いろんなスポーツにしても大変苦しいということは一番わかっております。そういう状況の中で、今、それぞれ子育てをする方々にどうのご援助していくのか、こういうこともきちっと考えていく必要があるというふうに思っております。

す。

**○15番（西園典子さん）**

今、収入のことを申し上げましたが、その子育て世代の方々がどういう時代に就職をする時期を迎えたのか、そういうことなどを考えましたときに、失われた20年とかバブルがはじけたとか、今そういう言葉がよく言われますが、大学は出たけれど、そういう時代のときにそういう就職期を迎えた方々もたくさんいらっしゃいます。そういう方々が子育ての世代でもあったりして、ダブルワーク、トリプルワークという仕事をたくさんしながら、生活を切り詰めながら格差社会の中で懸命に働いていらっしゃる、懸命に生きているという家族が少なくはないということを考えていきたいと思っておりますが、そうした若い皆さん、家庭を持っていらっしゃる、またいろんな若い方々に対して意識調査とか、また、ご意見を参考になさったりするとか、そういうような機会をお持ちになったことがおありか伺いたいと思います。

**○企画課長（内山良弘君）**

意見を聞くような機会ということでございますが、先ほど市長の答弁でもありましたように、結婚、出産、子育てに関する意識調査というものを行っております。そういったところでいろいろなご意見を聞いて、施策に反映できるものはしていくというような形で進めているところでございます。

以上です。

**○15番（西園典子さん）**

そういうふうにやはり子育て世代というのは、厳しい状況でもあるのではないかなという思いもあって、連盟に参加していらっしゃるのではないかなあと。やはりそういう方々をこうして応援していかなければいけないという気持ちのあらわれではないかなというふうに思っておりますが、連盟に加入なされて、やはり具体的に加入して、今度、意見書、要

望書を出していただいたりしております。それを実現をしていただきたいとそういう思いでおりますけれども、連盟に対しての市長の思いというか、これからこれでこんなふうにしていきたいんだというのを、おひとつお聞かせいただけたらと思います。

**○市長（宮路高光君）**

このことは、平成28年に武雄の市長が発起人になりまして、鹿児島県では出水市と伊佐市が加入しております。今おっしゃいましたとおり、国策という中において、一自治体じゃどうしてもできない、今、181の自治体が加盟しております。そういう加盟の中で今後の子育ての貧困差、こういうものを国に直訴じゃないんですけど、一つの市長会を含めて考え方を述べていくいいチャンスであるというふうに思っておりますので加盟させていただき、また、いろんな自治体の情報も得ていきたいというふうに考えております。

**○15番（西園典子さん）**

国策に地方の声を反映させていきたいと、そういう思いで参加していると、それに非常に期待をするところでございます。

妊婦加算のことがいろいろと議論になっております。これに関しまして意見もちょっとお伺いしたいと思っております。これは先月開かれました議会と語る会の中で、PTAのお父さんから出されたものであります。妊婦加算が話題になっているけれど、少子高齢化、子育て支援が必要なときにこのようなものは時代に逆行するのではないかと、議会の考えを聞きたいという趣旨でございましたが、私は市長の考えもお聞きしたいという思いも含めてお尋ねもしたいと思っております。

私も調べてみて、納得のできない思いもいたしました。まず、この妊婦加算というものがどんなものであるかということの説明をお願いをしたいと思います。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

先ほどの市長の答弁にもありましたように、妊婦さんが病院、クリニック等を診察に行った場合、いわゆる妊娠に関する病気、例えば風邪で行かれたときに、胎児への安全性とか考慮をしなければならないとか、薬の処方についても慎重に行わなければならないなどというふうに、いろんなそういう診療について非常に丁寧さが求められるということで、この4月から加算をされたというふうになっております。

以上です。

**○15番（西園典子さん）**

それについて質問とか苦情とかというのは市のほうには来ませんでしたでしょうか、いかがでしょうか。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

これまで1件もございません。

**○15番（西園典子さん）**

まず、これが周知されていないというところに問題があったりするようでもございました。それで、実際に行ってみたら、まず診療の内容というのを詳しく見ている人はほとんどいないというところもあるんじゃないかと思えますけれども、いつもよりも多いというので気づいたりというところもあったりもいたしますけれども、妊婦加算というこの問題が、やはり一生懸命にこうして自治体としては先ほどから取り組んで子育て支援に取り組んでいらっしゃる、それに対して逆行するのではないかというふうな質問であったわけでございます、お父さんのほうから。やはり、私は本当にこうして努力している自治体、現場としての努力している中では逆行しているとか、水を差されるような思いがいたしますが、そこ辺は市長ほどのように思われたでしょうか。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

先ほどから申し上げておりますとおり、これまで以上により丁寧な診察がなされるとい

うことで、そういう必要な医療行為に対して当事者が支払うというのが保険の原則からすれば、それに見合う診療あるいは薬の処方というものが必要になってくると思います。

以上です。

**○15番（西園典子さん）**

今、妊娠したら14枚の妊婦健診の無料券が配布されております。それを持っていけば健診が無料でできます。でも、14枚では足りないとなった場合は、足らなくてもっと健診を受けなければいけないとなった場合は、どのようにその妊婦さんはなるのでしょうか、伺いたいと思います。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

妊婦健診に係る分につきましては、妊婦加算は加算されないというふうに聞いております。

以上です。

**○15番（西園典子さん）**

妊婦加算は妊娠のそういうのにはかからない。一般のほかの病気のところに行ったとき、初診、再診にその都度つくものでございます。妊婦健診、これは原則個人負担というのでずっときております。私どものときもそうございました。全国民皆保険という形で保険がつくられて、それから個人保険に加入している人たちは、1割の負担のときもありましたし、家族は3割負担、また高齢者の方々は無料のときもございました。それでも10割負担で長年やってきて、ご存じだと思いますが、こうして配布されるようになってから、無料の券が配布されてから、妊婦健診ということに対して目が向けられるようになったというふうに思っております。そのことに対していかがに思っているのか伺いたいと思います。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

確かに、妊娠、出産については病気、けがではないということで、いわゆる保険診療の

ほうは取れないということでございますので、それに対して、出産一時金として42万円が手当されるということで、環境のほうは整っているのかなというふうに思っております。

#### ○15番（西園典子さん）

この問題は非常に難しいというか、国の問題ではございますけれども、現場にある市町村が非常にそれにやはり努力しなければならないという形で、子育て支援に取り組んでいること、そして住民の半数の女性たちが、また妊娠する機会がある女性たちがこの問題を抱えながらずっと生きてまいりました。そういう思いで、私はいろんなこの問題が浮上して、いろいろと意見が出ているというふうに思っております。

先ほど、14枚のが出るまではそういうふうであったとされ、それから42万円の出産一時金が出るとおっしゃいますけれども、それは出産後に出るのであって、それまでにどれだけのお金がかかるのかというふうに考えたりすれば、やはり若い方々は、また先ほど申しあげましたように子育て世代は決して楽で、10割負担を常に、10カ月のその間、また産褥期、いろんな体の不調を訴えながら、働くこともできなくなったりするかもしれないと、そういうような状況の中でお産というのが非常に負担な時期を越えなければいけない、それが子育てであるというのがやはり現状ではなかったかと思えます。

そういうときに、本当は病院に行きたかったのに、行かないままでいろんな体を壊してしまった、また、いろんな問題を起こす子どもを産んでしまったということもあったのではないかとというような、そういう状況に長いこと置かれていたという現状があったりして、やはりそれなのに一部では、またすぐ妊婦加算というふうにしているというその矛盾というのが多くの女性の中、またいろんなことにかかわっている人たちの中では疑問を感じて

いる方も多いのではないかと考えております。

そういうところで、やはり私はこういうような議論、またどのようにしていったらいいのだろうか、この減少社会にこういう女性たちが置かれた現状が、この子どもを産むということに対して、人口をふやすということに対してマイナスに響いてしまったのではないかという思いもいたします。私どもが出産の、私も4人子どもを産みましたが、産むころのときには、2人でもう打ちどめよと、そういうふうにもうそれ以上は産んだって大変だよというような思いがほとんどの親の方々の中でありました。人口減少は当然の帰結ではないかという思いがいたします。

そのことに関しまして、やはりこの首長会議ではそのようなことに議論などはなされたりすることがあったのでしょうか、どうなのでしょう。

#### ○市長（宮路高光君）

妊婦加算について、この連合会で論議したことはございません。

#### ○15番（西園典子さん）

妊婦加算が話題になり始めたのが最近でございますので、十分にそこが周知されていたのか、また女性のそういう思いが首長の皆様方に届いていたのかどうかというものは課題であると私は思っております。そして、それを放置してきてしまった私たち女性もやはり問題があると思っております。そういう意味でもこの問題は自分のこととして、またこれからの日置市の、先ほど申しあげました日置市だけでありません、日本全体がそういう危機にあると、人口減の危機にあるという思いがございますので、十分に首長連合のほうでも議論していただきまして、また国に声を上げるなり、いろんなふうを考えていただくようにということを、ぜひしていただきたいと願いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの一つの問題だけじゃなく、今後、子育てを通してバックアップしていくようなそういう大きな総論の中で話が出てくるというふうに認識しております。

#### ○15番（西園典子さん）

総論の中でよろしゅうございますので、ぜひこれから日本が抱えていくだろう、日本のほとんどの地方が抱えていくであろう減少社会、それに対して、まず産みやすい環境づくり、本当に産みたくなる環境づくり、産みたいと思う人が産める環境づくり、そういうことのためにも議論をしていただきたいと思っております。

2番に入りたいと思います。

虐待のことです。学校の現場などでは、一番こうして発見しやすい学校のところが学校とか病院であるというふうに感じておりますが、そういうところでのどのような状況で発見がされたとか、また、注意をしなければならぬとかという事例などがございましたら、そこをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

学校に関してでございますが、例えば、服装や表情、それから言動など、普段の日常生活と異なる様子が気づいたときは、学校でまず情報を共有した上で教育委員会や子ども支援センター、そして福祉課等に相談をしております。

以上です。

#### ○15番（西園典子さん）

そういう気づくとき、また子ども支援センターのほうのお話があったので、私は昨日、日吉のほうの民生児童委員会のほうで講演がございまして、それを聞きに行かせてもらいました。その中であったのが、やはり子ども、いろんなところで発見されたり相談が多いのは、虐待に限らず、子どもたち、小

学校、中学校が一番多かったと。また、虐待に関しては病院との連絡なども多かったと、そういうふうに聞いております。学校の立場として、やはり気づくこと、それからまた子どもたちから、また子どもの友達から、また家族、地域からというようなこともあるのではないかと思ったりしますが、その辺との連携も含めて、そういうプライバシーの問題がございまして非常に難しい問題もありますけれども、その辺はどのように対処しながらしていらっしゃるのか、わかる範囲でお尋ねしたいと思います。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

学校における発見につきましては、やはり先ほども申し上げましたように、普段の言動とか表情とか、服装とかで違うところをまず気づくことになると思います。そしておかしいなと思ったら、当然、学校の中で共有するわけですが、例えば民生委員、児童委員の方々、そのほか関係の方々にやはり相談をした上、そしてまた教育委員会にもそういった形で対応しているところでございます。

以上です。

#### ○15番（西園典子さん）

こういうようなことをするとき、やはり一番大切なことは、みんなが連携ができるものならしたいと思ったりするわけですが、プライバシーの保護というところで、やはりそこが共有が難しいというようなところを感じたりいたしますけれども、そこにやはり来年度からまた新しく新規で起こります包括的な子ども支援センターというのの役割が出てくるのではないかと思いますけれども、その辺のところを含めて、やはり期待するところではございますけれども、一番やはりそこがうまく機動していくために、何らかの方策、連携のための方策というものをどのように考えて

いらっしゃるのか、市長のほうのお答えをいただきたいと思います。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えをいたします。

子育て世代の包括支援センターについてのご質問でございますけれども、このセンターは、児童福祉法の改正によって規定をされたものでございます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援ということを目標に、機関として設置をいたします。機能といたしましては、妊娠、出産、子育てに関する相談や必要に応じて支援プランの作成、関係機関等の連携調整が主な業務でございます。窓口の一元化を目指すという目的もございます。支援専門員を配置をいたしまして、福祉課と健康保険課、それから教育委員会、そして子ども支援センターが情報を共有をしながら連動をする仕組みとして、来年10月を目標に設置をする予定でございます。

**○15番（西菌典子さん）**

来年度からしたいとおっしゃっていらっしゃるその新しい新規の包括子ども支援センターということにも大いに期待していきたいと思っておりますが、1番目の子育て支援、子育て世代、また、今子育て世代の応援、それからまた虐待などのいろんな子どもに関してのことをお尋ねいたしましたけれども、教育長のこういうことに関してのお考えを、1番、2番を通して何でもお答えをいただきまして、終わりにしたいと思います。

**○教育長（奥 善一君）**

子どもたちがどのような環境の中にあっても、どの子どもたちもやはり同じように学んでいける、そういう環境をつくっていくことが私たちの責務だというふうに思っております。したがって、子どもの貧困、それから虐待等についても、学校とそれから福祉サイドの関係機関が連携をして取り組んでいくことが、大変大事だというふうに思っており

ます。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（並松安文君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明7日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後2時46分散会



第 3 号 ( 1 2 月 7 日 )





本会議（12月7日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君  
社会教育課長 梅 北 浩 一 君  
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君  
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君  
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

○1番（桃北勇一君）

おはようございます。一般質問2日目、最初の質問に立たせていただきました。きょうは、先般配られました第2次日置市総合計画の実施計画主要事業を見た上で6つ質問をします。

1問目です。全国的な人口減少に対し、他自治体と同じことをやっているとはいけませんが、日置市独自の特色ある事業展開というか、手だてをどう進めていらっしゃるのか伺います。

2問目です。移住定住対策促進事業や移住活動サポート事業、3世代同居住宅改修事業など手は打っているようですが、若い男女が伴侶を得て住み続けたい日置市とはどのようなまちと市長はお考えになり、まちづくりを進めていらっしゃるのかお尋ねします。

3問目です。子どもを産み育てる環境整備、特に、日置市が行う効果的な支援策は何だと考え取り組まれているのか伺います。

4問目です。日吉地域では、小学校も再編され、日吉小学校としてスタートしています。地域では賛成、反対、さまざまなご意見もあったところですが、再編に至った市長のご決断に満腹の敬意を表したいと思えます。

そこでお聞きしたい点が、現在取り組まれている義務教育学校について、小学校と中学校の先生同士の意思疎通の問題や小学校1年

生と中学校3年生では、体も行動範囲も大きく違って来るわけですが、問題点などはないのでしょうか。今後の校舎計画なども含めてお聞かせいただけないでしょうか。

5番目の質問です。市の所有する公共施設のあり方をいま一度お聞きいたします。6月議会での市長答弁ですが、10%削減の数値目標を掲げた上で、大変大きな問題で、周辺市町村とも十分協議していく必要があります。時間がかかる。十分のそのときに考えさせていただきたいと述べられ、人口減に伴い歳入は減る、歳出はこのままでよいのかどうか、今後、今からでも早く公共施設のあり方に着手していかなければ、大変大きなリスクを負ってしまうと述べられています。先日の本会議において、閉校校舎の後利用について地区公民館として利用すると述べられました。そのような結果に至った理由を伺います。

6番目の質問です。生産年齢層、その生産年齢層、働き盛りの市民が、生きがいを持って仕事に打ち込めるまちづくりを、市長はどう思い描いているのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の第2次日置市総合計画について、その1でございます。

総合計画は、各種計画を包含している、本市のまちづくりを進めるための基本計画であり、人口減少対策についても、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、移住定住対策事業を初め、空き家改修補助事業等を実施しているところでございます。

2番目でございます。UIターンに関する意識調査の中では、日置市に移住する場合の不安材料として、就職先や仕事の確保が一番多く回答されました。雇用の確保の観点から、企業誘致が図られるよう、企業に対する補助金交付を初め、企業創出としての創業支援セ

ミナー、新規就農支援、子育て支援等により、今後も、就業・起業しやすい環境整備を行っていききたいと考えております。

3番目でございます。結婚・出産・子育てに関する意識調査の中では、少子化に歯どめをかけるために力を入れるべき取り組みとして、子育て・教育における経済的な負担の軽減の回答が一番多くなっております。このことから、幼稚園・保育園の保育料の負担軽減や大学等への進学にかかる奨学金の免除制度を創設し、子育て支援策を実施しているところであります。

4番目については、教育長のほうに答弁させます。

5番目でございます。建物については、保有総量の縮小による将来更新負担額を軽減していきます。今後も維持管理していく施設についても、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進していきます。

また、道路、橋梁等のインフラにつきましても、市民生活に必要な不可欠な重要な施設であるため、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進していきます。

水道及び下水道についても、市民生活に必要な不可欠な施設であり、安定した水を供給していくためにも、計画的な点検や修繕等により、安全性の確保、施設の長寿命化を図ります。

6番目でございます。生産年齢層の住民の方々は、仕事を初め、子育て、ボランティア、趣味など多種多様な生活を送られているかと思っております。こうしたさまざまな暮らし方がある中で、自分たちの身近な地域のことに興味や関心、さらには地域に積極的に取り組んでいけるようなことに対して、生きがいを感じられるまちづくりを目指していききたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、4番目の日吉地域での義務教育学校の新設についてお答えをいたします。

仮称でございますけれども、日吉義務教育学校は、平成33年4月開校に向けて、施設一体型の利点を生かした小中一貫教育を実践する教育課程の編成や、それに伴う施設設備の有効活用など、計画的に準備を進めてまいります。また、コミュニティスクールを導入し、学校と地域が連携・協働した児童生徒の育成を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

人口減少問題、きのうに引き続き4人目になるわけですが、きょうは少々視点を変えたつもりで質問してまいります。

これから人口は加速度的に減っていくことは皆さんご存じのとおりです。2回目の質問として、そのあたりもう少し詳しくお聞きしてまいりたいと思います。

人口問題、特に出産時期を迎えた女性の数についてですが、現在出産している女性の8割が25歳から39歳となっております。そして、現在日置市には、3,272名の方がいらっしゃるわけですが、予測割合で計算すると、22年後2割減って、47年後4割減って、4地域で4割減って1,963名となります。あくまでも予想ですが、これ4地域で割ると各地域500人となるわけですが、また、昨年40歳となった女性、要は、先ほど言った25歳から39歳の枠から外れた方ですけれど、279人に対して、新たに25歳になった方は168人、111人減っていています。出産可能人口も、2020年50歳未満の女性が、50歳以上の女性を下回ると予測されています。要は、子どもを産める女性が減り続けていっているということです。

裏づけるように、年間出生数も日置市には2008年398名産まれました。徐々に減り続けて、2017年342人、15%も減っています。

国立社会保障・人口問題研究所の予測ですが、100年後は、今の3分の1になると予測されています。このまま放っておくと、昨日の市長答弁のとおり、減り続け、日置市では、年間100人しか子どもが産まれないこととなります。日置市全体で、小学校1年生が100人になるかもしれません。

合計特殊出生率についてですが、2010年1.5、384名の新生児が産まれました。2016年1.52、347名の新生児が産まれました。数字を見ると、2010年と2016年では、合計特殊出生率は1.5から1.52に0.02ポイント改善されているのですが、産まれた子どもは384名から347名、37人減っています。母親になる女性の数は減ったが、特殊出生率はふえ、産まれる子どもは減っている。ちぐはぐなようですが、これらのことは、少子化は進んでいる、少子化が少子化を呼び込む悪循環に陥っていることだと思います。

市は、環境整備や少子化対策を力を入れているようですが、人口を維持、またはふやそうと思えば、合計特殊出生率は、2以上必要なのですが、今の日本は、結婚して出産したいと考える国民希望出生率を1.8程度まで回復させることを目標にしています。それこそ、現状の人口規模は維持できないから、せめて減るスピードだけでもおくらせようとしているだけのように思えます。

しかし、出産適齢期の女性が減る、新生児も減る、特効薬がない中、それでも、できる対応策としては、日置市においても、出生率の数字目標を掲げ、ゆっくり考える時間を稼ぐことは必要だと思います。

昨日、市長は、出生率は伸びてこなかった

と答弁されました。目標としていた数値は幾らだったのでしょうか、お伺いいたします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

お答えいたします。

総合戦略におきましては、将来の人口4万人が維持できるよう合計特殊出生率を2025年までに1.62、2060年までに2.1まで引き上げることを目標としております。今議員がおっしゃいますように、人口置換率という部分で2.1というふうに設定をしているところでございます。

また、そのための具体策といたしまして、経済的負担の軽減を目的といたしました不妊治療費の一部助成を初め、産後アンケートによりまして大変好評でありますマタニティボックスの配布、それから、子ども医療費助成の中学生までの引き上げ等を実施しているところでございます。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

やはり、市もしばらくは減少が続くので、その間にいろいろ考えて対策を打っていこうという方針であるということはわかりました。

次に、高齢化社会のお話をお聞きします。

現在、日本は超高齢化社会に入っています。日置市においても、65歳以上の方が1万6,300人ほどいらっしゃいます。国勢調査の中で、70歳以上のひとり暮らしの女性が20%となりました。ひとり暮らしの高齢女性の偏りが顕著になっていることがわかりました。原因としては、女性の生涯未婚率が高まっていたり、結婚後子どもを持たない流れがあるようですが、なぜここで女性を持ち出すかといえば、女性は男性より長生きだからです。最後をひとりでお暮しになる可能性が高いわけです。

少子高齢化、労働力不足に伴い、地域で見守る人が減少したり、身寄りがなかったり、無年金や低年金の方、また、夫の介護費用に

蓄えを使ってしまった方、経済的に困窮してひとり暮らしを続けざるを得ない人々が、結果、保険料の増加や孤独死の増加へつながると思いますが、このあたり現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えをいたします。

まず、地域のことでですけども、本市の自治会におきましては、半数以上が高齢者である自治会が全体の22%を占めております。そして、10年後を想定をいたしました55歳以上の割合を含めると、178自治会のうちの70%に及んでおります。

地域では、近隣で行えた見守り活動に、防災や介護を絡めるなど、これまでの仕組みを見直ししながら、工夫を凝らして取り組んでいるところがございます。

また、先日は、鹿児島県社会福祉医師会などが主催をいたしまして、全国に先駆けて、身寄り問題のシンポジウムも開かれました。困窮や心身、それから、家族等に起因する社会的孤立への対応も、地域社会の喫緊の課題となっていると認識をしております。

これらは、一概に高齢化がもたらした現状とは言いがたいところではございますけれども、支援対象者の増加につながるものが危惧されていると認識しております。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

いろいろ勉強されて、いろいろ対策を打っていただいて、大変頑張っているんじゃないかと思います。しかし、やはり、そこは、多少地域力の強化が今後どうしても避けられないと思いますが、どう思いますか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

今年度から始まっております第2期の日置市地域福祉計画の中でも、まさにコミュニティと行政と、それから、関係者が一体となっ

て進めるという地域共生社会づくりを柱としておりますので、その方向でよろしいと考えております。

**○1番（桃北勇一君）**

親の介護問題についてお聞きします。

国が進める在宅医療介護で問題はないのでしょうか。先般の鹿屋市の住宅型有料老人ホーム風の舞の件も問題の一つでしょうが、背景に、医療や介護の需要が増す一方、医療機関のベッド数や介護士の大幅増は見込みにくい現状があるようです。地域包括ケアシステムは、大原則、病院から在宅へかじを切るわけですが、国が言うには、高齢者が住みなれた場所で生活しながら、医療・介護の支援を受け、尊厳を保ち、自立生活の支援を行うとする一方、医療費では、年40兆円規模がさらに膨らむ見込みです。介護保険の総額が厚労省の試算で、2025年21兆円を超えると試算されているということを考えると、社会保障費抑制が見え隠れしているように思っています。

この地域包括ケアシステム、日置市は、本格軌道に乗せることができるのでしょうかお尋ねします。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

地域包括ケアシステムですけれども、介護保険課を中心にしながら、今現在取り組んでいるところがございます。高齢者を中心にした地域での生活を支えていくという形で進めておりますけれども、これは、行政だけではなく、関係者、そして、地域住民の方、それぞれ皆さん方で考え、そして、関係する私どもが支え合っていく、そういう共生社会をつくっていくというのが、地域包括ケアでございます。その中には、高齢者のみではなく子どもから、そして、障がい者の方を含め、いろいろな方々が生活しやすい体制づくりを、今現在高齢者を中心とした中で、全体に波及させていこうというふうな取り組みを進めて

いるところでございます。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

厚生労働省によると、介護認定者は、75歳を超えるあたりから急にふえると言われています。親が75歳を超えるころ、子は50歳を迎えます。50歳代は、親が要介護認定を受ける年齢に入るところでもあるわけです。育ててくれた親に対し感謝の気持ちはありますが、仕事もあります。介護施設を探しても、受け入れ先がなければ、1人で生活してもらうか、家族による支えが必要となるわけで、在宅医療にかじを切る中、仕組みの挟間の弱い立場の高齢者やその家族が犠牲になってくるのではないのでしょうか。

働きながら介護する人、291万中、40歳から50歳代の働き盛りが、合計167万人います。介護離職という言葉が最近耳にしますが、2007年からの5年間で48万7,000人、毎年10万人の人が介護のために離職をしています。男性も例外もなく、働きながら介護をする40歳から50歳の男性は69万人います。5年間の介護離職は9万8,000人います。離職した人は収入が減った上に、在宅介護の費用、おおよそ月額平均7万円ほどですが、重くのかかっているようです。その後、亡くなるなどしても、復職した人は12万3,000人で、残り36万4,000人は無職のままとなっているようです。

日置市内における介護離職の現状はどうでしょうか、お尋ねします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

介護離職の事例につきましては、市としまして、離職事例の内容まで踏み込んだ調査等はしておりません。ただ、介護保険では、計画策定のために3年に1回の高齢者等実態調査、日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。その中で、28年度に実施した質問項

目の中に、両親や配偶者などの家族の介護を理由に仕事を退職したり、休職したりしたことがありますかとの質問をしております。

その結果でございますが、アンケート対象者で40歳から64歳の554人からは、退職をしたと回答した方が7.7%、また、65歳以上の方で介護認定を受けていない1,457人からは7.3%の退職をしたという回答を受けております。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

その方々のために、何か手だてというのを考えていけるものなのではないでしょうかお尋ねします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

介護は、議員のおっしゃるとおり、突発的に発生することも多く、介護を行う期間、それから、方策も多種多様でございます。そのような中で、仕事と介護の両立が厳しいというのは、本当にそのようなおっしゃるとおりでございますが、介護者の年代も、今アンケートの結果を申しましたように、40代、50代の働き盛り世代が多く、企業の中核を担う方々とか、あるいは管理職の方々が多いというふうな状況がございます。

このような状況の中で、国のほうも社会的問題というふうなことで捉えておりまして、対応策を示しているところではございます。

ただ、この方策の中には、職場に介護をまづ行っていることを職場の側にきちんと伝えるということが、一番まずさきに大事であるということと、必要に応じて、仕事と介護の両立支援制度を利用すること、それから、介護保険サービスの活用をすること、専門的な相談のできる人材や窓口を知っておくこと、また、家族や近隣との良好な関係を築いておくことも重要であるというふうに言われております。

本市におきましても、相談窓口の周知、そ

れから、介護家族の集いなどの介護教室等の開催、そして、ケアマネジャー等との専門職との連携を図りながら、対策等の充実を図っている現状でございます。

**○1番（桃北勇一君）**

本当に市の介護保険、福祉関係、健康保険、皆さん本当に一生懸命勉強されて、いろんな取り組みをさせていただいていることに対しては、本当に頭に下がる思いですけど、国が地域包括ケアを進めるのであれば、少しでも健康寿命を延ばすために、地域で支え合う地域力が必要だと思うのですが、このことについて、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に市民の皆様方が、やはり健康である、平均寿命というよりも健康寿命を長くしていく、今70歳前後というふうに健康寿命聞いておりますけど、これを75以上に持っていく、そういう努力をお互いがやっていく必要があるというふうに思っております。

**○1番（桃北勇一君）**

昨年6月の一般質問で、市長は、地域間格差をなくすために、過疎地域に手厚く手だてをしていると述べられています。そのこと自体に、私は全く異論はありませんけど、地域力をつけるために、やはり人口の多い自治会等へ、それに見合った、特に高齢者の多い自治会への相応の配慮が必要ではないかと思っておりますけど、そのあたり市長はどうお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

特に、過疎地域を含めた中、高齢者のいるところ、特に地区間におきましても、いろいろこの補助制度があるんですけど、それもそういうものも加味した中において、高齢者が多い地域とか、そういうところには、ほかのところにも配分を重点的にやっている、そういうきめ細かい部分で、地域におきます援

助もやっております。

**○1番（桃北勇一君）**

次に、結婚問題についてお聞きします。

婚姻件数が年々減ってきています。生涯未婚率に至っては、1970年当時より、男性では1.4倍ふえ、女性も4.5倍ふえています。厚生労働白書によると、15、16年後には、男性の29%、女性の19.2%が生涯未婚と予測しています。今より1.2倍ふえるようです。25歳から34歳の男女独身者を対象にした調査で、適当な相手に巡り合えないが群が抜いていたため、各自治体は出会いの場の提供に取り組み始めたようです。日置市においても、地域で婚活イベントなど取り組まれているようですが、現在の取り組み状況をお聞かせください。

**○企画課長（内山良弘君）**

現在の本市内での出会いの場の提供につきましては、市が直接実施しているものはございませんが、市の女性団体連絡協議会、社会福祉協議会、また、各地区公民館におきまして、それぞれ自主的に取り組んでいただいているところでございます。

また、鹿児島連携中枢都市圏におきましても、昨年度から、出会いふれあい企業対抗運動会というものを開催しており、出会いの場もつくっているところでございます。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

アンケート調査によると、いずれ結婚するつもり、男女ともに85%以上であったり、ある年齢までには結婚するが、理想相手が見つかるまで結婚しなくても構わないを上回っていたり、20代で相手を見つけないと考えている若者が男女ともに3割を超えたりしています。結婚する意思を持つ未婚者は9割弱で推移しており、まだまだ見込みはあるなど私は思っているところですが、やはり、交際が始まらなければ、日置市で充実している出

産、子育て支援どころではないと考えます。そういった意味では、地域外から若者を呼び込む婚活イベントやいろいろな催しは有効ではないでしょうか。市は、地区間等での取り組みや地域での取り組みに対して、市の関与はどの程度あるかという先ほどの質問に対して、市は直接はないけどとおっしゃいました。やはり、先日市長は、地域課題解決に地区公民館を中心とした取り組みや共生・協働事業を活用した人材育成事業に取り組むと述べています。確かに市は補助金を出すなどして応援してくれてはいます。応援してくれてはいますが、得ている情報を提供したり、積極的に広報するとか、かかわりを今以上に持つべきだと私は思います。

例えば、講演したイベント等に対し、ホームページ上のイベント情報に写真入りで掲載するとか、フェイスブックを活用するとか考えられないでしょうか、お伺いいたします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

おっしゃいますように、今後におきまして、活用していきたいと考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

市外から若者を呼び込む支援策をもう少しだけ充実させていただいたら、運営者が元気になり、今よりまちは活気づくのではないのでしょうか。今後の取り組みに大変期待しておきます。

次に移ります。

中学校になると精神的にも発達し、思春期、第2次反抗期に当たるため、不登校、いじめ、暴力事件など、精神面の問題がふえやすくなる。そのため、中学生の行動や振る舞いが、小学生の発達に悪影響を及ぼすおそれがあるのではないかと危惧していますが、そのあたり心配はないのでしょうか。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

今ご指摘のような件につきましては、各学

校で教育相談を充実させて、そして、一人一人の対応を入念にしているところでございます。特に、異学年におきましては、十分にそのあたりのところを配慮しながら、子どもが安定した学校生活が送れるようにやっていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

休み時間、運動場などで遊ぶ場合、6歳と15歳が一緒の場所で遊ぶと、身体能力の差によって危険が生じる場合があります、低学年が遠慮、萎縮して遊べないおそれがあるわけで、このあたりの検討はされたのでしょうか。この体格の差を考えた場合、何らかの配慮が必要ではないかと思いますが、そのあたりの検討結果をお示ししていただけないでしょうか。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

例えば、体育館や屋外運動場、それから、多目的ルームなど、授業において、単学年で使用する場合は、重ならように時間割を設定するとともに、休み時間など、児童生徒が同じ時間で一緒に活動する場合は、曜日や活動区域を指定するなど、先進校の取り組みを参考に計画させていきたいと考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

やはり、どのようなすばらしい教育システムができて、先生と生徒に信頼関係がなければ教育は成り立たない。市民が求める学校教育を実現するために、信頼される質の高い教師を養成、確保することは不可欠である。教育は人なりと言われるゆえんとするところだと思いますが、仕事に対する熱い情熱、確かな力量、総合的な人間力、何かが欠けていてはだめなわけです。

義務教育学校開校する上で、どうしても今以上の負担が先生方に出てくると思いますが、さらなる教師の多忙化につながらないでしょうか、お伺いいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

ご指摘の義務教育学校における教職員の力量、要する資質の向上でございますが、小学校、中学校が同じ職場の中で一緒にいるわけでございますので、それぞれの校種を超えた中での研修、そういったものの充実を今後も進めていきたいと考えております。

**○1番（桃北勇一君）**

それでは、今度は校舎の問題をお聞きします。

今ある校舎を利用して不足部分を増築という形で、義務教育学校が閉校しようとしているわけですが、旧校舎の耐用年数はあと何年でしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

お答えいたします。

日本建築学会では、鉄筋コンクリートの物理的寿命は、65年以上との見解でございます。日吉中学校は、建築後45年経過しておりますので、今後20年程度は使用できるものと考えております。

**○1番（桃北勇一君）**

やはり、先行き不透明なこの時代なので、何でも新しくつくればいいというわけではないでしょう。20年後、また新たにいい学校をつくっていただけるように要望しておきます。

次に、市全体の施設のあり方をどう考えているかお伺いいたします。

耐震性や耐用年数を考えた場合、そのまま残して使ったほうがよいのか、壊して地区公民館を使ったほうがよいのか検討されたと思います。インフラの整理を考えると逆進しているようですが、先ほどの答弁で、市長はLCCの話をしました。なぜ今回の決定に至ったのか、そのライフサイクルコストの検討結果をお示ししていただけないでしょうか。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

ただいまのご質問の地区公民館として利用するという事になった理由については3つ挙げられると思います。

まず、1点目は、共生・協働の地域づくりを進める上で、会議や生涯学習講座、行事やイベントなど、地区公民館活動を行う上で、地区のよりどころとなる施設が必要となります。そのような中、地区とも協議を重ねた結果、これまでのプレハブから部屋数も確保でき、多様な活用方法が見込まれると判断し、いずれの地区も閉校後の校舎を利用するという選択をしております。

その方針に基づいての利用となっております。これが一番の大きな理由となりますが、2点目に、今回4つの旧小学校については、昭和56年6月以降の新耐震基準に基づいた建築ではございませんで、それ以前の旧耐震基準による建設となっております。

ただし、平成21年度に耐震診断を行った結果、いずれの施設も問題ないという診断結果も出ております。鉄筋コンクリート造の建築物の一般的な耐用年数といたしましては、先ほど事務局長からもありましたように、65年以上と言われております。今回対象となる校舎は、建築から約40年ほど経過しており、耐用年数からすると、今後25年程度は使用できるということになります。

仮に解体し新たな館を建設するとなると、解体費用に1校当たり約3,000万円、そして、新たな施設をつくることとなりますと2,000万円ということが必要となり、4地区分となりますと、総額で2億円程度の工事費が必要となることもあり、財政の面からも資源の有効活用の観点からも、現在の校舎を活用することで進めております。

3点目に、今後、少子高齢化、過疎化の進展によりまして、現在の26地区公民館の区域を確保できるかも課題となっております。当然ながら、地区公民館制度の見直しや地区の統合という面も検討する必要があると思われます。そのような不透明な状況下で、新しい施設を建設することは、十数年後に使われ

なく施設となることも考えられると思います。  
以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

大変しっかりした考えを持って決定に至ったということをお伺いいたしました。とても安心いたしました。

次に、15歳から64歳までの生産年齢人口について伺います。

1997年を境に年々減り続け、2015年は1,000万人減って7,665万人、2040年では、さらに1,687万人減って5,978万人、46年後の2065年、4,529万人、40%減ります。同時期、人口減少は30%減りますので、生産年齢人口は、人口減少より早いスピードで減少していくわけです。働き手は早いスピードで減少します。

そこで、国は、外国人労働者を受け入れる方向で動いているようですが、それによってもたらされる問題は、地方自治体に直結しているわけです。治安の悪化、ごみ出しルールの違反、騒音、地域内トラブル、将来的には、地域に伝わる祭りや伝統行事の変質を考えなければならず、考えれば切りがないわけですが、現在、日置市に滞在している外国人は何人いて、その方々は、自治会への加入状況はどうなっているのかお伺いいたします。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

外国人につきましては、12月1日現在になりますけれども、268人となっております。自治会への加入状況につきましては、市全体の把握はできておりませんが、在留外国人が10名を超えている自治会への聞き取り調査を行った結果、日置市内の4自治会に調査を行った結果、自治会加入状況につきましては、75%程度となっております。

日置市の自治会加入率93.6%よりは若干低いものの、完全に未加入という状態ではなく、一定の加入はいただき、自治会活動に

も協力をいただいているというふうに認識しております。

**○1番（桃北勇一君）**

やはり、このあたり、外国人を受け入れるとなると、自治会の協力は欠かせないわけですが、伊集院の平古自治会に住んでいるベトナム人やマレーシアから来ている方々の一部は実ほうまく地域住民に溶け込んでいます。今、一部と申し上げたのは、中には、自治会へ協力していただけない企業へお勤めの方がいらっしゃるからです。このあたり、自治会へなぜ加入していただけないのか、詳しく調査されたことがありますでしょうか、お聞かせください。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

外国人の自治会加入につきましては、議員がおっしゃるように、その方を雇用している事業所等の関係性や自治会活動に対する事業所の理解が最も重要となってくるというふうに思っております。こちら、自治会への聞き取り調査になりますけれども、在留外国人の滞在期間、勤務体系等にも関係すると考えますが、短期間で入れかわりの激しい雇用や事業所が、工場等の敷地内に単身寮を設けて住まわせていて、地域とのかかわりを余り持たないようなケースが未加入の理由となっているようでございます。

そのほか、1戸の住宅をシェアハウスとして活用し、世帯主登録が日本人となっており、同居人が在留外国人のようなケースもあるように伺っております。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

自治会への加入は、他国から訪れている方々にとっても、地域住民の方にとっても、ウィン・ウィンの関係につながると思うのですが、自治会長にも対応の限界はあります。市も積極的に企業を訪問するとか、かかわりを持つべきだとは思いますが、先ほどの答

弁で、自治会への調査等をお伺いいたしますけど、企業へは伺ってはいないのでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

市のほうが直接在留外国人の方の滞在する事業所のほうへ訪問して伺うということは行っておりません。しかしながら、こちらのほうも聞き取り調査になりますけども、直接自治会長さんのほうが企業訪問をして、理解をいただいているというふうな活動をやっている自治会もあるようでございます。

○1番（桃北勇一君）

やはり先ほど言ったとおり、自治会の会長にいろんな意味で、この外国人がふえるということとは負担をかけていくということなので、やはり諸問題が起きた場合、やっぱり市はその場から逃げられないわけですので、市もやはり直接的に調査とかして、企業に自治会への加入を促す努力はするべきだと申し述べておきます。

それでは、次に、先般総合戦略会議があったわけですが、今までの質問、市民が減り続けていくこととか、外国人が入ってきたりすることとか、この大事な問題について議論等があったのでしょうか。あったとすればどのような議論であったか教えていただけないでしょうか。

○企画課長（内山良弘君）

先般、庁内の総合戦略本部会議を開催したところでありますが、会議の中では人口減少ということについて、具体的にその人口減少問題についてをテーマとした議論は特にございませんでした。

しかし、会議の中におきまして、人口減少に対して本市がさまざまな事業を実施している各種事業の評価、検証等を行っていたところでございます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

私はやはりこの人口が減り続ける問題と、

これから先、外国人が入ってくる問題、先ほどから言う包括ケアシステムの問題、これは本当これからいろんな問題が出てくると思いますので、やはり市としてもそういう問題は真摯に積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

最後になりますけど、享保の改革から明治維新まで、日本の人口は3,300万人ぐらいでずっと推移してきています。しかし終戦を迎えるころから異常なふえ方をしています。このあたりは先ほども述べたわけですが、急激な文明の発展、工業化の発展が急激な人口増をもたらしたのかもしれない。

過渡期において、農村部にいた労働者が都心部に労働者として向かい、今の日本を支えたことは間違いありません。人口増はさまざまな要因で、この日置市でも町の中心から周辺へ居住地を移動させたのではないかと私は考えています。

今後人口が減り、経済も落ち込むかもしれない。まさに転換期を迎えるときが来ているのでしょう。50年後に人口1億人程度を維持する政府目標に対し、出産可能な女性人口を考えると不可能ではないかと思っています。日本全体で人口が減る現実をしっかりと受けとめ、実現可能な目標やその対応にすぐにでも取り組んでおく必要があります。

これからますます深刻化する出生数の減少、高齢化の増加、勤労世代の減少をどうするか、これからの取り組みは何十年も先を見据えたものではなくてはならず、市の予算も少子高齢化や人口が減り続けていった場合の対応策へつぎ込んでおくべきだと思います。今すぐ取り組んでも効果があらわれるまで何年も待たなくてはならない、世代を先取りした日置市であるべきです。

9月議会で同僚議員が、大型バスから中型バスへ乗りかえる準備を考えておかなければならないのではないかと質問されて

いました。今、取り組むべきは人口が少なくなっても社会が混乱せず、しっかりとした土台を今からでもつくることだと思います。市外からの移住者に期待する施策に反対はしません。しっかり取り組む重要な施策です。

しかし、市長もご理解しているとおり、時間稼ぎにすぎないと思います。市を計画的に縮小することは、生産人口も少なくて済むようになるのではないのでしょうか。切り離すところは切り離す決断も必要だと思います。市民が希望を持てるイノベーションは、決断による変化の中から生まれてくると私は考えます。

変化を嫌う人や今の利益を追求する人たちからは反発の声が上がるかもしれませんが、これから生まれてくる子どもたちを含め、次世代に豊かな日置市を引き継いでもらうためにも、このあたり、さきの小学校再編成のときのように、市長に真正面から取り組んでほしいと思います。最後に市長の決意を聞いて、きょうの質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

今、人口減少におきますそれぞれの市の行方という、特に2020年、一つの区切り、また2030年、これ私は一つの区切りだと思っております。人口減少とともども、その中の経済行動というのが恐らく2030年度にまた、今まで私どもが体験したことのない構造になってくると思っております。そのときに私ども市としてどうしていくのか、やはり一番身の丈に合った財政運営といえますか、やはりきちっとそのことをしていなければ、やはり人口が減っていきますし、また経済活動も鈍くなります。

そういう中におきます公共施設のあり方、こういうものにつきましても、今それぞれの担当部署でもやっておりますので、今後とも十分そこあたりも精査していかなきゃならないというふうに思います。

#### ○議長（並松安文君）

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

#### ○3番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。今回は日本人の若者のひきこもり問題と海外からやってくる外国人をテーマに質問させていただきます。

両項目とも今や日本全体の大きな問題となっております。ひきこもりは学校や仕事に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態のことを指し、長期化すると社会復帰が難しくなります。その存在は家族に隠され、情報が地域に共有されず、本人も家族も相談の行き場がないまま放置され、引きこもる50代の子どもとその親が孤立化する、いわゆる80・50問題という現象へとつながってまいります。

ひきこもりにつきましては、3月議会において同僚議員の質問があり、市長の見解もお聞きしたところでございます。今回はその後の市の取り組み状況やその実態をお尋ねしながら、さらなる提案をさせていただきたいと思っております。

また、人手不足が背景と言われる外国人受け入れ拡大の入管法改正案の会議は連日報道をされ、全国民が注視しているところです。制度導入を目指す平成31年から5年までの累計で、最大34万5,150人を受け入れる業種別見込み数も示されております。

総務省が発表した、ことし1月の人口動態調査によると、外国人の増加率では全国トップで熊本県、そして次に鹿児島県、宮崎県と、技能実習生の受け入れ拡大が顕著となっております。

外国人登録は、鹿児島県では1,185人ふえて8,973人となっております。本市でも外国人の姿を見ることが多くなりました。

今後ふえるかもしれない外国の方々との共存、そしてそこから何かプラスになるものが生まれてほしい共生へと、今在住される外国人の現状をお聞きし、お互い生活者としての充実を願い、質問と提案をさせていただきます。

項目1、仮称「子ども・若者支援センター」の設置を問います。

1、ひきこもり等の相談（18歳を超えた若者）及びその家族の相談は、どこが受けて対応しているか。

2、本市には子ども支援センターがあるが、年齢を超えた相談を受けていないか。また、これに対する課題をどう捉えているか。

3、民生委員に対するひきこもり者等への対応等の研修の状況はどうか。民生委員はひきこもり者の情報をどの程度集約できているか。

4、子ども・若者支援センターの設置を提案するがどうか。

項目2、外国人との共生について。

1、本市在住の外国人の状況と課題は。在中外国人のための生活情報、防災情報、交通规则等の情報提供の充実が必要ではないか。

2、地域とうまくかかわるために市の手だてをどう考えるか。

3、学校教育の中で、国際教育はどのように行われているか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

1番目の仮称「子ども・若者支援センター」の設置を問う。

その1でございます。18歳を超えた方や家族の相談を専門的に取り扱う窓口は、設置しておりません。本人が抱え込む悩みや課題、家族の心配事や家庭環境によって、福祉課や健康保険課あるいは包括支援センターや障がい者等基幹相談支援センターなど、それぞれの窓口で相談員やケアマネ、保健師が対応し

ております。

2番目でございます。子ども支援センターの相談員が18歳到達後の対象者からの相談に乗っているケースがあります。相談者は長いかかわりの中で信頼関係が構築され、期間終了後もサポートが継続していると認識しています。対処療法的な対応では十分な支援や解決に結びつかないことも示していると考えております。

3番目でございます。民生委員の活動に必要な知識や技術の習得のために、地域ごとの定例会を始め、市や日置地区の協議会での各種の研修を実施しています。その一環として、ひきこもり者等への対応を含めて、そのかわり方や接し方に対する研修を7月にも開催いたしました。

4番目でございます。民生委員は、相談活動に加え、地域住民の課題やニーズを把握するために多様に活動しており、地域の相談者や要支援者の情報を把握していますが、ひきこもり者等、みずから助けを求めることが困難な方々につきましては、ケースの発見や情報の集約に苦慮している現状にあると認識しております。

5番目でございます。ご本人やご家族の相談窓口の必要性は十分認識しております。ただ、その特性や家族のご意向という側面の課題から支援センターが有効に機能するかどうか懸案となりそうでございます。当面、かごしま子ども・若者総合センターへのつなぎや支援を得ながら、サポステやNPO法人等の関係機関と連携を図りたいと考えております。

外国人との共生について、その1でございます。本市の外国人住民は、平成30年11月現在で268人です。国籍・地域別では、21カ国で最も多いのはベトナムで128人、次いでインドネシアの34人、中国人23人の順となっております。

課題といたしましても、ダイバーシティを推進する上でも、地域社会の一員として参画できるよう相互理解と交流の促進を図る必要があると考えております。

2番目でございます。本市では、英語、韓国語、中国語、マレーシア語に対応した「日置市外国人生活ガイドブック」を作成しており、転入手続の際に配布し、情報提供を行っております。

ガイドブックには、自治会活動、医療、家庭ごみの分別方法やごみの出し方、防災対策、緊急時の対応について掲載をしております。

3番目でございます。現在のところ在留外国人として大きなトラブルになった事例は聞いておりませんが、ごみの分別が上手にできないという場合などは、自治会で直接指導をしたり、行事や奉仕活動への参加の呼びかけをするなど、工夫して上手にかかわりを持っていると認識しております。

4番目は教育長のほうでございます。私のほうは以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の（2）についてでございます。年齢を超えた相談についてでございますけれども、平成29年度、子ども支援センターにおいて、高校生以上の相談人数は47人です。満18歳を超えた人の相談を受けた場合は、福祉課や健康保険課等と連携を図って対応をしております。

それから、5番目の子ども・若者支援センターの設置についてのご提案でございます。

ご提案のセンター設置の件については、相談体制のあり方など子ども支援センターの領域を超えた対応が必要になることから、実情を踏まえて研究をしていきたいというふうに考えております。

それから、学校教育の中における国際教育についてのお尋ねでございます。

学校では国際教育として、社会科や英語等の教科学習において諸外国の状況や異文化に触れたり、総合的な学習の時間においてALTや国際交流員、在外経験を持つ市民や教員等を講師として体験的な学習をしたりするなど、工夫をした取り組みを行っているところでございます。

以上です。

#### ○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時02分休憩

---

午前11時10分開議

#### ○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、1項目めの2回目の質問をさせていただきます。

先般、KHJ全国ひきこもり家族会連合会主催の大会に参加してまいりました。その場でジャーナリストの池上正樹氏が基調講演の中でひきこもりの社会問題としての変化をこのように語られました。

ひきこもりという言葉が使われ始めた1990年代は青少年問題としての扱いでしたが、2000年代に入ると就労支援に着眼が置かれました。2015年、生活貧困者自立支援法が施行され、ひきこもりの理念はそれぞれの生き方支援へと変わります。

改正された社会福祉法は、社会的な孤立状況に置かれた人たちの課題を見つけ、地域共生社会を目指しています。引きこもる人たちがこれからどう生きればいいのか、多様な支援の枠組みが求められています。これは、過去から現在に至る法律の変換ですが、それはまた若者や成人が抱える社会の問題でもあります。

それでは、先ほど回答の中の18歳を超え

た方の相談というところで、福祉課、健康保険課、包括支援センター、障がい者等基幹相談支援センターなどで、相談員やケアマネ、保健師等が対応していますよというお答えをいただきました。

それでは、主に福祉課、それから健康保険課、そのようなところでどのような相談が来て、またその相談を受けてどのような関係機関につないでいるのか、伺いたいと思います。また、もし具体的な数が挙げられたらお示してください。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

福祉課にお越しになるケースの多くは親御さんが亡くなられた後の生活支援の相談でございまして、先ほど議員のお話でございました7040あるいは8050と言われる課題を抱えておられます。

ひきこもり等の場合、個別具体的な情報が非常に行政としても入りにくい状況にございまして、民生委員さんや親戚の方などの地域の情報をもとに生活に対する経済的支援に取り組みながら、本人の意向や状況に応じた就労への誘導にも試みているところでございます。

しかしながら、導入のところで当事者が直接窓口にご相談に来られるケースというのは、残念ながら、現在のところ、ございません。

以上です。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

健康保険課のほうでは、定期的なこころの相談会というものを開催しておりますので、そういうものを通じたりしながら、親御さんとか、あるいは民生委員さんからご相談を受けておりまして、現在、数件、健康保険課のほうではケースを持っておるようでございます。

相談内容につきましては、ご本人さんとかかわり方であるとか、先ほどもありましたとおり就職も含めて将来のこと等についても

ご相談があるようでございます。

以上です。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

わかりました。

それでは、ひきこもり関係について伺いますが、平成30年版全国ひきこもり推計はどのようなになっていますか。あわせて、もし本市の推計数がおわかりでしたらお示してください。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

今、議員のほうからございました、子ども・若者白書の30年版の数字でいいますと、15歳から39歳の方の、これはひきこもりということではなくて若年無業者という仕分けになっておりますので、そこらでちょっと大きくなると思いますけれども、割合としては2.1%で、71万人というような推計が出ているようでございます。

それを日置市のほうで、雑駁な数字になりますけれども、対象人口を1万2,000人と当てて割合を掛けた場合には250人ほどに数字としてはなりますけれども、こちらにつきましても、冒頭に申し上げましたように無業の若者の方の推計の数字ということでございますので、実数ではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

大変、大きな数字が出てきて驚いているところでございますが、無業は、またそのまま家から出ないということで、ひきこもりにもつながっていくのかなと感じております。

おっしゃるとおり、3月議会で答弁をいただいているんですが、3月議会では平成22年度のひきこもりの推計ということで23万6,000人の数をいただいております。日置市としては70人から80人というお答えでした。

それから、結局、今、8年後ということに

なりますが、調べ方は若干違いますが、それでも日置市の推定として250人ということは非常に年々ふえているんだなということの数でもって実感したところでございます。その数だけ多様な苦しみがあり、対応する支援が必要なことになってくるわけです。

全国家族会連合会のひきこもり事例に関する調査によると、困窮者相談窓口においてひきこもり事例の対応へつながった数は、40代の対応が最多で92%、次いで30代が91%、20代が83%との結果が出ており、生活困窮とひきこもりがいかにかに密接であるかがうかがえます。

本市の生活困窮者の相談の中からひきこもりにつながる事例があったかどうか、またほかの理由によるひきこもり相談事例はあったか、お伺いいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

具体的に窓口でひきこもりというような分類をしながら対応をしていることではないので事例の数というものは把握しておりませんが、福祉課のケースといたしましては、先ほども申し上げましたように、経済的に困りの高齢者の相談を受けた中で成人のお子さんのお世話をしておられることがわかったり、高齢者虐待通報からのつながりがありまして、地域からの報告で単身の方の情報を得たりする中でそれぞれのアプローチを図っているという状況でございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

各方面から情報を得て相談に乗っているということを伺いました。

そもそもひきこもりというのは本人が相談に来られないので引きこもっているわけですが、1回目の答弁におきまして、その特性やご家族のご意向などの側面の課題から支援センターが有効に機能するか懸案となるというようにも述べられておりました。そうい

った方々のために相談の仕方で工夫されていることがありましたらお伺いしたいと思います。

例えば和歌山県の田辺市では、来所のほか、電話、ファクス、メールによる相談を受けています。全国的に見ても最近の相談のやり方ではLINEなどを活用したSNS相談が広がってきております。日置市ではそのような取り組みは行われていますか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

福祉課においては、そのような方法ではなくて、先ほど申し上げました通報、それから来所、そしてこちらからの訪問という形での対応でございますので、SNS等の活用は、現在のところ、まだできておりません。

**○3番（是枝みゆきさん）**

カウンセリングセンターとか相談事例を研修している会社に委託して行われている例もございます。そういったところをぜひ研究していただきたいと思います。そういった事例研究はいかがでしょうか。お伺いします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

ただいまご紹介いただきました件について検討させていただきたいと思います。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、子ども支援センターの取り組みについて2回目の相談をさせていただきます。

子ども支援センターでは、8年前より、養護相談、障がい相談、育成相談を始め、不登校についても相談事業に熱心に取り組まれております。対象の子どもがかかわってきたその家族の相談が継続されているということは、相談窓口としての信頼感があるからこそと思い、数々のアウトリーチの対応などもされていらっしゃる職員の皆様のご苦勞に非常に感謝するところでございます。

それでは、年間相談数並びに相談件数、8年前の22年度から始まっておりますが、

現在に至る推移をお示しください。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、お答えいたします。

平成29年度の年間相談人数は287人で、相談件数は3,981件でございます。平成22年度と比較しまして、人数で133人、件数で2,801件の増加となっております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

大変たくさんの増加が見えていると思います。3倍以上にもなっているのかなと思ってお聞きしました。

このように件数がふえた背景は、どのように分析していらっしゃるでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、お答えいたします。

センターの内容につきましては、年次ごとにリーフレット等を作成して広報したり、それから各学校がセンターの利用を勧めたりしてきていることが要因として挙げられます。特に平成27年度に今の場所に移転したことで相談に行きやすいということから相談人数や件数がふえている状況にあります。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいまお聞きいたしましたように子ども支援センターの設立ということは非常に大きな効果を上げているなど感じております。場所もいいなど、かねてより思っております。ふえ続ける子どもの相談者もやがて成人していくわけですが、依然として困難を有する若者、そしてその家族に継続した相談窓口が必要ではないかと考えております。

彦根市では子ども・若者プランが立てられて、平成31年には（仮称）彦根子ども・若者センターを設置する予定になっております。若者の意識調査も行っており、「支援していくために必要な相談体制は」の問いに対して「親身に聞いてくれる相談体制」というのが

41.8%の回答で最も多く、「無料で相談できる相談体制」が40%、「相談がなくても気軽に行けるフリースペースがある相談場所が必要」との回答が21.5%となっております。相談内容においては長期的な問題もありますし、じっくり継続して相談できる場所づくりも必要だと感じております。

現在、成人や若者の福祉関係の相談は、市役所玄関に入って人目につくホールを抜け、福祉課の前にある小さ目の相談スペースで行われていると思います。もっと適切な場所はないのでしょうか。親身にかかわる相談体制をつくるために行きやすい場所の確保は必要だと考えます。

昨日からワンストップ化という言葉が出ておりますが、子ども時代から引き続き困難を有する若者のために、縦割りではなく総合的に相談できるワンストップ窓口の整備も必要だと考えます。行きやすい相談場所の確保、そして若者支援のための窓口の整備についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

まず、先に申し上げましたひきこもりの方々の特性というものを配慮いたしますと、年齢にかかわらず、相談に赴くという時点で、ご本人が相談に来られるという時点で大変高いハードルになってしまうというふうに考えております。

相談を一定の空間で設定することも大切だと考えますけれども、先ほど議員もおっしゃいました匿名性、そして利便性ということにも対応するために、先ほどご質問にもありましたけれども、メールやファクス、SNSなどの活用も有効ではないかというふうに考えております。

相談場所の設定もそうですけれども、先ほどおっしゃった全国大会でもお話が出ておりましたが、居場所づくりというところ

の観点を地域のほうで一緒に取り組めたらということも含めて考えてまいりたいと思います。

**○3番（是枝みゆきさん）**

居場所づくりということで、今、私は非常に大賛成でございます。ぜひ、そういったことをお考えいただき、進めていただきたいと思います。

さて、改正された社会福祉法では、地域住民等が地域社会からの孤立などを把握し、関係機関との連携によって解決を図るように求めています。

先日、訪ねました福岡市精神福祉保健センターでは、市民に身近な相談業務を担う支援者がひきこもりについての理解を深め、対応について学ぶ機会として支援者研修会を開き、昨年度は115人の参加の実績がありました。先ほどの答弁で日置市でも7月に開催されたということで大変安心いたしました。

地域社会における支援は民生委員さんが大きな役割を持っているところではございますが、3月議会において市長が答弁されたように、家族や民生委員、児童委員、相談機関、行政、社会福祉協議会などが情報を共有しながら連携を図り、ケースごとに丁寧に対応することが求められています。ひきこもりについてのケース会議というのはどのように行われているのか、お伺いいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

ひきこもりに特化してひきこもりの方のというようなご相談ではなくて、先ほど言いましたように、その世帯のというところからの入り口が福祉課の場合は多いですので、その結果、ご家族の世帯の問題を解決する中の一にひきこもりの若者もしくは40代、50代の方の対応も含めて将来的なことも考えながらケース検討をしていくというようなやり方になっております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

そのケース検討会議におきましては、どのような方々が出席して検討を重ねていらっしゃいますか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

先ほど申し上げましたように、その相談窓口のその世帯、そのご本人の困り事によって所管が変わりますので、対応するスタッフも異なってくるというふうに考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

そこで、総合的な戦略というか、そういうところを考えていただきたいと思います。

ひきこもりは、若年層に見られる不登校、それからもうしばらく年を重ねますと就職問題、せっかく就職したけれども職場の対人関係等が原因で仕事を失ってしまったとかいう、そういった若者や成人への対策など、世代ごとに戦略的な対策が必要だと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

今、議員がご指摘のとおりだと思っておりますけれども、一般的に言われておりますのは、ひきこもりの最終目標は就労ということではないと言われておりますので、その着地点につきまして丁寧な対応が必要だというふうに考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、最後に市長に伺います。

本人も家族も相談の行き場がないまま放置され、適切な支援を受けないまま8050問題という長期高齢化が進んでおります。早期に対処し、そのような現実を少しでも食い止めなければなりません。改正社会福祉法では、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることを規定しております。

今後、ひきこもりやニートなど諸問題を抱える若者の相談窓口を設置し、生活困窮者自立相談支援、保健医療など複合化した生活課

題を解決するための総合的な体制として子ども支援センターに引き続き若者の支援の窓口もつくるべきだと考えます。子どもから成人まで相談できる、仮称ですが、日置市子ども・若者支援センターの設置を提案しますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

学校教育課また福祉課、健康保険課、それぞれが連携しながら支援センターをつくっております。これを若者とまた別にすべきなのか、その延長の中でやっていくのか、どちらが一番最適にそれぞれワンストップでできるのか、私もまだ今ご提案いただいただけでございますので、十分、それぞれの各課で検討させていきたいというふうに思っております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、2項目めの外国人との共生について2回目の質問をさせていただきます。

日置市在住の方々の主な在留資格はどのようなものがあるかお尋ねいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

在留資格とは、日本国内におきまして行うことができる活動内容を定めたものでございます。

内容としまして、教育、介護、技能実習等、現在28種類に区分されているものでございます。この在留資格によりまして、それぞれ異なる在留期間が定められているものでございます。

以上です。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、ただいまおっしゃいましたる在留資格について、最も日置市で人数の多い在留資格はどのような方々で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**○商工観光課長（脇 博文君）**

お答えいたします。

外国人の技能実習生につきましては、ハ

ローワーク伊集院管内ではございますが、平成29年10月末で13の事業所に125人雇用されている状況です。産業別に見ますと、農林業、それから建設業、製造業等の分野で雇用されている状況でございます。

以上です。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、このような現実を踏まえ、市長にお尋ねいたします。

日置市においてもこのようにふえる外国人について、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

働き方改革を含めて、基本的に、私ども日置市もですけど、こういう働き手を見つけるのに大変企業で苦慮しているのも事実でございます。特に農業また建設業、そういうところにおいても募集しても集まらない。そういう中におきまして、外国人の就労というのはそれぞれの企業においても大変助かっているというふうに認識しております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、自治会地域の中での共生ということで先ほど同僚議員からも質問があったわけですが、自治会の中でも、外国人と協力して大変うまくやっている自治会もあれば、そうでもないところもあると思います。

先ほど同僚議員の質問において、聞き取り調査をした中で75%の外国人の自治会への加入率があったというご答弁をいただきました。では、聞き取り調査をしていない外国人はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

先ほどの聞き取り調査につきましては、1自治会で10名を超える自治会ということでご説明させていただきました。現在、268名ほどの外国人が日置市内には在住しているということでございますが、調査の対象となった部分につきましては約50名とい

うことをございますので、残りが聞き取り対象外となります。

ただ、10名を超える部分につきましては事業所がかかわってきておりますので、その分につきましては、シェアハウスであったり、企業が所有する寮であったりというところにお住まいでございます。

そのほかにつきましては、少人数でございますので、既に日本人の方とご結婚されて住まわれている方であったりという方がほとんどというふうに考えております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

先ほど75%とお聞きしまして、大変、高い数字だなと思って、大変、安心したところですが、今お聞きしましたところ、50名程度の調査の聞き取りだということで、まだ200名以上の方々の聞き取りは行われていない、あるいは事業所の中で生活してらっしゃるといような理解を受けたんですが、どうなのでしょう。あと残りの方々のそういう自治会への加入、そういったことは今後どのようにお考えでしょうか。

### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

現在のところ、自治会を対象にした在留外国人の調査というものを行っておりませんので、今後、必要に応じて自治会調査というものを年に1回実施しておりますので、そのような項目も取り入れながら、外国人とのトラブルの事例であったり実際に自治会に入っていってらっしゃる方の人数把握であったりというものにも努めていきたいというふうに考えております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思えます。

自治会長さんから実は外国人の方のことについて最初に聞こえてきたのがごみ出しルールの困りごとでございました。先ほどのご答弁にもありましたが、ごみ出しは私たち日本

人でもなかなか難しいところがあるほどだと思います。自治会長さんがおっしゃるには、言葉がわからないので、どう声かけをいいのかわからないとお聞きしたところでした。

今後、日置市としても、生活情報の提供は、積極的にかかわっていかねば住んでいる地域の市民の困りごとにもまたなっていくというふうに感じております。外国の方々が共存・共生する自治会でスムーズに生活していくために、市としてはどのようにかかわって、そのことに対してどのように進めていこうと考えていらっしゃいますか。

### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

まずは、在留外国人だからということで特別視することなく、地域に居住する一住民という目線でおつき合いをすることが必要だというふうに感じております。これまでも自治会におきましてはそのような形で適切に対応していただいているものと思っております。

現在としては、各自治会より加入促進に努めていただいております。今後におきましても、自治会活動やトラブルが発生した場合には当事者へ丁寧な説明を行い、理解していただくことや雇い主である事業所等に協力をしていただくことも必要だと考えております。

外国人との共生という意味では、地域の清掃活動や地域人材を生かした日本語教室の実施、地域の文化祭などで母国語の歌を披露するなど、先駆的に取り組んでいる自治会の事例を自治会長活動研修会などを通じて発表いただき、外国人を初め地域住民との共生・協働のための共通理解を図るように努めているところでございます。

今後につきましても、先ほど申しましたように自治会調査の内容に在留外国人に関する調査項目を設け、自治会における実態把握にも努めるとともに、自治会と連携して適切に対応していきたいというふうに考えております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

今おっしゃいましたように、地域の中で外国人として見るのではなく、私たちと同じ住民として見る。そのためにはコミュニケーションのツールというの也非常に必要になってくるかと思えます。お互いの意思疎通ができないと、なかなかその辺が難しいということにもなってくると思えます。

住民登録にいらしたときに個人に配付する生活情報のガイドブックができていてということで答弁いただいたんですが、それとともに、住民登録の際の窓口での直接的な生活情報の説明、それはどのように行われていますか。また、ガイドブックは、今現在、日置市に住んでいらっしゃる方々の言語の現状に沿ったものであるのか、お尋ねいたします。

### ○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

住民登録の際に窓口において企画課がガイドブック等を作成しているものの説明を行っているところでございます。ガイドブックにつきましては、全ての言語が整っているというような、まだ、代物ではないというふうに確認しているところでございます。

現状としまして、管理団体が中に入るケースもございまして、希望によって管理団体のほうに説明しているところでございます。特に市民生活課としましては自治会長さんへの連絡をとっていただくように強くお願いしているところでございます。

以上です。

### ○企画課長（内山良弘君）

外国人に配付するガイドブックにつきましては、現在、お配りしているガイドブックがこういう形のものになりますが、言語といたしましては、日本語を始め、英語、韓国語、中国語、それからマレー語、この5カ国語に対応したガイドブックとなっております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

今おっしゃった言語の中でベトナムの方の言語が入っていないような気がするんですが、その方々への対応は、最も多い住民登録だと思えますが、その方々がわかるような資料というのはつくっていらっしゃいますか。

### ○企画課長（内山良弘君）

ベトナム語につきましては、現在、ないわけですが、先ほど説明があったわけですが、住民登録の際にも、お世話をされる方が一緒になって手続をされたりしております。

この方が日本人という部分で、ベトナム語としましても、マレー語であったり、英語、このあたりを少しはできる方あるいは全くわからない方等もいらっしゃるかと思えますが、その同行される方にも説明をしてもらいながら、現在、わからない方にもわかる方からまた申し伝えていただくというような形で対応はとっております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

言葉がわかるガイドブックを作成してください。お願いいたします。

間に立たれる方もいらっしゃるでしょうけれども、常にその方に質問できるわけでもありませんので、例えば家でこれはどういうことだったかなとか考えたときにぱっと開ける、そういうガイドブック、しかもその人が本当に理解できる、そういったガイドブックの作成を考えていただきたいと思えます。

それと同時に、生活情報を窓口でご説明なさると思えますが、その辺のコミュニケーションをとれる方法、そういったツールもぜひ考えていただきたいと思えます。

また、今は誰もがスマホを持つ時代になりました。日置市ホームページには何カ国語の案内が出ているのか、現在の日置市の状況に沿ったものであるのか、ホームページのことにしてお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

日置市のホームページにつきましては、現在、日本語はもちろんですが、英語、中国語、韓国語、マレーシア語、あとスペイン、イタリア、7カ国語に対応しているところでございます。

英語、中国語、韓国語につきましては、一般的に日本の多くのホームページ等で翻訳対応されているものですが、本市におきましては、韓国とマレーシアにつきましては友好都市盟約を結んでいる都市が存在しているということ、あとスペインとイタリアにつきましては、オリーブ産業プロジェクトにおきまして同国に日置オリーブ農園もあることから、それぞれの国語に対応できるようにしているところでございます。

先ほどベトナム語という話もありましたけれども、例えば日置市内に在住する外国人全てに対応していくというのはなかなか難しいことであるかとも思いますし、あと外国を歩き来する中では日本人が一番英語の理解がなかなかできない国だという話もあるところでございまして、大体、外国の方というのは、ある程度は英語の表記があれば、ある程度、基本的なことは理解できるということもございますので、またこれからどんどん外国人はふえていく傾向にあると思いますので、そのときに必要に応じて、課題が出てきましたら、また新たな国の翻訳対応も必要かなというふうには考えているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

大体のことがわかるのでは困るわけです。しっかりと生活情報が理解できないと、私たちとともに同じ住民として共生していくことは大変難しいと思います。

一番、ベトナム人が先ほど多いというお話をいただきました。このホームページにもそんなにたくさんの言語を使われているのであ

れば、ぜひベトナム語を入れてください。お願いしたいと思います。

また、先ほどからお話もありますが、本市には、国際交流員だとか外国語指導助手、そういったことで来日されている方もいらっしゃいますし、生活情報や地域とのかかわり、そしてお互いの文化の違いなどの橋渡しとして私たちと外国人の間の困りごとを解決できるかもしれません。言葉の壁は既に日置市での在住が長い方の協力をいただくのも一つの手だてではないかと考えますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○企画課長（内山良弘君）

議員のおっしゃいますように、いろいろ、そのように対応していくことはよい方向に考えていきたいと思っております。

○3番（是枝みゆきさん）

2006年に総務省では地域における多文化共生推進プランを策定し、全国の都道府県に指針や計画の整備を求め、各自治体では整備が進んでいるようです。コミュニケーション支援は文化的権利、生活支援は社会権の保障の観点を含んでいます。

労働者ではなく地域の中での生活者として受け入れるためには、今後、さまざまな支援を考えていかなければならないと先ほどからご答弁にもたくさんございますが、ぜひそういった支援を考えていただきたいと考えます。

先月、福岡市役所を訪ねてまいりました。福岡市は外国人が人口7万人を超えて全国9位の人口を抱えているという、規模としては違うということを前提として前置きいたしますが、先進事例として少し紹介させていただきます。

福岡市では、転入した外国人が円滑に市民生活を始められるように生活に役立つ外国語パンフレットをまとめてウェルカムキットとして、各区役所、市民課窓口で配付しております。

そのキットの中には、生活便利帳、それからごみ出しルールブック、それからリーフレット、ボランティアを講師とする日本語教室の情報とか観光情報、自転車交通ルールのチラシ、防災ハンドブックなど、まだほかにもございますが、ひとまとめにして提供してあります。生活便利帳は、106ページにわたる大変丁寧なものになっております。

また、外国人2,500人を超す寝屋川市では、外国人のための生活ガイドブック、緊急の場合から困ったときの相談場所の案内まで、51ページのものが作成されています。

両冊子とも、まず、災害、事故、犯罪、こういったところから身を守る安心安全な対策や対応から始まって、緊急通報、保健医療、生活全般、ライフライン、重要な手続など、最後は外国語の相談窓口案内で締められておりますが、両方の自治体で共通しているのは非常に細やかで生活に密着した説明であるということです。

日置市のカラー版のガイドブックを私も見せていただきました。大変すっきりとしたガイドブックができております。今お話ししたのは、今後、さらに充実される際の参考事例としてお伝えしたところでございます。今後、ぜひガイドブックについてもさらなる工夫や充実を願いたいと思っておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

#### ○企画課長（内山良弘君）

福岡市、寝屋川市、それぞれご紹介いただきました。それぞれ国際的な都市という形であるかと思われまます。日置市のほうでも、今後、そういう生活情報や地域とのかかわり方とか、そういったものも含めて、他自治体の取り組み、この辺をまた調査研究していきたいと考えております。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

また、いちき串木野市では、日本語学科の専修学校があって、70人ほどの留学生が在

籍されています。留学生ということもありますが、警察との連携をとり、交通安全教室を行っております。

学科長の先生のお話によると、ベトナムの交通状況と日本とは違うこととかルールに関する感覚のずれがあって、危なっかしくて、とても心配しているということでした。

私も、ここ2週間のうちに、偶然にも、自転車で交差点あたりを斜めに走る外国人男性のグループ、それから赤信号で渡る女性に二度も遭遇してしまいました。私たち日本人が加害者となってしまうためにも、ぜひ事故なく安全に過ごすための交通指導も必要だと考えますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

市内で暮らす外国人の交通ルール違反等が特に問題になっている状況は把握していないところでもございます。また、特に警察との話し合いの中でも話題になったこともございません。

ただ、今後、市内在住の外国人がふえていく傾向にはあると思いますので、まず、受け入れる企業や団体等があれば、そちらでの取り組みというのが一番必要になってくるとは思いますけれども、今後、課題等が出てくれば、警察や関係団体とも連携して対応していかなければならないと考えているところでございます。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

ともすれば命にかかわることでもございます。ぜひ、よりよい支援を期待したいと思います。

それでは、続いて児童生徒のことについてお伺いいたします。海外子女教育を受けた帰国児童生徒や外国人の子どもの在籍はどうなっていますか。また、文化や言語等で教育上の課題はないか、お尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

現在、市内の学校には海外で生活して帰国した日本国籍の子どもは2人在籍しております。海外に赴任する前に日本での学校教育を十分受けておりますので、現在のところ、学校での教育に支障はございません。また、外国人の子女の在籍はございません。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

今後、もし、このように外国人がふえてくる状況にありますので、特別な支援が必要だと思われる児童生徒が現れた場合にどのような支援の準備があるのか、お伺いいたします。

### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

支援の必要な子どもがもし転入してきた場合には、県の教育委員会とも十分協議して、支援の在り方、そのあたりについてご指導いただきながら対応していきたいというふうに考えております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

我々の年代の日本人は、これまで外国人との共存・共生という経験が余りありませんでしたので、どうして接したらよいのか、実は、正直、戸惑いもあります。しかし、子どもたちが国際的な教育を受けて幅広い視点に立ち、外国の方々にもスムーズに接することができるならば、私たち大人も子どもたちに学んでいけるかもしれないと思っております。子どもたちへ大いに期待しているところです。

今後、ますます国際化は進み、グローバルな視点を持ち、生きていかなければなりません。小中学校では国際教育でどのような人材を育成しようと、またどのような人間像を掲げられているのか、伺いまして、私の一般質問とさせていただきます。

### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

今後、グローバル化が進展する社会におきましては、国際的視野に立って主体的に行動

できる人材を育成したいと考えております。自国の伝統文化を大切にしつつ、諸外国の状況や異文化等を理解・受容しながら、地球規模で解決しなければいけない課題についてみずから考え行動できる態度や能力を教育活動全体を通して育成してまいります。

### ○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

### ○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

### ○14番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して、一般質問を行います。市民の皆さんから私に寄せられた声を市政に届け、その切実な願い実現のために、今回も6つの点について一般質問を行います。

まず1問目は、公立幼稚園の存続について、市長と教育長に伺います。公立幼稚園、それぞれ4つの園ごとに、来年度の入園申し込み状況はどのようになっているか、お示してください。急激に少子化が進み、このままでは公立幼稚園がなくなってしまうのではとの危機感があります。公立幼稚園の存続のため、また、保育の充実のため、3年保育を望む声があります。このことについて、市長と教育長の考えをお聞かせください。

さて、日吉小学校は、再来年は中学校と一緒に小中一貫の義務教育学校になるということで、準備が進められておりますが、幼稚園も一緒に、幼・小・中一貫の義務教育学校を目指すことができれば、すばらしい、特色のある、全国でも珍しい貴重な教育モデルにも

なる学校として、全国から注目されること間違いないと考えますが、市長と教育長はいかがお考えでしょうか。

また、公立幼稚園の統廃合を検討する、園児数を15名という設定の根拠は何なのか、お示してください。この15人という数字は、現在の地域ごとの生まれてくる子どもの数からして、適当な数字ではないと思われます。撤廃すべきと思いますが、市長と教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次は2問目、吹上浜一帯の浜崖の問題と、松くい虫防除の農薬散布のことについて伺います。初めに、浜崖対策として、まずは沖での海砂とりをやめさせるように県に要求する考えはないか、市長に伺います。既に、もう30年以上になりますか、それぐらい前から砂をとっています。これが浜崖の一つの要因になっていることは、間違いないと思います。業者が県に届け出をして、県が書類を受理すれば、許可されたことになっているようです。県が書類を受理しなければ、砂とりはできないはずなので、市長にぜひ、県に届け出を受理しないように要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、松くい虫防除の農薬散布をやめて、土の改善に取り組まないか、提案をいたします。毎年、農薬散布が行われていますが、松枯れは一向におさまらないばかりか、環境への悪影響が大変心配されています。市長のお考えをお聞かせください。

第3問目は、漁業法改定案について、本市の漁業にどのような影響があるかについて伺います。今、国会で審議中の漁業法改定案は、戦後の漁業のあり方を全面的に改悪するもので、本市の漁業にも影響があると考えられますが、市長の見解をお聞かせください。

次の質問、4問目は、脱原発についてです。原発の問題は、住民の暮らしと安全を守る課題であると同時に、エネルギー政策の国の方

針を転換させることが課題です。電力は発電量と供給のバランスが大切です。このバランスを保ちながら、安定供給するためには、大規模集中発電から分散型への転換が必要です。しかし、九州電力は原発を優先し、太陽光発電をたびたび、今、制御しています。本市の太陽光発電事業者の損害の状況はどうか伺います。

また、北海道胆振東部地震で起きた全道停電、ブラックアウトを教訓に、地域密着型の分散型再生エネルギーの普及を進めるよう国に求めていく考えはないか、市長に伺います。

5問目、次は、外国人労働者の受け入れ状況のことについて伺います。さきの同僚議員の質問と重なりますが、通告どおり、改めて本市の民間企業や事業所において、外国人の労働者や技能実習生の受け入れの状況はどうなっているのか伺います。

国会での出入国管理法改定案の審議の中で、人権侵害などが横行する外国人実習制度の実態などが告発されて問題になっていますが、本市では問題は起きていないのでしょうか。低賃金で長時間働かされる、休みもとれないといった法令違反や、暴力を受けたり、パワハラ、セクハラなど、ひどい扱いを受けている、人権侵害のようなことはないのか。また、報道されているような失踪者はいないのでしょうか。相談などは寄せられていないのでしょうか、伺います。

次は6点目、最後の質問です。消費税10%への増税が、市民の暮らしや地域経済に与える影響についての見解を市長に質問させていただきます。安倍政権が来年10月から10%への引き上げを目指す消費税増税をめぐる論議が本格化しています。消費税は30年前の1988年に導入の決定が強行され、1989年4月に税率3%で開始されました。その後、5%、8%と引き上げられてきました。消費税は、生活必需品を含め、原

則として全ての商品とサービスに課税されるため、低所得者ほど負担が重い、逆進的な税金です。弱い者いじめとされています。深刻な消費不況が続く、貧困と格差が拡大する中、所得の少ない人に重くのしかかる消費税を増税すれば、市民の暮らしにも地域経済にも、もちろん日本経済にも破局的な影響をもたらすのは目に見えています。こんな消費不況が続く状況の中で、消費税を増税していいはずがありません。私は絶対に認めることはできません。消費税10%への増税が市民の暮らしや地域経済に与える影響をどのように考えておられるのか、市長、お答えください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の公立幼稚園の存続を求める声にどう思うかと、このことについては、教育長のほうに1番から4番まで答弁をさせます。

2番目の吹上浜海岸一帯の浜崖対策と松くい虫防止についてということでございます。海砂採取がどの程度、海岸線の浸食に影響を及ぼしてはいるか明確にはなっておりません。海砂は公共事業など、広く利用されており、安定的な調達には社会基盤整備に極めて重要なものであるというふうに思っております。

採取を禁止することは、多大な影響が出ると予想されることから、県でも代替材料の移行を奨励しており、これにより計画的に採取量の削減を図っていくことが必要であるというふうに考えております。

2番目でございます。土壌の改善により、松の木自体の生育促進は期待できますが、松枯れの原因となるセンチウヤその媒介となるカミキリムシに対しての明確な効果は確認されていないと認識しております。今後も、県や専門の研究機関との連携を図り、最適とされる防除方法に対処していきたいというふうに考えております。

3番目の漁業法改正は、本市の漁業に何をもたらすか。今回の漁業法改正につきましては、水産資源の減少などにより、生産量や漁業者数が減少傾向の中、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立するため、漁獲可能量の決定や漁獲割り当ての設定をするとともに、漁業認可や免許制度などを一体的に見直すものであると認識しております。

4番目の脱原発について、その1でございます。太陽光発電の再生エネルギーの出力制限の影響については、九州電力のホームページより情報を提供しており、今年度、11月26日時点では、10月13日から計8回の出力制御を行っているようであり、また、本市の太陽光発電業者の影響については、同社に対して問い合わせたところ、個別地域の情報提供を行っていないということであり、把握できていない状況でございます。

2番目でございます。本市では、住宅用太陽光発電設置に対する補助により、住民に対して推進を図っている一方で、地元のひおき地域エネルギー株式会社や日置ウインドパワーの取り組みにより、再生可能エネルギー普及が図られていることから、現時点での要望の必要はないものと考えております。

5番目の外国人労働者の受け入れ状況について。日置市の企業や事業所の外国人労働者の実習生の受け入れ状況は、市で把握できませんが、ハローワーク伊集院管内では、平成29年10月末現在で、42事業所、208人と伺っております。なお、外国人の雇用状況、雇用管理などにつきましては、ハローワークが定期的に事業所に出向いて指導しており、問題は発生していないと伺っております。

6番目の消費税10%の増税について。消費税増税により、家計の負担もふえていくことは确实でございます。増収分の一部は、幼児教育の無償化など、子育て支援に向けられ

ることにより、子育て世代はメリットを受けられる部分があります。また、地域経済の影響では、増税前に個人消費で住宅投資等の駆け込み需要が発生して、景気が一時的に上向き、その後は、また停滞するのではないかとされているようでございます。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の公立幼稚園の存続を求める声にどう応えるかについて、お答えをいたします。まず、1番目の来年度の入園申し込み状況でございます。申込者数と在園児の状況を申し上げます。東市来幼稚園、4歳児12人、5歳児26人、合計で38人。飯牟礼幼稚園、4歳児2人、5歳児5人、合計で7人。土橋幼稚園、4歳児3人、5歳児3人、合計で6人。日吉小学校附属幼稚園、4歳児2人、5歳児4人、合計で6人となっております。

(2)でございます。3年保育を行うためには、3歳児と4、5歳児の発達段階の違いにより、教育方法が異なり、教室を分ける必要がございます。現在の施設の状況では、3歳児を保育するには課題があると考えております。

3番目でございます。幼・小・中一貫の義務教育学校というご質問でございますけれども、幼稚園教育は義務教育ではございませんので、義務教育学校と一緒にできないわけでございますけれども、これまで行っている、保育園、幼稚園と小学校との連携は継続をしていきたいと思っております。

4番目でございます。15人以上の根拠についてでございます。平成20年6月に制定をしている日置市立幼稚園適正規模等基本方針で定めているものでございます。文部科学省が委託した研究によりまして、幼児集団の形成過程と共同性の育ちに関する研究でも、

共同性を培うための適正規模として、3歳児は20人前後、4、5歳児は21人から30人くらいの集団が必要とされています。日置市の人口規模も考慮した上で、1園当たり15人以上と定めたところでございます。今のところ、撤廃することは考えておりません。

(2)の3年保育について、つけ加えて答弁を申し上げます。ご質問のように、幼稚園において3年保育を望む声は高まっていると認識しております。また、子ども・子育て支援法の制定により、幼稚園と保育所等との垣根が低くなりつつあり、それぞれの施設に多様なニーズが寄せられてきており、子育てに対する多彩な受け皿が必要だと考えています。

以上です。

#### ○14番（山口初美さん）

今、全てお答えいただきましたので、1点ずつ、また伺ってまいります。今、来年度の幼稚園の入園申し込みの状況を伺いましたが、当然、この子たちは全員、幼稚園に入れるのでしょうか。その点について伺います。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。日吉小附属幼稚園につきましては、4歳児の2人の申し込みがございましたけれども、検討をした結果、15人以下ということでございまして、5歳児の4名につきましては卒園するまでで、新しく申し込みのあった4歳児の2人につきましては、入園は許可しないという方向で考えております。

#### ○14番（山口初美さん）

納得いきません。この年中で申し込みがあったお二人は、当然、受け入れるべき子どもさんたちです。しかも、兄弟のお子さんが5歳児で入園することになっているわけです。兄弟で上のほうだけ幼稚園に行けて、下の子は行けないという、このような状況が発生し

ますが、この点については、どのようにお考えか伺います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

休園に関する方針につきましては、昨年度、決定をしたところで、本年度は周知期間ということで定めておりました。そういうことをご理解の上で、今の、今度5歳児になります4人につきましては、休園の条件ということで、1年入園するというごさいますので、その後は休園ということで方針を決定しておりましたけれども、環境が変わることは児童にとって思わしくないということごさいますので、その後、教育委員会でも検討した結果、5歳児までは預かりましようということごさいます。ですから、兄弟のお子さんがいらっしゃるにしても、またお預かりした場合には、また2年間、お預かりするということになりますと、休園ができませんので、今回はお断りする予定ごさいます。

**○14番（山口初美さん）**

入園できませんという通知を受けられて、この2人のお母さんは教育委員会に、ぜひ、どうしても受け入れてほしいんだというお願いに行かれたと聞いておりますが、そのときの教育委員会の対応は、どのように対応されたのか伺います。事実を教えてください。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

直接、私、対応しておりませんので、状況は把握しておりません。

**○14番（山口初美さん）**

どなたが対応されて、どのように、そのお二人に接していただいたのか、その辺を伺います。

**○教育長（奥善一君）**

ただいま、局長がお答えしたとおりごさいますけれども、年長に入園する予定の方々については、先ほど説明をいたしましたように、1年間、幼稚園で過ごして、2年目がまた別の幼稚園ということになりますと、非常

に環境的な変化もあり、子どもの教育上、望ましくないということで、あと1年は引き続きということごさいますので、幼稚園でお預かりをしようというふうにごさいますけれども、残りの2人につきましては、先ほどもごさいましたように、この2人をまたお受けすると、来年、同じように、またご負担をおかけするというようなことごさいますので、方針に沿って、来年はお受けできないというようなことごさいます。担当者がどのように答えたかということについては、今、確認しておりません。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

上のお子さんは、来年度、年長児として幼稚園に入れるのに、下のお子さんは入れない。このことを、この子どもにわかるように説明できますか。

**○教育長（奥善一君）**

年少に入ってくるお子さんに納得いくように説明できるかどうかというのは、ちょっと難しゅうごさいますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり同じ教育環境の中で、続けて在籍をすることが望ましいというふうに思いますので、そのような判断に至ったところごさいます。

**○14番（山口初美さん）**

この保護者の方は、下の子どもと一緒に、どうか通わせてほしいというふうにごさいます。お兄ちゃんは幼稚園に行けるのに、どうして僕は行けないのと、毎日泣いていると。この子どもにわかるように、お母さんは説明ができないと言っておられるわけです。本当に、一緒に4歳児も1年間でいいから入園できるように、そのように善処していただけることを希望してやみませんということなんです。もう一回、ぜひ、この兄弟を引き裂くような、そんな冷たいことを、この日置市の公立の幼稚園でそういうことがあってはいけ

ないと私は思います。

今、この幼稚園を存続する会というのを立ち上げて、お母さんやお父さんたちが立ち上がっておられます。こういう運動は、日置市、初めてじゃないですか。始まって以来のことです。それだけ、この幼稚園の教育が素晴らしいと評価をされている。そして、この運動の中心になっておられる方は、よその町から、わざわざ日置市に引っ越してこられた方なんです。子育てするには、こんな町がいいなど、本当に子どもたちの幸せを願って、日置市に引っ越していらしたわけです。その期待を裏切るようなことを絶対にはいけないと、私、思います、教育長、いかがお考えでしょうか。

**○教育長（奥 善一君）**

基本的な方針といたしまして、15人未満という状況が2年続いた場合に、存続について検討して、その結果として休園という措置を決めたわけでございます。それは、もう先ほどから説明しておりますように、幼稚園教育の意義を達成するための集団性、そういったものも含んで方針を決めておまして、それに基づいて判断をしたところでございます。市内には4園ございまして、附属幼稚園以外にも幼稚園はございますし、私立の保育園、幼稚園ということもあるわけでございますので、そのことも含めて、私たちはこのような判断に至っているわけでございます。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

ここに、幼稚園の風景なんですけど、議長には許可をいただいておりますので、お見せしますが、日吉小学校附属幼稚園に、お昼休みに小学生の子どもたちが来て、一緒に遊んだり、小さい子どもたちを抱っこしたり、一緒に遊んであげたり、これは本当に日吉小学校ならではの幼稚園の風景だと思うんですが、このような交流ができる幼稚園は、ほかには

そうないと思います。これは本当に日置市の宝だと思います。本当に、今、この幼稚園の存続を願っておられる方たちは、そういう何気ない日常の風景なんですけれど、こういうふうにして自然と子どもたちが異年齢の交流ができています。これは本当に素晴らしいことで、私が、ぜひ義務教育学校の中にも、幼稚園も入れて、全国にも珍しい教育のモデル校として発信していけば、子どももふえるし、若い子育て世代も注目して、興味を持って、移り住んでくるんじゃないかというふうに思っています。今、少子化の問題、いろいろ対策を考えて大変なときに、これはやはり希望なんじゃないかと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

**○教育長（奥 善一君）**

ただいま写真で見ていただいた光景というのは、確かに、非常に子どもたちが一緒に幼・小、触れ合って、大変望ましい光景だとは思っています。そういう意味で、私たちも幼・保・小連携という取り組みは進めているわけでございまして、ほかの小学校でも、そこに通ってくる幼稚園、保育所との連携というのを、いろいろな形で進めているところでございます。やはり、市の幼稚園としてやっていく以上は、それなりに経費ももちろん使うわけでございますし、それ以上に、先ほど申し上げましたように、子どもたちの一定の集団規模で望ましい教育環境をつくってあげるというのも、私たちに課せられた大きな使命だというふうに思っております。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

今、経費のこともおっしゃいましたけど、これは絶対に無駄遣いではありません。これを無駄遣いと言う人はいないと思います。

来年から幼稚園や保育園の保育料の無償化が実施されようということで、話題になっておりますが、今でも、保育園を探しても、な

かなか入れないとか、見つからないとかって  
いうことがあるんです。実際、希望していた  
ところに入れずに、遠くまで通わせているお  
母さんもいらっしゃいます。また、私立の幼  
稚園は、希望者が多くて抽選です。抽選に漏  
れれば、行くところがない。そういう人達の  
ための受け皿としても、この公立の幼稚園と  
いうのは、どうしても残す必要があると私は  
考えますが、その点はいかがでしょうか。

**○教育長（奥 善一君）**

今、幼稚園、保育園の受け皿等のご質問も  
ございましたけれども、その状況は、私も  
よく把握をしているわけではございませんけ  
れども、ただ、同じ日吉地域内にも保育園等  
あるわけでごさいます、そういうことも含  
めて、やはりある程度の一定規模の子ども  
たちによる教育を保障していくということも  
大切なことではないかなというふうに思っ  
ております。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

これまで、3月とか4月とか、新年度の移  
動の時期だとか、夏に転勤のあるところも  
ありますけれども、そういう途中で希望があ  
ったり、新年度ぎりぎり、今、入園は、もう  
申し込みは打ち切っているわけなんですけ  
れども、こういう途中から入ってきたり、新  
年度にばたばたと入ってくる、そういう希  
望者があつたときには、随時、この公立幼  
稚園は受け入れていたわけです。こういう  
ことで、本当に、いつ、子どもの数がふえ  
るかかわからない。そういうこともご認  
識していただいて、ぜひ、この日吉小学  
校の附属幼稚園、年中さんの2人、どう  
しても、最後の年にあるのであれば、な  
おさら、この2人を一緒に保育していただ  
いて、一緒に卒園させていただいたらと思  
います、もう一度、教育長お願いします。

**○教育長（奥 善一君）**

先ほども申し上げましたけれども、今、年  
少で希望されておられるお子様を受け入  
れるということは、先ほどは1年間で休園  
になって、ほかの幼稚園に行ってください  
と申しあげましたが、これをさらにもう1  
年ということになりますと、これは、もう  
実際、休園措置に入るわけでごさいます  
ので、その趣旨からしても受け入れるこ  
とはできないというふうに思いますし、さ  
らにまた来年も、この時期に日吉小附  
属幼稚園も、また募集をかけるわけです。  
そういたしますと、そこでまた入って  
くる方もいる可能性もありますので、こ  
ういったことがずっと続いていくとい  
うことは、いつまでたっても、これは  
休園にならないという状況も生まれま  
すので、今回、1年だけは経過措置と  
して、来年、年長さんのみを受け入  
れるというところが、私どもが考  
えているぎりぎりの選択でごさいます。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

今度までにしますけど、本当に今の説明は  
おかしいですよ。当然、受け入れるべき  
年中児が入園申し込みをしたのに、大人  
の都合で、あなたとあなたは入れませ  
んよということになっているわけです。  
これは、本当に子どもに対して、私自  
身も説明できませんし、日ごろ、日置  
市は風格ある教育だとか、おひさま  
教育だとか、耳ざわりのいいことを言  
っていますが、実際には、そういうふう  
にして小さいかわいい子どもたちを切  
り捨てる、こういうことをやる町でい  
いんですか、市長。市長、お答えくだ  
さい。

**○市長（宮路高光君）**

今回のことについては、陳情も議会に出  
ておりますので、私どももきちっと、そ  
ういう陳情等も見つたことを判断して  
やっていきたいというふうに思います。

**○14番（山口初美さん）**

この幼稚園の存続に関しては、お母さん方

が署名も集められて、500名を超える署名を教育長のところにも提出されておりますので、ぜひ心ある、本当に温かい日置市としての対応を期待します。

次の質問に移ります。吹上浜一帯の浜崖の問題ですが、この浜崖で地元の人たちは本当に困っておられるんです。浜におりに、おりれない。はしごをかけたり、ロープをかけたりして、何とかおりたりしているけれども、本当に不自由なわけです。帆の港から永吉川の、あの辺の一帯が、もう1カ所しかおられるところがないんです。だから、地元の方から要望です。スロープか階段をつけて、海岸におりたり、上がってきたりできるようにしてほしいということなんですが、市長、この点いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

管轄的に、この分については県なんです。今、私どもで勝手にそういうものはできないというふうに認識しておりまして、今、ご指摘のとおり、現状として、この何十年の間に、そういう浜崖ができていられるのも事実でございます。そういう中におきまして、先般、特に周辺の自治会長さんと私ども行政、県、一緒に入りまして、現場確認もさせていただきました。これは、ちょっと大がかりな一つの事業になりますので、特に、国との今、折衝もしておりますので、時間を要して、この浜崖については対処していかなければならないというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

これ以上、浜崖が進まないように、沖でとっている砂のことは、もうぱっと目につくわけですから、もうこれを一刻も早くやめさせるのが、これ以上進ませないためには必要なのかなと思って、市長に提案をしたところがございますが、ぜひ県とも協議をしていただいて、浜へのおり口のことは進めていただきたいと思いますと思いますが、実際、どこにス

ロープや階段をつけたらいいのか、スロープがいいのか、階段がいいのかわかりませんが、それを県も一緒になって、市長も間に入られて、ぜひ一刻も早く、地元の人たちの要望に答えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど答弁いたしましたとおり、今、国の国会議員の先生方にも、これはお願いしております。私どもだけでできる、こういう小さい器じゃございませんので、これは基本的には、さっき言ったように、県がいろいろと管理することでございますので、私ども担当、地域住民、そういうご意見もいただいておりますので、十分、そこあたりを配慮しながら、今後、進めていきたいというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

次に移ります。松くい虫防除の農薬散布ですが、私は、この問題は以前も取り上げまして、このまかされている農薬が、そのころ、ネオニコチノイド系の農薬だったわけです。今でもそうなのか伺います。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

松くい虫の防除の農薬散布につきましては、国有林につきましては、国有林が大半なんですけれども、森林管理署というところが管理をしております、防除を行っております。市有林を含む民有林につきましては、その10分の1程度しかございませんけれども、日置市のほうで防除を依頼しているという形になっております。その中で、航空防除につきましては、森林管理署が散布します国有林につきましては、ネオニコチノイド系を使用しておりますけれども、ネオニコチノイド系の中にも7成分ほど薬剤の成分がございます。その中で、最もハチ等に対して影響の小さい農薬を管理署のほうは適用しているということでございます。また、民有林につきましては

は、ネオニコチノイド系の航空防除はいたしておりません。

#### ○14番（山口初美さん）

一応、大分、改善はされているんだなということがわかりましたが、この薬をつくっている会社を儲けさせるために、農薬をまいているんじゃないかというような極端なことをおっしゃる方もあるようです。まさかそんなことかと思うんですが、実際に、この薬をまいても、松くい虫防除の効果が無いのではないかと思います。そこら辺のところは、実際、どのように評価をされているのか伺います。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

鹿児島県の、この吹上浜もそうですが、昭和52年からの松枯れの実態調査が、去年までのデータがございます。実を申しますと、このセンチウのマツノザイセンチウというセンチウが松を枯らすわけですけれども、これを媒体するマツノマダラカミキリという虫がございます。この虫が10年、20年の間隔で非常に大発生をしたりする傾向がございます。

実を申しますと、平成4年から8年にかけて、今、日置市内で枯れている松の約三、四倍以上の松枯れが25年ぐらい前に出た経緯がございます。その後、平成10年、11年には、防除の、もしくは伐倒駆除等を徹底することで終息いたしまして、その後、ほとんどなかったんですけれども、ここ平成28年から、 $m^3$ で申しますと280 $m^3$ から250 $m^3$ ほどの被害が28年、29年と出ております。本年度につきましても、同等の被害が現状出ているのが実態で、現在、伐倒駆除に入っている状況でございます。

ですので、あと二、三年かわかりませんが、航空防除と松枯れの枯れた木を徹底的に伐倒駆除することによって、残り二、三年で終息を迎える形をとりたいというふうに、関係団

体とも話はしているところでございます。

以上です。

#### ○14番（山口初美さん）

吹上の運動公園あたりの松の木を見ても、ところどころ枯れているところがあったり、1本枯れているのが立っているのを見たりしました。それから、砂丘荘の窓から見ても、ところどころ枯れているのが目についたりして、本当に気になるんですが、どのようにすれば松枯れをとめて、松林を守れるのでしょうか。

それにしても、農薬散布だけは1日も早くやめるべきだということは、はっきりしていると私は思います。この害虫などに強い、負けない、そういう松を育てるという研究をしておられる方たちが、やはり大学の先生だとか、あとは造園業の方で、樹木医の方たちとか、そういう方があって、大学の先生は本も出されていたりして、私も今回、ちょこっと勉強させていただきましたけど、「海岸林再生マニュアル」というような本を出しておられるのが、農学博士の小川真先生と、それから樹木医の伊藤武さん、来栖敏浩さんって、この方も樹木医ですけど、こういう方たちが書かれた本なども出ております。

また、新潟市が、造園業の方と一緒に、モニタリング調査といいますか、新潟市の北区役所産業振興課と、この造園業の方が一緒にモニタリング調査をやって、その報告書などが、私、手に入ったものですから、読んでみました。通気、浸透、水脈改善、施業のモニタリング調査という、これを見てみますと、この施業が環境回復において良好な効果が得られていることが示された。本来の健全な松林は、木の下に植物などが生えて、生態系機能が補完され、土の中の代謝が循環していく環境が保たれて維持されます。本当に、いろんな虫類や微生物、それから、そういうものが健全な循環サイクルの一角を担ってい

るといふようなことを、本当に無限とも言える、いろんな種類の多くの生物環境が、松林にとっても、大切なんだということが、ずっと書かれているわけなんです、農薬散布を本当に早くやめて、土の改善に取り組むのがいいんじゃないかなと、私は思いましたので、先ほど申し上げましたようなところから資料を取り寄せるとか、そういうところに行って、研修をするとか、そういうようなことを取り組んでいただけたらと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

今、議員がおっしゃるように、若干、調べてはみました。市長の答弁にもございましたように、福島県の林業試験場等が木炭の施用を植樹の際にすることで、生育ももちろん促進されるし、松枯れも、ある程度、効果があったということは認知しております。ただ、それは松枯れが大規模に出た場合、植林をします、その際には、先ほどありましたように、現在、抵抗性松という、松枯れに強い抵抗性品種の松もございます。そういうのを植えながら、かつ今お話にもなりましたような土壌改善をして、健全な松が生育するような形をとっていくというのは大事なことだといふふうに思っております。

ただ、従来、大きな松、もう何十年にもなった松のほうには、どうしても松のカミキリが飛んできて、細い枝のところを食べるわけです。そのときに体についている松のザイセンチュウが侵入していつてしまうということは、ちょっと防げそうにないなといふふうに判断しておりますので、なるべく環境に優しい、かつ効果のある防除を続けていく必要があるといふふうに認識しております。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

本当に、この海岸の黒松の林は、古くから先人たちの手によって植えられて、長い間、

地域の人々に親しまれて、防風、防波、防砂、防災上も景観上も重要な役割を果たしてきたわけです。この松林が本当に元気によみがえるためには、やはり日々の努力が大事なのかなと思います。1本1本の松の木を元気にすること、そのためには土が大切だということで、ぜひ今後もまた研究し、努力をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問、3問目は漁業法です。この内容については、市長にご答弁いただいたようなこととございますが、今回の改悪案は、沿岸漁業の現場から出されたものではなくて、新たなもうけ口を狙って漁業や養殖業への参入を狙って、漁船の大型化で漁獲の拡大を目指す財界、大企業の身勝手な要求を背景としたものです。海を企業に売り渡してはなりません。

このことをしっかり市長にも認識していただき、本市の漁業を守る立場でしっかり市長には国にもものを言っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今回こういう改正案が出され、私ども日置市に2つの漁協がございまして。基本的に私どもの漁業というのは、この沿岸といえますか近場で漁業をしている方々が多く、そんな大企業が来るような形の中の漁場じゃございません。そういう中でやはり私ども地域にあった漁業組合のそういう意向というのは十分配慮した中で、国のほうにも申し入れしていきたいといふふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

全国に955の漁協があるそうです。水産庁が主催した説明会に出席したのは、わずか77漁協にすぎないことが、4日の参議院農林水産委員会で明らかになりましたが、本市の漁協等へのこのことについての国からの説明はあったのか、なかったのか伺います。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

当議会が開催される前までは審議中ということでございましたので、審議中ではあるけれども成立しそうだということでございまして、両漁協の関係者、幹部の方に意見を聞いております。

今、市長のほうからもありましたけれども、両漁協とも東シナ海の外海ということもございまして、大きな狙いの一つである養殖業に対する大規模の企業での参入というようなのは、まずあり得ないだろうというような意見を聞いておりますし、あと大型漁船もしくは小型漁船ごとの漁獲高を設定した中での今度の法律ということに対してにつきましても、今の段階では大きな影響がすぐさまあるようには感じないという両漁協の意見を聞いております。

以上です。

#### ○14番（山口初美さん）

そして、漁協のことや漁業権について審議をする海区漁業調整委員会というのがあるんですが、これの公選制を廃止するというんですね、知事による任命制にするということなんですが、これは漁業者の声を封じるものだというふうに考えます。このような法律を通してしまったら浜は混乱します。浜は話し合っただけで秩序ある漁業調整をしているんです。だから沿岸漁業のことは沿岸に任せろというべきだと思います。

市長は、国に漁業を守るために、この海区漁業調整委員会の公選制の廃止について、こんなことはやめたほうが良いというふうに言っていたかと思いますが、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの立場の方が入って論議しておりますので、国の国策でいろいろ法律的なものを決めるということで、私どもがそういう出しゃばっていきけるようなことでもないのかなというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

次の質問は4問目、脱原発についてですが、本市の太陽光発電事業者損害の状況はわからないということなんですが、大規模集中発電の最たるものが原発です。災害の多い日本だからこそ原発に依存するのをやめて、地域密着型の太陽光を始めとする再生可能エネルギー普及の方向にかじを切ることが求められていると考えます、私は。市長も、もちろん同じ考えと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今までも、このことについては答弁しておりまして、基本的にはこの再生可能エネルギーを最大限に活用していく、それにはちょっと時間が必要なのかなというふうに考えております。

そういう中で、やはり国の国策としてエネルギー政策ということで、どういう方向で進めていくのがいいのか。やはり基本的には永久にはこの原発というのをやめていく方向で進んでいってほしいというふうには思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

わかりました。九州電力は、原発の安全対策に約1兆円かけているということ、9月議会で私取り上げましたけれども、これだけのお金が本当に蓄電池の普及などに使えば、自然エネルギーの活用がもっともっと進むと考えますが、この点を最後に市長に伺って、この原発の問題ですね、次の質問に移っていきたく思います。

#### ○市長（宮路高光君）

1兆円どころか、私も金額的なものが科学的にわからないものでございますので、そういう部分についてはちょっとお答えするのは難しいというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

原発のことについて、すいません、もう一回。今のような九州電力のやっているような

質力制御のあり方、自然エネルギーを後まわしにして、自然エネルギーのほうを制御して原発を優先するというようなやり方は問題だと私は考えますが、電力会社にこのことを改めるように言っていただくお考えはないでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先般、川内で原子力委員会との話し合いのときに私のほうから、九電の社長もおりましたので、こういうことについてはきちっとした形でしていかなければ、前提でいつか定められるというのはわかった中で、発電を、太陽光やっているのはわかります。ですけど、現実的に今回とめられた方々のお話を聞きますと、大変会社としても損失をしたと聞いておりましたので、今後こういうことについては極力ないようにということの要請はその場でもさせていただきました。

#### ○14番（山口初美さん）

さすがは我が日置市長と評価をさせていただきます。

外国人実習生の問題のほうに移りますが、私たちが見かける外国人の労働者の方たち、18歳から25歳ぐらいでしょうか、10代後半から20代、30代前半ぐらいのかなというふうに思います。彼ら、彼女らは、私たちの子どもたちのような年ごろではないでしょうか。

そんな若者たちが不当に傷つけられたり、虐げられたりしていいはずはありません。彼らは安い労働力として連れてこられていますが、しかも借金を背負ってきているそうです。言葉もわからない、遠い外国でどんな不安を抱えながら働いているのだろうかと心配いたします。彼らが自分の国に帰ったときに、日本はいい国だった、日置市の人たちは優しくかったと言ってもらえるようにしたいと願っています。

この外国人労働者、外国人技能実習生が困

ったときには何でも相談できるような窓口が市役所の中に必要じゃないかなというふうに思うんですが、その相談の体制についての考えを伺いたと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今のところ、そういう悪い形の情報は入っておりません。地域に行きますと、それぞれの地域の祭りに多くの外国人の方が参加しておりまして、大変楽しんでおったというのも十分理解しております。

市といたしましても、特に企画を含めて何かいろいろ問題が起きましたら対処していく考え方は持っておりますので、それぞれ地域の方々からいろいろご意見といいますか、事業主、特に事業主とも連携をとりながら今後いきたいと。ハローワークのほうが実態把握しておりますので、ハローワークとも連携をとりながら、また事業主さんともいろいろと今後とも打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

そのような方向で、ぜひ進めていただきたいと思います。

福島の建設会社で働いていた外国人実習生、20代から30代の男性4人が原発の除染作業をさせられていて、報道されて問題になりましたね。彼らはそれぞれ逃げ出した後、1人は帰国しましたが、残りの3人は実習先の変更を希望して日本に残っているそうです。

今、日本の若者も、本当に非正規の不安定な雇用のもとで働いていますが、本当にもっとひどい条件で働いている、我慢している外国人がいるんだから我慢しなさいと言われていたような気がします。

労働力不足が言われますが、少しでもいい条件へと移っていくのは、賃金が安くて生活が苦しいからです。日本の若者も外国人の若者も本当に安心して働くことができ、安定した生活ができるようにしていかなければな

らないと思います。

きょう、この出入国管理法改正案が通過し  
そうなんですけど、成立しそうなんですけれ  
ど、そうなると、なおさら日置市の市役所の中  
にも、何でもこういう人たちが困ったときに  
相談に乗ってもらえる、そういうところが  
どうしても必要だと思うんですが、その点い  
かがお考えでしょうか、もう一回伺います。

**○市長（宮路高光君）**

今後におきましても、私ども日置市にもそ  
ういう方々がふえてくるというのは、もう否  
めませんので、どっかの課で対処していき  
たいというふうには考えております。

**○14番（山口初美さん）**

消費税の問題に、最後の問題に移ります。

来年10月から強行しようとしている消費  
税10%への増税に向けた対策として、安倍  
政権がまとめた内容は、国民や中小業者など  
を苦しめ、混乱させる内容ばかりです。食料  
品などの軽減税率導入に加え、キャッシュレ  
ス決済でのポイント還元、マイナンバーカー  
ド利用者の買い物時のポイント加算、プレミ  
アムつき商品券など、これまで言われてきた  
対策を並べただけですが、消費税を増税しな  
がら巨額の予算を投じて対策をとるなど、筋  
が通らない、そう思われませんか、市長。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては、もうそれぞれ3年前  
に、来年10月というふうにして決めて、特に私  
どもは喜んでいるのは、この消費税を上げる  
中において、子どもたちが無償化されていく、  
このことが一番私ども市民にとっても、また  
私ども行政にとっても無償化されていくこと  
で、子育てしやすい環境になるというのはも  
う十分ありがたいことだというふうに思っ  
ております。

消費的に消費税が上がる中において、また  
経済的なものが若干一時的に停滞するかもし  
れませんが、またそこあたりは乗り越えて

いかなきゃならないというふうに思ってお  
ります。

**○14番（山口初美さん）**

保育料の無償化は、消費税も何も財源にし  
なくてもできるんです。消費税導入から  
2017年までの消費税収は累計が349兆  
円に上るのに、法人税の減税による減収  
281兆円です。消費税収の8割は法人税の  
減税と、その減収の穴埋めに使われ、税源と  
して役立っていないんです。

2014年4月に消費税率5%から8%に  
引き上げましたが、安倍政権だけでも大企業  
に4兆円以上の減税をしているんです。こ  
ういうのを財源どんどん使えばいいですよ。  
格差は拡大する一方じゃないですか、こんな  
ことしてたら。

消費税収は社会保障にしか使いませんと言  
っていましたが、実際には社会保障は改悪に  
次ぐ改悪の連続で、安倍政権になってからの  
6年間だけでも高齢化などで必要な社会保  
障予算の抑制や年金、医療、介護の制度改悪で、  
社会保障のための予算は3.9兆円も削減さ  
れました。

その一方で、毎年ふえ続けている軍事費は、  
ついに5兆円を突破したではありませんか。  
社会保障のためというのは真っ赤なうそとい  
うのが、この比較でわかると思いますが、市  
長はどのようにごらんになりますか。

**○市長（宮路高光君）**

この消費税については国策で、国の中で論  
議する、そういうふうにして私は見ておりま  
すので、なるべくそういう分については市議  
会の中で消費税を論議するようなことじゃな  
い。私はそのように思っておりますので、ひ  
とつよろしくお願いします。

**○議長（並松安文君）**

もう残りありませんから。

**○14番（山口初美さん）**

このあれこれ持ち出されている消費税の対

策では、消費税冷え込みの穴埋めにならないどころか、中小業者を苦境に追い込むだけです。キャッシュレス決済のポイント還元、マイナンバーカードを持っている人へのポイント加算もキャッシュレス決済やマイナンバーカードそのものが普及していません。とりわけ中小商店の多くは、カード決済などに無縁で、カードが使えるコンビニや大型店などに客を奪われかねません。中小商店がキャッシュレスなどに対応するには、新たな設備や体制が必要です。中小業者は新たな出費が迫られるんです。このようなことについて、市内の商店などから声は市長には寄せられていませんでしょうか。

最後といたします。

**○市長（宮路高光君）**

まだ内容的に、まだ何をするとということで、国からもまだ示されておりませんし、また商工会ともこのことについては今後プレミアの商品券がつくのかわかりませんが、また商工会とも十分今後とも対応していきたいと思っております。

**○議長（並松安文君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時10分とします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之さん登壇〕

**○17番（坂口洋之君）**

平成最後となります、12月議会を迎えることとなりました。私は市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で社民党の自治体委員といたしまして、55回目となります一般質問を、通告に従い3点質問いたします。

1点目でありまず連携中枢都市圏鹿児島市、日置市、始良市、いちき串木野市の取り組みについて、5項目を質問いたします。

平成26年度より、国において連携中枢都市圏構想が進められ、平成29年度より鹿児島市や日置市、始良市、いちき串木野市では、鹿児島市を中心とした地域の一体的かつ持続的な発展を図るため、鹿児島連携都市圏の形成に取り組むこととなりました。今後の圏域全体の持続的な経済成長を見据え、4市の多様な資源、産業、人材の活用や人口提示のための必要な整備等、具体的な取り組みを推進する広域な事業計画です。そこで5項目について質問いたします。

一つ目です。連携中枢都市圏の、本市の取り組みについての基本的な考え方を伺います。

二つ目です。4市連携の取り組み状況と成果と課題は何か。

三つ目です。病児・病後児保育ファミリーサポート事業等の広域利用に関する協議の状況はどうか。

四つ目です。民間レベルの交流の促進について、現在の取り組み状況はどうか。

五つ目です。鹿児島市からの交流人口をふやす取り組みの成果はどうか。

2点目の質問をいたします。小中学校の教職員のメンタルヘルス対策について、3項目について質問いたします。

一つ目です。保護者への対応や、児童生徒の指導に悩む教職員は多いです。どのような悩み、ストレスを感じているか、伺います。

二つ目です。教育委員会として、教職員の悩み、ストレスをどのように把握し、相談体制、相談件数、相談内容はどのようなものがありますか。

三つ目です。保護者からの過度な対応等に悩む教職員も多いです。教育委員会として保護者、教職員に対して、どのような理解と協力を求めているのか、伺います。

3 点目です。運転免許証返納者が増加する中での返納後の移動手段の確保について、4 項目について質問いたします。

一つ目です。28 年から 30 年の、本市の車の運転免許証の返納状況はどうか。

二つ目です。運転免許証の返納後の移動手段について、主としてどのように分析をされているのか。

三つ目です。東市来地域のこけけバスが運行されておりますが、地域の見直し、乗り合いタクシーの上市来地域等の導入が検討されておりますが、本市の考えを伺います。

四つ目です。高齢者の利用が多い東市来地域のキャナハイツ湯之元、鶴丸団地、紙屋敷住宅に近い場所へのこけけバスの運行を望む声がございます。検討できないかお聞きいたしまして、1 回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1 番目の連携中枢都市圏、鹿児島市、日置市、始良市、いちき串野市の取り組みについて、その 1 でございます。人口減少・少子高齢化社会においても、地域を活性化し、経済や快適な暮らしを持続可能なものにするため、圏域内の 4 市の多様な資源、産業、人材の活用等により、住民の生活関連機能サービスの維持・向上を目指すものであります。

2 番目でございます。鹿児島連携中枢都市圏ビジョンの取り組みといたしましては、全体で 24 の連携事業があり、そのうち図書館の広域利用を始め、出会い・ふれあい企業対抗運動会を開催等、21 事業を実施し、交流人口の増加等が図られているものと考えております。課題については、事業説明の中で周辺地域への波及効果の表現がわかりにくいものがあることから、その工夫等が上がっているところでございます。

3 番目でございます。病児・病後児保育については、病児保育の利用が多い一方で、病

後児保育の実績は少ない状況を踏まえ、実施園の受け入れ可否にあわせ、予算措置等の協議を検討しております。また、病児保育のファミリーサポート制度についても、広域利用に対して市外からの通勤者等、利用者が限定的であることから、そうしたことを考慮し、協議を進めていくこととしております。

4 番目でございます。企業間の交流については特別実施していませんが、合同企業説明会を初め、商工会が実施している創業支援セミナーについては、圏域内の参加及び企業へ呼びかけたところで、広くマッチングの機会を得ることができたのではないかと考えております。

5 番目でございます。具体的な事業としては、グリーン・ツーリズム推進事業による体験交流ツアーの実施により、交流人口の増加を図ったところでありますが、少人数の参加者であったことから、今後、情報発信を積極的に行っていくとともに、ツアーの内容の検証も図っていくこととしております。

2 番目については、教育長のほうに答弁をさせます。

3 番目の、運転免許返納者が増加する中での返納後の移動手段の確保について、その 1 でございます。日置市では、平成 28 年度が 131 人、平成 29 年度が 220 人、平成 30 年 10 月末現在で 182 人が自主返納を行っている状況でございます。

2 番目でございます。運転免許証を返納した後の移動手段は、主に公共交通や家族、知人による送迎であると考えております。コミュニティーバスや乗り合いタクシーでは、運転免許自主返納者に対するメリットとして 100 円を割引く制度も実施しており、コミュニティーバスや乗り合いタクシーの利用者のうち、運転免許証自主返納者の占める割合は年々増加しております。今後も、運転免許証の自主返納者は増加するものと考えており

ます。

3番目でございます。東市来では現在、尾木場湯之元線と上市来湯之元線の2ルートでコミュニティーバスを運行しております。近年、利用者が減少傾向にあるため、利便性向上の一環として高山地区や上市来地区、皆田地区への乗り合いタクシーの導入の検討を行っております。地域の生活圏や移動ニーズ等を踏まえ、東市来地域の市街地だけでなく伊集院地域市街地への運行ができないか、関係機関との検討、協議を行っております。なおコミュニティーバスの路線は、コンパクトに再編して周遊性を高め、利用者の増加を図りたいと考えております。

4番目でございます。コミュニティーバス等のバス路線の設定は、運行、乗降時の安全性が第一に求められます。ご指摘のキャナハイツ湯之元、鶴丸台団地、紙屋敷住宅は進入道路が狭いことや、国道3号線に接する交差点は信号がなく交通量が多いため、バスの通行には安全性の面で課題があると考えていますが、運行事業者とも協議をしながら、公共交通会議において検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは2番目の、小中学校の教職員のメンタルヘルス対策について、お答えをいたします。

その1番目でございます。教職員は、学習指導や生徒指導等において子どもとの信頼関係が築けずに、児童生徒の反抗的な言動があったり、保護者からの過度な意見、要望等にストレスを感じたり、職場での人間関係で悩んでいるようであります。

その2です。教職員は、年1回のストレスチェックを受けており、その結果をもとに管理職が直接相談に応じたり、必要に応じて教

育委員会や関係機関への相談を勧めたりしております。今のところ、教育委員会が相談を受けた事例はなく、他の関係機関への相談件数も把握はしておりません。

3番目でございます。保護者からの意見、要望等については、児童生徒に関することが多いことから、まずは学級担任が窓口になって相談に応じ、場合によっては学年主任や管理職も一緒になって対応しております。それでも十分理解が得られない場合は、教育委員会も相談を受けております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に、1回目のご答弁をいただいたところでございます。この中核連携都市圏につきましては、日置市を含めた鹿児島市、始良市、いちき串木野市ということで、4市で連携協定を結ばれていると思われま。特に日置市は鹿児島市に隣接しておりますし、日本史の中でも特に一番鹿児島市のつながりが深く、2010年の調査によっても、通勤・通学の27%が鹿児島市に何らかの形でかかわっているということで、鹿児島市以外の3市でもつながりもあります。

また旧松元郡山という旧日置郡の枠組みもありますので、鹿児島市ともつながりがありますので、そういった中で鹿児島市を含めた形の連携をしながら、いろんな形で波及効果をいかにつくっていくかが非常に重要ではないかと思っております。

そこで、再度質問いたします。この協定は、中核都市宣言の全国32都市の中で現在28の中核都市で、周辺部254市町村で連携協定が結ばれております。具体的な取り組みとして、圏域全体の経済成長の牽引、工場の都市機能の集積、強化、圏域全体の生活関連サービスの強化、現在具体的には、日置市では21の事業が4市で取り組まれておりますけれども、市長自身のこの協定の期待と思

いを伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

この中核都市との都市連携でございますけど、今までも、この中核都市という分じゃなく、鹿児島市とは大変深いつながりを持っている地域だというふうに認識をしております。そういう中において、よりよい形で今回このような締結ができたというふうに思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

私も旧松元の町議を、合併前の1期させていただきましたし、鹿児島市の今現在出身となってきております。当然、鹿児島市には日置市の出身者の方もかなり多く住んでおりますし、逆に日置市内においても鹿児島市を含めた始良市、いちき串木野市民の皆さんも数多くお住まいになっているという、そういった状況でございます。

まず協定が結ばれてまして、29年度から現在21の事業実施がされてきておりますけれども、1年7カ月、8カ月がまもなく経過しようとしております。今回、この日置市として特に効果のあった施策、具体的な事業はどのようなものがあったのか。またこの事業につきましても、国からの財政支援が鹿児島市で約3億円、本市を含めた3市では事業額の上限ということなのではございますけれども、上限が1市最高で1,500万円という財政措置がございます。実際1,500万円はあくまでも、全ての事業を実施した場合に1,500万円が支払われるわけでございますけれども、人口規模を勘案しても予算額が異なりますけれども、財政上の課題、また各事業について、鹿児島市3市の費用負担の基本的な考え方を伺いたいと思います。

**○企画課長（内山良弘君）**

費用負担の基本的な考え方でございますが、おっしゃいますように、総務省通知によります支援措置が定められております。中核市の

場合が、普通交付税で2億円プラス特別交付税、これは事業費の計算式によるものでございます。鹿児島市のほうが約3億円に近い形で、29年度の実績として財政収入、歳入という形になっているというふうにお聞きしております。

その他の部分では、先ほど議員がおっしゃいましたように、特別交付税による措置になるという部分で、事業対象の1,500万円が上限額ということで、本市におきましては29年度の事業費が200万円少々という部分で、特に財政的な課題という部分では問題ないかと考えております。事業の効果という部分でございますが、やはり図書館の共同利用、広域での利用というのが一番大きな部分で、市民にも広く利用されているものと考えております。

29年度におきましても、日置市の図書館において163名の利用実績がございます。日置市民の鹿児島市の図書館、あるいはいちき串木野市の図書館、始良市の図書館で利用された方が235名いらっしゃるというようなことでございます。あと、出会い・ふれあい企業対抗運動会というようなものもございます。これにつきましても、参加チームが4市におきまして、昨年で24チーム、今年度におきましても24チームの参加で、参加者はおおよそ500名程度あったということで、日置市におきましてはそのうちの2チーム、20人前後の参加という形で実績と上がっております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

大きくいきまして、広域で図書館の貸し出しについての連携、そして企業の運動会や企業の説明会等、現在実施されておりますけれども、先ほど1回目の答弁での課題につきましても、事業説明の中で周辺地域への波及効果の表現がわかりにくいものがあることから、

その工夫等が上がっているところであるってことなのですけれども、具体的にどのように理解しているのか、お尋ねをいたします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

表現的なものという部分で、具体的にすいません、ちょっと表現についてのどこがどうというようなものを押さえてはいたないのですが、それぞれ外部員を含めたこの中枢都市圏のビジョン懇談会の中で、そういう議論があったというふうにお聞きしているところでございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

また29年度から実施した事業でありますので、まだ具体的に、すぐに効果が波及とはなかなか言えない点もありますけれども、やはり4地域の住民の方々が、いろんな行政サービスなどが拡大することによって利便性も向上しますし、また鹿児島市を中心として交流人口がこれによってふえることが、ひとつは大きな成果であると思っておりますけれども、その点で再度お尋ねいたします。

この事業につきましては、特に30年度につきましては、4市で移住説明会を東京で実施することが盛り込まれてきております。関係団体に確認いたしますと、もう現在、この4市での移住説明会については終了したと思っておりますけれども、当然都市部の鹿児島市の都市機能と3地域の適当な田舎ですか、こういった意味での田舎体験等、都市部と田舎の移住のメニューが広がることによって、移住効果が私は期待できるのではないかと考えております。

東京で実施をされました30年度の新規事業の、東京での移住説明会の状況はどうだったのかお尋ねをいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

本年9月9日、東京国際フォーラムにおきまして、2018ふるさと回帰フェアに連携

中枢都市4市で参加をいたしております。このイベントは、国内最大級の移住マッチングイベントと称されておまして、参加者は約2万人を超えるものでございます。今回は4市で1ブースを共有いたしまして、PRや相談業務を行い、具体的な移住相談の対応件数につきましては、31件46人の対応となっております。

ただ漠然と移住先を鹿児島にという選択肢を持っているターゲット層を、日置市のほうへ誘引する効果は非常に高く、連携中枢都市圏にて参加するメリットを実感いたしております。来年は4市で参加するイベントもふやす方向で、協議を進めているところでもございます。なお今回のイベントで相談された方が、既に日置市のゲストハウスに宿泊し、空き家バンク登録物件の視察や、市内を見学されており、次回来られる際には長期滞在し、移住に向けての計画を具体的に進めたいという連絡もいただいているところです。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど、課長が答弁されたとおり、今回4市の新たな事業ということで実施されて、一定の効果があつたことについては、非常に評価があつたと思います。そういう意味でも、日置市単独で行くのも当然必要なのですけれども、財源的にも、人的にも、やっぱり4市が今後連携をしながら、鹿児島市を含めた、いちき串木野市を含めた、日置市も含めた、4市の移住効果が上がることを望みたいと思っております。

この連携中枢都市の計画の中を見ますと、4市の利便性、広域行政の必要、鹿児島市東京事務所を活用した情報発信を行うということが、計画に打たれております。鹿児島市の出先機関といたしましては、東京事務所が都市センターホテルがあるところなのですが、鹿児島市の東京事務所が7名程度の人員が配置されているということでございます。

首都圏に出先機関があることは、本市にとっても魅力であります。しかし単独で、財源的にもこういった出先を持つというのは非常に厳しくなっておりますけれども、例えばこの計画の中で情報発信を行う計画と打たれておりますけれども、例えば3市、始良市、いちき串木野等と連携をしながら、鹿児島市の事務所を、例えば机を1個ととか、職員を1人ととか、何らかのこういった情報発信の出先機関の協力体制ができないのか。これはあくまでも鹿児島市が判断することなのですが、こういったことについて、連携中枢都市を進める中で議論にならなかったのか、計画はなかったのか、そこらへんの状況についてお尋ねをいたします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

鹿児島市が東京のほうに事務所を持っているという部分で、非常に重要な部分ではないかなと。活用できればすごくまた広がりも、拡充も検討できる部分もあると思っております。議員もおっしゃいますように、鹿児島市の考えという部分がまずあるかと思われま。人員協力につきましては、施策の中に職員の交流というのものも、事業の一つのメニューとして置いてございます。その中で今後、また協議になっていくというふうに考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

これは鹿児島市の、あくまでも理解と協力ですので、そこら辺については、どうこう判断するのは難しいかもしれませんが、始良市といちき串木野市と日置市がこの連携協定の目玉ということで、鹿児島市に協力を得ながら、そういった形が実現できれば、日置市も何らかの形で東京に出先機関ができるということで、情報発信も含めた、情報収集も含めた効果が上がるのではないかと考えております。

3市で協力をしていただきまして、3市出身の方が、非常勤でも構わないと思いますので、そういった方々が1人でもそこに、一画だと思っておりますけれども、そういったところに行くことが、この連携協定の目玉ではないかと思っております。

次に病児・病後児保育について、再度質問いたします。現在、日置市の保育園には、鹿児島市在住の方もおられます。また日置市の方が、鹿児島市内の保育園、幼稚園にも入園されております。私は旧松元の出身なのですけれども、松元の方が日置市内の保育園に現在、入所されております。実家が日置市内に住んでおりますので、いろんなつながりは、日置市とのつながりが強いのですけれども、例えば松元地域は子どもが多くて、病児保育を利用したくても鹿児島市の中心地まで行かなければならないと。せっかくこちらの保育園に通っているから、日置市内の病児保育に利用できないのかというご相談を受けました。

基本的に日置市は、病児保育は日置市在住の方しか利用できません。当然ながら冬のインフルエンザのシーズンになりますと利用者も多いですので、なかなか受け入れられないという、そういった状況がありますけれども、現時点で本市の病児保育、他市からの受け入れができるような状況であるのか、ないのか、その点だけお尋ねいたします。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。現在、日置市にあります病児保育は、鹿児島こども病院の1カ所で、定員は3人ですが、利用頻度が非常に高い状況でございます。また病後児保育につきましてはあづま保育園、厳浄寺保育園の2園で、定員はそれぞれ2人ですが、現在のところ年間50人未満のご利用でございます。病後児については受け入れできる場合がありますので、その方向で連携中枢の担当者会議、もしくは幹事会等

で制度設計について協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、事業につきましては、施設に対して委託事業として実施いたしますので、費用の負担につきましては、国県支出金の申請手続等もございますので、調整が必要になると考えております。

以上でございます。

**○17番（坂口洋之君）**

再度確認いたしますけれども、これは病後児保育について、現在協議を具体的にされているということで理解していいのか、お尋ねいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

病児も含めて構わないと思いますけれども、先ほど言いましたように、日置市の病児保育の場合はなかなか空きが出ないのではないかとおられますので、そのような表現でお話をさせていただきました。

**○17番（坂口洋之君）**

ほかの3市については、受け入れ可能ということで理解していいのか、具体的な協議はまだ細かくはされておられませんけれども、そこら辺の状況だけ、お尋ねいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）** お答えいたします。鹿児島市につきましても、来年度また施設が若干病院等の受け入れが可能になってくるということも含めまして、今後4市の協議が進められていくということになっておりますので、31年度で制度設計ができればというふうに考えております。

**○17番（坂口洋之君）**

現在、21の事業が実施をしております。私も全国のいろんな取り組み事例についても調べてまいりました。例えば、播磨地域、兵庫県姫路地域では、本市同様、図書館の相互利用の促進なども取り組んでいますし、そちらでは、成年後見センターを共同で運営すると、そういった事業もあります。また岡山

県では、こども発達支援センターの共同運営ということで、市民の身近ないろんなことについて、広域で取り組むようなケースがあります。

現在、日置市で見ますと、この連携協定の広域利用につきましては、大きく言って公立図書館の利用と、今回、病後児保育の共同利用ということなのですけれども、今後、新たな形で市民が広域で利用できるようなサービスを考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、そこら辺の考え方について、市長にお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございますとおり、まだ始まったばかりでございますので、いろいろとこういう、まだ市民の声をいただきながら、4市で協議をしていきたいというふうに思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

次に、民間レベルの交流について、再度お尋ねをいたします。先ほど、市長の答弁で、企業の運動会などが実施されておまして、婚活も含めた形のいろんな事業だと思っておりますけれども、この4市で交流人口をふやす新たな取り組みといたしましては、当然、契約の中で各広域観光の推進、各市イベントにおいて連携して取り組むと言われております。そして、各市の広報誌などを活用した情報発信を行うと言われておりますけれども、現状はどうなのか。

例えば鹿児島市の市民の広場に、日置市のイベントなどが掲載されるようなケースがあったのか、なかったのか、その状況についてお尋ねをいたします。

**○商工観光課長（脇 博文君）**

お答えいたします。広域観光の推進につきましては、連携中枢都市圏の取り組みといたしまして、鹿児島市の広報誌に年1回、日置市のイベント情報を掲載しております。また

薩摩半島観光振興協議会の構成市の広報誌にも年1回、イベントの時期にあわせて情報の掲載をいたしているところがございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

私も市民の広場をよく見る機会があるのですけれども、いろんなイベント等が掲載されております。また、鹿児島市の移住のパンフレットをちょっと見たことがあるのですけれども、鹿児島市がメインになっておりますけれども、連携協定都市であります3市の、ちょっとした案内の記事も掲載しておりますので、今後ともこの広報誌の掲載については協議をしながら、情報発信を進めていただきたいと思います。と思っています。

次に質問いたします。まず民間レベルの交流につきましては、先ほどグリーン・ツーリズムなどを実施しているけれども、参加する人数が非常に少ないという、そういった掲載がありました。私は全国の、この連携中枢都市圏の状況を見た中で、社会教育施設の相互利用を図っているような、そういった取り組みを実施しておりました。例えば鹿児島市は、福岡市、北九州市、熊本市の社会教育施設、水族館、美術館、歴史施設等、市民料金で利用できると、軽減策ですね、65才以上、小中料金が軽減できます。これは平成24年10月に交流連携協定の取り組みがありました、たくさんの市民の皆様がこの4都市を訪ねて、楽しんでいただけるよう、各施設の市民向け割引料金の相互利用を実施しているという名目です。

本市は、3市の民間レベルや交流促進につながるよう目玉となれば、こういった社会教育施設を各市の市民料金で利用できるような制度があれば、もっと交流が進むのではないかと思っています。ちなみに社会教育施設は鹿児島市にかなりウェイトが高いですので、鹿児島市の判断が基準となるかもしれません

けれども、例えば、年間を通じて軽減策というのは難しいかもしれませんが、年間を通してこの一週間は総合交流の促進週間ということで、各3市で連携をより強化するため、そういった社会教育施設の軽減とか、見学等を取り組めないだろうかということ、市長に提案したいと思っておりますけれども、これはあくまでも4市で話し合われるわけでございますけれども、そこら辺の考えだけをお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今、特に社会教育施設の相互理念、これは大事なことであるというふうに思っておりますけど、今でも特に吹上地域のテニスコートとか、鹿児島市が半分以上来ている。それでもあまりすると、地元が使えなくなってしまう。いろんなデメリット・メリットもあるわけなのですが、こういうことにつきましては今後の連携しておりますので、どういう施設をどうして使っていくのか、特に鹿児島市には権限もある。県が所有している。鹿児島市だけじゃない。そういうものもございまして、今後、この連携中枢、今月もこの会がございまして、協議会がございまして、またいろいろと一つずつ、さっきも申し上げましたとおり、できるものから連携を組んで、進めていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先日も日置市内の体育館の市民スポーツ施設は7割が、市外から利用ということで、場所によっては地元の方が利用しづらいという状況もありますけれども、逆に日置市も、鹿児島市などの社会教育施設などを、利用促進をできればという観点で、ちょっと質問してきたところです。

次の、小中学校の教職員のメンタルヘルス対策について、教育長に再度お尋ねをいたします。きょうも南日本新聞に学校の働き改革などが掲載されておりました。一つは、日置

市内も学校規模によっても異なりますし、学級のクラス編成によっても異なると思います。複式学級のような少人数のところから、40人目いっぱいクラスまであります。学校現場の話聞いても、やはり今通常の授業以外の、いろいろなじめの問題、不登校の問題、そして障害のある子どもさんたちの指導についても、非常にいろんな課題を感じているという、そういった声がございます。

そういった中で、教育長も教員歴が40年近く働かれてこられてきたと思いますけれども、10年前、20年前と比べて、こういった学校現場の状況というのは、どのように変わったと理解しているのかお尋ねいたします。

#### ○教育長（奥 善一君）

お答えをいたします。学校の状況が、今と、例えば私が現場にいたころと、そんなに大きく変わったということは感じてはおりませんが、ただおっしゃるように、子どもたちの生徒指導に係る課題、それからそれに付随して、子どものことに付随しての保護者の方のご要望、そういったものがふえているのは確かにそうだと思います。それに対応するためになかなか時間が割けないと、一番大事な子どもたちと直接、向き合う時間についての準備等の時間が割けないということで、なかなか苦慮しているというようなお話は、確かに認識をしているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

やっぱり指導が必要な子どもの数が非常にふえてきているなというのも聞いております。当然、いろいろな学習要領がありますので、先生たちも授業の準備をしないといけないということもお聞きをしております。そういった中で、なかなか子どもたちと向き合う時間がないとか、面談をする時間がどうしても限られてきているという、そういった状況も私はお聞きしております。そういった中で、教職員の勤務時間も、きょうの新聞等にも掲載さ

れておりますけれども、教職員の指導は何といても授業と教育的な指導である。

そこで再度質問いたします。小中学校の管理職を含めた勤務時間の管理については、自己申告制度でございます。本市の管理職を含めた勤務時間の状況はどうか。中学校の部活動の指導者はさらに勤務時間は長いと考えますけれども、部活動指導者の勤務時間の状況等、どのように把握をされているのか、お尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。教職員は出退記録システムというものがございまして、それにより一カ月ごとに時間外勤務時間を管理職に報告するようになっております。11月、本年11月ですが、最も多い時間外勤務時間は、月20時間から39時間というふうになっております。部活動の時間につきましては、本年度は把握しておりませんが、平成28年度同月の1日当たりの平日で1時間40分、休日は4時間となっております。

本年度から部活動の休養日を週2回、平日に1回、土日に1回ということを実施しておりますので、現在のところ、28年度のときの数字よりは若干下がっているものと推測しているところでございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

再度質問いたします。悩みを抱えている教職員は、かなり多いと思います。保護者や子どもたちへの対応、学級運営に悩むケースもあります。保護者の意見を聞きますと、あのクラスはうまくいってないとか、あの先生は頼りないとか、いろんなご意見も、私どもも耳に聞こえております。一方、先生たちも、昔は若い先生は、大なり小なり失敗しても、地域や保護者が温かく見守ってくれると。今はもう経験があろうがなかろうが、ちょっとした失敗が非常に大きくクローズアップされ

てきているということで、若い先生たちも指導力を悩むような、そういったケースがあります。そういった中で、保護者との適切なかわりについて、市としてどのような指導を教職員にしているのか、お尋ねいたします。

**○教育長（奥 善一君）**

ただいまのような、保護者の方々、それから地域の方々のご意見、ご要望というのは学校にはたくさん来るわけです。基本的には、学校の教職員はそういうご意見、ご要望に対して、しっかりやっぱり誠意を持って耳を傾けるということも仕事の一部だというふうに思っております。

ただそれによって、極度に時間を割かれたり、それから悩んだりするというようなことは、やはりほかの業務への支障もございまして、その辺りは管理職を含めて、全員体制でそこは対応していくようなことが必要かというふうに思っております。私どもも、もちろんそういうご相談等があれば、一緒になって対応していきたいと考えております。

**○17番（坂口洋之君）**

私たちのところも、特に学校関係ではいじめ、不登校で、そのときの先生の対応について、いろんな問題やトラブルなどがあったという、そういった声を結構聞いているのですが、その実情についての教育委員会の考え方を伺いたいと思います。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えいたします。確かにご指摘のように、いじめ、不登校を始め、いろんな諸問題について、各学校では苦慮しているところはございます。この際には、要するに担任だけが抱え込むのではなく、そして例えば生徒指導委員会とか、そういったところで十分協議をした上で、チームとして対応するようにしているところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

そういった意味で、平成27年12月から、

精神障害の原因が要因となる病気の増加で、学校現場においてもストレスチェックの調査が義務づけられております。個別調査であり、個人保護情報もあり、個別の調査は公表されておられません。職場単位のストレス傾向分析は、公表されていると考えております。規模の大きな学校、小規模な学校も本市はございますけれども、ストレスを把握するためにも、これは重要だと考えております。

まず本市のストレス度チェックの考え方や、調査分析をどのようにされているのか。また教職員と管理職、相談員、カウンセラー等の相談について、どのような形で実施されているのか、本市の傾向はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えいたします。

昨年度の平成29年度のストレスチェック調査によりますと、本市の場合、ストレスの高い要因として、事務的な業務量、それから職場の人間関係、児童・生徒の対応等が上げられております。

また、医師による面接指導が必要と判定された対象者のうち、実際に申し出をした人の割合が2.1%と低い状況にあります。

したがって、対象者には管理職が当然相談に乗ったり、県の教職員よろず相談、それからメンタルヘルス相談等の活用を促したりしております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

先ほど課長から3点について、傾向について報告がありますが、その3点の傾向について、教育長自身のお考え方を伺いたいと思います。

**○教育長（奥 善一君）**

それぞれ事務的な業務量、それから職場の人間関係、それから児童・生徒の対応というところだったと思いますけれども、確かにそ

ういうところについて非常にストレスを感じているというような状況は、これは全体として見られるようでございます。そういったところを解決していくために、やっぱり学校自体もいろいろと工夫改善を行っております。私どももそういうものをしっかり検討していく必要があると思います。

**○17番（坂口洋之君）**

鹿児島県教育委員会では、平成29年度、鹿児島市の教育委員会にちょっと調べてもらったんですけども、平成29年度鹿児島市内のストレスチェック対象者が3,674人中、受検者が2,995人、そのうち高ストレスチェック者と判定された268人で、そのうち医師の面談を受けたのが10人、高ストレスと判定された人が医師の面談を受けたのが10人でした。医師の面談を受ける人が少ないのが課題でございます。本市にもそういった傾向があるのではないかと思いますけれども、本市の高ストレスチェックの状況と医師の面談の状況とがわかれば、お答え願いたいと思います。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えします。

平成29年度のストレスチェックでは、高ストレスと判定された教職員は22人でした。うち、面接を希望したものは残念ながらありませんでした。教育委員会としては、判定された教職員には管理職のほうから面接を受けるよう今後とも指導してまいりたいというふうに思っているところです。

**○17番（坂口洋之君）**

先ほど22人の方が高ストレスチェックということを答弁されましたけれども、具体的にはどういった高ストレスの要因だということなのか、そこら辺がもし個別に22人の状況がもしわかればお答え願いたいと思います。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

本市における、これは個人情報ですので日

置市全体の中でのというところでご理解いただければと思いますが、ストレスの要因として高ストレスで上がっているのは、先ほども申しましたように事務的な業務量、それから職場、同僚との人間関係、それから対処困難な児童生徒への対応というものが、やっぱり要因として上がっているところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

では、今回、鹿児島県教育委員会も、今新聞等載っております教職員の働き方改革、長時間労働の是正、ふえ続ける学校現場の懸案事項の改善に向けて、学校における業務改善方針を30年3月付で調べております。

具体的には、校内に業務改善対策の組織を設置、業務改善方針に基づく各学校ごとの業務改善計画の作成、管理職による教員の勤務実態の把握、PTA及び地域との連携がうたわれておりますけれども、この方針につきましては、29年度に実態調査をして、30年度に調査を踏まえた答申、31年度に具体的な計画が、各学校現場で取り組まれてきておりますけれども、この方針についての教育委員会としての考えと対策についてを伺いたいと思います。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えします。

本市では、業務改善推進委員会という名称で組織は立ち上げておりませんが、年数回の管理職研修会の機会を生かしまして、学校の業務改善に関するそれぞれの取り組み状況について、情報交換や協議等を行っておりますので、実行性があるものと捉えているところでございます。

また、各学校でも、既存の委員会の中で業務改善について話し合いを行っており、それぞれの学校の実情に応じた取り組みをしています。

教育委員会にしましても、学校にしましても、既存の組織を活用することで業務改善に

つながっていくものと考えるところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回この教職員のメンタルヘルス対策について質問させていただきました。学校の労働時間につきましては、時間短縮が進んでいることについては評価をしたいと思いますけれども、やっぱり子どもたちの指導が非常に年々難しくなってきていると。

また、保護者との対応も外見から見えづらいですけれども、なかなか先生たちも、保護者との対応に悩んでいるケースもありますし、また保護者からも先生たちに対していろんな苦情とかも私たちに聞こえてきておりますので、やっぱりそういった形で学校現場がうまくいきながら、子どもたちが学びやすい環境、そして子どもたちが先生たちと向き合えるような時間を確保できるように、今後とも取り組んでいただくことを質問いたしましたので、次の質問にいたします。

免許証の返納について先ほどご答弁をいただきました。平成28年が131人、平成29年が220人、平成30年の10月現在で180人ということで、今年度恐らく230人ぐらいいくんじゃないかなと思っておりますので、免許証の自主返納が非常に今後ともふえ続けていくという、そういったことを見てございました。

そういった中で、伊集院警察署管内で高齢者の事故の状況はどうなのか。また、免許証返納につきましては、車の運転免許証のかわりに身分証明書の発行ができるというふうになっておりますけれども、その辺の状況についてお尋ねをいたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

65歳が今では高齢者と言えるかどうかわかりませんが、65歳以上のドライバーによります交通事故状況は、平成28年が42件、29年が37件、30年は10月

末現在でございますけれども、39件の発生件数となっているところでございます。

運転経歴証明書の発行につきましては、平成30年10月末で129件の発行となっているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

今後、車の運転免許証の返納も、高齢者の方がかなりたくさんいらっしゃいますので、今後とも免許証の返納者がふえてくるという予想はされます。

そういった中で、日置市の公共交通網形成計画の中では、「今後免許証の返納を予定しておりますか」というアンケート項目があります。しかし、今後、免許証の返納をする方がふえてきておりますので、免許証の返納の方々が今後こういった移動手段につながっているのか。

また、こういったことに困っているかというような、そういったアンケートですか、それだけに特化したアンケートはありませんけれども、いろんなまちづくりアンケートなどに、この免許証の返納のその後の状況について、調査項目に入れていただきたいということをお願いいたしますけれども、そこら辺についての考え方を伺います。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

公共交通網形成計画の最終年度、これが平成33年度ということになっておりますが、その際に市民アンケートの実施を予定をしておりますので、その中で免許返納に関する項目を設けて調査を行いたいというふうに考えております。

また、関係部署で行うアンケートで関連のある場合には、このような項目を設けることができないか調整もしていきたいというふうに考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

前向きなご回答をいただきました。当然、100円バスなどが回っている地区につきま

しては、まだ移動手段確保について、また対策なんですけれども、特に吹上とか東地区の山間部とか、日吉あたりの移動手段がやっぱり限られてくる地区の課題を把握することは大事だと思いますので、今後とも進めていただきたいと思います。

最後になります。最後に、今後も返納者が増加いたします。公共交通機関が整備されている地域は、免許証返納がされても、何とか移動手段確保しておりますけれども、それ以外の地域の対策がやはり必要だと思います。周辺部の住民の利便性の向上のため、ゆすいんバスとか巡回タクシーなどの運行本数、運行日等をふやせないのか、市長に最後お尋ねをいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては、公共交通協議会がございます。特に返納につきましても、担当の中に警察の交通課長も入っております。いつもその中で出てくるのが、そういう便数をふやせないのか、そういうもの出てきますので。その都度、都度、特に今おっしゃいましたとおり、この返納が毎年ふえてくるのは事実でございますので、この善後策というのはまた今以上に少しは充実していかなきゃならないというふうに思っておりますので、この会議の中で検討もさせていただいています。

**○議長（並松安文君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（並松安文君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

12月10日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時08分散会



第 4 号 ( 1 2 月 1 0 日 )





本会議（12月10日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君  
社会教育課長 梅 北 浩 一 君  
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君  
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君  
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、4番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔4番富迫克彦君登壇〕

○4番（富迫克彦君）

皆さん、おはようございます。通告に従って一般質問をさせていただきたいと思いますが、人口減少というキーワードが言われて久しい中、今議会でも同僚議員の方々からも将来の日置市の姿を心配して質問がされました。

あるマスコミ報道によりますと、労働力不足や後継者不足によるやむを得ず廃業に追い込まれるケースというのもふえているという報道もありました。

我が日置市でも労働力不足がさまざまな業種で顕著になってきているという現実を踏まえ、地域経済の好循環、それにあわせて各業界の事業の継続という視点から2問市長にお尋ねしてまいります。

まず、1問目は、公共工事発注の平準化の現状についてであります。

平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律において、現在及び将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに、発注関係事務の運用に関する指針等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注施工時期等の平準化に努めることとされておりますが、このことを踏まえまして、

日置市の現状をお尋ねしてまいります。

今年度の入札状況、12月3日までの状況を見ますと、前年度からの繰越事業14件が9月以降に入札が行われています。1件は、5月に発注された1工区との兼ね合いもあり、やむを得ない状況もあったかもしれませんが、残りの13件、10月に3件、11月に10件発注されておりますが、これについては、本来なら上半期の早い時期に入札が行われるべき工事だったのではないかというふうに思いますが、その理由についてお尋ねいたします。

それから、今年度の入札結果、12月3日までの時点で見たとときに、全体で211件、延べ1,772社を指名、一般競争を含め指名されておりますが、辞退者が304、棄権が73ということで、合計377社が辞退または棄権をされております。率にして21.3%になります。この点については、どのように分析されているか、お尋ねいたします。

3点目は、4月と10月に公共工事にかかわる発注見通しが公表されますが、そこで示されている入札予定時期、予定どおりに進んでいるのか、その達成度というか、整合性についてお尋ねいたします。

それから、4点目は、市長のお手元に県の市町村電子入札システムの入札結果から集計した平成29年度と平成30年度、11月2日分までの日置市入札結果の工種別、月別発注状況をお届けしておりますが、この資料をご覧になり、どのような感想をお持ちか、お尋ねいたします。

2問目は、移住・定住促進並びに空き家対策と地域経済の好循環についてであります。

本年度で住宅リフォーム支援事業をひとまず終了するという事になっておりますが、これまでの移住・定住、空き家対策など、それぞれ取り組んでこられた事業の実績と評価

を確認しながら、今後の取り組みについてお尋ねしてまいります。

まず、1点目は、市外からの転入者を対象とした移住促進対策補助金について、2点目は、市内の転居者を対象とした定住促進対策補助金、3点目は、空き家改修事業補助金について、4点目が、住宅リフォーム支援事業補助金、それぞれの実績と評価についてお尋ねし、1回目の質問といたします。誠意あるご答弁を期待して1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の公共工事発注の平準化の現状について、その1でございます。

前年度からの繰越事業で、発注時期が9月以降になっている理由については、地元や関係機関との調整に時間を要したことと、営農時期や出水時期を避けた工程となっていることなどによるものでございます。早期に協議を行うなど、工程管理を徹底し、早期の発注に努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。今年度の指名競争入札において、辞退または棄権が発生している工事について、発注時期や工種などの因果関係は確認はされておられません。辞退または棄権が生じている工事については、引き続き注視してまいりたいと考えております。

3番目でございます。公共事業の発注については、公表している入札予定時期に発注することを目標としているところでございますが、法令手続や関係機関等との協議に想定以上の日数を要したことや、関連する事業との工程調整のため、発注時期がおくれた工事がございますから、計画的な公共工事の発注に努めてまいりたいと思っております。

4番目でございます。全体といたしまして、年度当初の入札件数が少なく、6月ごろから年度末にかけて入札件数が多い状況が継続しており、特に土木一式工事の入札件数におい

ては、その傾向が見られます。

年度当初の入札件数が少ない状況については、交付金事業等の執行が6月補正予算成立後であることなどが要因として考えられます。

市単独事業を早期発注するなど、公共工事の発注時期の平準化に努めてまいりたいと思っております。

2番目の移住・定住促進対策並びに空き家対策と地域経済の好循環について、その1でございます。

本事業は、日置市への移住・定住を促進するため、平成24年から30年度の7年間実施しており、延べ156世帯、500名が移住し、1億1,060万円を支出しております。

補助金交付者にアンケートをとっており、「本制度が移住のきっかけになった」と答えた方が約71%となっており、一定の促進効果があるものと考えております。

2番目でございます。本事業は、若者の流出防止・定住を目的として、これまでに延べ40世帯、164名が定住し、1,310万円を支出しております。

補助金交付によるアンケートをとっており、「本制度が定住のきっかけになった」と答えた割合は約44%となっております。効果については、現在、検証を行っており、引き続き効果的な事業の推進を図りたいと考えております。

3番目でございます。本事業は、空き家を活用して、地域の活性化を図るもので、これまで延べ25件の活用があり、1,285万円を支出しております。

現在、空き家が社会的に注目されており、本事業も年々活用が伸びてきております。空き家バンク制度の影響もあり、市内外を問わず物件を求める問い合わせが多いことから、今後においても空き家活用は移住・定住施策の柱になると考えているところでございます。

4番目でございます。本事業は、既存住宅の長寿命化及び地域経済の活性化を目的として、平成25年度からこれまでに延べ760件の活用があり、1億944万8,000円を支出する予定となっております。

本制度におけます経済効果は、6年間で11億3,000万円程度と見込まれており、一定の効果があつたと評価し、地域経済の活性化という所期の目的は達成したと考え、本事業は平成30年度で終了することとしております。

以上で終わります。

#### ○4番（富迫克彦君）

ただいまご回答、ご答弁をいただきました。

2問目ということで、平成29年度は全体で14工種、401件の入札を実施されまして、税抜きで36億3,779万9,000円という金額で落札されまして工事の発注がされているようです。

その中でも最も件数が多いのが、土木一式で178件、金額にして11億1,000万円余りあります。構成比にして30.5%というふうになるようです。やはり、発注時期としては、4月から7月ぐらいまで、どうしても発注量が少ない状況があります。このことは、補助事業の場合、国の内示を受けて6月補正予算に計上されるというやり方でこれまで取り組んでこられておりますので、そういう状況もわかりますが、前年度の繰越事業については、できるだけ早く発注すべきだと思いますが、いかがですか。

先ほどご答弁の中では、いろんな状況もあるということでしたが、本来なら予算を組む段階で、ある程度その辺も詰めた上で進めていくべきだと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

ご指摘のとおり、前年度の繰越事業につき

ましては、早期に発注すべきであるというふうに考えております。

平成29年度の繰越額でございます一般会計、特別会計、水道事業合わせまして11億2,700万円繰り越しているところでございますけれども、そのうち3月までの間に契約をして繰り越したものにつきましては4億9,700万円ということで44%程度を占めているわけでございますけれども、未契約の繰り越しもまた6億3,000万円ほどあつたということでございますけれども、今後、特段の事情がない限りということで、営農時期とか出水の時期等々の場合を除いては、繰越事業のほうを優先して発注してまいりたいというふうに考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。さまざまな事情があつて繰越事業の着手がおくれているということですが、2つ目の点で、辞退が増える傾向について、入札に参加して仕事をとりたいたいという受注者側の思いの一方で、工期、仕事が重なる可能性があつて、技術者を含む従業員の不足ということなど、やむを得ず辞退されるということもあると思われませんが、現実的にハローワークの求人情報等を見ると、建設業界の求人も多く出されているようです。そういう意味では確実に労働力不足があらわれているんじゃないかと思えます。

それから、東京オリンピックの関係もあつまして、資材の点で調達が難しいというような状況もあるようです。そのような労働力不足の点とか、資材調達のこと、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

労働力不足の関係でございますけれども、鹿児島労働局の方が産業別新規の求人ということで、今年の3月から9月でございますけれども、求人関係でいきますと、建設業の求人というのは、医療、福祉の分野に次いで

2番目に多いというようなことで、月1,200人程度求人が出ているようでございます。そういうことから、やっぱり恒常的に労働力は不足しているというふうに認識をしているところでございます。

あとオリンピックの関係の、その資材調達面のほうでございませうけれども、確かに東京オリンピックもございませう。加えて、近年、災害等、あるいは地震とか、そういった面で資材の調達にもやっぱり影響が出ているというふうに思うところでございませう。

#### ○4番（富迫克彦君）

労働力不足といいますか、建設業のほうで1,200人ほどというようなことでございませうが、3点目の発注見通しのことでございませう。30年度の発注予定に4月の予定があるにもかかわらず、30年度の4月の入札はゼロということのようでした。また、10月公表の資料でも、入札時期が5か月から6か月程度ずれているというようなケースもあります。状況によって逐次見直さざるを得ないということは理解するんですけども、建設業界各社がこの公表資料を参考に経営計画でありますとか、事業計画をつくられているとすれば、そこに大きな影響が生じるんじゃないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

今年度の4月時点で、一つやっぱりシステムのほうの入れかえというもございませう。ただ、この発注見通しにつきましては、4月中に入札をしないと予定していた工事が13件ということでございませう、このうち5件につきましては、電柱移転の遅延、あるいは農繁期と重なるということで施工を回避をしたりということもございませう。あと用地取得が難航して着工できなかったというようなことで、残りの8件につきましては、5月中に入札を実施してございませう、多少遅

延をしているというような状況でございませう。

10月の公表の関係でございませう。10月の公表資料ということで入札時期が5か月から6か月ほどずれている関係につきましては、やっぱりこれらも7件ほどおくれたものがございませう。この理由につきましては、用地交渉の難航、あるいは積算に時間を要したというところもございませう。

このように工事の発注総数が占める割合というのが1割程度あるということですね。直ちに大きく影響を与えるというふうには考えてございませうけれども、少なからずとも影響はあるというふうなところでございませう。

また、発注見通しの時期につきましては、やっぱり事業者のほうもそれぞれ気になさっているところだと思いますので、前倒しをして発注時期を前倒ししてできるような体制で臨んでいきたいというふうに考えてございませう。

#### ○4番（富迫克彦君）

国の補助事業の関係とか、県の事業の関係、いろいろあって、当初の発注予定どおりにできないという部分もよくわかりますが、やはり予算編成を含めて準備の段階から、その辺の工期の設定といいますか、業者側の、事業者側の事業展開にも影響を及ぼすと思いますので、できるだけ精度の高いものにしていただければと思います。

それから、工事発注の平準化についてということで、工種ごとの標準工期などについても、今申しましたように、予算編成のときも含めて協議を行っていただきたいということ、それから、債務負担行為や繰り越しをイメージして平準化していかないと、なかなか公共工事の発注見通しに影響が出てくるのではないかというふうにも思います。

先ほど前年度からの繰り越しのことは少し答弁がございましたが、平成29年度の第4・四半期に発注された案件、土木だけで73件、

41%あります。今年の3月議会で道路橋梁費で2億6,448万1,000円、河川費で6,768万5,000円、都市計画費で5億7,908万1,000円、災害復旧費で8,078万3,000円、合計で9億9,203万円が繰越明許費として承認を受けています。

本年度の4月以降も前年度の繰越事業があつて、それなりに仕事は出ていたというふうに思います。また、国の補正予算などが編成されれば、どうしても繰越事業が多くなると。

しかし、いろんな分野で労働力不足が言われ、このことによって事業の継続ができず、やむを得ず廃業されるというケースもふえてきているんじゃないかというふうに思います。

建設業界、水道など官工事も含めて災害発生時に応急復旧などの復旧工事に積極的にかかわっていただいている業種でもあります。その方々の将来の事業継続、経営の安定化などを考えると、できるだけこの年間を通した発注の平準化というのを進める必要があるというふうに思いますが、この点についてはいかがですか。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

平準化に係ります市の現状といたしましては、繰越事業で2月から3月にかけて契約をして繰り越すというような平準化ということで努めてはいるところでございます。

基本的に、標準工期等ございますけれども、年度内完成というのが基本でございまして、可能な限り繰り越し等も想定しながら、発注の見通し等についても反映してまいりたいというふうに思うところでございます。

また、年度末に工事が集中というのがいろいろございますけれども、やっぱり事業者の方々のことも考えますと、労働力不足とか、あるいは資材調達が困難となったりというような状況も伺われますけれども、やっぱり公共工事の品質確保に支障を来すことがないよ

うに適正な工事の施工時期の平準化というのには必要ではないかというふうに考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。そういう意味では、国土交通省が示しております平準化の促進に向けた取り組みとして、債務負担行為の活用でありますとか、柔軟な工期の設定、余裕期間制度の活用ですね。それから、速やかな繰越手続、積算の前倒し、早期執行のための目標設定という5項目が示されております。

この中でも、建設業者との経営環境の健全化という点や労働者の処遇改善、資機材の円滑な確保を図るために、市内の道路の緊急補修事業というようなものとか、交付金事業など全国の市町村では384団体、率にして22.3%が債務負担行為の活用というのに取り組んでおられまして、前年度に12月とかに債務負担で上げて、年度内に執行するというようなやり方もあると思いますが、その辺についていかがお考えでしょうか。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

平準化への取り組みということで、国のほうから年間発注額が100億円を超える市町村、それにつきましては、比較的規模が大きいわけですが、債務負担行為の活用を重点的にするよというよな通知も要請が出されておりますけれども、債務負担行為の活用につきましては、ただいま指摘ございましたように、事業者への発注契約を事業の実施年度の前にも行うというよなことでございまして、市の単独事業等が中心になってくるかというふうに思います。

12月議会には、当然債務負担行為の設定が必要になってくるというよなことでございまして、予算面でいきますと、当初予算の編成が1月というよなことで、債務負担行為は、例えば12月に設定をしないといけないというところが限度額の設定、そういった

ところも研究していかないといけないというふう思うところがございます。

また、やっぱり債務負担行為の活用については、ご指摘ございましたように、建設業のほうの経営の効率化というところ、あるいは公共工事の品質確保ということで、これまで県内でも鹿児島県もですけども、鹿児島市さんとか債務負担行為を積極的に活用している自治体もございますので、また、取り組み方法等について研究をしてみたいと考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。今ありましたように、なかなか単年度でできることじゃないと思うんですね。やっぱり3年とか5年という長いスパンの中でそういう平準化を考える、債務負担の活用とか考えていかないといけないと思いますが、2つ目に、柔軟な工期の設定ということで、余裕期間制度の活用ということがございます。

受注者側の労働力や資材の確保を円滑にするために、この考え方が設けられておりますが、全国では272団体、18.8%が取り組んでおられるようです。発注者が設ける工期に対して、発注者側が余裕期間を設ける、発注者指定方式というものと、受注者が選択できる任意着手方式、それと受注者が工事の始期と終期を全体工程内で選択できるフレックス方式というのがあるようです。このことについては、受注者側にとっても余裕を持って効率的にかつ円滑な施工ができる一方で、発注者側でもより完成度の高い工事が期待できるのではないかとこのように思いますが、いかがですか。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

ただいまご指摘ございました余裕期間制度の活用ということで、契約の締結から工事を始まるまでの間の期間の活用ということになりますけれども、柔軟な工期の設定ができるというようなことで、この点に関しましても、

県内で鹿児島県は60日を限度にやっているというようなことございましたけれども、ほかの自治体で先進的に取り組んでいるところもございますので、具体的なまた方法等についても今後検討をしてみたいというふうに考えています。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。それから、速やかな繰越手続でありますとか、積算の前倒しのことについては、これまでも取り組んでこられているというふうに思いますが、これらの取り組みを進める上でより精度の高い早期執行のための目標設定、執行率等の設定とか、発注見通しの公表というのが、これまでも発注見通しは公表されているわけですが、その精度を高めるという意味で、今後平準化に向けた取り組みをどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

ただいまご指摘ございました平準化に向けた取り組みの具体策というようなことございますけれども、発注時期と工期末、これが年度末に集中をしないように、やっぱり年間を通して分散化を図る必要があるというふうに考えております。

年度当初からの、やっぱり具体的な策としては、年度当初からの予算執行の徹底ということで、県では上半期の契約率を70%目標にしたりということもございます。工事の完成時期が年度末に集中しないような工夫、そういったものを市でも検討しながら、計画的な発注の見通しの公表に努めていきたいというふうに考えております。

また、債務負担行為余裕期間制度について、今後、県内の自治体の状況の取り組み等も踏まえまして、やっぱり公共工事というのは地域活性化に非常に重要であるというふうに考えておりますので、早期発注に努めてみたいというふうに考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。わかりました。最初に申しましたように、公共工事の品質確保の促進に関する法律、これは、現在及び将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成確保を図るために制度がつくられております。

現場の技術者の方々、作業員の方々の高齢化、また、労働力不足など、受注者側の現状も考慮しながら、債務負担行為の設定でありますとか、余裕期間制度の活用等々、国土交通省が示す発注や施工時期の平準化に積極的に取り組んでいかないと、建設業界全体が衰退する、事業継続が難しくなることも予想されます。そうなりますと、災害等が発生した場合など対応ができないということも想定されますので、市民生活に大きな影響出るという状況も考えられます。そういった意味から国が示すようなやり方を今後積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えるところです。

それから、2問目の移住・定住促進並びに空き家対策と地域経済の好循環ということについてでございますが、本年度で住宅リフォーム事業をひとまず終了するというようになっておりますが、この移住・定住、空き家対策など、それぞれの実績と評価を確認しながら、今後の考え方、取り組みについてお尋ねしてまいります。

移住促進対策補助金、これは平成24年度から始まっておって、平成31年度までということでございます。これまでの合計としては156件、500人が転入されて、金額にして1億1,060万円を支出されたということでございます。

そこで、その内訳ですね。過去7年間の合計で新築、住宅購入、空き家、それぞれ何件あったのか、お尋ねします。

それから、地元の業者が施工された件数、何件あったのか、お尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

7年間で新築111件、住宅購入44件、空き家の改修1件となっております。うち地元業者加算を適用を受けている件数が11件という実績でございます。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。新築が111件、住宅購入が44件、空き家が1件ということで、そのうち地元の業者が11件、率にして7%施工したということです。

この事業が、地域経済に与える金額、全体事業費を出すと。全てが新築ではないんですが、あくまでも想定ということで、新築1件2,000万円として2億2,000万円余りが地元の業者によって施工されたということになるようです。

一方で、それ以外の93%、金額にして29億円余りを市外の業者が施工したことになるようですが、このことについてはいかがお考えですか、お尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

地元経済の効果という観点から考えますと、期待しにくい制度内容であるというふうに考えております。

本事業の趣旨は、市外居住者の方を市内に居住、そして同時に定住していただくことを目的としており、比較的本市の建設業者の実情に乏しい方々がターゲットとなっていると考えております。このことから考えますと、地元業者へ建築依頼を行うケースが少なくなる状況もやむを得ないというふうに考えます。

しかし、空き家を購入したケースを考えますと、数字では見えておりませんが、地元業者を活用した改修及び浄化槽設置など、経済効果も若干ではございますが、発生しているものと推測されており、この流れは、空き家改修補助金の結果にも反映されているものと考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。そういう意味では宅地造成が、やはり大きな要因にもあると思います。それにはハウスメーカーがついていたりするので、なかなか地元の業者が参入できないというような状況もあると思います。

それから、定住促進対策補助金、これは、平成29年度から始まって、とりあえず平成31年度までとなっておりますが、こちらも過去2年間で39件の利用があつて、81人ですか、市内で転居をされていると。補助金額にすると1,310万円を支出していると。この事業の新築、住宅購入、空き家の件数をお尋ねいたします。また、地元の業者の施工件数についてもあわせてお尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

定住促進のほうでございますが、今年度までに新築36件、住宅購入が3件となっております。うち地元業者加算の適用を受けた件数といたしましては10件ということになっております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。この事業については2年目ということもあります。新築が36件、住宅購入が3件ということです。そのうち地元の業者が10件施工したということで、先ほどと同じように、地元経済の波及効果という点から計算してみますと、地元で2億円余りが、5億2,000万円余りが市外というような結果になっているということです。

この地元への波及効果ということについて、どうお考えになりますか、お尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

移住促進対策補助金とは若干異なりまして、市内に住んでいる方が対象となっておりますので、地域経済への効果は、まだ期待できる内容となっていると考えております。

しかしながら、建築後のメンテナンスを考えたとき、近くの業者に建築を依頼したいと考えますが、ビジュアルや趣味、嗜好も多種

多様な昨今におきまして、鹿児島市内にも近い本市だからこそ、鹿児島市の先ほど議員もおっしゃったように、大手某〇〇ホーム、某〇〇ハウスといった専門のハウスメーカーに建築を依頼するケースが多いのだというふうに考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。そういう意味では、やはり若年層の趣味といいますか、その辺の考え方も変わってきておりますので、昔みたいな考えとはまた違うのかもしれませんが。

それから、空き家改修事業についてであります。平成28年度から始まりまして、これまで25件、補助金額にして1,285万円を支出したと。この事業で購入する場合と、借家で利用する場合、また、社宅等に利用できるケースがありますが、その内訳と地元の業者の施工実績についてお尋ねをいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

空き家改修補助につきましては、今年度までの購入が10件、借家目的が14件、社宅が1件となっております。うち地元業者の施工につきましては、21件となっております。

#### ○4番（富迫克彦君）

この空き家対策については、比較的地元の業者の参入割合が高いようでございますが、この事業3年目ということでも少しずつ件数もふえているというようなことでもございますが、この地元業者の方々が施工されることで地域経済にも大きな影響があるというふうに思いますが、この事業の地元経済効果はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

本事業につきましては、地域経済への効果があるというふうにも考えております。

事業のスタートした初年度はわずか5件の利用でございましたが、空き家バンクへの運用を開始し、昨年度9件、今年度に至っては年度途中でありますが、11件と年々活用が

伸びてきている状況でございます。

過去には、借家として活用するための改修工事を市内業者に問い合わせたところ、業務繁忙で希望する期間内に工事が完了できないなどの理由でやむなく他市の業者に依頼したケースが2件あったと聞いております。

空き家の活用につきましては、改修後のメンテナンスを心配される場合が多く、近くの業者に依頼したというニーズが多いのだと考えます。

また、空き家を仲介される市内の鹿児島県宅建協会所属の不動産業者も市内業者とのつながりも強いいため、このように誘引されている原因だというふうにも考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。やはり市にとっても、この空き家の問題大きなテーマでございまして、年々ふえる一方かと思えます。そういう意味では有効に活用することで、個人の財産ではございませぬけれども、将来に向けていい取り組みではないかというふうに考えます。

それから、4つ目の住宅リフォーム支援事業、6年目になるわけですが、合計で604件の利用があつて、補助金額が1億944万8,000円でしたかね、というふうになっているようです。

この事業は、地元の業者さん、とりわけ小規模の修繕工事の登録をされた業者さんだけが出来る補助事業ということで、地域経済にこれこそ大きな影響があつたのではないかというふうに思いますが、6年間でどの程度の経済効果があつたのか、お尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

実績ということでございませぬけれども、冒頭、市長のほうでご答弁をされたように、25年度からこれまで延べ760件、1億944万8,000円ということで、経済効果につきましては、6年間で約11億3,000万円程度と見込まれております。

一定の効果があつたと評価し、地域経済の活性化という所期の目的は達成したということで、本年度でこの事業は終了するという事になっております。

以上です。

#### ○4番（富迫克彦君）

4番。一定の効果があつたということで、今年度で一旦終了ということでございませぬが、これまでの状況を見たときにも、毎年11月ごろには予算を超過するほど人気のある、また、地域経済にもいい影響を与える事業、それから、将来の空き家をふやさないための3世代同居を含めた非常に大事な事業ではないかというふうに思います。

さきの総合計画審議会の資料では、3世代同居に関する分は残されているようですが、実際に工事をされる大工さんや左官さんなど、仕事をされる方々が年々減少し、市内の建築のほとんどが市外業者に回るような状況、これって余り望ましくないのかなというふうにも思います。

それから、平成31年度の国土交通省の概算要求に関する資料によりますと、人生100年時代等に対応した居住環境の整備という項目の中に、既存住宅流通、リフォーム市場の活性化というのに71億円の予算が計上されているようです。その中には、良質な住宅ストック形成に資する長寿命化や省エネ化等のリフォームへの支援という項目があります。

また、若者子育て世代や高齢者世代が安心して暮らせる住まいの確保という項目では1,434億円、国のほうも予算を計上されておまして、こちらのほうでも3世代同居や若年子育て世代に対応したリフォームへの支援の強化という一文があります。

現時点でこれらの詳細な事業内容というのはわかりかねますが、国もこのリフォームの支援をこのような形で考えている中で来年度

以降、継続されるお考えはないのか、お尋ねいたします。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

本事業につきましては、経済対策を主目的としてスタートをした事業でございます、県内各市、平成24年度から25年度にかけて立ち上げを行っているというふうに認識しております。

今年度から2市は廃止、3市町は木材活用促進に目的をスライドした形で、事業の見直しを行っているところもございます。

このように、県内自治体も初期の目的は達成したと判断したところであると考えておりますが、本市においても3カ年ごとの2期6年の実績で一定の効果を確認し、終了することと判断したところでございます。

なお、先ほどの国の概算要求につきましては、まだ詳しい補助要綱もお示しいただいていない状況でございますので、内容等も確認をしながら、また、建設課とも連携しながら、適切な対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番（富迫克彦君）**

概算要求の段階ですので、詳細な部分はまだわからないという点はあるかと思いますが、市内にある住宅ストック、これが有効活用されるために、このリフォームの補助についても前向きな検討をいただければと思います。

それから、30年度年度途中ということではございますが、約6,500万円余りの予算を確保して、移住・定住、空き家対策、住宅リフォーム支援、特に3世代同居と4つの政策を進めておられ、移住定住だけでも想定事業費で34億2,000万円余りが市外の業者により施工されている現状、もちろん材料の購入とか工事に充てられる現場の方々の人件費など、市内の方々への影響もあるとは思いますが、地域経済への影響も考慮した移住・定住、空き家対策、また付随する建築行

政、住宅の長寿命化や空き家をふやさない手だてを、今後どのようにお考えになって、また再編していかれるのか、お尋ねいたします。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

今回の質問の4つの事業につきましては、全て平成31年度で終了することとしており、これは総合戦略に位置づけた事業であることから、このような設定をさせていただいておるところでございます。

来年度は、第2期総合戦略策定において、ご質問のあります再編を行うこととしております。

具体的には、現在検討しているところでございますけれども、地域経済にもよい影響が出るような制度も含め、空き家活用を主軸とした施策を検討しているところでございます。

現在の定住促進対策補助金は廃止し、比較的ニーズの高い賃貸空き家の活用の増を図っていききたいというふうに考えております。

**○4番（富迫克彦君）**

来年度以降、今は予算編成の作業中だというふうに思いますが、先ほど申しました国の動きのことも確認されながら、やはり地元の建築業者、特に大工さんとか左官さんとか、技術を持った方々が本当に少なくなっている状況、そういうことも勘案しながら、これまでの事業の精査をしていただければと思います。

今回質問しました2つの問題については、公共工事発注を平準化することによる土木行政や建築行政、また、その他工事を含めて、地域経済の活性化、地元企業の存続のために、市としてどのような協力ができるのか、そういう視点から質問をいたしました。

人口減少社会が進む中、労働力不足はますます深刻になっていきます。今国会で成立いたしました出入国管理法の改正でも、外国人の方々力を借りて、国内の産業を維持せざるを得ない時代、今後、行政としても民間に

お願いできることは積極的にお願いし、本来市としてやるべきことに特化する行政改革というものも、求められているのではないかと思います。

これまでの経験則、固定概念にとらわれることなく、さまざまな視点から検討され、より満足度の高い制度設計に取り組みられることを期待いたしまして、質問を終わります。

**○議長（並松安文君）**

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

**○20番（田畑純二君）**

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私なりに私の立場で一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第一の問題、SDGs持続可能な開発目標への対応と日置市づくりについてであります。

1番目、2015年9月の国連総会で、SDGs持続可能な開発目標、Sustainable Development Goalsの略が、加盟193カ国の全会一致で採択されました。これを受けて、2030年を期限とする17目標、169のターゲット達成に向け、各国が取り組みを進める中、我が日本政府も16年に推進本部を設置しました。そして、昨年12月には具体的なアクションプランを作成しております。ことし6月には、SDGs未来都市を選定し、自治体向けのモデル事業も始まっております。SDGsは、どの自治体においてもまちづくりの推進や住民の幸せの実現、また、その自治体や地域そのものが持続していくために、その枠組みを活用することは極めて有用であります。日本国内でも、SDGs最前線の自治体もふえて

おります。そこで、質問いたします。市長は、SDGsをどう捉え、認識評価し、今後の市政運営の中でどう取り組み推進していくつもりか、今後のこれらに対する市長の政治姿勢を伺います。

2番目、地方自治体は市民生活に最も密着した行政組織であり、SDGs達成に向けた取り組みを推進していく上で、最も重要な位置にあると言えます。地方自治体がSDGsに取り組むことにより、住民の生活の質を向上させるとともに、自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりを推進し、経済、社会、環境政策の統合による効果をつくり出すこともできると思われまます。市長は、SDGsの世界的動向と期待される地方自治体の役割をどう考えておられるか。市長の見解と方策をお知らせください。

3番目、SDGsの2030年の目標達成期限までには、それほど時間は残されていません。ですが、SDGsの理念である誰一人取り残さないを、個人の生活においても、組織活動においても、社会活動においても無意識に実践できるようになったとき、私たちの世界は大いに改善され、よりよいものに変革されていくはずです。その決意を胸に、一つ一つの活動を積み重ねていくことは重要なことだと主張する人もおります。日置市内で市民の一人も取り残さない社会を実現するために、SDGsをどのように活用していくつもりか。市長の見解と今後の具体的方策をお聞かせください。

4番目、SDGsに日本企業も前向きに取り組み始めており、SDGsの17目標は日本企業の重要な経営課題になっているという見方もあります。そして、最近の日本経済新聞にも、そのことに関しての記事も多く掲載されるようになりました。SDGsでは、商品やサービスの提供という企業活動の本流を通じて、社会にかかわっていくことが求めら

れており、SDGsをビジネスチャンスにして、持続的成長を目指すこともできます。そして、SDGsを経営戦略の根幹にすることもできます。市長は、企業とSDGsの関係をどう捉え、本市内の企業にどう接していくつもりか。具体的に示してください。

5番目、SDGsをめぐる動きは国内外で活発になってきております。SDGsの先進国、開発途上国を問わず、経済、社会、環境にかかわる広範な課題に、行政、地域、企業、市民など全ての関係者が統合的に取り組むものですが、暮らしの現場である地域を担う自治体に期待される役割は大きいものがあります。SDGsが掲げる17のゴールに関する施策は、自治体で既に取り組まれているものが少なくありませんが、国際的なレベルでの達成に向け、多くの産官学民が参加する中で、どう統合的に進めていくかが問われております。市長は、日置市民がSDGsへの関心を高め、市民もみずから統合的に取り組むために、市民を今後どう先導していくか、具体的にお示してください。

第2点、本市内の所有者不明土地問題についてであります。

1番目、所有者が判明しない、または判明しても、連絡がつかない土地が空き家対策や災害復旧などの障害になるとともに、今後の人口減少で激増するおそれがあるのが、所有者不明土地問題であります。本市内には、所有者不明土地が幾らあり、近年でその増減傾向はどうであるのか、まずお答えください。

2番目、ことし5月には、農業経営基盤強化促進法が改正され、所有者不明農地について、相続人の一人が農地中間管理機構に貸与できるよう、農業委員会の探索・公示を経て不明所有者の同意を得たとみなす制度などが創設されております。そこで、質問いたします。本市内の所有者不明土地の中で耕作放棄地は幾らあり、農業委員会はどう対応し、そ

の結果はどう出ているか、具体的にわかりやすく知らせてください。

3番目、ことし6月6日、所有者不明土地の利用の円滑等に関する特別措置法が成立し、6月13日に公布されました。同法は、我が国において増加する所有者不明土地について、取用手続の合理化や一定期間の使用の設定等を通じて、その利用の円滑化を図るものであり、所有者不明土地問題への対応策となります。そして、同法によれば、公益性が確認される地域福利増進事業を、所有者不明土地において実施しようとする場合に、知事の公告を踏まえて、上限10年間の利用権設定ができます。利用に関する同意を不要としたものであります。本市では、6月に成立した特別措置法をどう捉え、理解し、実際にどう役立っているか、具体的にはっきりとわかりやすくお示してください。

4番目、ことし6月6日に成立したこの特別措置法の制定により、所有者不明土地の利用の円滑化等を図る制度が構築されたところであります。本法律によって所有者不明土地が根本的に解消するものではありません。政府は、所有者不明土地問題について、抜本的な解決策が必要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込んで、期限を区切って検討を行っていくことを確認するとともに、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針を決定しております。このような日本の状況の中で、市長にお尋ねいたします。所有者不明土地問題の解決方法をどう考え、今後どう対応していくつもりか。明確、具体的にわかりやすく教えてください。

3番目、2040年ごろの日置市の姿に向けての今後の対応についてであります。人口減少と日本が高齢化へのピークを迎える2040年ごろには、自治体の人口も減少し、自治体職員は今の半数になり、都道府県市町村制は現行のままでは立ち行かないとして、

政府は、人口減少時代の自治体行政の検討に着手し、再設計を試みております。市長は、2040年ごろの日置市の姿をどう考え、予想し、それに向けて今後どのように対応し、手を打っていくつもりか。今後の具体的方針、方策をお示しください。

以上を申し上げ、各々に明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第一回目の質問を終わります。

**○議長（並松安文君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時02分休憩

---

午前11時15分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目のSDGsの対応と日置市づくりという大変難しい質問をいただきまして、どう答弁しているのか大変難しくしておりますけど、それなりに答弁させていただきます。

1番目でございます。

SDGsは、先進国と開発途上国が取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として大変重要なものであると認識しております。

本市の取り組みとして、教育ではひおき学等の推進、エネルギーでは再生可能エネルギーの推進、経済成長と雇用ではオリーブ等の新産業雇用等、これまで実施している事業がSDGsの推進につながっているものと考えております。

2番目でございます。

「地方創生に向けた自治体SDGsの推進のあり方」の中にあるように、SDGsについては、地方創生との政策推進の親和性が高いとされており、総合戦略や総合計画の施策を実現することで推進が図られることから、

その計画を策定する自治体の役割は大変重要であると考えております。

3番目でございます。

SDGsは、地方創生との関係が高いことから、総合戦略を初め総合計画の実施計画を着実に進めていくことで、市民を一人でも取り残さない社会への推進が図られるものと考えております。

4番目でございます。

SDGsにおける企業との関係については、これまでの総合戦略について産・官・学・金の連携を図っているところでもあり、また、異業種交流懇話会など交流の場を活用し、今後も引き続き連携を図りながらさまざまな地域課題に取り組んでまいりたいと考えております。

5番目でございます。

これまで策定されている総合計画、総合戦略、そのほか各種計画の中で、SDGsとの関係性が深いものが多々あるものと考えております。

今後こうした計画を確実に進めることで、必然的に先導されるSDGsの推進が図られるものと考えております。

2番目の、本市内の所有者不明土地問題について、その1でございます。

本市で所有者不明の調査をしたことはありませんので、正確な回答ができませんが、固定資産税において所有者不明の土地となっている土地は247筆、390ha存在しております。

所有者不明となる原因は、資産価値の低い土地と推察され、所有者が亡くなった後の相続登記がされず、時間の経過により所有者不明となるもの、また、所有者が判明しても相続人が複数にわたり所有権登記を困難にするケースが見られ、今後も増加していくものと考えております。

2番目については、農業委員会事務局長の

ほうに答弁をさせます。

3番目でございます。

今回の法制化による公共事業における所有者不明土地の利用の円滑化や土地所有者の効果的な搜索など、事務事業の簡素化が図られ、事業推進に寄与するものと考えております。

現時点では、法施行後間もないこともあり、今後も関係機関との連携をし、事業の円滑な推進を図っていききたいと考えております。

4番目でございます。

今後も固定資産税の死亡後の手続には、関係課と連携を密にし、所有者不明土地にならないように努めてまいります。

なお、相続後の未登記などで持ち主が不明となり荒廃し、治安、景観が悪影響を招いたり、公共事業や災害復旧に支障になる例が全国で発生しております。

これらの解決に政府でも登記の義務化や所有権放棄の新制度の検討中であり、2020年度までに必要な法改正を目指すとしておりますので、期待をしているところでもございます。

3番目の、2040年ごろの日置市の姿に向けての今後の対応についてという質問でございます。

日置市人口ビジョンにおいては、2040年度の人口は4万3,000人、高齢化率は34%と予想しており、今後、地方制度調査会の答申に基づいた国の方針を注視しながら総合戦略に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○農業委員会事務局長（恒吉和正君）

所有者不明の耕作放棄地に関する2番目の（2）のご質問ですが、農業委員会では、毎年8月から9月にかけて農地利用状況調査を実施しており、その結果、今年度は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は1,505筆、約83haあり、このうち所有者不明と思われる

るのは74筆、約3.9haと判断いたしました。

なお、荒廃農地につきましては、非農地判断を行い、農地台帳から除外することになります。

#### ○20番（田畑純二君）

先ほど、私、1問目でエスディージーエスといいましたが、正確には、今、市長が答弁されたようにエスディージーズということでございますので、そのように訂正をさせていただきますので、お願いします。

それで、このことについて、この基本理念は2つあると、ちょっと難しいことなのですが、ちょっと、「ただ一人取り残さない」と「我々の世界を変革する」という2つです。

目標は、世界で共有しながら、その実施方法は極めてボトムアップでいろいろと作成していきます。ボトムアップの目標達成に向けた取り組みの成功事例を積み重ね、スケールアップすることで持続可能な未来を実現します。そんな新たなアプローチが生まれてきたのです。

市長は、SDGsの基本理念をどのように把握・理解し、本市の今後の行政運営の中でどう生かし、役立てていくか再度さらに詳しくお知らせください。

#### ○市長（宮路高光君）

SDGsの基本理念等については、地方創生の基本方針により情報を得ているところであり、総合計画・総合戦略との兼ね合いがあることから、まずはこの計画を着実に進めていくことが重要であると思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

それで、非常に難しい点もあるんですけどもあえて申しますと、SDGsのよい点は、国を越え、自治体を越え、利害関係者を越えた共通言語であるという点であります。

SDGsで成功事例をつくることができ

ば、それは境界を越えた連携につながるし、企業誘致は姉妹都市の連携などにもつながり、世界への発信にもつながっていきます。

こうしたSDGsの特徴や効果を考えながら今後の政策へ生かしていただいたいという人もおります。

自立・分散・協調は、SDGsのエッセンスであることを鑑みれば、地方創生での活用方法はいろいろと考えられるはずであります。市長は、このような自治体でのSDGsの可能性をどう捉え、うまく活用して利用されているか改めてお聞きいたします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

ただいまのご質問でございますが、2030年の国際目標期限には当分、少なからずまだ時間があると考えております。

次期策定いたします総合戦略、総合計画の際に参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○20番（田畑純二君）

それで、SDGsという新しい政策理念の導入は、手詰まり感のある自治体活性化の取り組みに新たな突破口を提供する可能性を秘めております。

全国の多くの自治体がSDGsの達成に向けて取り組み、成功事例を共有し、日本全体としての地方創生の推進に貢献することが期待できるとも考えられます。

地方創生は、多くの自治体にとって優先順位の高い政策課題であります。しかし、十分有効な政策手段が見出されておらず、新たな政策取り組みによる展開を求めている自治体が多いのも実情であります。

このような状況の中で、市長は、自治体はどうSDGsを進めるべきであると考えておられるでしょうか。市長の考え方、見解と今後の具体的方針・方策をわかりやすく、さらに明確に答えてください。

#### ○企画課長（内山良弘君）

本市の総合戦略では、課題に対する対策や手順、それぞれの担当課におきまして、計画的に実施されております。

また、その中で見直しや新たな事業展開こういったことも図っております。そういった意味では、このSDGsを意識せずに普段から事業の取り組みができているものというふうに考えております。

#### ○20番（田畑純二君）

SDGsの目標を見れば、かなりの部分で既にそれぞれの自治体が取り組んでいることが含まれているはずであります。この17の目標や国連としてどのように取り組み、目標を目指しているかを知ること、これまでの自分たちの取り組みの意義について確認をしたり、足りないところを思い出したり、見出したり、世界と足並みを揃えてまちづくりを進めるといふ一人よがりにならないまちづくりのためにも役に立つと思われまます。

市長は自治体地域の目線から見たSDGsをどのように考えて見ておられるかお答えください。市長の答弁を求めます。

#### ○企画課長（内山良弘君）

グローバル社会へと変革していく中におきましては、国際標準というのは大変重要でございます。まずはしっかりと地域住民に軸足を向けまして、現在進めている施策が市民サービス向上につながっているかというような視点も持って市政を進めてまいりたいと考えております。政策をです。

以上です。

#### ○20番（田畑純二君）

我が国が2010年以来、取り組んできた生活環境未来都市構想では、環境・社会・経済への3つの次元に同時に対処することとしており、SDGsの統合的アプローチを先取りしたものとなっており、これらの取り組み経験は世界のSDGs達成に向けた先進的事

例として国際社会でも注目されております。

今後、SDGs未来都市に発展していくことになっていきますが、我が国のこの分野での取り組みは引き続き世界の取り組みの牽引役として国際社会に貢献していくことが期待されております。

市長は、このような考え方、見方をどう評価されますか、市長の意見をお聞かせください。

#### ○企画課長（内山良弘君）

例えば、一自治体の少子化や高齢化対策などの取り組みが、国際社会に対して先進的な事例ということで波及していけるようなことになった場合、今後の自治体としての役割は非常に重要で期待されていくものと考えているところでございます。

#### ○20番（田畑純二君）

このSDGsの2030年を期限とする17の目標達成に向け各国が取り組みを進める中、北九州市はことし4月、経済協力開発機構からSDGsモデル都市に選定されました。

現時点では、世界は6都市、地域に選ばれており、国内では初めてです。また、同市は日本政府によるSDGs未来都市にも選定されています。

国内初のSDGsモデル都市北九州市は、産官学民一体で実現する持続可能な未来都市として真の豊かさにあふれ、世界に貢献し、信頼されるグリーン成長都市を目指しております。

市長は、この北九州市をどう評価されますか。そして、この北九州市を日置市の目指すモデル都市にしていく気はないか、市長の考え方をお聞きいたします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

北九州市の取り組みにつきましては、非常に参考になる取り組みもあるかと思えます。先ほど述べましたが、まずは総合戦略、総合計

画を着実に実行することを最優先していき、その中で、このSDGsの機運という部分が高まってきましたら検討させていただきたいと考えているところでございます。

#### ○20番（田畑純二君）

北九州市は、さらに今後はSDGsの達成に向けて環境や国際貢献の取り組みに加え、国に選定された地域エネルギー次世代モデル事業を推進し、洋上風力発電など地域エネルギーを核として経済環境社会の面で事実的な好循環を生むことを目指しています。

また、産官学民と連携して、SDGsの取り組みの方向性等に助言いただく北九州市SDGs協議会や、会員の交流や活動を促進する北九州市SDGsクラブを創設して、SDGs達成に向けた市民の活動を推進する体制づくりを行うとしています。

これらの取り組みを着実に進め、北九州市のブランド力の向上や活力あるまちづくりにつなげるとともに、SDGs先進都市として世界全体のSDGs達成に貢献していくとしています。

市長は、北九州市のこのようなやり方を参考にしながら、SDGs達成に向けた市民活動を推進する体制づくりを日置市ではどのように創設していくか、方針を明らかにしてください。

#### ○企画課長（内山良弘君）

先ほども回答いたしましたとおり、市民を初め企業等のSDGsの取り組みの機運が高まりましたら、市民活動の推進を行政としても図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### ○20番（田畑純二君）

人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、気候変動や生態系の危機など、今日、多くの自治体が経済・社会・環境上の問題解決を迫られています。

北九州市では、SDGsの実現を図ること

で、こうした課題の効果的な解決を目指しており、国連が定めた17のゴール分野で並行して幅広く活動を行っています。

日本のSDGs先進都市として積極的に活動する北九州市ですが、世界の多くの都市がそうであるようにSDGsの取り組みはまだ始まったばかりです。

今後は、協議会の設置や人材育成、取り組みの見える化などにより、産官学民が一丸となって関心と理解を高めていく必要があると思われま

す。市長は、日置市内の産官学民が一体となってSDGsに対する関心と理解と実行力を高めていくために、今後、どうしていくつもりなのか市長の見解と方針をさらにお示しいただきたい。

#### ○企画課長（内山良弘君）

産官学民の連携につきましては、総合戦略におきまして取り組んでいるところでございます。この体制を基盤に、その必要性が増してきましたらSDGsの推進を図ってまいりたいと考えているところで

#### ○20番（田畑純二君）

具体的な例として、石川県白山市は、国の選定するSDGs未来都市に今年度選ばれた29の自治体の一つです。3月には、市長を本部長とする白山市SDGs推進本部を設置し、全市を上げて持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進していくことにしました。

現行の第2次総合計画についても、SDGsの目標との整合性を意識しながら進めていくことにしています。また、産官学民のパートナーシップを重視しており、金沢工業大学などとの連携が動き始めており、産官学民連携で取り組みを推進しようとしています。

本市でも、第2次日置市総合計画及び実施計画を実行中ではありますが、先ほどから答弁もありましたように、このような状況の中で現行のこれらの計画についても市長は白山市

のようにSDGsの目標との整合性も意識しながら進めていく考えはないでしょうか。

また、日置市SDGs推進本部を設置し、日置市内の産官学民連携で取り組みを推進する考えはないのか、市長の見解、方針と意気込み、今後の方針をお聞かせいただきたい。

#### ○企画課長（内山良弘君）

次期総合戦略策定の際につきまして先ほど言われました、また、今、言われました北九州市、あるいは白山市、あるいは静岡市、こういったところの先進地の取り組みも参考にさせていただきたいと考えているところでござ

#### ○20番（田畑純二君）

います。所有不明土地についてちょっとお尋ねしますが、その耕作放棄地をできるだけ少なくするために、何が問題・課題となっており、それらの課題解決のためには現在どのような対策方式を考え実行中であるか、さらに詳しくお答えください。

#### ○農業委員会事務局長（恒吉和正君）

耕作放棄地の多くは中山間地等に見られ、農家の高齢化と減少等が考えられます。

農業委員会では、耕作のために農地を取得しようとする場合の下限面積要件を見直し、これまで30aだったものを農業を始めるきっかけとなればと、昨年5月から農業農用地区域内は20a、農用地区域外は1aと農地を取得しやすくしました。

また、本年度から市単独の遊休農地等整備事業で遊休農地解消に補助金を予算化しております。

#### ○20番（田畑純二君）

近い将来は、保有に関する土地所有者の責務の規定を明確にする方向での土地基本法改正や管理保全土地について所有権の放棄を認める制度、所有者不明長期間放置地に対する所有権のみなし放棄制度の創設も予定されております。

空き地や空き家を含め、不動産に関するあらたな枠組みが形成されつつあり、時代の大きな変化が感じられます。

今後のこれらの展開から国は目が離せませんが、市長はこれらの大変化展開に今後どう対処していくべき市政を運営していくつもりなのか、さらに詳しく今後の方針、方策をお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

特にこの所有者の不在、大変社会問題になっているのも事実でございます。特にさっきも農業委員会のほうから申し上げましたとおり、大変遊休地、荒れている土地も多いということもございますので、国としてこの法的な整備という、恐らく民法上等も出てくると思っておりますので、ここあたりをきちっとした法整備をしていただき、また、私ども市町村がこういう未登記がないような形にどうすればいいか検討してほしいと注視して見守っていきたいと思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、2040年ごろの日置市の姿に向けての今後の対応について、さらに詳しくお聞きします。

2040年ごろの日置市の人口は約3万8,000人という予想する見方もあるし、日置市人口ビジョンでは先ほど答弁がありましたように4万3,000人と推計する見方もあります。それで、わが日置市でも小規模自治体の持続可能性と自立への道が大きな課題となっています。

この課題解決のためには人口安定化に必要な人口を取り戻すことが大切であり、そのためになすべきことは、次の2点が考えられます。

まず、安心して暮らし続けられる基盤づくりであります。

地域内経済循環を通じて新たな仕事を生み出したり、収入増を実現したりすることで地

域運営組織の設立を通じて共助のネットワークを再構築することといったのが具体例です。

もう一つは、住んでみたいと思われる独自の魅力づくりであります。

例えば、島根県隠岐島前高校、海士町は「地域×教育」という発想で高校の魅力化に取り組んだ結果、全国から留学希望者が殺到しています。このように地域資源を生かし、そこでしか経験できない、味わえない、独自の魅力を創出すれば、人は集まります。

先ほど答弁いただきましたが、今、述べましたこの2つのことも参考にしながら、今後どうされていくつもり、さらに詳しく市長の決意と方策をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

国の政策、人口研究所の予定で行きますと、40年後は3万8,000人になる。この、私ども日置市の人口ビジョンというのは4万3,000、5,000人ぐらい差があるんですけど、これは努力をしていかなきゃならない。

ただ、そういう自然にどうあって、自然のとおり行ったら3万8,000人になるかもしれないんですけど、やはりそういう努力をどうしていくのか、今、ご指摘ございました、この少子高齢化の中におきまして、その自分たちの特色をどう出していけるのか、これも課題でございますけど、いろんな知恵をいただきながら今後ともやはりこの人口が減っていくのを少しでもとめていく、そういう努力をすべきであるというふうに考えております。

#### ○20番（田畑純二君）

9月定例議会での同僚議員の人口減少に備え、現状と将来の取り組みはどのようにしていくかという質問に対して、市長の答弁は「現実を直視しながら市民と一体で取り組む」とのことでした。

さらに、次のように答弁をされました。「すなわち人口減少をしていく中で、自治体

のサービスのあり方や負担など先送りにせず、できることから進めていきたい」と、この「できること」について、「できることから進めていく」について、もうちょっとわかりやすく具体的にどういうことをされるのか、もうちょっと説明していただきたい。

**○市長（宮路高光君）**

できることという中には、今、行革を含めてまだそれぞれ市民の皆様方にもある程度耐えていただく分について、やはりそういうものもお示しをしていかなきゃならない。そういうことを含めて今後やはり議会と、また、私ども執行部とそれぞれの年度におきます計画を含めて確実に実施していくことが大事であるというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

それから一番最後にちょっと答弁があったんですけども、今後、地方制度調査会の答申に基づいた国の方針を注視しながら総合戦略に取り組んでまいりたいと。こういうことなんですけども、この地方制度調査会の答申に基づいた国の方針というのは具体的にどういうことなのか、それをちょっとお聞きして、それからこの総合戦略にどう取り組んでいくかということをちょっと具体的にわかりやすく説明してください。

もう時間が来ましたので、これで終わりにしますけど、以上の答弁。

**○市長（宮路高光君）**

この具体的にどうするという方向じゃございませんけど、今の現実的な毎年行っている事業というのを確実に着実に展開していく。10年後、20年後ということとはちょっと先が読めない部分もございますので、特に国の方針等もそれぞれ注視しながら進めていくべきであるというふうに思っております。

**○議長（並松安文君）**

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

**○2番（佐多申至君）**

平成最後の12月議会、そして一般質問のトリを務めることとなりました。ゆっくりと実感しながら質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて、わかりやすい質問ができ、そして答弁がいただければと思います。

今回、最初に第2次日置市環境基本計画について質問してまいります。

市は、平成21年3月に第1次日置市環境基本計画を策定し、計画期間10年が過ぎ、今に至り、新たに第2次計画が策定されます。

第1次計画では、目標の一つに吹上浜の自然環境の保全を掲げてきました。世界規模で見てもすばらしい吹上浜を守ろうと、ウミガメ産卵やごみ拾い等のクリーン作戦は地域ぐるみで行われており、すばらしい活動だと思います。第1次計画については、平成25年度に中間見直しもされました。

さて、1問目の質問の本題は、国道270号線沿道や江口浜海浜公園周辺等は、観光資源として今後も最重要だと考えますが、中間見直しした結果を踏まえて日置市が目指す環境の姿としての新たな目標はどのようなものかをお伺いいたします。

次に、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。

日置市人口ビジョンを踏まえ、地域形成の好環境の確立のため、地域社会を担う個性豊かな多様な人材を創出することも戦略の基本的視点であります。

さて、2問目の質問の本題は、平成27年10月に策定された戦略で、地区公民館を核とした市民参画により地域づくりを目指しているが、地区公民館において多様な人材を創出することにどのような策を講じているのかをお伺いします。

以上、2点のことについて1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、第2次日置市環境基本計画についてのことでございます。

第1次環境基本計画では、吹上浜をはじめとする固有の自然環境の保全、ごみの減量、大気・川の水質等、生活環境の保全、二酸化炭素の排出量削減等、地球環境の保全等を合わせて5項目を目標に掲げ、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で参加、協力して取り組む計画となっております。

第2次計画においても、市民アンケートの結果、また、委員会、審議会の意見を踏まえ、今後策定していくこととなりますが、現段階では環境目標は大きく変わるものじゃないと考えております。

2番目の、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、地域において、今後、担い手となる人材育成は喫緊の課題とも言えます。

本市においても各地区における地区振興計画の策定に向けた地区民の話し合いの活動や各種行事を通じて、担い手となるような人材の創出を地域みずから取り組んでいただいております。

また、市独自の人材育成事業、県と連携した地区公民館単位の共生・協働ワークショップの開催など、地域活動に思いのある人材の発掘や住民みずからが主体となった活動につなげる機運づくりに努めております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、第1次での中間見直しも含め、吹上浜において何を課題としたのかお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

目標の一つに、日本三大砂丘吹上浜を初めとしたすぐれた固有の自然を守り、育むとした自然環境の保全を掲げているところでござ

います。

第1次計画における市民アンケートの調査結果でも、特に残してほしい水辺として多くの意見をいただいております。

課題としまして、吹上浜や江口蓬萊の固有の美しい自然景観を市民・事業者・行政の3者でどのようにして守り、育んでいくのかの協力体制づくりだと考えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

ただいまの答弁の中にもありましたが、こちらのほうに日置市環境基本計画進捗状況報告書というのが、平成27年3月に発行されております。この平成27年3月の日置市環境基本計画の進捗状況報告では、自然景観に関する市民の不満などの意見が大半を占めております。どう考え、対応していくつもりかお尋ねいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

第1次計画の中間見直し時の自然景観に関するアンケートで、4割程度の方が木の立ち枯れ、森林のはびこりについて不満の回答をいただいた状況でございます。

森林管理等非常に難しい課題となっておりますけれども、今後、委員の皆様からのご意見をいただき、一歩ずつ進んで行ける第2次計画になるよう取り組んでいきたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

ただいま答弁もありましたが、このアンケート調査も実は20歳以上の市民1,100人に無作為に抽出して調査を行っている、こちらのほうに表記されております。ただ、回収率が1,100人に対して36.9%とあります。つまり400人のアンケート調査ということになります。

報告書にアンケート調査による達成度度合いの表やグラフがこちらのほうに細かく表記されておりますが、達成度はアンケートだけ

で評価されたのでしょうかお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

アンケートはもちろん基本としておりますが、それぞれの委員の皆さんの意見も参考とされているところがございます。

○2番（佐多申至君）

こちらの環境基本計画の中にも一番最初にP D C A、計画で定めた目標より確実なものにするための進行管理ということでP l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（点検・評価）、そして、A c t i o n（見直し・改善）は、しっかりと実行されているのでしょうか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

P D C Aサイクルを基本としまして、環境保全審議会委員等のご意見を聞きましてしっかりと見直しをしているところがございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、中身のほうに入ってまいりますけれども、この第1次計画において快適環境の創造と目標を立て、「身近なみどり・水辺とふれあう」をテーマとした中で、市民生活課が掲げた公園や道路などの公共空間を里親として管理するアダプトプログラム制度を創設とあります。これはしっかりとこちらの方に掲載されております。

改めて、そのアダプトプログラム制度の説明とその状況をお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

アダプトプログラムとは、道路・公園・河川等、公共施設等の空間の美化や保全等のため、市民事業者等で組織するボランティア団体が、その場所の里親となり環境美化に取り組む活動を言います。

本市においても、「自分たちの地域はみずから守っていく」を合言葉に、自治会・高齢者クラブ・P T A・事業者等の花壇づくり活動、また道路愛護作業、吹上浜のクリーン作戦等本制度の活動の一環と考えているところ

でございます。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○2番（佐多申至君）

先ほどアダプトプログラム制度のご説明もいただきましたが、質問の中に状況もお尋ねしたのですが、現在実績としてはあるのでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

アダプトプログラムの施策としまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、自治会等の花壇づくり、それから、道路愛護作業、吹上浜クリーン作戦等を、その一環として1つの事業として位置づけをしているところがございます。

○2番（佐多申至君）

基本的には里親ということになりますので、ボランティア活動になるのではと思いますが、これは現在有償なのでしょうか、無償なのでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

ボランティア活動としましては、原則無償ということですが、市が市民にお願いしております市道愛護作業につきましては、延長当たりの報償費を自治会のほうにお支払いしております。また、吹上浜のクリーン作戦につきましては、お茶等をお出ししているような状況でございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、今の答弁でいきますと、このアダプトプログラム制度というのは、そういった地域のクリーン作戦も含めた上での総括的な意味合いで捉えていけばよろしいのでは

うか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

市のほうとしましては、そういう考え方で位置づけをしております。

**○2番（佐多申至君）**

そういうふうに市民向けに対してアダプトプログラム制度という形で言葉もごさいますけれど、里親として管理するというところにひっかかりがあるのですけれど、実際行われている自治会活動とそういったクリーン作戦の中で、里親という位置づけはどのような見解で理解すればよろしいでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

みずから居住している地域というような位置づけをしています。

**○2番（佐多申至君）**

それでは、このアダプトプログラム制度について、改めて計画の中に掲げている以上は、市民向けに対してアダプトプログラム、カタカナにすると難しく感じますけれども、そういったものを今後第1次計画で掲げておられましたので、第2次計画でもそういうふうな形でいくのか、その辺はまた今後検討されると思いますが、どうか市民向けにわかりやすいように、また、有償、無償については、無償というところの地域については動きづらいところがございますので、ぜひこういった活動について推進支援をお願いしたいと思います。

前に進むには、計画はもちろん予算が必要です。予算がないと立ちどまっているのではなく、目標計画に掲げるのであれば、共通理解と連携と皆の知恵、そして行動が必要だと考えています。環境計画に伴う各課、総務課、市民生活課、学校教育課、建設課、農林水産課、農地整備課、また各支所のそのような体制づくりへいつどのように図られるのかお尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

第2次計画を作成する上で、まず、策定委

員会での検討を予定しているところがございます。その委員会の委員は、市役所内で15課17人の係長の皆さんに努めていただくことにしております。係長職にあつては、知識経験豊富で行動も真っ先に行っていますことから、日ごろから重要な部分を担っている職と考えているところがございます。

この委員会において、委員相互の認識、連携は十分に図っていただけるものと考えているところがございます。

**○2番（佐多申至君）**

心強い答弁をいただきましたので、ぜひ前に進んで行動に移していただき、市民のために計画を推進していただきたいと思ひます。

先週、暖かい日に、私は江口浜海浜公園に行きました。そのとき、お二人の方との会話の内容でございます。一人は、日置市在住の方で、江口浜海浜公園が大好きですと。しかし、食事や美化の管理ができていない。訪れる人たちへの配慮、観光資源としての意識が薄い、おろそかにしているのではないかと、私に鹿児島弁でわかちよるかち、わかちよいなと厳しく語られました。そのとき、私は日置市市議会議員の作業服を着て、「はい、わかっております。市長に必ず伝えもんで」と丁寧に鹿児島弁で答えました。その方は頼んどといってバイクで、そして笑顔で帰っていかれました。そのときは少しばかりほっとしたところございました。もう一人は、東京から車で来たという方で、日置市が好きで、仕事で来たときは必ず江口浜に来て、蓬莱館でお土産を買って帰るのです。でも、もう少し工夫をしたら訪れる人もふえるのに。国体もあるというのに年々寂しく思ひますと、その方は標準語で語られましたので、「ありがたいお言葉として市長にお伝えします」としっかりと丁寧に標準語でお答えしておきました。アンケート調査の意見も含め、これらは全て苦情です。苦情でもありますが、美しい

景観の本市を愛してやまないからこそその意見だと思います。

第1次計画での日置市の目指す環境の姿は、「水と緑と笑顔があふれるひおき」でした。また、2020年には、鹿児島国体が開催され、日置市ではレスリング、軟式野球、ソフトバレーボール競技が行われる予定です。そのことも踏まえ、これらの声に対して、国や県とどのように協議して進めているのでしょうか。市長にお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

要を得ない部分もあるかと思いますが、来訪した方々の意見というのは、今おっしゃいますとおり、光栄だというふうに感じております。蓬莱館を含めて、その一帯をもう少し活用し、もう少しわかりやすくすればいいのではないかというご意見でございます。このことにつきまして、私ども市だけでできることではなく、管理を含めた中で県との問題も一番にありますので、ここあたりも十分協議していかなければならない。国体と海辺と関係あるのか、若干私も想像がつかない部分もございますけれど、国体としてはご指摘がございましたレスリングと軟式野球が本番でございます。そのためにも湯之元球場を整備し、吹上の体育館におきましても空調整備をさせていただきました。そういうことを含めて、今後どういう形の中でアピールしていいのかどうか。観光といろいろ難しい部分がいっぱいございます。ですが、このことについてはみんなと一緒に進めていかなければならないことだというふうには認識しておりますので、来訪した方々のご意見というのは十分拝聴していきます。

#### ○2番（佐多申至君）

要を得ない質問に対して、丁寧に答えていただいてまことにありがとうございます。私が言いたいのは、国体が始まると人がたくさんやってまいります。日置市の住んでよし、

訪ねてよしのテーマに沿って質問いただくことでございますので、気を悪くなくさらないでください。

2問目の日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。

1回目の質問に対する答弁をいただきましたが、1回目の質問に対するその成果はどうでしたか。お尋ねします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

各地区公民館での話し合い活動や各種事業の実施によりまして、地域活動に協力的な人材は出てきておるといふふうに思っております。人材育成により新たな人材の参加など、その効果も徐々ではございますが出てきているものと認識しております。ただ、日置市内の各地域全てで人材育成が充実できているというわけではなく、さきの一般質問の中でもありましたように、今後地域の担い手となるような人材の発掘、育成については、少子高齢化、過疎化社会の中で、地域が自治組織の中で本気に取り組む必要があり、これからの大きな課題であるというふうにも考えているところでございます。

#### ○2番（佐多申至君）

日置市では、現在高齢者福祉において、元気度アップ・ポイント事業など支援事業を展開しています。県の補助事業ではありますが、高齢者が声かけ見守り活動や買い物など生活支援活動、集落の公園道路の清掃などの美化活動、防犯パトロール、ボランティア活動など生き生きとして地域貢献度の高い活動を行っておられます。

若者が都市部へ集中し、過疎地域の人口減少、高齢社会は拍車がかかるようにどんどん進みます。奉仕作業や地域行事、伝統行事も地元民と若い世代が出身地へわざわざ出向き、その子どもたちでつないでいるのが現実です。反面、すばらしいことだと私は思います。

過疎地域またはふるさとへの貢献活動の推

進支援として、日置市独自の若者たち元気度アップ・ポイント制度を創設して、さらなる若者たちの力と知恵を奮い立たせるきっかけをつくりませんか。お尋ねします。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

ご提案いただきましたような支援事業につきましては、地域内の活動にとどまらず、日置市内全体を包含した活動として、例えばNPO法人とか社団法人等々を実施することは可能だというふうに考えておりますが、現時点において行政主導で実施するというふうなことににつきましては、考えていない状況でございます。

#### ○2番（佐多申至君）

私が申し上げたとおり、奮い立たせるきっかけです。きっかけというのは、将来の先々を考えてするのではなくて、行政主導は難しいとおっしゃいますが、とにかくきっかけをつくらないと、若者はなかなか集まりにくいところがございます。その辺を含めて、積極的に地区公民館や自治会に地域づくり課は寛容に対応していただけるということで発信し続けていただきたいと考えているところでございます。

先日、同僚議員の一般質問の答弁で、市長は人材育成に力を入れる、新しい地区公民館制度をつくるよう指示したとありました。また、地域づくり課より行政主導、先ほども申し上げましたが、いわゆる行政が先導する地域づくりではだめという発言もありました。では、個性豊かな多様な人材の創出とはどのようなことが大事または必要だとお考えですか。市長にお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にその地域が一番把握しております、リーダーシップをとっていかなければならない。そういう人材を育てていくには、いろんな研修にも私は行ってほしいというふうに思っております。特に昔ございました青年

团组织、こういうものすら今は構築するのが大変難しい世の中です。ですから、PTAの皆さん方にいろいろと奮い立っていただけるような、そういう仕組みづくりが特に教育委員会とも十分打ち合わせをしていかないといけませんけれど、PTAの活力、学校現場ではなく地域社会のほうに向けていただける、そういう人材をその中から発掘していくことがより大事な事かなと私は感じております。

#### ○2番（佐多申至君）

市長からいただいたお言葉の中に、PTAという言葉が出ましたが、このPTAの役員決めも現実的に厳しい状況になっております。当然同僚議員の中にもそういった役員を兼ねて地域に貢献している議員もおります。私もこれまでもいろんな役員をしてみましたが、なかなか厳しい状況であるということは私も痛感しておるところでございます。

私は、人材創出には日置市また地元の現状、将来を机の上で語るのではなく、地域行事に参加したり、史跡や歴史として観光資源に触れ、現場の状況や雰囲気を知ることが大事で、そこから生まれる思いや志が人材の芽としてつながっていくものだと、私は経験上考えています。また、あわせて若者や子どもたちへの負担を軽くしていくことも重要だと考えています。先日の同僚議員の一般質問の中に、日置市市内のイベント、地域行事、伝統行事、さらには学校行事も加えて、年間を通して若者、子どもたち、もちろん市の職員もできる限り皆が参加できる、触れることができる機会をつくり出せるよう、精査する必要があるのではないかと、私は考えております。言葉では人材育成ということで、先ほど市長もおっしゃるように講習だとかいろいろあると思います。そういった形ではなく、実際に自分で体で考えさせられ、人と人とのつながりの中で思い悩み自分の考え方を見出す、

そういったことを繰り返しながらすばらしい人材が出るのではないかと考えております。実際に今の体制で、行政を中心とした地域を中心として人材育成をするということは、私は無理があるのではないかと考えています。歴史や地元民の感情もあり、行政、地域の総力でも、人間の能力には限界があり、精査するのは難しいのではないかと考えております。

思い切ってデータを整理して、人工知能AIを使って精査していくことも検討してはどうでしょうか。人間のデータ整理については、人間的、地域的感情が発生してきます。人工知能AIを使って、機械的結果が出てこうなったのだということであれば、納得がいくところも出てくるのではないかと考えているのも現実です。実際、人工知能AIを使って精査していくことに、市長はどのようにお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、人工知能AI、おっしゃっている意味合いはわかります。しかし、議員がおっしゃいましたとおり、そういうデータのなものではなく、人材というのは自然に出てこなければいけない。講義講話だけではなく、現場でそういう方を見つけていかなければならない、私はそう思います。そうでなければ、ロボットみたいなそういう形に育っていくのだと思っております。きのうも消防団と地域と2日間話をする機会がございました。こういう方々ときのおととい話をする中で、現場で活動している若者もいらっしゃいます。そういう方々が地域のそれぞれの担い手になっていくというふうに思っております。特に消防団にすれば、地域の隅々までいろんな行事に参加しておりまして、地域の今の行事を引っ張っているのは、組織的には消防団しかないと思っております。この方々と話をする中で、やる気のある青年もたくさ

んおったのかなと思っておりますので、私どもが考えるような人材育成という言葉ではなく、現場に飛び込んでいって、若者がどう考えているのか、そういうものをお話をさせていただけるような、そういう機会に私も行きますので、議員の皆様方もみんなとそういうふうに接しながら、どうしたら人づくりができるのか。これは1つの言葉でできることではございません。私ども行政の職員も言葉だけでは誰でもできますけれど、現場でそれをつくり上げていくには大変難しいことがございますので、一緒にやっていただきたいというふうに思っております。

#### ○2番（佐多申至君）

私の言葉足らずだったかもしれませんけれども、私が人工AIの言葉を出したのは、要は若い人たちが少しでも負担を軽くするために、まずAIを使って行事を精査する必要があるのではないかと。それから、若い人たちの人材、先ほどから何度も言いますように、若い人たちが現場に出向く、いろんな体験をするためには、精査しないとできないのではないかとこの考えです。

実は、そういう考えに至ったのは、私もいろいろな行事、美山の祭り、吹上の祭り、いろいろ実際に出向いて市の職員の方々と話をする機会もあるのですけれど。市の職員の方々が駐車場の整理だったり、自分はここにいるけれども実際に祭りは見たことがないなど、美山でもおっしゃっていた職員の方もいらっしゃいます。こんなに大きな祭りなのに見たことがないのといったら、駐車場整備で手いっぱいですということです。そういう若い人が行事に携わっている、スタッフとして大変だと思います。若い人たち、市の職員の方々も、地域の行事に触れて、駐車場整理に触れるということをしているのではないです、実際に行事に家族と触れ合うことで、市の職員としての志も出てくるのではないかと。

駐車場整理もしていただき、場所も確保していただき、丁寧なご挨拶で誘導していただけるのですが、誘導している職員自体は、美山の良さとか吹上の祭りの良さ、流鏝馬の良さ、伊作太鼓踊りの良さを実感しているのだからと不安になったものですから、そういった質問をしたところでございます。あくまでも人工AIは参考でございます。今ここにいらっしゃるメンバーで、精査ができればそれに越したことがないと思います。これまでの質問でも行事が多過ぎるとかいう話も出てきましたけれど、4地域合併した日置市です。行事が多いのは当たり前だと思います。しかし、平成17年に4地域が合併した日置市、平成32年に15年を迎えようとしています。人間に例えると立志の年齢です。そろそろ志を立てて見られたらどうですか。来年はいのしし年、猪突猛進という言葉があります。日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を含め、市長を初め行政一丸となり、よりよい日置市とするために、日々頑張っていることは認めます。日置市は、市民そして若者、訪ね人が、住んでよし、訪ねてよしと思えるまちへ進んでいくと私は期待しています。どうでしょうか。最後に市長にお尋ねして、平成最後の12月議会、一般質問の最後のトリの質問として、市長にお尋ねします。どうか来年の抱負も含め、今後日置市はどういった方向に進んでいるか、市民に対して最後の言葉をお願いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

平成、激動する30年間であったと思っております。その中に、私どもの合併という大変大きな機会を平成のときにさせていただきました。その中におきまして、今ちょうど平成が終わる中において、新しい年号は何かわかりませんが、行政というのは持続していかなければならない。短期的に燃え上がるものではなく、私も市長という立場は、マラ

ソンで1区間だけを自分たちが精いっぱいやっていかなければならない、未来永劫にある、その中において、基本的には歴史、生まれてきた経緯ということも十分把握しながら、日置市というのは議員もおっしゃるように、大変素材のある歴史的な位置であるということも十分わかっております。こういうことを明らかにし、また、市民とともにしていない、隠れている部分もいっぱいございます。そういうものを磨き上げながら、また、一步ずつ情報発信をどうできるのか。新しい年号になったときは、みんなでそういうことを考えながら進んでいくべきであるというふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散会

#### ○議長（並松安文君）

以上で本日の日程は終了しました。

なお、12月21日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時26分散会



第 5 号 ( 1 2 月 2 1 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第67号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第77号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3	議案第78号 日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 4	議案第68号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第69号 日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第70号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第71号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第72号 日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第73号 日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について（産業建設常任委員長報告）
日程第10	議案第74号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第80号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）（各常任委員長報告）
日程第12	議案第81号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第13	議案第86号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第14	議案第87号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第15	議案第88号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第16	議案第82号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第17	議案第83号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設

常任委員長報告)

- 日程第18 議案第89号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)
- 日程第19 議案第84号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)
- 日程第20 議案第85号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)
- 日程第21 陳情第5号 日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書のうち「2、学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求めます。」の部分(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第22 陳情第6号 日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第23 陳情第8号 「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第24 陳情第7号 情報通信環境(ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消)の整備促進を求める陳情書(総務企画常任委員長報告)
- 日程第25 議案第90号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第91号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第92号 平成30年度日置市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第28 議案第93号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第29 議案第94号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第30 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第31 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第32 議員派遣の件について
- 日程第33 所管事務調査結果報告について

本会議（12月21日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君  
社会教育課長 梅 北 浩 一 君  
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君  
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君  
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時10分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第67号市道の路線の認定について

△日程第2 議案第77号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正について

△日程第3 議案第78号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第67号市道の路線の認定についてから日程第3、議案第78号日置市都市公園条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

おはようございます。それでは、ただいま議題となっております議案第67号市道の路線の認定についてから議案第78号日置市都市公園条例の一部改正についての3件について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月26日の本会議におきまして、当委員会に付託され、11月27日・28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、現地調査の後、質疑・討論・採決を行いました。

まず、議案第67号市道の路線の認定について、ご報告申し上げます。

今回の市道の認定路線は、伊集院町猪鹿倉地内の開発造成団地内1路線で、全長125.4m、幅員は6mであります。

民間の住宅団地開発造成工事に伴い、市に寄附採納され、市道として管理するため提案されたものです。

質疑の主なものを申し上げます。

宅地の区画計画と建築戸数はとの問いに、計画が26区画で、現在13棟が建設されているとの答弁。

また、豪雨時に、隣接のサザンヒルズ猪鹿倉の排水がはけず、団地内道路が浸水したが、この道路はどうかとの問いに、河川へのはけ口が隣接造成地とは別となり、浸水はないとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号市道の路線の認定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正について、ご報告申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、第5期の直売所5施設の指定管理者の指定に伴い、チェスト館及び江口蓬莱館の利用率の上限を改正し、指定管理者施設の直売所における利用率の上限を統一するため、提案されたものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第78号日置市都市公園条例の一部改正について、ご報告申し上げます。

この条例の一部改正は、さきの議案第

67号市道の路線の認定についてと同じく、住宅団地の開発造成工事に伴い、市に寄附採納されたもので、都市公園として管理するため提案されたものです。

質疑の主なものとして、公園の維持管理費用はどの程度かとの問いに、維持管理経費については、光熱水費を含め、月額1万円程度が見込まれるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第78号日置市都市公園条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

**○21番（池満 渉君）**

77号です。チェスト館と蓬莱館のこの利用料の上限の改正についてでございます。私は、別に異議を申し立てるためでの質疑ではございません。

最初の初日の本会議のときに、上限の設定についての理由というものを当局にも質疑をいたしました。もちろん、的確な答弁を得るだけの私の技量がなかったということも反省をしておりますけれども。

ただいま、委員会の中で審議をされたわけでありましたが、その中で例えばチェスト館、蓬莱館は、本市の物産館の中でも大変人気があって、売り上げも多いところであります。現在の利用率は平均で15ぐらいだということで、特にそれを今引き上げるということでもありませんよということでしたけれども、しかしながら、これから人口が減って、あるいは出荷者も減っていくという、いろんなことを考えると、やっぱりどこかで少し上げら

れる構えもしておいたほうがいいんじゃないかということも、もしかしたら、あるんじゃないかと。

5つの物産館をそろえたということは、これは当然でありますけれども、チェスト館、蓬莱館についても、これからの経営などを考えると、どうなんだろうかというようなことを思っただけのことでもやっぱりあったんじゃないかというふうに私は推測もいたしました。

そういったことについて、委員会の中での議論というのはなかったんでしょうか。いかがですか。

**○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）**

委員会としては、そういうような質疑等はございませんでした。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで質疑を終わります。

これから議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第67号市道の路線の認定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第77号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館条例及び日置市江口蓬莱館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第78号日置市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第5 議案第69号日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について

**○議長（並松安文君）**

日程第4、議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について及び日程第5、議案第69号日置市日吉老

人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）**

おはようございます。ただいま議題となっております議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について及び議案第69号の日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についての2件につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

この指定管理者の指定に係る議案は、去る11月26日の本会議におきまして本委員会に付託され、11月27日に委員全員の出席のもと委員会を開催し、担当課長など当局の説明を求め、11月28日に討論、採決を行いました。

指定管理者の候補団体名称及び指定の内訳は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会であり、非公募施設となっております。

指定管理の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間となっております。

当局の説明で、今回、第5期の指定管理2回の選定委員会を開催し、1、今後の施設の方向性及び運営方法等、2、指定管理者が負担する1件当たりの修繕上限及び管理運営基準額、3、非公募施設における指定管理者候補の適否判断等、4、非公募施設の申請要綱・業務仕様書に定める事項等について協議がなされています。

今後の方向性として、高い専門性と効率的な運用が必要であり、直営になじまないこと

から、非公募として日置市社会福祉協議会を指定管理者として引き続き運営を委託し、3年間で委託期間とする方向性が決定されたという報告を受けました。

まず初めに、議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、ご報告申し上げます。

日置市東市来総合福祉センターは、平成4年3月に設置され、3階建ての建物で、1階が事務室ほか、浴室、食堂、機能回復訓練室などがあり、主にデイサービスセンターとして利用されているところであります。

このデイサービス事業は、指定管理料の範囲に含まれない事業であるため、事業に対する指定管理料は支払われていない部分であります。

2階はふれあい室、図書コーナーなど、3階は屋上であります。

また、管理人としての人件費は、デイサービスの行われぬ土日のみ発生となっており、平日は社協やデイサービスの職員が管理人を兼ねているものであります。

指定管理料は3年間で1,295万円とし、平成31年からの消費税率の改正も見込んでのものであるとの当局の説明を受けました。

次に、委員の主な質疑についてご報告申し上げます。

委員より、社会福祉協議会の自主事業として実施されているデイサービス事業部分がもし行われぬ事態になった場合、指定管理者自体が撤退するという事は考えられないのかとの問いに、今の経営状況を見ると、社会福祉協議会は、資金残高と介護事業運用積み立て資産を活用しながらデイサービス事業も安定的に実施されているため、第5期においてデイサービス事業を実施されないことは想定されない。そのような事態になっても、指定管理を撤退するという事には至らないと市は考えているとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてにつきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号の日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についてにつきましては、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

日置市日吉老人福祉センターは、昭和57年に設置され、1階建て本館のほか別館と温泉施設があるために、城ノ下温泉ポンプ施設も含む施設であります。本館には、502席の大ホール、大浴場、80畳の大広間や会議室、別館は多目的ホールとして利用されております。

日置市日吉ふれあいセンターは、平成3年に設置され、テニスもできるゲートボール場、トイレ、給湯室のある施設であります。

日置市日吉デイサービスセンターは、平成9年に設置され、事務室、会議室、食堂、浴室、デイルーム等を備えたデイサービスを提供している施設であります。

このデイサービス事業は、指定管理料の範囲に含まれない事業であるため、事業に対する指定管理料は支払われていない部分であります。

また、指定管理料は3年間で5,619万3,000円とし、次期消費税導入も見込んだものとの説明を受けました。

次に、質疑の主なものをご報告します。

委員より、自主事業として実施されているデイサービス事業部分の利用者が減っており、行われぬ事態になった場合、指定管理者自体への影響は考えられないのかとの問いに、

今の経営状況を見ると、日吉デイサービス事業では、資金残高と介護事業運用積み立て資産を活用しながら安定的に実施されているため、次期3年間において、デイサービス事業を実施されないことは想定されないとの答弁。

また、委員より、施設の修繕計画はどうなっているのかとの問いに、デイサービスセンターにおいてボイラーが問題ではあるが、今のところは動いている。今後、壊れて新しく設置となっても、利用状況を勘案しながら最小限度にとどめたいと考えているとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についての文教厚生委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第68号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

まず、指定管理者の指定に関する議案に共通する問題として申し上げます。

指定管理者制度は、自治体としての本来の公的な責任を放棄するものだというふうに私

は考えます。また、経費節減と効率性を最重点とするもので、住民サービスの後退につながりかねないものだというを指摘しておきたいと思います。

さらに、指定管理者制度のもとで低賃金の不安定な雇用がふえていることは、大変大きな問題と言わなければなりません。臨時職員、パート、アルバイトなど、非正規の雇用は問題です。公共の場で働いていても貧困という、官製ワーキングプアという社会的大きな問題となっています。

こういうことを私は認めるわけにはいかないのです。このような問題のある指定管理者制度そのものに私は反対です。

この東市来総合福祉センターに指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会であります。

3年間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間の指定管理料、合計1,295万円となっていますが、これには消費税増税分を見込まれている点も認めることはできません。

消費税10%への増税には、国民の多くが反対しています。世論調査でも約半数が反対しています。国会で決まったわけでもないのに増税に備えて指定管理料を上乗せして計上していくことに、私はどうしても納得がいきません。

このようなことを申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

次に、富迫克彦君の賛成討論の発言を許可します。

**○4番（富迫克彦君）**

議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

この指定管理者制度は、平成15年9月の

地方自治法の改正で、今後、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを広く活用することで住民サービスの向上、さらには管理経費の縮減など、地域の振興、活性化及び行政改革の推進という側面からも効果が期待できるとして設けられた制度であります。

今回の指定管理者の候補者は日置市社会福祉協議会で、平成19年の第1期から施設の運営に当たり、より専門的に施設が有する特性を生かし利用者のニーズに対応してきた実績があることから、引き続き指定管理者として指定することがふさわしいと考えまして、賛成の討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第68号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第69号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、議案第69号日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

この施設は、住民の福祉の目的でつくられたもので、市民共有の財産であり、市が直接

管理し運営すべきと考えます。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会です。

先ほどの議案第68号と同じ理由で反対をいたします。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

次に、樹治美君の賛成討論の発言を許可します。

**○8番（樹 治美君）**

議案第69号日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論します。

指定管理者制度については、議案第68号で4番議員が述べたとおりでございます。

議案第69号の指定管理者の指定候補につきましても、議案第68号の賛成討論と同様の理由から、引き続き日置市社会福祉協議会を管理者として指定することが適切であると考え、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第69号日置市日吉老人福祉センター、日置市日吉ふれあいセンター及び日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第70号日置市江口蓬

業館に係る指定管理者の指定について

△日程第7 議案第71号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定について

△日程第8 議案第72号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について

△日程第9 議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について

△日程第10 議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について

#### ○議長（並松安文君）

日程第6、議案第70号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定についてから日程第10、議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についての5件を一括議題とします。

5件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第70号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定についてから議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についてまでの5件の議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月26日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を付託され、翌

27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず、指定管理者の候補者団体の名称は、議案第70号日置市江口蓬莱館は江口漁業協同組合、議案第71号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館は株式会社 Chest 館、議案第72号日置市農産物直売所城の下物産館は城の下物産館管理組合、議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館は日置市農産物直売所ひまわり館管理組合、議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設の3施設は山神の郷管理組合であります。

各施設の指定管理者の選定経緯におきましては、合計3回の指定管理者等選定委員会を開催。施設の設置目的や特性などを考慮し、現在の指定管理者がこれまで適切な管理運営を継続していることから、引き続き指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間となっております。

これより議案第70号から順に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、議案第70号日置市江口蓬莱館に係る質疑では、委員より、江口蓬莱館単独での収支運営状況はどうなっているかとの問いに、江口漁協の購買事業の一部であるため試算が難しいが、直売事業では、毎年、約9,000万円程度の収益となっており、漁協全体収益の柱になっているとの答弁。

委員より、次の更新時には民間譲渡として計画もあるが、移行準備はどうかとの問いに、補助事業に係る補助金適正化法との関係もあるが、平成29年度から空調設備の大規模改修を実施しており、第5期の指定管理終了後は譲渡の方向であるとの答弁。

また、委員より、備品関係の修繕はどうか

との問いに、来年度、空調・冷蔵庫の扉の改修を予定しており、予算要求をしているとの答弁。

次に、議案第71号日置市伊集院都市農村交流施設 chests 館に係る質疑では、委員より、無償譲渡は難しいと聞くが、第6期に向けては納付金をなくし、自主運営にすべきではないかとの問いに、県から譲渡を受けた際に、契約書に民間譲渡の禁止条項があり、敷地も県用地になっているため、一部占有許可により使用している。譲渡は現状では難しい状況である。自主運営については、引き続き検討していくとの答弁。

次に、議案第72号日置市農産物直売所城の下物産館及び議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館に係る質疑については、2件まとめてご報告いたします。

委員より、小規模施設でありながら、地域イベントの開催など新しい取り組みにより委託販売が好調で、生産者の意欲向上につながるものと高く評価する。そのようなことから、ともに指定管理料が少額であるため、3年後は自主管理の中で運営できるのではないかとの問いに、自主運営は管理者側にも伝え、検討されているとの答弁。

また、委員より、収入計画が31年度から33年度まで100万円ずつふえているが、主な要因はとの問いに、年度ごとの収入増は、今後の消費税増額分も反映されているが、管理組合との協議により、委託販売を今まで以上に頑張っていきたいとの意欲からの増額であるとの答弁。

次に、議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る質疑では、委員より、指定管理料が増額され、3施設が一体的に管理されているが、単独での収支はどうなっているかとの問いに、おもいで館と公園管理はマイナス決算、かめまる館と味のふるさと館の

収支はプラス・マイナス・ゼロであるとの答弁。

また、委員より、運営状況を調査研究し、地元の意見を聞きながら改善策を検討してもらいたい。民間移行できる施設は切り離し、移管すべきではないかとの問いに、施設運営の切り離しや民間移管については地域との協議になるので、地域の意向と市の方針を踏まえ協議していくとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第70号から議案第74号までの5件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、討論に入る前に、自由討議を行いました。委員から、施設の自主運営・自主経営に関する意見が出され、委員会としましては、指定管理者側との契約の際は、自主運営の原則にのっとり、また、次期更新時には民間譲渡の方針に沿って準備することを主眼に取り組みきたいとの意見が付けられましたので、ご報告申し上げます。

以上、指定管理者の指定に係る5議案について、産業建設常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（並松安文君）

これから5件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第70号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○14番（山口初美さん）

私は、議案第70号日置市江口蓬萊館に係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

指定管理者となる団体の名称は江口漁業協同組合でございます。

指定管理施設の全てに共通する問題として申し上げておきますが、この運営のときに何か問題がもし起きれば、市が責任をとらなければなりません。直接内部に立ち入って指導したり改善したり、そういうことができないわけです。しかし、責任は市がとらなければなりません。

この江口蓬莱館は、納付金を納めてもらっており、本市の基幹産業、漁業や農業の振興に貢献している人気のある施設で、経営はうまくいっている施設だと認識しております。

しかし、それならばなおさら、市民みんなの財産ですので、市が直接責任を持って管理し運営していくべきと、私は考えます。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

**○6番（福元 悟君）**

ただいまの議案第70号につきまして賛成の立場で討論いたします。

民間事業者等の有する情報量や経営手法を取り入れることで、利用者のニーズに対応したサービスの提供や、経費の縮減を図ることを目的に、公の施設の管理運営を行う制度がこの指定管理制度でございます。

施設運営に当たり、新たな事業展開や維持補修等を考えるとき、市の直営では、方針決定や予算の確保に時間を要し、利用者のニーズに的確に答えられないケースもあるため、スピード感のあるリアルタイムな対応やコスト縮減効果が施設の利便性や収益が向上していくことが利点でございます。

特に、反対討論でもありましたけれども、非常に、江口漁協等が管理する蓬莱館につきましては、収支も安定しております。さらに加えまして、高山地区への共同集荷体制を確

立するなど、高齢者や地域への福祉面の向上に大変寄与している管理者でございます。

そのことから、最大限に指定管理者制度を發揮していただくことが市にとっても有効な手段であると考えるところから、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第70号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第71号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、議案第71号日置市伊集院都市農村交流施設 chests 館に係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

指定管理者となる団体の名称は株式会社 chests 館。

私は指定管理者制度そのものが問題だと考えています。この施設も3年間で納付金891万3,000円であり、経営もうまくいっている施設と理解しております。

しかし、市民共有の財産であり、市長が直接管理し運営していくべきと考えますので、反対をいたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

**○ 6 番（福元 悟君）**

議案第 7 1 号につきましては、賛成討論の立場で討論いたしますが、制度の趣旨、内容、それからこのメリットというところは先ほど申し上げましたので省略いたしますが、チェスト館に係る経営状況は、反対討論者でもありましたとおり、健全です。その中にありましても、利用者数、売上金も前年度を上回っていることが審議の中で明らかにされております。

また、利用者アンケートのほうでも前回の満足度をさらに上回って、91.49という利用の満足調査の結果が上がっております。

そういったところから、指定管理者制度が有効に機能しているということで、引き続き株式会社チェスト館に行わせることが有効であり、賛成といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第 7 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第 7 1 号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第 7 2 号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○ 1 4 番（山口初美さん）**

私は、議案第 7 2 号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

私は、指定管理者制度そのものに反対でございます。市が直接責任を持って管理し運営すべきと考えますので、反対です。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

**○ 6 番（福元 悟君）**

議案第 7 2 号につきましても、先ほどと制度の有効性については同じでございますが、城の下物産館、指定管理料が 3 年間で 3 6 万 5,000 円ということで、非常に管理料としては少額な料金となっておりますが、その中でも、小さいながらも地域の拠点として運営がなされております。

また、小規模運営でもある中で、利用者アンケートでも 83.33 ということで、これも前回の更新時からしますと上がってきておりまして、非常に望まれる運営になっているということから、賛成といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第 7 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第 7 2 号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第 7 3 号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○ 1 4 番（山口初美さん）**

議案第73号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

指定管理者となる団体の名称は、日置市農産物直売所ひまわり館管理組合でございます。

私は、指定管理者制度そのものに反対です。市が直接管理し運営すべきと考えますので、反対いたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

○6番（福元 悟君）

議案第73号につきまして賛成の立場で討論いたしますが、この施設も、本会議に出されました資料の中でも、経営の改善に取り組んできて、従前は赤字経営も少し見込まれておりましたが、前年度の場合は138万円の売り上げ増加と、それから単年度収支で見ましても20万円ということで、非常に積極的になってきている管理組合の運営でございます。

地産地消の積極的な取り組みがなされている施設でもあり、引き続きひまわり館管理組合に経営を委ねていくということは有効な手段であるということから、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第73号

日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第74号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

指定管理者となる団体の名称は山神の郷管理組合です。

私は、指定管理者制度そのものに反対です。これらの施設は、市民共有の財産であり、できた当初は直営で運営されていきました。市が直接責任を持って運営し管理していくべきと考えます。何か問題が起これば、結局、市が責任をとらなければなりません。組織の内部に立ち入って指導したり改善したりすることは大変に難しい上に、結局、責任は市がとらなければならないわけです。

また、消費税増税分を見込んで指定管理料が32年度、33年度、5万6,000円ずつ増額され、3年間で1,845万7,000円の多額の指定管理料となっております。

そういうことであれば、市が直接責任を持って管理運営すべきだと私は考えますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

○6番（福元 悟君）

議案第74号につきましても、先ほどの賛成討論の理由と同じような趣旨の内容になりますが、指定管理料が3カ年で1,845万7,000円という指定管理料の中で、現在ではなかなか経営も厳しい側面はあるものの、

特に今、現場を見ますと、グラウンドゴルフで積極的な利用が図られ、また、おもいで館という一つの行政目的に沿って懸命な経営努力があるものと認めるところでございます。

特に、特徴的なのが地域の山神の響炎、それから永吉蓑笠市などでの出店等も積極的になされ、まさに地域と一体的な管理形態でありますので、このことがやはり公共施設が市民参加型で行われているということの方向性は非常に大事な側面であろうかと思えます。

よって、引き続きこの管理組合に経営を委ねていくことは適正な方法であるということから、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第74号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予

算（第6号）

**○議長（並松安文君）**

日程第11、議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

**○総務企画常任委員長（下御領昭博君）**

ただいま議題となっております議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を分割付託されました。11月27日、28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長兼総務課長、各担当課長、消防本部消防長など、当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,877万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億795万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

17款寄附金は、5,130万円を追加し、総額6億1,168万3,000円となっております。一般寄附金3,000万円と指定寄附金2,130万円であります。

18款繰入金は、7,356万7,000円を追加し、総額18億7,228万7,000円となっております。財政調整基金繰入金7,280万円などの増額であります。

次に、補正予算の歳出の主なものの概要を申し上げます。

02款総務費では、8,386万3,000円

を追加し、総額45億1,276万円となっています。

財政管財課関係では、3目11節需用費で、ふるさと納税推進事業費97万3,000円の増額補正、13節委託料で、ふるさと納税推進事業費1,100万円の増額補正。5目25節積立金では6,738万2,000円の増額補正。内訳として、減債基金積立金と、その他基金積立金であります。

地域づくり課関係では、12目11節需用費で光熱水費138万円の増額補正、13節委託料で、旧住吉・日新・吉利小LAN整備委託料に伴う300万円の増額補正、19節負担金、補助及び交付金で、投資的経費の西本町自治会バス停留所シェルター整備事業補助金に伴う50万円の増額補正であります。

税務課関係では、2目23節償還金、利子及び割引料150万円の増額補正で、内訳は過誤納返戻金であります。

07款商工費では、4万8,000円を追加し、総額2億19万5,000円となっております。主なものは、4目11節需用費で、観光案内所電気料不足見込みに伴う6万1,000円の増額補正であります。

09款消防費では、144万9,000円を減額し、総額10億3,001万円となっております。主なものは、2目18節備品購入費で、消防団員防火衣の執行額確定に伴う260万円の減額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、育休・病休の人数はどうかとの質疑に、育児休業は6人、病気休暇は5人であると答弁。

財政管財課所管では、委員より、ふるさと納税委託料補正額1,100万円の内訳はどの質疑に、楽天、ふるさとチョイスへのサイト委託料は売り上げの6.4%、運営会社であるLRへの管理委託料は売り上げの3.5%で、送料も一部をLRに委託してい

る。返礼品の申し込み状況は、約8割が楽天、約2割がふるさとチョイスであると答弁。

地域づくり課所管では、委員より、まちづくり応援寄附金事業の補助金によるバス停留所シェルターの内容と、使われる材質は何か、完成後は管理はどうかとの質疑に、吹上支所前の西本町自治会のバス停留所に片屋根のシェルターをつくるため補助するものである。寄附金による基金保有額が50万円程度であり、その基金を使うものである。見積額が50万円を少し超えており、不足分は自治会で賄う。材料は軽量鉄骨である。完成後の管理は西本町自治会が行うと答弁。

税務課所管では、委員より、過誤納返戻金の補正があるが、前年度の状況や今後ふえる見込みがあるのであれば、当初予算で計上しておくべきではないかと思うが、どうかとの質疑に、当初予算の編成時期に財政管財課といろいろ協議しているが、年度年度での増減があるため、当面は補正予算で対応していく考えであると答弁。

商工観光課所管では、委員より、観光案内所電気料不足見込みに伴う増額補正があるが、観光施設管理費にかかわる市内の施設は幾つあるのかとの質疑に、東市来支所で、自然公園公衆トイレ、元外相東郷茂徳記念館、江口浜海浜公園、本庁で、観光拠点施設、観光協会・アンテナショップ、吹上支所で、自然公園公衆トイレであると答弁。

消防本部所管では、委員より、消防団員防火衣の購入等で260万円減額になっている理由はどの質疑に、当初、6万8,040円の88着分で598万7,520円を計上していた。入札の結果、1着当たり3万7,800円で332万6,400円となり、差額相当分の260万円を減額するものであると答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし

たが、討論もなく、採決の結果、議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）の総務企画常任委員会にかかわる部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、11月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、その後、11月28日に討論、採決を行いました。

これから本案について、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の当委員会所管に係る主なものについてご説明申し上げます。総務費の戸籍住民基本台帳費で9万3,000円を増額し、1億6,330万2,000円に、民生費で2億5,494万3,000円を増額し、77億9,723万9,000円に、衛生費で1,275万円を減額し、34億6,074万7,000円としました。また、教育費では492万5,000円を減額し、33億9,633万1,000円とするものであります。

市民福祉部市民生活課所管におきましては、歳入はありませんでした。

次に、歳出の主なものは、負担金55万

2,000円の追加は、鹿児島市道クリーン・リサイクルセンターの維持補修に係るものであります。

平成26年に鹿児島市との間に締結した日置市クリーン・リサイクルセンターの使用に関する協定書に基づき、同路線に係る除草作業及びのり面保護工事について鹿児島市から申し出があり、本年度に覚書を締結し、事業の半額を負担することになったもので、事業計画期間を本年度から平成32年度までの3年間とし、市道ののり面保護工事約2,000m<sup>2</sup>と、市道延長約1,240mの年2回の除草作業となります。本年度はのり面調査及び除草作業で約114万円、平成31年度と32年度でのり面保護工事と除草作業の実施見込みであり、2カ年でそれぞれ2,600万円ずつの計画で、各年度1,300万円の負担となる予定であるということでございます。

次に、福祉課所管におきまして、歳入の主なもので、民生費国庫負担金、社会福祉費国庫負担金で、更生医療や育成医療、療養介護給付費に係る障害者医療費国庫負担金で612万5,000円、障害者自立支援給付費に係る給付費国庫負担金で5,616万1,000円、障害児通所給付費に係る給付費国庫負担金で3,466万円であります。いずれも補助率2分の1であります。

次に、歳出の主なものは、扶助費では、敬老祝い金の支給確定に伴い、172万円の減額であります。今年度は88歳388人、99歳30人、100歳22人、101歳以上43人の計483人に支給となっております。

次に、健康保険課におきましては、歳入の主なもので、保健指導費県補助金217万4,000円の減額は、自殺対策計画策定支援業務の歳出減に伴う補助金の減額であります。

歳出の主なものは、歳入でも触れました自殺対策事業費の見直しにより委託料を全額減額し、計画書の印刷製本費分20万円組み替えたものであり、338万2,000円の減額補正であります。

次に、介護保険課所管におきましては、歳入の主なもので、介護保険低所得者保険料軽減分国庫支出金で、前年度精算交付金18万4,000円の増額、介護保険低所得者保険料軽減分県負担金で、同じく前年度精算交付金9万2,000円の増額であります。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課の所管におきましては、歳入の主なもので、学校教育施設空調設備整備事業債として合併特例債で1,950万円であります。

次に、歳出の主なものでは、小学校の学校管理費、委託料1,299万3,000円の増額、中学校の学校管理費で、委託料766万4,000円の増額。この2件は、平成31年度に小・中学校普通教室に空調設備を設置するための設計委託料であります。

続きまして、社会教育課所管におきましては、歳入の主なもので、雑入で地域海洋センター助成事業補助金3万円は、B&G東市来海洋センターの全国サミット10年連続自治体表彰に伴うもので、2分の1は財団からの補助金であります。

歳出の主なものは、体育施設費委託料、日吉運動公園管理運営費36万5,000円は、公園敷地を購入するための分筆測量設計業務に伴うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員から、鹿児島市と日置市との覚書の内容はどのようなものか、また、鹿児島市道クリーン・リサイクルセンター線で、そのほかに鹿児島市からの懸案事項はなかったのかとの問いに、覚書については、日置市クリーン・リサイクルセンターは鹿児島市の区域にあるた

め、地域住民等の環境について十分配慮し、その関係する道路等の維持補修を行う経費については、双方で応分の負担をするものである。平成26年度に鹿児島市と日置市で日置市クリーン・リサイクルセンターの使用に関する協定書を締結している。これは5年ごとに協議をすることとなっている。現在のところは、そのほかについての問題点や鹿児島市からの懸案事項はないとの答弁。

次に、福祉課関係では、委員から、県後期高齢特別対策事業に伴う、はり・きゅう助成事業交付金とはどのようなものか、また、いつまで続くのかとの問いに、県後期高齢者医療広域連合が特別交付金を活用した事業で、本市のはり・きゅう助成事業も該当したために今回申請したものである。終了時期はわからないとの答弁。

次に、健康保険課では、委員より、自殺対策計画の策定状況はどうか、また、ワーキングチームは、総合的な市民の心の健康づくりの観点から、市民のメンタルヘルスなどについての情報をどのようにしてとるのか、また、推進本部等の女性の参画はどうなっているのかとの問いに、庁内に副市長をトップに置いて部長級を中心に推進本部を、また関係課長で幹事会を、さらにその下に係長級でのワーキングチームの体制を整えた。現在、各課・係で自殺対策に関する業務、事業を選定し、健康保険課に提出してもらっている。年度内に計画を完成させる予定である。情報の把握については、毎年、健康相談や心の健康相談、講演会を開催しているので、そのことを市民へのアピールと捉えている。女性の参画については、推進本部11人中ゼロ人、幹事会17人中1人、ワーキングチーム31人中5人であるとの答弁。

次に、介護保険課では、質疑はありませんでした。

次に、教育総務課・学校教育課では、委員

より、エアコンの特別教室への設置の考えはどうか、また、日吉小学校と日吉中学校ではスポットクーラーのリースであるが、ほかにリースはないのか、リースは国の補助対象外なのかとの問いに、特別教室は今回の補助要件に該当しない。閉校した学校の扇風機を移設するつもりである。エアコン機器リースはほかに対応するものはない。また、リースは補助対象外であるとの答弁。

また、委員より、学校再編の場合は返納となるのか、エアコン設置に対応できる市内業者はあるのかとの問いに、設置後10年以内に閉校の場合は補助金返還となるが、現在のところ再編の動きがないので、日吉小・日吉中を除く全ての学校を対象としている。エアコン設置は管工事での発注となる。市内業者を可能な限り入れていきたいとの答弁。

次に、社会教育課では、委員より、本市のB&Gが特A評価の理由とメリットについて、また、全国サミットの開催場所はどこかとの問いに、総会等への市長・教育長の出席実績や施設の利用者数を点数化した結果、高得点であったため特Aとなった。メリットとして、補助金が最高限度額の3,000万円で、既に満額受領しているが、10年連続表彰により、2019年度から追加で1億円を超える施設改修に対して、3,000万円の補助金申請が可能となる。全国サミットは東京で予定されているとの答弁。

また、委員より、日吉運動公園の分筆面積は何m<sup>2</sup>で、なぜ今回必要となったのか、また、落雷による放送設備購入で28万3,000円計上されているが、放送設備は保険の対象とはならないのかとの問いに、面積は85m<sup>2</sup>、平成9年から11年に運動公園整備事業で工事を実施したが、当該土地は土木建設課で賃借契約を結んでいたため、そのまま利用していた。今回、隣接地を含み第三者に転売されて太陽光発電を設置する計画

があり、通路部分を市への売却希望があった。放送設備については、機器のメーカー側の証明書の発行有無により、財政管財課と保険について協議していくとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終了いたします。

#### ○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、11月27日・28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査を行い、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の12月補正予算の概要は、6款農林水産業費で874万5,000円の減額で、総額15億4,049万4,000円となっております。

歳出の主なものは、農林水産課に係る農業費で1,015万2,000円の減額は、住環境整備事業等の推進を図るため、事業経費の組み替えや、県営事業等の事業確定による負担金の減額補正であります。

次に、水産業費 130万9,000円の増額は、吹上漁協の漁船給油タンク取りかえ等に伴う補助金の増額補正であります。

次に、8款土木費は、1,476万5,000円の増額で、総額31億1,415万8,000円とするものであります。

主なものでは、建設課に係る道路橋梁費で60万8,000円、河川費で1,651万9,000円の増額補正となっております。

都市計画費では、操出金の公共下水道事業費の受益者負担金及び使用者協力金等の収入増に伴う補正など、218万3,000円の減額補正となっております。

次に、11款災害復旧費では、1,998万1,000円の増額で、総額1億7,277万3,000円とするものであります。

主なものでは、農地農業用施設災害復旧費で、台風24号及び6月・7月の豪雨災害に伴う農地農業用施設、計10件の災害復旧に伴う工事費1,537万5,000円、公共土木施設災害復旧費で市道大田川口線道路災害復旧工事費への追加、市道上の浜・帆の港線大川橋災害復旧工事費の追加に伴う補正で、460万6,000円の増額補正となっております。

一方、歳入につきましては、そのほとんどが国庫補助金及び分担金、県補助金等となっております。

主なものでは、農林水産業費県補助金で、多面的機能支払交付金事業県補助金は、事業費確定見込みに伴い減額された事業費の75%分で、1,107万5,000円の減額計上。

災害復旧費県補助金で、6月・7月豪雨及び台風24号災害に伴う農地災害復旧事業費、補助率50%で317万9,000円、施設災害復旧事業費、補助率65%で541万8,000円、合計859万7,000円の増額。

災害復旧債では、6月・7月豪雨及び台風24号に伴う災害に係る事業費確定見込みに伴う現年度補助、農地農業用施設災害復旧事業債550万円の増額計上。

農林水産業債では、県営中山間地域総合整備事業債ほか、県営事業及び暗渠排水工事の事業費確定見込みに伴うもので、280万円の増額計上であります。

公共土木施設災害復旧費国庫負担金では、豪雨・台風災害等により被災した箇所の新年度補助の災害復旧に係る工事費、補助率66.7%で96万8,000円、市道上の浜・帆の港線大川橋災害復旧に係る過年度補助につきましては、補助率66.7%で210万3,000円を国庫負担金として増額計上されております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、委員より、オリーブ鉢上げ数と発根率が先進地視察先では13%程度と聞いているが、本市の状況はどうかとの問いに、平成29年度に7,200本を挿し木し、発根率が約3割程度で、約2,000本を鉢上げしたとの答弁。

委員より、農家の高齢化等により、担い手への集約はされているかとの問いに、吹上地域においては、露地畑は大規模農家や農業法人もあり、担い手への集約が難しい面がある。遊休ハウスの活用など施設園芸へ推進していくとの答弁。

また、委員より、吹上漁協の燃料タンクへの補助について、定期的な管理面はどうかとの問いに、タンクを設置してから13年が経過し、腐食が激しくなっている。配管の一部を修繕してきたが、厳しい状況である。定期的な管理については、今後においても適切に指導していきますとの答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、多面的機能支払交付金事業の交付金について、交付金の配分が国の予算の関係で77%にな

り、減額されてくるが、影響はないかとの問いに、今年度計画している農道舗装の延長や水路改修が減額となる。5カ年の整備計画に影響があると考えるとの答弁。

建設課関係では、委員より、市道上の浜・帆の港線災害復旧工事費の不足についての問いに、災害関連のため、本省との協議による増額分を計上。災害復旧工事は原形復旧工事が基本であり、大川橋は幅員を広げるため、関連事業分を合わせた事業費となっているとの答弁。

委員より、説明資料に工事費不足との表示が出てくるが、理解しにくく誤解を招かないかとの問いに、委託費、補償費は予算が不足しないよう計上する。執行残が出た場合は、補助事業の工事を少しでも多く整備したいため、工事請負費に組み替えているとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

80号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第80号平成30年度日置市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第81号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第13 議案第86号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第14 議案第87号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第15 議案第88号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

**○議長（並松安文君）**

日程第12、議案第81号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第15、議案第88号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）**

ただいま議題となっております議案第81号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第88号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議におきまし

て当委員会に付託され、11月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当課長など当局の説明を求め、11月28日に討論、採決を行いました。

これから本案について、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第81号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

歳入の主なものは、保険給付費等交付金7,930万2,000円の増額は、普通交付金の現年度分の保険給付費の見込みに伴うものであります。

続きまして、歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費負担金で、給付費見込みにより5,189万5,000円の増額、退職被保険者等療養給付費負担金で、給付費見込みにより811万4,000円の増額であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

歳入はなく、歳出の主なものは、維持管理費の報酬で1万1,000円、これは県の最低賃金改定によるもので、同額を予備費での減額補正とするものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第86号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

続きまして、議案第87号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料の第1号被保険者保険料の138万2,000円の減額は、地域支援事業費等の見込み減に伴うものであります。地域支援事業費繰入金6万円の増額は、介護認定審査会費の燃料費等の増額に伴うものであります。

次に、歳出の主なものは、介護予防・生活支援サービス事業費の委託料の542万4,000円の減額で、新たな総合事業による緩和された通所型サービスAとサービスCの利用者が当初の見込みより少なかったことに伴うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、歳入で保険料138万2,000円が減額されているのは、地域支援事業費見込み減によるものではなくて、被保険者が減ったということではないのかとの問いに、被保険者が減ったからというのでない。かかった給付費に対して1号被保険者の保険料は23%を支払うことになっており、当初予算措置していたものが地域支援事業費等の減によって縮減されたために、1号被保険者の保険料で賄う額も抑えられるという考え方になるとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第88号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

歳入は、事務費繰入金1万4,000円の増額で、非常勤職員報酬増額によるものです。

歳出は、一般管理費、非常勤職員報酬1万4,000円で、最低賃金改定によるものです。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第88号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終了いたします。

すみません。訂正いたします。最後の88号は、日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございました。大変失礼いたしました。(発言する者あり)すみません。

**○議長(並松安文君)**

これから4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

質疑なしと認めます。

これから議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第81号平成30年度日置市国民健康保険特別

会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第86号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第87号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(並松安文君)**

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

88号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第88号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第82号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第17 議案第83号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第18 議案第89号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

**○議長（並松安文君）**

次に、日程第16、議案第82号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第18、議案第89号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

**○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）**

ただいま議題となっております議案第82号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第83号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第89号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）の3件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

3議案は、11月26日の本会議において

当委員会に付託され、11月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず初めに、議案第82号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,648万6,000円とするものであります。

今回の補正は、歳出で非常勤職員報酬改定、受益者負担金全期前納報奨金の追加等によるもので、一方、歳入では、受益者負担金440万円、セイカ食品に係る使用者協力金610万円が見込まれ、新規事業債を900万円減額しようとするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、受益者負担金の収入440万円の追加はどこの部分か、セイカ食品分とは別か、別であれば使用者協力金との違いは何かとの問いに、受益者負担金は、下水道区域内の方の負担金で、5年分割となっている。今回、74件のうち39件の方が一括で納付されたため、追加計上した。なお、セイカ食品は下水道区域外となるため、使用者協力金として雑入で計上しているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

4万4,000円を追加し、総額をそれぞれ3,646万5,000円とするものです。

歳出では、非常勤職員の報酬改定及び基金利子積立金等を増額補正し、基金利子を財源として充当するものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第83号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の予算では、水道事業費用67万3,000円を追加し、総額8億3,536万3,000円とするものであります。

収益的支出の主なものは、水道事業費用で、単価改正に伴う報酬の増額、豪雨・台風による災害対応に伴う時間外勤務手当の追加。

資本的支出におきましても、豪雨・台風による災害対応に伴う時間外勤務手当の追加であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、時間外手当の内容はとの問いに、清藤地区の取水ポンプ故障による対応や、日吉地域の漏水対応が夜間作業になったこと。また、豪雨災害に見舞われた広島県江田島市への給水支援活動に従事したこと等による追加であるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第89号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わ

ります。

○議長（並松安文君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第82号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第19 議案第84号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第85号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（並松安文君）

日程第19、議案第84号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第20、議案第85号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第84号平成30年度日置市国民宿舎事業特別

会計補正予算（第2号）及び議案第85号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議において当委員会に付託され、11月27日、28日に全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長、吹上支所長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、初めに議案第84号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億26万1,000円であります。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて、予算を編成したところであります。その支出予定額は、平成31年度で507万円となっております。

当局の説明で了承し、特に質疑もなく討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第84号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,376万円とするものであります。

消耗品費69万3,000円を減額し、最低賃金単価改正に伴う賃金への組みかえ30万6,000円と、次亜塩素酸注装置修繕への組みかえ38万7,000円であります。

また、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて、予算を編成したところであり、その支出予定額は、平成31年度で108万7,000円となっております。

当局の説明で了承し、特に質疑もなく討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第85号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第84号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第85号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

△日程第21 陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情のうち「2、学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求めます。」の部分

△日程第22 陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情

△日程第23 陳情第8号「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書

**○議長（並松安文君）**

日程第21、陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情のうち「2の学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求めます。」の部分から日程第23、陳情第8号「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情の3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告

を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

### ○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書について、文教厚生常任委員会の審査経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議におきまして、当委員会に分割付託され、9月5日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当課長の説明を求めました。その結果、鹿児島県がヘルプマークの意匠の入ったヘルプカードを来年度に作成するというので、委員より「県の作成するヘルプカードの概要が12月までには出てくるのではないかと、そうであるならばそこを聞いて判断してはどうか」との意見があり、継続審査となりました。

その後、11月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当課長の出席を求め質疑を行い、討論、採決を行いました。

これから、本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

陳情者は日置市東市来町養母、田丸沙織氏であります。

陳情の内容は、ご本人も強直性脊椎炎を患う中で3人の子どもの母親でもあり、病気のために座れず衣服の着脱も自分ではできない。また、車の移動も後部のスペースを平らかにして寝かせてもらって移動する状態であるようです。また、アスペルガスpektrumの発達障害をもった子どもさんもおられて、子どもの将来において周りの援助や支援のもとで、ストレスやつまづきなく社会人としていけていけることを望んでおられます。

そこで1、日置市においてヘルプマークを作成し、要望する人へ無料配布することと、2、学校や地域におけるヘルプマークの周知徹底を求める内容となっております。

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークであり、平成24年10月に東京都福祉保健局が独自に作成したものであり、2020年東京オリンピック、パラリンピックに向けて世界共通のピトグラムとして普及を推進しているものです。また、平成29年7月にJIS（日本工業規格）に認定されているものであります。

周囲は交通機関で席を譲る、駅や商業施設などで声をかける、災害時、安全に避難するために支援するなどの配慮が望まれます。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、各障害者団体にこのことについて意見を聞いているのかとの問いに、平成29年度に障害者福祉計画を立てる際の審議の中で、身体障害者協会代表も新議員であり、その項目については強力に進めていただきたいとの意見をいただいているとの答弁。

また委員より、鹿児島県はヘルプカードをつくり、ヘルプマークは全然考えていないのかとの問いに、鹿児島県はカードだけでいくとのことだった。穴をあけてマークとしての用途も使えるような免許証サイズのカードにしていくことと、汎用性とコストの面が大きいとのことだったとの答弁。

自由討議に入り、委員より、東京都がつけているヘルプマークは色も業者が決められていて、価格も高いようだということだった。県がつくる予定のカードは、穴あきで首に下げたりできるものであり、ヘルプマークの意匠も入る。県のカードでいいのではないかと。ストラップがついていないものであれば、その点は今後検討しなければならないが。

また、鹿児島県もまだ周知は進んでいないため、周知の徹底は必要である。また、陳情者はあくまでもヘルプマークを望んでいる。

カードに入っている意匠はさらに小さく見えにくいのではないかなどの多くの意見が出ましたが、ここで自由討議を終了し、討論に付しましたところ、今回の要望はヘルプマークを作成して、要望する人に無料配布を求めると、学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める2点である。

ヘルプマークは、来年度鹿児島県がヘルプカードを導入を検討しているため、ヘルプカードを導入することを最優先する必要があると思う。学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底は、来年ヘルプカードが県を中心に導入されるので、市としても県と連携して、学校や地域、公共交通機関などに啓発すると言われたが、再度市民のほうへの周知が必要なので、2項目めについては採択すべきであるとの一部採択の討論が出ました。

このほかに討論はなく、陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書は、2の学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求めますを、一部採択すべきものと全会一致で決定いたしました。

続きまして、陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情について、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、10月3日の本会議におきまして、当委員会に分割付託され、10月18日に委員全員出席のもと、日吉支所において委員会を開催し、担当課長の説明を求めました。その結果、公立幼稚園の入園募集締め切りが11月になるために、そこでの結果も見て判断してはどうか。また、日吉地域や日置市全体の幼稚園・保育園等への就園状況や園児の推移などの確認も必要ではとの意見があり、継続審査となりました。

その後、11月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当課長の説明を求め質疑を行い、討論、採決を行いました。

これから、本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

陳情者は、日置市吹上町田尻日置市立日吉小学校附属幼稚園保護者代表松下由賀氏、保護者一同であります。

陳情の趣旨は、日吉小附属幼稚園の休園措置廃止と、日吉小附属幼稚園において来年度以降、園児を増加させるため、園継続のために三年保育の特別な実施を求めるものであります。

陳情の理由は3点で、在園児が来年度休園措置により進級できないこと、幼少連携のできる日吉小附属幼稚園は教育のモデルになること、日吉地域の唯一の幼稚園であることであります。

これまでの経緯として、まず日吉小学校附属幼稚園では園児数が平成25年16人、26年12人、27年10人、28年7人、29年2人、30年は5人であること。平成26年、27年に2年続けて園児が15人を下回り、日置市立幼稚園適正規模等基本方針に基づき、平成28年から日置市立幼稚園運営検討委員会を開催し、保護者アンケートの結果を踏まえ、平成29年に教育委員会へ提言書が出されました。

この提言は、日吉小附属幼稚園について、一定集団規模による教育環境確保が必要なことから、休園及び廃園を検討されたいとの内容でありました。教育委員会では、この提言を受けて平成30年度の入園希望者15人未満となった場合は休園とする。休園措置期間が2年続いた場合は廃園とするとの方針を決定したものであります。

なお、平成22年度で廃園になった伊集院北幼稚園でも同様の措置がなされております。

この1点目は、在園児になる年長児につい

ては緩和され、既に来年度の入園は許可されることになっているとのこと。

2点目の三年保育の実施については、平成29年度陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書において、預かり保育が一部採択され、3歳児保育については幼児教育無償化が目前にあり、公立幼稚園への3年保育のニーズがどれくらいあるのか、また現状でも混合保育となっている中で、3歳児保育用の部屋の増設が必要であるなど、課題も多く採択されなかった経緯があります。

また、出された提言を尊重し、定めた方針のとおり、休園措置は実施する考えであるとの見解の説明がなされました。

また、11月28日は市内全体の未就学の子どもたちの推移について伺うため、福祉課長に市内の子どもたちの就園状況等の説明を求めました。

日吉地域の未就学の就園状況は幼稚園2園、認定こども園2園、保育園6園に就園しており、日吉地域にはゼロ歳から5歳までの子どもたちが106人おり、そのうちの4人が日吉小附属幼稚園に通っており、ほとんどが保育園か保育園部分のある認定こども園に就園している現状であり、幼稚園へのニーズ2割程度の現状であることがわかりました。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、日吉地域の出生数はどうかとの問いに、5歳児が27人、4歳児28人、3歳児23人、2歳児24人、1歳児27人、ゼロ歳児16人であるとの答弁。

委員より、平成29年には2人となっている。運営状況はどうだったのかとの問いに、一定規模を有さなくてはならないのだが、休園について検討中であったため2人で続けたとの答弁。

委員より、地元に対して休園措置の周知はしたのかとの問いに、昨年も15人未満ならば休園となると周知しているとの答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、質疑を終了、討論に付しましたところ、公立幼稚園の必要性は実感している。一方で、今回の陳情趣旨である2年連続で15人を下回った場合は休園することと、幼少連携できる日吉小附属幼稚園は教育モデルになることと、日吉地域で唯一の幼稚園であることの大きな3つが出された。

日吉地域では、3年連続で定数15人を満たない状況があった中で、入園者に対して場合によっては休園することを入園時に説明していることと、平成20年に日置市の公立幼稚園のあり方検討の中で、2年連続15人を下回った場合は休園ということで、これまで伊集院北幼稚園がこの趣旨に沿って休園している状況があるので、市として決めた内容は重視する必要があるので、この陳情を反対とする。

3年保育についても、昨年度12月議会に陳情が出され、本委員会では幼児教育無償化の動向を見ながら判断する必要があるとのことと採択していないので、引き続き三年保育については教育無償化の動向を判断した中で、難しいとあったので三年保育も不採択すべきと思うとの反対討論が出されました。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情は、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第8号「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書について、文教厚生常任委員会の審査経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議におきまして、当委員会に分割付託され、11月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、陳情者の招致を行い、担当課長の説明を求め質疑

を行い、討論、採決を行いました。

これから、本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

陳情者は、日置市日吉町日置の日置市公立幼稚園の存続の会代表田村香里氏、日置市立東市来幼稚園保護者会長中道加代子氏、日置市立飯牟礼幼稚園保護者会長山田奈緒美氏、日置市立日吉小附属幼稚園保護者会長松下由賀氏であります。

陳情趣旨は、日置市立幼稚園適正規模等基本方針の中の統廃合の考え方で、1園の園児数が2年連続で15人未満のときは統廃合を検討する部分の撤廃をお願いしますとのことでありました。

理由としては、15人の人数設定には平成23年度に文部科学省による幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究と他県の適正規模の状況を参考に策定されており、それは市内各地域の人口や幼児の人数、出生数に関連はなく、制定の根拠がない、ゆえに人数要件の撤廃をお願いするというものであります。また、このままでは公立幼稚園がなくなっていくと危惧されての陳情であります。

まず委員会では参考人招致を行い、陳情者のご意見を伺い、その後に質疑を行いました。

陳情者に対する質疑の主なものをご紹介します。

委員より、陳情者は適正規模の15人の撤廃を求めておられる。ならば、幼稚園の適正規模は何人と考えておられますかとの問いに、今実際園児5人と年少さん2人の7人でやっている。3人以上が集団・社会であると考え、2人でよいと考えるとの答弁。

また、委員より、日吉小附属幼稚園は飯牟礼幼稚園と連携して合同保育を行っていると言われたが、どのくらいの頻度で行っておられるのか、また送迎はどうされているのかとの問いに、毎週火曜日で月4回、先生が公用車で連れていかれているとの答弁。

委員より、二、三人でもいいと言われたが、小学生が休み時間に大勢やってきて遊んでおり、交流は毎日あると。また、飯牟礼幼稚園に毎週行かれているのは、同世代の子どもたちと交わることの大事さも感じられておられるのかとの問いに、園児が少ないので飯牟礼幼稚園に毎週行って同世代との交流も行っているとの答弁。

次に、教育委員会からの説明を求め、その後質疑を行いました。

初めに、日置市の公立幼稚園の園児数が合併時より平成20年度までは5歳児の年長のみ募集であり、70人程度であった。平成21年度からは4歳児の年中も加えて2年保育を開始してきた。伊集院北幼稚園が休園であったが、平成22年度からは100人を超える園児数となっている。しかし、平成25年度の107人をピークに年々減少し、平成30年度は72人まで減少しており、ピーク時比較30%以上の減少である。平成30年度の入園希望者は日吉附属幼稚園を含めて57人となり、平成30年度より15人減少している。

保護者の就労の増加を受けて長時間保育を実施している保育施設への需要の高まりにより、公立幼稚園の減少が起こっていると考えている。このような中、子どもにとって望ましい教育環境のあり方が問われており、公立幼稚園の保育のあり方や適正規模、適正配置が課題となっている。

教育委員会では、平成20年6月26日策定の日置市立幼稚園適正規模等基本方針により、日吉小附属幼稚園が平成26年度から2年続けて15人未満となったため、平成28年日置市立幼稚園運営検討委員会を設置し、少子化の中での幼稚園のあり方について調査・研究を行い、平成29年度に日吉小附属幼稚園については一定の集団規模による教育環境の必要性から、休園及び廃園をされた

いとこの提言を受けたところである。

この提言と日置市立幼稚園適正規模等基本方針により、平成30年度休園措置1年目とする、平成32年度の入園希望時が15人未満となったときは休園とするという日吉小附属幼稚園休園等方針を平成29年10月20日に設定した。ただし、平成31年度より休園措置1年目とするが、在園児は卒園までの1年間の入園を許可する。

また、文部科学省による共同性を養う適正規模については、3歳児は1学級に20人前後、4歳児、5歳児は21人から30人とされており、本市においても一定の教育規模が必要と考えて、1園において15人以上と定めているところである。同様の方針により、伊集院北幼稚園の休園、廃園となった経緯があるとの説明を受けた。

次に、主な質疑をご報告します。

委員より、陳情者から適正規模は2人という話が出たが、教育委員会の考え方はどうかとの問いに、教育委員会で15人と定めているのは文部科学省が示したのものもあるが、他市においては1学年15人とのくくりで決めている。本市においては、人口規模等も考慮して2学年合計で15人としたところであり、緩和しているとの答弁。

委員より、陳情者の話の中で、飯牟礼幼稚園と毎週火曜日に交流を行い、教諭が公用車を運転し連れていっているとあったが、これはどういうものか、もし教諭が交通事故を起こしたらどうなるのかとの問いに、教育委員会としては交流については認識していたが、毎週火曜日の実施は認識していない。公用車を使っての事故があった場合、保険で対応するが、毎週交流をやらなければならない理由が不明である。少人数でかわいそうだという気持ちが教諭にはあるようだとの答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが質疑を終了、討論に付しましたところ、平成20年

に日置市立公立幼稚園のあり方検討の中で、2年連続15人を下回った場合は閉園する基本方針が示されました。

これまでも、この基本方針に基づき伊集院北幼稚園が閉園になっている。陳情者からいろいろな意見もありましたが、やはり15人という基本的な線引きは必要であり、市としてはしっかりと基本指針に沿った形で公立幼稚園の運営が必要ではないかと考える。土橋、飯牟礼、日吉小附属幼稚園は10人を下回っている状況である。

当然ながら、2年連続15人を下回らない地域及び保育ニーズをどう生かしていくのかの必要性も感じているが、この基本方針はしっかりと守る必要があると考えての反対討論がありました。

このほかに討論はなく、採決の結果、陳情第8号「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書は、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終了いたします。

#### ○議長（並松安文君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

陳情第5号について発言通告がありますので、桃北勇一君の発言を許可します。

#### ○1番（桃北勇一君）

陳情第5号における委員長報告について質疑します。

この陳情は9月議会で出されていた陳情ですが、委員長報告のとおりだとヘルプマークの対する県の取り組みは意匠としてのヘルプマークの周知と、小さくヘルプマークが書かれているカードの配備です。陳情者は、希望する該当者へ東京都と同じようなものの無料配布と同時に市民への周知を求めています。希望されない方への配布はしません。

この件では、同僚議員の中にも陳情者へ直接会いにいった議員も数名います。その方々のお話を聞きましたが、委員長報告と陳情者の陳情書の内容で相違を感じます。なぜ、周知のみになったのか、陳情全部をなぜ採択できなかったのか、委員会での審議の様子をお示してください。

2番目に、陳情者本人の病と家族の障害のことは湿舌に尽くしがたい叫びと受けとめられます。陳情書を熟読した上での判断だったのでしょうか。どのような議論がなされましたか、伺います。

3番目に、委員会では県のつくるヘルプカードを待つて周知に取り組みたいと判断したようですが、ヘルプマークがJ I Sに登録されたり、先月高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたり、2020年東京オリンピックに向けてさまざまな障がい者への取り組みがなされる中、判断理由の一つである鹿児島県が取り組むヘルプカードとはどのようなもので、12月もそろそろ終わりますが、いつから期待した県の取り組みが始められる予定でしょうか。

以上の3点、委員会において議論されたり出されたりした意見など、審議の様子をお示してください。

#### ○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

1番議員さんのほうから、たくさん委員長報告に対する質問が出ましたので、1つずつお答えしていきたいと思えます。

まず、今回の本委員会での審査の内容では、まず担当課を呼んで説明を受けました。その際に、既にことしの平成30年6月に県議会の一般質問において県知事がヘルプカードを実施すると明言をされておられ、県が来年度ヘルプカードを作成して希望者への導入を計画していること。また、10月29日には鹿児島県ヘルプカード導入説明会も開催されたということで説明を受けました。

その中で、県の方針が示されて県は1点目にヘルプカードを導入したい。また、2点目、ストラップ付きのヘルプマークは、製造業者が限られている。3点目に、カードは支援が必要な旨の記載があり支援を受けやすい。4点目に、カードは裏面記載を活用できることとありました。また、東京都のガイドラインに沿って作成されたくまモンのデザインされた熊本県のデザインを模写し、くまモンのかわりに鹿児島県のぐりぶーを使うことの説明があったとすることで、さらに導入に向けた県の考えとしてカードに穴をあけることにより、マークとしての利便性も兼ねる点、マークよりもコスト削減が図れるため、今年度末からチラシやポスター等啓発に取り組みたい意向がある点が上げられました。

私たちは、自由討議の中で陳情者はあくまでヘルプマークを求めているという意見もありましたが、ヘルプマークとこのヘルプマークの意匠、小さなこのマークでございますが、その点について、カードにもこのヘルプマークの意匠が入っているということが、大きく今回話題になりました。どちらもヘルプマークという形をしたものであるという点でございます。県が導入するカードでよいのではという意見で委員会がまとまった経緯があり、周知については当然市としてもやっていかななくてはならないものなので、その点を一部採択ということで、今回は県が導入するものをまずは我が市でも使うということで、マークとしてはついているということで、我が委員会ではそのような話になりました。

また、陳情者の方が非常に厳しいいろんな病気をお持ちだということで、陳情書の中にも本人が強直性脊椎炎、いろいろな日常の作業が厳しいということ、また子どもさんがアスペルガーアスペクトラムの発達障害であると記されておりました。なかなかこの難病が聞きなれないもので、当局からも説明文が出ま

した。その中に参考資料として強直性脊椎炎というのは、腰痛だったり臀部だったり、胸だったり、また膝、股、足関節などが痛くなったり腫れたりする。そして、痛む場所もどんどん移動することが多い。安静にしているよりも体を動かしたほうが軽くなるが特徴だ。症状の進行に伴い、頸椎を含め脊椎の動きが悪くなって体が前傾ぎみとなったり、体をそらしたり、上を見上げたり、うがいをするとといった動作には支障が出る。原因不明のリウマチ性疾患で、指定難病271に指定されている病気であるということ。

また、アスペルガーアスペクトラムは自閉症の一つで、なかなか社会的関係を持つことができなかったり、コミュニケーションすることや、想像力と創造性の3つの分野の特性でいろいろな障害があるということで、そういったことも詳細な症状についての説明も文書でいただいたところであります。

私たち委員会でも決して、この陳情者がご本人も障害があり、子どもたちの将来についても非常に不安があるという部分は、重々理解をした上で審査をしたつもりでございます。

また、今回いつするのかということですが、県のほうは31年度にこれを実施していくということで今準備を進め、市町村の担当者に対しても説明会をされたということで聞いておりますので、県のことですから予算の関係もあると思いますが、多分県知事が明言をされておりますので、31年度には全県下におきましてヘルプカードが配備されるようになるのではないかとこのように思っております。

あと、大きさがどのようなものかというのは、先ほども報告の中で申しましたけども、運転免許証のようなサイズの中に、必ずこれはヘルプカードですよというのを書かないといけないということで、ほぼほぼ3分の2くらいはそういう文書とあとぐりぶーの認証がはいるということで、大まか3分の1のぐら

いのところに、縦型のヘルプマークの意匠が入るものだというふうな説明は受けております。

以上でございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

2回目の質問をします。1番目に、現在多くの自治体で取り組まれています、東京都以外の自治体の取り組み状況等についてどのような話し合いが委員会で持たれたのでしょうか。

2番目に、県が取り組もうとしているカードをつくるのはインターネット等で取り込んで印刷できるもので、予算がかからないわけですが、カードには指名、緊急連絡先、障害の内容、血液型、医療機関情報、禁忌情報と個人情報が入りますが、書き込まれます。流出が心配で利用しないことにつながり、普及にブレーキがかかるのではないかと思います。そのあたりの話し合いというのはどのようなことが出たのでしょうか、お伺いいたします。

#### ○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

お答えをしたいと思います。

これは、自由討議の中で出したことだと思いますけれども、東京都以外の自治体の取り組みというのは、まず東京都がつくられたものはガイドラインがきちんとできておりまして、ヘルプマークはこれ、色はこの番号、ヘルプカードもこのサイズ、横にしちゃだめとか、マークの形も、そういうことがきちっとガイドラインに載っておりますので、これを使ってするところは東京都のガイドラインに沿わないとだめですよというのは東京都がおっしゃっております。

以前、私も東京都にお電話したことがあるんですけども、例えば他県においては市町村や例えば県で、地元の間伐材を使った木にヘルプマークの意匠を入れてカードとして使っていたり、例えば紙をベースに上からラッ

ピングできるような形でヘルプマークとして使っているところもあるというふうに聞いていることは、自由討議の中でも出させていただきました。東京都はそれについては「ガイドラインに沿っていないものなので、東京都のものとは別物という扱いをいたしておりますので、何ら東京都がこのヘルプマークはおかしいとかいうことをいうところにはないので、そこは自由にやっていただいております。あくまで、東京都と同じものをつくるのであればガイドラインに沿っていただきたい」というふうな話が出ていました。

また、カードになると後ろに病名やいろいろな詳細な親の電話番号が書いていたり、障害の内容とかも書いてあるということで、個人情報流出についてのご意見でございましたが、私たちはこの点については余り意見というものはほとんど出なかったなという感じですね。そもそもこういう免許証のカードでございますので、大人の方が持たれる場合はお財布などに入れることもあります。本当にいざ避難所に行ったときには出さないといけなかなと思っておられる場合もありますし、子どもたちはかばんなどに下げたりすることもあるのかなというくらいの話は出ましたが、個人情報の流出についてはうちの委員会ではそのような話には至っておりません。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

陳情者は、周囲へマークを見て気づいてほしいという陳情理由として上げています。今、ここに委員長が今まで述べられたヘルプカードが私のところにあるんですけど、これが熊本県のヘルプカードです。免許証サイズじゃなくてちょっと大きめですけど、鹿児島県が取り組もうとしているのは、恐らくこの北海道のヘルプカード、これぐらいの大きさになります。とてもじゃないけど、このマークが多分認識できないと思います。果たしてこ

れで周囲の方に認識してもらえるのかどうか、カードのヘルプマークの大きさはどれくらいの距離から認識できるのか。市単独でもこれに取り組もうという話はなかったのか、市民の思い、陳情者の思いを形にする議会として、議論ができたのかどうか最後にお聞かせください。

#### ○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

本当に陳情者はヘルプマークを求めておられました。担当課からいろいろ話が出た部分も同じ時期に県がヘルプマークの意匠のついたヘルプカードを出すということ、いろいろと説明をしてくださいました。やっぱりこのヘルプマークという部分にちょっと若干いろいろと話が錯誤した部分もあります。これマークっていうんじゃないか、これでいいんじゃないかという部分もあったり、いやいやヘルプマークというものはそもそもこういうヘルプマークのみだけのもなんですよという部分やら、いろいろと委員会の中では意見も出ました。やはり、大きさ小ささについてもカードになると、免許証サイズなので本当に小さいですねという意見も確かに出ておりました。

ただ、やはり委員会としては皆さんが最終的に合意できた部分は、県が重い腰を上げて、やっとヘルプカードをつくる、その中にはマークの意匠も入るので、これが配備されるのであれば、コストの面も考えて県のもの導入を我が市でも受けれていってはどうかということで、そのようなことで大きさについてはこれで十分であるという意見は出ておりませんが、若干見にくいよね、小さいよねという声は意見として出ておりましたが、最終的にはヘルプカードが出ないのであれば、まだ状況が違ったと思いますけども、県がそれを県知事が決めておられたということで、もういよいよ進んでいくという部分があったので、それでよかろうかなというような

皆さんのご意見でまとまったところです。決して、このヘルプカードに入っているマークは大きくて見やすいよねというような意見は全く出ておりませんでしたので、ご報告させていただきます。

**○議長（並松安文君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○14番（山口初美さん）**

陳情第6号について、私通告はしておりませんが、委員長の報告の中になかったことをお聞きしたいと思います。

三年保育の実施については、既に私立の幼稚園ですね、伊集院幼稚園だとか、随分前から三年保育をやっているわけなんですけど、そのことについての議論はなかったのか、1点。

それから、市内の保育園に入りたいというふうに申し込んでも、定員がいっぱいで入れないというようなことをたびたび私は耳にすることがあるんですが、このような議論はなかったのか。また、私立の幼稚園でも入園申込書が多くて抽選になっているところがあると聞いておりますが、くじ引きで入れたり入れなかったりするそういう子どもたちがいるわけです。抽選に漏れた子どもたちの受け皿として、公立の幼稚園がやっぱり必要だというような声もあるんですが、このような議論はなかったのか伺います。

**○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）**

1つは3年保育についてのことで、もう一つは何とおっしゃいましたか。ごめんなさい。公立幼稚園が受け皿になるというのと、もう一点は何とおっしゃいましたかね。

**○14番（山口初美さん）**

保育園が定員がいっぱいで入れない、そういう。

**○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）**

保育園が定員がいっぱいですね。すみません。三年保育については、昨年度出た陳情の中で、私たちは幼稚園を全部訪問をいたしま

した。そのとき、日置小附属幼稚園は行っておりませんが、残る3つの園にいきまして、そこで園長先生、また幼稚園教諭のお話も伺ったところであります。

今現在、二年保育が実施されておりますが、実質1つの部屋でちゃんと4歳児さんの保育、5歳児さんの保育ということもあるところが東市来ではあるんですけど、たまたま私たちが行ったときは、それも合同保育になっていました。40人弱の子どもたちでございますので、合同保育も可能なわけでした。その中で言われてきたのは、1つは幼児教育の教育内容について、4歳児、5歳児はなんとか合同保育ができる部分で合同保育をしているところ、そして人数が少ないので、合同保育をせざるを得ない状況で4歳児、5歳児さんは合同保育をされておりました。

だけど、そこに3歳児さんとなると、非常にこの成長過程が全然違いますし、うちも幼児教育のカリキュラムも全然違ってくるので、ここを一緒に合同保育するということが困難であるということが示されました。もしするのであれば、別に部屋を設けて別に教員を雇って、3歳児さんは3歳児さんだけで三年保育をしていただかないと無理であるということが出ましたので、私たちは前回の陳情の時にお預かりはよかろうと。園の先生たちがいらっしゃる時間内であればお預かりは何とかできそうですよという声を受けて、そこは採択した経緯がありますので、まだ私たちの委員会のおきに出された陳情でございましたので、今回特別に日吉の幼稚園にだけということ、もう前回お答えしていますよねということで、ここはもうそのまま障りなく進みました。

あと、保育園に入る部分が少ない。その辺は、今回私たちのところは幼稚園の陳情で出ておりましたので、保育園に関しては所管外でありました。幼児教育は文部科学省のもと

でやっておられますので、教育委員会のほうに担当課として来ていただきましたので、このときはですね。ですので、保育園については全く情報もいただいておりませんし、陳情者もこのときは日吉に出向いて日吉支所の中で参考人招致はしませんでしたけれども、皆さん傍聴に来ておられましたので、委員長の権限で傍聴者の発言も許可をして、陳情の趣旨などいろいろな思いも語っていただくところまで、しっかりと丁寧に私たちもやってきたつもりでございますが、保育園については全く触っておりません。

また、公立幼稚園が私立幼稚園の受け皿になるということも、このときにはそういうお話もありませんでしたし、受け皿に現実なっているのであれば、15人は割らないのではないか、そういう考えもございます。ですから、実際その辺のところ、実際あるのであれば、実際公立幼稚園はもう埋まっていっているのかなということもありますが、今のところ埋まっていないのが現状であるというような話で、そんなに皆さんとたくさん話し合いをした経緯はございません。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

これから陳情第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書のうち

「2、学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求めます」の部分の採択であります。陳情第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書のうち「2の学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求めます」の部分は、採択することに決定しました。

次に、陳情第6号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情に賛成討論を行います。

陳情の趣旨は、日吉小附属幼稚園の休園措置の廃止、それから2つ目の日吉小附属幼稚園において来年度以降園児を増加させ園継続のために三年保育の特別な実施をお願いしますというもので、このことにつきましては500名を超える署名も教育長に提出されております。私は、この陳情の趣旨に賛成です。日吉地域には幼稚園は日吉小附属幼稚園しかありません。休園そして廃園となれば、地域の保護者にとって文部科学省所管の管轄の幼稚園と、厚生労働省管轄の保育園の選択肢がなくなります。保護者が子どもに受けさせたい就学前教育の選択の自由がなくなってしまう。

現在、日置市は他市他県からの移住定住を掲げています。移住者として家を探したり、特にこれから家を新築する人は子どもを幼稚園や保育園、小学校に通わせる若い子育て世

代が多いと考えられます。その場合、移住定住の条件として探すものがまず教育環境です。住む場所に子どもの通う教育施設があるか否かは、そこに住めるか住めないかの選択になります。

日置市は鹿児島市に隣接しており、通勤圏内のため鹿児島市内からのベッドタウンとして人口増も十分考慮に入れています。ただし、それは教育施設が整っていることが必須の条件となります。教育施設である幼稚園は、貴重な日置市の財産で、それがあつて将来の日置市に大きくかかわっていきます。幼稚園を、公教育の体制の中の施設として認識し、保育の充実のため市が責任を持って直接教育指導し、保育充実のため三年保育を実施することが重要だと私は考えます。

以上、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、坂口洋之君の反対討論の発言を許可します。

**○17番（坂口洋之君）**

陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情について反対の立場で討論いたします。

今回の陳情については、平成20年に施行されました公立幼稚園適正規模等基本指針の中で、2年続けて15人未満の場合において、休園措置を実施するとの方針が示され、日吉地域においては平成26年から日吉附属幼稚園は12名、10名、7名、2名、そして30年度が5人の園児数の推移となっている現状があります。平成29年10月に日置市幼稚園適正化検討委員会は、一定の集団規模による教育環境が必要なことから、休園を検討されたいとの諮問のもとに、10月に教育委員会として休園とする方向性が示されており、保護者にも周知している現状もあります。

これまでも、旧伊集院北幼稚園はこの指針に基づき、平成18年に休園となり、平成23年で廃園となっています。

委員会としても、委員の報告のとおり日置市の出生数、幼稚園、保育園のニーズ等について十分調査をし、また来年10月から3歳から5歳の幼児教育無償化の状況やその後の影響を調査をし、来年10月からの無償化の影響による保育ニーズの把握が必要であることや一定規模の集団教育の必要性が必要であるとの見解の中で、極めて少数の幼児教育では本来の幼児教育に適さないとの決断となりました。

また、本市においては伊集院中心地の子どもがふえる中で、周辺部の子どもが減っている状況一部民間保育園では定数を下回っている状況と勘案しながらの判断です。保護者に対しては、これまで入園時に日置市の基本指針に基づき休園の措置について周知されての入園と理解します。三年保育については来年10月からの幼児教育無償化の動向を注視しながら、幼児教育のニーズを把握する必要がある中で判断すべきであり、今回の内容についても委員会では、現時点では採択に至らなかった経緯もあります。公立幼稚園は必要であると私は考えます。

少子化と保護者の保育ニーズの変化で新たな形も必要ではないかと考えます。陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情については、原案について不採択であると考えます。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。本件に

対する委員長の報告は不採択です。したがって、この採決は原案について採決します。陳情第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立少数です。したがって、陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第8号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、陳情第8号「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」の人数要件の撤廃を求める陳情書に賛成討論を行います。

陳情の趣旨は、日置市立幼稚園適正規模等基本方針の中の統廃合の考え方で、1園の園児数が2年連続で15人未満のときは統廃合を検討するの部分の撤廃をお願いしますというものです。

日置市立幼稚園適正規模等基本方針の中で、1園の園児数が2年連続で15人未満のときは、統廃合を検討するとありますが、この15人の人数の設定の理由、根拠は納得できるものではありません。市内各地域の現在の人口及び幼児の人数や出生数を見れば、それから考えますと15名はとても無理です。そのため、人数要件の撤廃をお願いしますという陳情は私は当然のことと考えます。このままでは、公立幼稚園がなくなってしまうという危機感があります。各地域の就学前教育の選択の自由が損なわれてしまわないように、これから先、一人一人の子ども幸せがあり、子育て世代が住みやすく教育施設の整った日置市であるように、あってほしいとの願いが込められた陳情であります。

私は、この幼稚園存続の運動に立ち上がったお母さんやお父さんたちに敬意を表し、人数が少ないからといって切り捨てるのではなく、一人一人の子どもたちを大切に育てる教育が求められているということを最後に申し上げ、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西園典子さんの反対討論の発言を許可します。

**○15番（西園典子さん）**

陳情第8号日置市立幼稚園適正規模等基本方針の人数要件の撤廃を求める陳情に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

これは、第7号の部分と重なる部分がございますので、重なるところはできるだけ省いて討論をいたします。（「第6号」と呼ぶ者あり）6号と重なる部分がありますので、そこは除きたいと思っております。

まず、討論の前に、日置市立幼稚園をこれほどまでに大切に思っていた皆様方に、心から感謝申し上げたいと思っております。これもひとえに子どもたちの健やかで豊かな成長を願う保護者や地域、当局を初め、直接かかわった教職員の皆様方の努力のたまものであり、敬意を表します。この件は今日、目まぐるしく変わる時代と人口減少の中で、一層重要性を増しながらも、分岐点に立つ幼稚園教育がどうあるべきかという視点で判断すべきでもあると思っております。

私は、先日、いちき串木野市にある家庭的保育施設という小規模の認可保育施設を見学に行きました。そこは、家庭で2歳以下の子

ども5人を、保育士資格のあるご夫婦とその他職員で保育しておられました。子どもの大半は少子でしたが、保育者の子供とも兄弟のように遊んだり、5人が5人、それぞれが個性豊かに、活発に過ごしておりました。

そこで私が感じたのは、子どもは周囲の心配をよそにどんどん発達する能力をそれぞれ持ち合わせているということ。また、子どもは親兄弟との家庭から段階的に外へ出て行って、さまざまな人格とのふれあいや体験を通して成長していくものであると実感させられたのです。幼くても仲間たちと遊びや、けんかや、失敗を繰り返しながら、たくましく個性豊かに成長していくものであります。

幼稚園は、学校教育法の幼稚園教育要領によって行われ、指導要領では他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養うとし、子どもの個性に応じて援助することによって、集団の形成過程、協働性の育ちを期待する。つまり、子どもたちは集団の形成過程と協働性を学ぶことによって、小学校へと続く生きる力の基礎を幼稚園で学んでいくということで、つまり、幼稚園は社会への最初の扉を子ども自身の手で開けさせる場であるとも言えましょう。

そのためには、一定の集団規模が必要ということになります。日置市立幼稚園適正規模基本方針では、地域性も考えて4歳児からの入園、35人定員では園児総数20人以上、定員70人の園では総数40人以上を目標としております。

しかし、進む少子化や保護者の就労形態の変化、また政府が提案している保育料無償化などの影響等で、年々入園者が減っております。

日置市立幼稚園適正規模等基本方針で、園児総数が2年続けて15人未満のとき統廃合の検討が始まるようになっており、伊集院北幼稚園においては平成17年と18年に15人以

下が続いたため、検討委員会から答申を受け、平成23年に廃園となった経緯があります。

このように、地域情勢も考えながら、慎重に入園の状況を把握しながらも、やむを得ず廃園の結果と至っております。

日置小附属幼稚園の場合も、平成28年から15人を下回り、30年5月現在、利用者5人という現状で運営されております。学校に子供を送り出す手前の幼稚園、その教育の役割の大切さと重大さを鑑みれば、適切な集団規模の必要性は当然であります。よって、2年保育の1園15人を下回らないという要件を撤廃するという事は、先ほどから申し上げているように、子どもの協調性と、その形成過程や育ちの学びを狭めることになってしまい、教育的に認めるということではできません。それで、反対をいたします。

しかし、つけ加えて申し上げたいことがあります。この陳情は、急速に進む人口減少・少子化の進行によって生まれた悲しい出来事の一つでもあります。当局においては今後も進む現状に振り回されず、人口減少を乗り切るためのビジョンを確保することを望みます。

また、陳情者は公立幼稚園が一人一人を大切にするため、きめ細かな教育と特別支援の大切さを存続の理由に挙げておりました。この思いは、教育委員会がみずから出している公立幼稚園の方向性の日置市内の幼児教育の充実、特別支援教育の推進と合致するものであります。教育委員会におきましては、公立幼稚園の存続に関係なく、こうした陳情者の思いを日置市内公立、私立、幼児教育において大切に生かし、一層の充実を強く求めます。

また、陳情者の皆様方にもお伝えしたいことがあります。

皆さんの納めていただく税金は、公平・公正にみんなが納得できる使われ方をせねばなりません。また、こうした人口減少社会を生んだ背景には、女性や母親たちの人権や思い

が十分生かされてこなかった時代の流れに一因あるとも思っております。

現在、政治離れ、無関心層が多い中、勇気を持って思いを届けたいと、幼い子供を連れながら何回も足を運び、立ち上がった皆さんの勇気と根性に感動もしております。皆さんの思いは今回、認めることはできなくても、社会は立ち上がる母親や女性たちを待ち望んでおります。今後、母親、女性としての地位や思いを社会に反映させるよう、学習や実践を重ね、力をつけて、子どものため、社会のため、いつかまた頑張ってくださいことを心より期待して、反対討論といたします。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。本件に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、採決は原案について採決します。

陳情第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立少数です。したがって、陳情第8号日置市立幼稚園適正規模等基本方針の人数要件の撤廃を求める陳情書は不採択とすることに決定しました。

---

△日程第24 陳情第7号情報通信環境  
（ブロードバンド環境、  
携帯電話の未受信地域解  
消）の整備促進を求める  
陳情書

**○議長（並松安文君）**

日程第24、陳情第7号情報通信環境（ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解

消）の整備促進を求める陳情書を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

**○総務企画常任委員長（下御領昭博君）**

ただいま議題となっております陳情第7号情報通信環境（ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消）の整備促進を求める陳情書につきましては、11月26日の本会議におきまして、本委員会に付託され、11月28日に全委員出席のもと委員会を開催し、企画部長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

この陳情書の提出者は、日置市伊集院町上神殿、上神殿自治会会長木下潮比兒氏ほか4名からであります。

陳情の趣旨につきましては、近年のブロードバンド環境は、スマートフォン等の情報端末が普及するとともに、インターネットを利用したサービスや情報提供は充実し続け、一般市民の日常生活に必要不可欠なものとなっている。

各自治会においては情報通信環境の課題として、ブロードバンド環境の未整備や、上神殿地域では携帯電話の未受信地域があり、住民の生活に不便を来している現状である。

自治会としても、移住・定住等を活用した人口増加等地域の活性化を図るためには、今やブロードバンド環境の整備、携帯電話の未受信地域の解消整備は大変重要なことと考える。

以上のようなことを申し上げ、事業者等への支援等、情報・通信基盤の促進を強く要望するものです。

陳情事項として、1、ブロードバンド環境の整備、2、携帯電話の未受信地域の解消整備であります。

企画課課長より要望内容に対する説明では、ブロードバンド環境整備については、高度無

線環境整備推進事業の補助金を活用しながら、2021年度に向けて通信事業者との協議を進めていく。携帯電話の未受信地域解消については、不感地域ではなく、屋内の電源が弱いといった症状のようで、各携帯電話会社での屋内アンテナ等で解消するものとする。

ブロードバンドの今後の対応として、通信事業者との協議を進めながら、現時点では、2019年度、平成31年度で事業計画の作成、2020年度で予算化及び補助要望の申請、2021年度で事業実施、2022年度で光ブロードバンド開通。

上記のスケジュールを想定している、とのことであった。

委員からの主な質疑を申し上げます。

委員より、情報通信基盤整備事業の補助率については50%で、市の負担については過疎債等で15%となると思うが、伊集院の中川は過疎債が該当するのか、との質疑に、永吉については過疎債で対応できると考えている。中川局については過疎債は該当しないので、上神殿が辺地になるので、辺地債が該当すると思うが、まだ確定していない。情報通信整備部分では合併特例債で該当すると思うので、財政部門と協議中である、と答弁。

委員より、連盟で陳情書が出されていることから、現状や今後の対応について説明会を行う考えはないか、との質疑に、要望書をいただいたときに、自治会長へは今後の対応については内容を説明してある。今後、具体的な整備という段階になれば、自治会への説明を行っていく、と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑終了後、休憩に入り、委員会による自由討議を行いました。

委員会でも出された意見の結果は、当局の説明で理解し、国の補助事業を有効に活用し事業を推し進めていくべきである、との全委員の意見でありました。

自由討議を終了し、その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、陳情第7号情報通信環境（ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消）の整備促進を求める陳情書につきましては、全会一致で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから陳情第7号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第7号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号情報通信環境（ブロードバンド環境、携帯電話の未受信地域解消）の整備促進を求める陳情書は、採択することに決定しました。

---

△日程第25 議案第90号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第26 議案第91号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

## ○議長（並松安文君）

日程第25、議案第90号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第26、議案第91号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

議案第90号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額、宿日直手当の限度額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第91号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勧案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件、内容につきましては総務企画部長に説明させますので、御審議をよろしくお願いたします。

## ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第90号日置市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額、宿日直手当の限度額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、改正するものでございます。

それでは別紙をごらんください。

まず、第1条による改正ですが、第20条第1項に規定してあります宿日直手当の限度額を4,200円から4,400円に引き上げます。

次に、第26条第2項第1号は、職員及び管理職員の勤勉手当の支給割合を、第2号は再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の5引き上げるものでございます。

民間の支給状況等を踏まえ0.05月引き上げる内容で、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に反映いたします。

第26条第5号は条文整備になります。

次に、別表第1、ア、行政職給料表の改正です。人事院勧告に準じ、民間給与との間に差があることを踏まえまして、給料表水準で平均0.2%を引き上げるもので、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層については1,000円程度、その他については400円を基本に改定し、1.1%から0.1%引き上げるものでございます。

ページをめくっていただき、イ及びウの医療職給料表は、行政職給料表との均衡を基本に人事院勧告に基づき改正するものでございます。

続きまして、第2条による改正ですが、第23条第2項は期末手当の支給割合を均等に振り分けるもので、一般職員は6月支給分の100分の122.5、12月支給分の100分の137.5をそれぞれ100分の130に、管理職員は6月支給分の100分の102.5、12月支給分の100分の117.5をそれぞれ100分の110に改正し、第3項は再任用職員の期末手当の支給割合を均等に振り分けることについての適用条文の改正になります。

次に、第26条第2項第1号の改正は、第

1条において100分の5引き上げた勤勉手当の支給割合を6月と12月の支給割合に均等に振り分けるもので、一般職員は100分の90を100分の92.5に、管理職員は100分の110を100分の112.5に、第2号についても同様に100分の5引き上げた支給割合を均等に振り分けるもので、再任用一般職員は100分の42.5を100分の45に、再任用管理職員は100分の52.5を100分の55へ改正するものでございます。

附則としまして、第1条は施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条の改正規定は平成31年4月1日から適用するもので、第1条による改正後の給与条例の規定は平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。

附則第2条は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払とみなすものでございます。

附則第3条は、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委ねることを定めたものでございます。

今回の改正によりまして、一般行政職を例に申し上げますと、職員の給料月額が0.09%から1.02%、400円から1,500円引き上げられ、平均は0.21%、650円で、その月額は28万4,000円になります。

手当の引き上げ額の平均は、期末手当1,678円、勤勉手当が1万8,536円、その総額は863万4,000円でございます。

一般行政職員の給料と手当の平均引き上げ額は年額2万7,000円となります。

続きまして、議案第91号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の市職

員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、改正を行うものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

第1条は市長、副市長及び教育長に、第3条は市議会議員に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の177.5へ、100分の5引き上げるものでございます。

また、第2条、第4条につきましては、第1条、第3条で改正しました期末手当の支給割合を6月と12月に均等に振り分けるもので、6月支給分の100分の157.5、12月支給分の100分の177.5をそれぞれ100分の167.5に改正するものでございます。

附則につきましては、第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条、第4条の規定に係る分につきましては、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第2号として、第1条、第3条の改正規定について、平成30年12月1日から適用するものでございます。

第3項、第4項につきましては、期末手当の内払を指定し、改正前の規定に基づき支払われた期末手当は改正後の規定による期末手当の内払とみなすものでございます。

この改正によりまして、市長等の期末手当につきましては12万3,000円、共済費で1万7,000円、市議会議員の期末手当で38万7,000円が影響することになります。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第91号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第91号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定に準じて市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるために条例の一部を改正することに、私は反対です。厳しい年の瀬を迎えている市民の理解は得られないと考えます。

簡単ですが、以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第91号に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第91号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第27 議案第92号平成30年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第28 議案第93号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第29 議案第94号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（並松安文君）

日程第27、議案第92号平成30年度日置市一般会計補正予算（第7号）から日程第29、議案第94号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第92号は、平成30年度日置市一般会計補正予算（第7号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,477万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億5,272万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置と、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げたこと等に伴う予算措置のほか、ふるさと納税の寄附額の増加に伴う報償費や委託料の増額、経営体育成支援事業費、農業・農村活性化推進施設等整備事業費の追加内示に伴う予算措置で、所要の予算を編成いたしました。

歳入では、県支出金で、経営体育成支援事業費県補助金及び農業・農村活性化推進施設等整備事業費県補助金の増額により384万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附と指定寄附を合わせて1億5,000万円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により9,092万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、給料、勤勉手当など1,505万1,000円を増額計上いたしました。

総務費では、ふるさと納税に係る報償費、委託料、積立金の増額により2億2,500万円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、経営体育成支援事業費の補助金の増額により326万9,000円、農業・農村活性化推進施設等整備事業費の増額により145万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第93号は、平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,648万6,000円とするものであります。

歳出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、給料、勤勉手当など10万円を増額計上し、予備費を10万円減額いたしました。

次に、議案第94号は、平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8億5,080万4,000円に、収益的支出27万9,000円を追加し、総額を8億3,564万2,000円とするものであります。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を1億6,332万7,000円に、資本的支出は11万円を追加し、総額を4億4,323万4,000円とするものであります。

支出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、給料、勤勉手当などの増額をそれぞれ計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（並松安文君）

これから3件について、一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、田畑純二君の質疑を許可します。

#### ○20番（田畑純二君）

私は、議案第92号平成30年度日置市一般会計補正予算（第7号）について、質疑をさせていただきます。答弁する担当課長は、

できるだけ細かく、具体的に、わかりやすく、誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の3ページ、2款1項3目8節報償費、その他報償費、ふるさと納税推進事業費、ふるさと納税者に対する特産品ほか実績見込みに対する補正3,000万円。同じく13節実績見込みを伴う補正4,500万円。同じく次の4ページ、2款1項5目25節まちづくり応援基金積立金、実績見込みを伴う補正1億5,000万円の3つについてであります。

これらの各々の個性的な補正額の具体的内容、金額もそれぞれありますけれども、大体予想はつくんですけれども、できるだけ詳しく、わかりやすく、もう1回、具体的に、この内容と金額の算出根拠をお示してください。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

今回の補正予算に至る経緯でございますけれども、ふるさと納税の歳入を12月補正予算で5,000万円追加いたしまして、寄附額を6億円ということで補正のほうを計上したところでございます。

このような中、11月末で寄附金の総額が既に6億円を超えたということでございまして、これにつきましては総務省のほうから責任と良識ある対応というようなこと、返礼割合を速やかに見直すようにという要請があったところでございまして、11月1日から返礼品の割合を5割から3割に引き下げたものでございまして、10月末までに駆け込みの寄附が殺到いたしまして、10月の1カ月間で昨年度の6倍、3億円という想定を超える寄附があったことが主な原因となっております。

12月以降の寄附額につきましては、返礼割合の3割に引き下げたということの反動と不確定な要素もございまして。昨年度の12月以降の寄附額の概ね50%の1億5,000万円を今回、歳入予算で追加計上するものでござ

います。

この1億5,000万円に係る経費といたしまして、ご指摘ございました報償費を3,000万円ということ、これについては返礼品の送料でございます。

次に、委託料につきましては4,500万円でございますが、楽天等のインターネットサイトのマージンの手数料、また管理運営会社への委託料、合計支出のほうで申し上げましたのは7,500万円でございますけれども、これまでの返礼品の発注実績をもとに計上しているものでございます。

最後に、25節の積立金の関係でございます。基本的に当該年度の寄附は、まちづくり応援基金のほうに積み立てるということでございます。翌年度に保健・医療、あるいは福祉・教育・文化等の財源に活用いたします。今回、歳入の補正1億5,000万円と同額を基金のほうに積み立てるというものでございます。

以上でございます。

#### ○20番（田畑純二君）

一応、このふるさと納税についてちょっとお聞きしたいんですけど、具体的に。

例えば、どこの地方から、例えば関西か、関東からか、九州管内か。どこの地域の方が大体1人当たりどのぐらいの金額で、一番最高の金額はいくら、最低の金額はいくら、平均したらいくらとか、その増減傾向はどうかとか。そこら辺もうちょっと詳しくお示しいただきたい。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

どこの地域の方がというようなことでございますけれども、これにつきましては全国各地の方々から、北は北海道から沖縄に至るまでの方々が寄附をさせていただいて、毎回寄附をしていただけるんですけれども、今年度について、例えば10回目でございますとか、それぞれ季節に応じた寄附をしてくださった

りということ。

最高につきましては100万円の寄附をいただいているのが最高額かというところでございます。

以上でございます。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、このふるさと納税について、この日置市出身の方が対象になると思うんですけど、そのPRの仕方ですね、PRの仕方。その今までやってきたPRの仕方と、それから今後、どういう効果的な、納税者に対するPRの仕方をやっていくか。そこら辺をもうちょっと詳しくお聞かせください。

それと、そのふるさと納税の内容の使い方を、具体的にもうちょっとどういうふうにしてやっているのか、例えば返礼品とか、もうそういうのもあるんだけど、そのこと、もうちょっと詳しく。一応、もう3問目で、これで終わりにしますけど。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

PRの仕方につきましては、インターネットサイトのほう、楽天、あるいはふるさとチョイス、それと関東、あるいは関西に郷土会の方々にも機会を捉えてPRをやっているところでございます。

#### ○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第92号について討論を行います。

ます。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○14番（山口初美さん）

私は、議案第92号に反対討論を行います。

先ほどの議案第91号の条例改定が盛り込まれた補正予算ですので、認めることはできません。

市職員の分については賛成です。しかし、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員のものについては反対をいたします。市民の理解は得られないと考えます。年金は削られ、受け取る年金は少なくなり、年金暮らしの高齢者の暮らしはますます厳しくなっています。非正規で働く人たちはボーナスもなく、夫婦で共働きをしても物価は上がり、子どもの教育費などの負担は重く、余裕のない暮らしです。貯金もない状況です。このような例はほんの一部ですが、市民は厳しい年の瀬を迎えており、本予算に対する市民の理解は得られないと考えます。

以上、反対討論といたします。

#### ○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第92号に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第92号平成30年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第93号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第94号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第30 閉会中の継続審査申し出について

**○議長（並松安文君）**

日程第30、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいと申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長

からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

---

△日程第31 閉会中の継続調査申し出について

**○議長（並松安文君）**

日程第31、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいと申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

---

△日程第32 議員派遣の件について

**○議長（並松安文君）**

日程第32、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第33 所管事務調査結果報告について

**○議長（並松安文君）**

日程第33、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。各常任委員会の所管事務調査結果報告は、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の所管事務調査結果報告は、市長へ送付することに決定しました。

---

△閉 会

**○議長（並松安文君）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求めておられますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、平成30年第4回定例会は、11月26日の招集日から本日の最終本会議までの26日間にわたり、補正予算の専決処分に係る承認を初め、南薩地区衛生管理組合規約の変更、市道の路線の認定、日置市東市来総合福祉センターほかに係る指定管理者の指定、平成30年度の一般会計補正予算、特別会計補正予算など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

なお、審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めるとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、これから寒さの一段と厳しい季節を迎えますので、ご自愛の上、ご活躍を心からご

祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

**○議長（並松安文君）**

これで、平成30年第4回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 坂口洋之

日置市議会議員 大園貴文